

水俣市議会会議録

平成30年12月第4回定例会（11月30日招集）

水俣市議会事務局

平成30年12月第4回定例会（11月30日招集）会期日程表

（会期 11月30日から12月20日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月30日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 29年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	12月1日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	2日	日			市の休日（日曜日）
4	3日	月			議案調査
5	4日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	5日	水			議案調査
7	6日	木			議案調査
8	7日	金			議案調査
9	8日	土			市の休日（土曜日）
10	9日	日			市の休日（日曜日）
11	10日	月			議案調査
12	11日	火	午前9時30分		本会議
13	12日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（田中 陸君・桑原一知君・牧下恭之君・ 小路貴紀君）
14	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君・塩崎達朗君・岩阪雅文君） 議案質疑 委員会付託
15	14日	金	————	委員会	委員会
16	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	16日	日			市の休日（日曜日）
18	17日	月	————	委員会	委員会
19	18日	火		休 会	議事整理日
20	19日	水		休 会	議事整理日
21	20日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成30年11月30日（金） ——— 1 日目 ———

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第91号 専決処分の報告及び承認について	4
専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	
日程第4 議第92号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第5 議第93号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	6
日程第6 議第94号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	10
日程第7 議第95号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	10
日程第8 議第96号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	11
日程第9 議第97号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	12
日程第10 議第98号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	13
市長の提案理由説明	14
日程第11 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから 日程第17 議第89号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について まで7件に関する委員会の審査報告	16
○総務産業委員長の報告	16
○厚生文教委員長の報告	18
○一般会計決算特別委員長の報告	20
委員会審査報告書	24
委員長報告に対する質疑	24

討 論	1 - 25
採 決	25
散 会	25

平成30年12月11日（火） —— 2 日 目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○岩村龍男君の質問	3
1 水俣川河口臨海部振興構想事業計画について	4
2 水俣市文化会館空調設備改修工事について	4
3 廃棄物処理行政について	4
4 水俣市立水俣第三中学校跡地について	4
市長の答弁	4
○岩村龍男君の再質問	5
市長の答弁	6
○岩村龍男君の再々質問	6
市長の答弁	7
教育長の答弁	7
○岩村龍男君の再質問	9
教育長の答弁	9
○岩村龍男君の再々質問	10
教育長の答弁	10
福祉環境部長の答弁	10
○岩村龍男君の再質問	11
福祉環境部長の答弁	12
○岩村龍男君の再々質問	13
福祉環境部長の答弁	13

教育長の答弁	2 - 14
○岩村龍男君の再質問	14
教育長の答弁	15
○岩村龍男君の発言	15
休憩・開議	16
○藤本壽子君の質問	16
1 第3次水俣市男女共同参画計画について	16
2 水俣市長崎地内太陽光発電所設置計画について	17
3 11月21日に行われた「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」の市民説明会について	17
4 グリーンスポーツみなまたの今後について	17
市長の答弁	17
○藤本壽子君の再質問	18
休憩・開議	21
市長の答弁	21
教育長の答弁	22
○藤本壽子君の再々質問	22
市長の答弁	22
副市長の答弁	23
○藤本壽子君の再質問	24
副市長の答弁	25
○藤本壽子君の再々質問	26
副市長の答弁	26
産業建設部長の答弁	27
○藤本壽子君の再質問	28
産業建設部長の答弁	29
市長の答弁	29
○藤本壽子君の再々質問	30
産業建設部長の答弁	31
休憩・開議	31
産業建設部長の答弁	31
市長の答弁	31

教育長の答弁	2 - 32
○藤本壽子君の再質問	33
教育長の答弁	33
○藤本壽子君の再々質問	34
市長の答弁	34
休憩・開議	34
○谷口明弘君の質問	35
1 9月議会で否決された水俣市文化会館空調設備改修に関する工事請負契約の締結について	35
2 水俣川河口臨海部振興構想について	35
3 仮庁舎とみなくるバスのバス停のアクセスの悪さについて	36
4 インフルエンザ予防接種の助成制度について	36
市長の答弁	36
○谷口明弘君の再質問	38
市長の答弁	39
○谷口明弘君の発言	39
産業建設部長の答弁	40
○谷口明弘君の再質問	42
産業建設部長の答弁	43
○谷口明弘君の再々質問	44
市長の答弁	44
総務部長の答弁	45
○谷口明弘君の再質問	45
総務部長の答弁	46
○谷口明弘君の再々質問	46
総務部長の答弁	46
市長の答弁	46
○谷口明弘君の再質問	47
市長の答弁	48
○谷口明弘君の再々質問	48
市長の答弁	48
休憩・開議	48

○高岡朱美君の質問	2 - 49
1 生活保護基準引き下げの影響と低所得者対策について	49
2 高校生までの医療費無料化について	49
3 水俣市のエネルギー政策について	49
4 廃プラスチック低減に向けた新たな取り組みについて	49
市長の答弁	50
副市長の答弁	50
○高岡朱美君の再質問	51
副市長の答弁	53
市長の答弁	53
○高岡朱美君の再々質問	54
副市長の答弁	55
市長の答弁	55
福祉環境部長の答弁	56
○高岡朱美君の再質問	56
福祉環境部長の答弁	57
○高岡朱美君の発言	57
市長の答弁	57
○高岡朱美君の再質問	59
市長の答弁	59
○高岡朱美君の再々質問	60
市長の答弁	62
福祉環境部長の答弁	63
○高岡朱美君の再質問	63
福祉環境部長の答弁	65
○高岡朱美君の再々質問	66
教育長の答弁	67
市長の答弁	67
散 会	67

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○田中睦君の質問	3
1 水俣病問題について	3
2 観光振興について	4
3 TPPの水俣市農業に及ぼす影響と対策について	4
4 小学校運動部活動の社会体育への移行について	4
5 学校教育問題について	4
市長の答弁	5
○田中睦君の再質問	5
市長の答弁	6
○田中睦君の発言	7
副市長の答弁	7
○田中睦君の再質問	8
副市長の答弁	8
○田中睦君の発言	9
産業建設部長の答弁	9
○田中睦君の再質問	10
産業建設部長の答弁	11
○田中睦君の発言	11
教育長の答弁	11
○田中睦君の再質問	11
教育長の答弁	12
○田中睦君の再々質問	12
休憩・開議	13
教育長の答弁	13
教育長の答弁	13

○田中睦君の再質問	3 - 14
休憩・開議	15
教育長の答弁	15
○田中睦君の再々質問	16
教育長の答弁	17
休憩・開議	17
○桑原一知君の質問	17
1 水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）の工事請負契約について	18
2 水俣市の地域公共交通について	18
3 健康増進とまちづくりについて	19
市長の答弁	19
○桑原一知君の再質問	19
市長の答弁	21
○桑原一知君の発言	22
総務部長の答弁	22
○桑原一知君の再質問	24
総務部長の答弁	25
○桑原一知君の発言	26
福祉環境部長の答弁	26
○桑原一知君の再質問	27
福祉環境部長の答弁	29
○桑原一知君の再々質問	30
福祉環境部長の答弁	31
休憩・開議	32
○牧下恭之君の質問	32
1 ワンストップサービス（総合窓口）について	32
2 ウォータークーラー設置について	32
(1) 公共施設について	
(2) 教育施設における熱中症対策について	
3 高齢者肺炎球菌ワクチンについて	33
市長の答弁	34
○牧下恭之君の再質問	35

市長の答弁	3 - 36
○牧下恭之君の発言	37
副市長の答弁	37
○牧下恭之君の再質問	37
副市長の答弁	38
福祉環境部長の答弁	38
○牧下恭之君の再質問	39
福祉環境部長の答弁	40
○牧下恭之君の発言	41
休憩・開議	41
○小路貴紀君の質問	41
1 水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）について	42
2 水俣川河口臨海部振興構想事業について	42
3 ドローンを活用した本市の活性化について	42
4 水道料金の支払い方法について	42
5 行政施策の進捗について	42
市長の答弁	43
○小路貴紀君の再質問	44
市長の答弁	47
○小路貴紀君の再々質問	47
市長の答弁	48
産業建設部長の答弁	49
○小路貴紀君の再質問	50
産業建設部長の答弁	52
○小路貴紀君の再々質問	52
産業建設部長の答弁	52
副市長の答弁	53
○小路貴紀君の再質問	54
副市長の答弁	56
○小路貴紀君の発言	56
水道局長の答弁	57
○小路貴紀君の再質問	57

水道局長の答弁	3 - 58
○小路貴紀君の発言	58
副市長の答弁	58
○小路貴紀君の再質問	59
市長の答弁	60
散 会	61

平成30年12月13日（木） —— 4 日 目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○野中重男君の質問	3
1 国民健康保険について	4
2 水俣市の財政事情について	4
3 水俣川河口臨海部振興構想について	4
市長の答弁	5
福祉環境部長の答弁	5
○野中重男君の再質問	6
市長の答弁	8
総務部長の答弁	8
福祉環境部長の答弁	9
○野中重男君の再々質問	9
市長の答弁	10
総務部長の答弁	11
○野中重男君の再質問	12
総務部長の答弁	12
○野中重男君の再々質問	13

総務部長の答弁	4 - 14
市長の答弁	15
○野中重男君の再質問	16
市長の答弁	17
休憩・開議	18
市長の答弁	18
○野中重男君の再々質問	18
休憩・開議	19
○野中重男君の再々質問	19
休憩・開議	19
市長の答弁	20
休憩・開議	20
○塩崎達朗君の質問	21
1 「水俣川河口臨海部振興構想」について	21
2 湯の児、湯の鶴の観光について	22
3 防災について	22
4 文化会館の改修工事について	22
市長の答弁	22
○塩崎達朗君の再質問	23
市長の答弁	24
○塩崎達朗君の発言	24
産業建設部長の答弁	25
○塩崎達朗君の再質問	26
産業建設部長の答弁	26
○塩崎達朗君の発言	27
総合政策部長の答弁	28
○塩崎達朗君の再質問	29
総合政策部長の答弁	30
○塩崎達朗君の再々質問	30
総合政策部長の答弁	31
教育長の答弁	31
○塩崎達朗君の再質問	32

市長の答弁	4 - 33
休憩・開議	33
○岩阪雅文君の質問	33
1 これまでの施策に対する基本的な考え方と具体的対応について	33
2 第六次水俣・芦北地域振興計画に対する具体的対応について	34
3 第6次水俣市総合計画の策定と具体的対応について	34
4 水俣市のスポーツ行政のあり方について	34
市長の答弁	35
○岩阪雅文君の再質問	36
休憩・開議	38
市長の答弁	38
○岩阪雅文君の再々質問	39
市長の答弁	40
休憩・開議	41
市長の答弁	41
休憩・開議	41
市長の答弁	41
総合政策部長の答弁	42
○岩阪雅文君の再質問	42
総合政策部長の答弁	43
○岩阪雅文君の再質問	43
休憩・開議	44
総合政策部長の答弁	44
市長の答弁	44
○岩阪雅文君の再質問	46
市長の答弁	46
○岩阪雅文君の再々質問	47
市長の答弁	48
教育長の答弁	48
○岩阪雅文君の再質問	49
休憩・開議	50
教育長の答弁	50

○岩阪雅文君の再々質問	4 - 51
教育長の答弁	51
休憩・開議	51
質 疑	51
日程第2 議第91号 専決処分の報告及び承認について	52
専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	
日程第3 議第92号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について	52
日程第4 議第93号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	52
日程第5 議第94号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	52
日程第6 議第95号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	52
日程第7 議第96号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	53
日程第8 議第97号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	53
日程第9 議第98号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	53
議案上程	53
日程第10 議第99号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について	54
日程第11 議第100号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	59
日程第12 議第101号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	61
日程第13 議第102号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	61
日程第14 議第103号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	62
日程第15 議第104号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	62
日程第16 議第105号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	63
日程第17 議第106号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	64
日程第18 議第107号 工事請負契約の締結について（水俣市文化会館空調設備改修工事）	64
市長の提案理由説明（議第99号から議第107号）	65
休憩・開議	67
質 疑	67
委員会付託	68
散 会	68

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
発言取り消し（小路貴紀君）	3
発言取消申出書	4
日程第1 議第91号専決処分の報告及び承認についてから日程第18陳第2号「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情についてまで18件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	8
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	12
討 論	12
採 決	12
日程第19 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	13
採 決	13
閉会中継続審査・調査申出書	14
議案上程	14
日程第20 議第108号 教育委員会委員の任命について	15
日程第21 議第109号 人権擁護委員候補者の推薦について	15
市長の提案理由説明	15
質 疑	16
討 論	16
採 決	16
日程第22 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	17
休憩・開議	18
市長のあいさつ	21
熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員被選挙人名簿	21

平成30年11月30日

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成30年11月30日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成30年11月30日午前10時00分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成30年12月20日午後0時3分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成30年11月30日（金曜日）

午前10時00分 開会

午前10時42分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総 合 政 策 部 長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福 祉 環 境 部 長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総 合 政 策 部 次 長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 次 長（松 木 幸 蔵 君）
総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第1号

平成30年11月30日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第91号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

第4 議第92号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第93号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

第6 議第94号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第7 議第95号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

第8 議第96号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第9 議第97号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

第10 議第98号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

第11 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

第12 議第83号 平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第13 議第85号 平成29年度水俣市一般会計決算認定について

第14 議第86号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第15 議第87号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

第16 議第88号 平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

第17 議第89号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成30年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査と

なっていた平成29年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成30年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、帆足総合政策部長、関総務部長、深江福祉環境部長、城山産業建設部長、本田総合政策部次長、坂本総務部次長、田中産業建設部次長、設楽政策推進課長、梅下財政課長、小島教育長、松本総合医療センター事務部次長、岩井水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において谷口明弘議員、中村幸治議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成30年12月第4回定例会（11月30日招集）会期日程表

（会期 11月30日から12月20日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月30日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 29年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	12月1日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	2日	日			市の休日（日曜日）
4	3日	月			議案調査
5	4日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	5日	水			議案調査
7	6日	木			議案調査
8	7日	金			議案調査
9	8日	土			市の休日（土曜日）
10	9日	日			市の休日（日曜日）

11	10日	月			議案調査
12	11日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	12日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	14日	金	————	委員会	委員会
16	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	16日	日			市の休日（日曜日）
18	17日	月	————	委員会	委員会
19	18日	火		休 会	議事整理日
20	19日	水		休 会	議事整理日
21	20日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第91号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議第92号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第93号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第6 議第94号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議第95号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議第96号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議第97号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 議第98号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第91号専決処分の報告及び承認についてから、日程第10、議第98号平成30年度水俣市病院事業会計補正予算第2号まで、8件を一括して議題とします。

議第91号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年11月30日提出

水俣市長 高岡利治

専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

専第13号

専 決 処 分 書

平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年9月30日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

平成30年9月30日の台風24号等による災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,988,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
17 繰入金		1,032,916	7,378	1,040,294
	1 基金繰入金	1,032,873	7,378	1,040,251
19 諸収入		376,786	447	377,233
	4 雑入	250,450	447	250,897
補正されなかった款に係る額		14,570,856		14,570,856
歳 入 合 計		15,980,558	7,825	15,988,383

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
8 消防費		611,948	2,019	613,967
	1 消防費	611,948	2,019	613,967
10 災害復旧費		140,957	5,806	146,773
	2 公共土木施設災害復旧費	95,035	5,806	100,841
補正されなかった款に係る額		15,227,643		15,227,643

歳 出 合 計	15,980,558	7,825	15,988,383
---------	------------	-------	------------

議第92号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年11月30日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「				
婦人相談員	〃	149,300円	」	を
家庭相談員	〃	149,300円		
「				
婦人相談員	〃	149,300円	」	に
婦人相談員（研修修了者）	〃	191,800円		
家庭相談員	〃	149,300円		
家庭相談員（有資格者）	〃	191,800円		

改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

2 この条例による改正前の水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例に基づいて支給された報酬は、改正後の条例による報酬の内払とみなす。

（提案理由）

婦人相談員への国の補助基準が改正され、一定の研修を修了した相談員に対する基準が新設されたことに伴い、基準に基づいた婦人相談員の報酬及び同様の相談業務を行う家庭相談員の報酬額を新設するため、本案のように制定しようとするものである。

議第93号

平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,132,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年11月30日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第6号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		2,011,731	22,275	2,034,006
	1 国庫負担金	1,652,473	20,443	1,672,916
	2 国庫補助金	352,758	1,832	354,590
14 県支出金		1,305,841	23,655	1,329,496
	1 県負担金	708,875	7,784	716,659
	2 県補助金	535,517	12,281	547,798
	3 委託金	61,449	3,590	65,039
17 繰入金		1,040,294	76,916	1,117,210
	1 基金繰入金	1,040,251	75,323	1,115,574
	2 特別会計繰入金	43	1,593	1,636
19 諸収入		377,233	2,499	379,732
	4 雑入	250,897	2,499	253,396
20 市債		2,252,500	19,100	2,271,600
	1 市債	2,252,500	19,100	2,271,600
補正されなかった款に係る額		9,000,784		9,000,784
歳入合計		15,988,383	144,445	16,132,828

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,981,315	30,586	2,011,901
	1 総務管理費	1,643,896	22,979	1,666,875
	2 徴税費	194,558	3,613	198,171
	4 選挙費	17,669	3,994	21,663
3 民生費		5,343,843	93,510	5,437,353
	1 社会福祉費	3,083,814	58,851	3,142,665
	2 児童福祉費	1,726,761	15,128	1,741,889
	3 生活保護費	533,268	19,531	552,799
4 衛生費		2,206,252	2,082	2,208,344
	1 保健衛生費	364,308	150	364,458
	4 環境対策費	179,389	1,932	181,321
5 農林水産業費		515,107	△10,245	504,862

	1 農業費	243,881	2,925	246,806
	2 林業費	91,836	12,140	103,976
	3 水産業費	179,390	△25,310	154,080
6 商工費		677,031	1,179	678,210
	1 商工費	204,228	1,179	205,407
7 土木費		1,530,641	15,534	1,546,175
	2 道路橋りょう費	601,367	4,721	606,088
	5 都市計画費	608,403	8,503	616,906
	6 住宅費	216,813	2,310	219,123
8 消防費		613,967	3,147	617,114
	1 消防費	613,967	3,147	617,114
9 教育費		1,257,643	8,652	1,266,295
	1 教育総務費	222,092	208	222,300
	2 小学校費	164,975	2,786	167,761
	5 保健体育費	261,500	5,658	267,158
11 公債費		1,544,563	0	1,544,563
	1 公債費	1,544,563	0	1,544,563
補正されなかった款に係る額		318,011		318,011
歳 出 合 計		15,988,383	144,445	16,132,828

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	総合計画推進管理費	千円 1,091
		市庁舎建替事業	21,179
5 農林水産業費	2 林業費	市有林維持管理事業	21,551
6 商工費	1 商工費	湯の尻地区観光開発事業	40,094
		水俣観光誘客事業	500
7 土木費	2 道路橋りょう費	袋インター関連道路改良事業	143,878
		牧ノ内・大迫線道路改良事業	33,213
		築地・丸島町線補修事業	44,191
9 教育費	5 保健体育費	小学校運動部活動社会体育移行関係経費	2,966

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
スクールバス運転手派遣手数料（混乗分） （総務課）	自 平成30年度 至 平成31年度	千円 1,701
ふれあい拠点づくり事業 （市民課）	自 平成30年度 至 平成33年度	7,946
市庁舎建替事業 （新庁舎建設課）	自 平成30年度 至 平成31年度	215,145
地方税共通納税システムに係る電算改修委託料 （税務課）	自 平成31年度 至 平成31年度	486

選挙投票システム及び機器更新事業 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	9,961
県議選・市議選共同ポスター掲示場設置及び撤去委託料 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	3,754
県議会議員選挙選挙システムサポート委託料 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	562
県議会議員選挙投票所器材運搬委託料 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	206
県議会議員選挙投・開票所ビニールシート清掃・収納委託料 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	45
市議会議員選挙選挙システムサポート委託料 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	540
市議会議員選挙投票所器材運搬委託料 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	206
市議会議員選挙投・開票所ビニールシート清掃・収納委託料 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	45
市議会議員選挙投票所入場整理券印刷業務 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	63
市議会議員選挙投票用紙印刷業務 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	146
市議会議員選挙不在者投票用封筒印刷業務 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	58
市議会議員選挙選挙公報印刷業務 (選挙管理委員会)	自 至	平成30年度 平成31年度	126
福祉バス運転手派遣手数料 (福祉課)	自 至	平成30年度 平成31年度	1,660
フィッシングパーク管理委託料 (農林水産課)	自 至	平成30年度 平成33年度	13,635
みなまた観光物産館まつぱっくり管理委託料 (経済観光課)	自 至	平成30年度 平成31年度	3,355
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (経済観光課)	自 至	平成30年度 平成31年度	9,313
みなまた環境テクノセンター管理委託料 (経済観光課)	自 至	平成30年度 平成31年度	15,394
スクールバス運転手派遣手数料 (教育総務課)	自 至	平成30年度 平成31年度	17,978
総合体育館南部館管理委託料 (スポーツ振興課)	自 至	平成30年度 平成33年度	17,161

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 106,200				千円 140,700			
自然災害防止事業	103,000				108,600			
地方道路等整備事業	66,200				70,500			
過疎対策事業	1,220,500				1,195,200			
補正されなかった事業に係る額	756,600				756,600			

計	2,252,500				2,271,600			
---	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--

議第94号

平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,887,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月30日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		3,201,060	54,076	3,255,136
	1 県補助金	3,201,060	54,076	3,255,136
補正されなかった款に係る額		632,822		632,822
歳入合計		3,833,882	54,076	3,887,958

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 保険給付費		2,805,065	54,076	2,859,141
	2 高額医療費	306,417	54,076	360,493
補正されなかった款に係る額		1,028,817		1,028,817
歳出合計		3,833,882	54,076	3,887,958

議第95号

平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,613,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年11月30日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 繰入金		523,864	425	524,289
	1 一般会計繰入金	523,864	425	524,289
補正されなかった款に係る額		3,089,646		3,089,646
歳入合計		3,613,510	425	3,613,935

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		80,514	425	80,939
	1 総務管理費	39,961	425	40,386
補正されなかった款に係る額		3,532,996		3,532,996
歳出合計		3,613,510	425	3,613,935

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
介護保険指定事業者等管理システム使用料	自平成31年度 至平成32年度	千円 868

議第96号

平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,070,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年11月30日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		527,324	5,310	532,634
	1 繰入金	527,324	5,310	532,634
補正されなかった款に係る額		537,750		537,750
歳入合計		1,065,074	5,310	1,070,384

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		376,448	5,310	381,758
	1 公共下水道事業費	376,448	5,310	381,758
2 公債費		687,626	0	687,626

	1 公債費	687,626	0	687,626
	補正されなかった款に係る額	1,000		1,000
	歳 出 合 計	1,065,074	5,310	1,070,384

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道事業企業会計システム導入委託	自 平成30年度 至 平成31年度	千円 14,116

議第97号

平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成30年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 水道事業費	407,113千円	1,593千円	408,706千円
第1項 営業費用	374,237千円	0千円	374,237千円
第2項 営業外費用	31,874千円	0千円	31,874千円
第3項 特別損失	2千円	1,593千円	1,595千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的収支の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額218,955千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,505千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,489千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,715千円」に、「当年度分損益勘定留保資金96,680千円」を「当年度分損益勘定留保資金87,004千円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	144,505千円	10,450千円	154,955千円
第1項 負担金	3,103千円	0千円	3,103千円
第2項 補助金	41,400千円	10,450千円	51,850千円
第3項 繰入金	100,001千円	0千円	100,001千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業会計システム リプレース業務委託事業	平成30年度から 平成31年度まで	13,480千円

平成30年11月30日提出

水俣市長 高岡利治

議第98号

平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算第9条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項		期 間	限 度 額
総合医療 センター	院内清掃業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	26,945千円
	消防用設備等点検業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	1,873千円
	防虫管理施工業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	785千円
	電気保安管理業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	1,673千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	1,901千円
	冷温水ユニット炉内洗浄業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	1,040千円
	医療廃棄物処理業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	単価契約額に排出 数量を掛けた額
	看護衣等洗濯業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	単価契約額に枚数 を掛けた額
	寝具・病衣借上	自 平成30年度 至 平成31年度	単価契約額に入院 患者数を掛けた額
	米購入業務	自 平成30年度 至 平成31年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	A重油購入業務	自 平成30年度 至 平成31年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	ガソリン購入業務	自 平成30年度 至 平成31年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	軽油購入業務	自 平成30年度 至 平成31年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	L P ガス購入業務	自 平成30年度 至 平成31年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	総合情報システム改修業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	5,400千円
	自動支払機・窓口支払機改修業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	564千円
自動再来受付機改修業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	257千円	
病理検査システム改修業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	197千円	
健診システム改修業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	162千円	

	財務会計システム改修業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	440千円
--	----------------	----------------------	-------

平成30年11月30日提出

水俣市長 高岡利治

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第91号専決処分の報告及び承認について、専第13号平成30年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、平成30年9月30日の台風24号等に係る災害復旧等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ782万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ159億8,838万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費などを計上いたしております。

その財源といたしましては、第17款繰入金、第19款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第92号水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、婦人相談員への国の補助基準が改正され、一定の研修を修了した相談員に対する基準が新設されたことに伴い、基準に基づいた婦人相談員の報酬及び同様の相談業務を行う家庭相談員の報酬額を新設するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第93号平成30年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,444万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ161億3,282万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、市庁舎建替事業、第3款民生費に、保育対策総合支援事業、第5款農林水産業費に、林業・木材産業生産性強化対策事業、第7款土木費に、特殊地下壕対策事業、第9款教育費に、小学校運動部活動社会体育移行関係経費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、袋インター関連道路改良事業ほか8件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、スクールバス運転手派遣手数料ほか22件の追加を計上いたしております。

地方債の補正として、災害復旧事業ほか3件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第94号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,407万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億8,795万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款保険給付費に一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款県支出金をもって調整いたしております。

次に、議第95号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ42万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,393万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費において、介護保険指定事業者等管理システム導入委託料などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第6款繰入金をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為として、介護保険指定事業者等管理システム使用料を計上いたしております。

次に、議第96号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ531万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億7,038万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、公課費を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、公共下水道事業企業会計システム導入委託の追加を計上いたしております。

次に、議第97号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成30年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を159万3,000円増額し、補正後の収益的支出の額を4億870万6,000円に、第4条に定める資本的収入の額

を1,045万円増額し、補正後の資本的収入の額を1億5,495万5,000円にするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出には平成29年度簡易水道施設撤去工事負担金の精算に伴う一般会計への返還金を増額、資本的収入には生活基盤施設耐震化等国庫補助金の増額を計上いたしております。

また、債務負担行為として、水道事業会計システムリプレース業務委託事業を計上いたしております。

次に、議第98号平成30年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為として院内清掃業務委託のほか19件の追加を計上いたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第91号から議第98号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 齊君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第11 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第12 議第83号 平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第13 議第85号 平成29年度水俣市一般会計決算認定について

日程第14 議第86号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第15 議第87号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第16 議第88号 平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第17 議第89号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（福田 齊君） 日程第11、議第82号平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、日程第17、議第89号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第83号平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づ

き、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、事業収益 5 億2,267万円、事業費 3 億7,546万円、差し引き 1 億4,721万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は 1 億2,737万円となる。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入2,479万円、資本的支出 2 億760万円となり、差し引き不足額 1 億8,281万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,283万円、当年度分損益勘定留保資金1,175万円、過年度分損益勘定留保資金 1 億5,823万円で補てんしている。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高 1 億2,737万円については、建設改良積立金に8,580万円を積み立て、資本金に4,157万円を組み入れる処分を行うとの説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、有収率が下がっているが、その要因についてただしたのに対し、水を配るための管路の老朽化により、漏水したことが原因であるとの答弁がありました。

また、水道局における具体的な業務についてただしたのに対し、通常、水質点検や水道局における経営管理や施設等の管理、水道料金の徴収のための業務を行っており、漏水時や断水時に、早期復旧に向けた修繕等を行い、安心、安全な水の供給に努めているとの答弁がありました。

さらに、配水施設の利用率が40%ほどしかない理由についてただしたのに対し、人口減少により、過去に整備した配水施設の能力に対して、利用量が少なくなっていることが要因である。施設の能力が過大になってきており、維持管理や人件費等のコストもかかるため、今後、施設の統廃合が必要であるとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、下水道事業の概要説明を受けた後、決算書、歳入歳出決算事項別明細書等に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、歳入合計11億7,086万円、歳出合計11億5,957万円、歳入歳出差し引き 1,129万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源1,120万円を差し引いた残額 9 万円を翌年度に繰り越しているとの説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、昨年汚泥処理の実績が約1,200トンとのことであるが、有効利用の状況についてただしたのに対し、クリーンセンターで処理した約1,000トンのうち、約60パーセントは、焼却後に熔融スラグが発生するため、コンクリートの材料等に利活用している。クリーンセンターの運転停止期間に発生する約200トンは民間業者に処理を依頼し、堆肥化されているとの答弁が

ありました。

また、浄化センターのエアレーションタンクの漏水対策工事の内容についてただしたのに対し、平成28年の熊本地震の前震によって、2槽のうちの1槽にひびが入ったが、災害査定の結果、国、県の補助対象にならなかったため、市の一般財源で修繕工事を行ったものであるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第82号平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、事務部次長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出は、消費税込みの事業収益71億4,020万円、事業費66億7,472万円で、消費税抜きの損益計算によると、当年度純利益は4億4,887万円となる。

資本的収入及び支出については、資本的収入2億1,779万円、資本的支出8億3,643万円となり、差し引き不足額6億1,864万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんしている。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高16億3,713万円の剰余金処分については、減債積立金に平成31年度企業債償還見込額に相当する4億円を積み立てるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、病院事業における時間外勤務手当の推移についてただしたのに対し、診療部署について違ってはくるが、毎月、大体1,100万円から1,200万円の時間外勤務が発生している。限られた職員で行っているため、すぐに効果を出すことは難しいが、病院の効率化を図りながら、今後、時間外勤務が少なくなるような取り組みを行っていききたいとの答弁がありました。

また、人事評価制度導入の考え方についてただしたのに対し、現在、医療機器のAI化が進む中で、個々の能力のスキルアップや人材の育成が非常に大事になってくると考える。今後も職員一丸となって、同じ目的を持ってやっていけるような病院づくりに努めていきたいとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計57億9,661万円、歳出合計44億6,582万円、歳入歳出差し引き13億3,079万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入120.4%、歳出92.8%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣病に関する交付金について、国と県の負担割合と、実際交付されている割合についてただしたのに対し、国が8割、県が2割の負担となっているが、実際には国から6割、県から2割が交付されているとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第87号平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計3億8,481万円、歳出合計3億8,431万円、歳入歳出差し引き50万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入97.0%、歳出96.9%となっているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第88号平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

まず、いきいき健康課長補佐から決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計36億1,242万円、歳出合計33億5,503万円、歳入歳出差し引き2億5,739万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源188万円を差し引いた残額2億5,551万円を翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入104.4%、歳出97.0%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護保険料の滞納分普通徴収保険料の内容についてただしたのに対し、介護保険料はほとんどの方が年金額から支払われる方であるが、一定額の年金よりも少ない方については普通徴収となり、そういう方に対して財産調査や納付折衝を行っている状況であるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、一般会計決算特別委員長牧下恭之議員。

（一般会計決算特別委員長 牧下恭之君登壇）

○一般会計決算特別委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第85号平成29年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成29年度の決算額は、歳入総額が151億9,425万円、歳出総額が151億3,498万円、歳入歳出差引額が5,927万円となるが、この額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源4,100万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に1,000万円を積み立てた残額827万円を翌年度に繰り越している。

決算の主な内容は、まず歳入のうち、市税は28億9,483万円の収入があり、歳入全体の19.1%を占め、昨年度より約1億1,800万円の増加となった。これは償却資産の増加等により固定資産税が約7,200万円、法人市民税が約3,800万円増加したことによるものである。

地方交付税は50億9,994万円となっており、全体の33.6%を占め、昨年度より約1,700万円の減少となった。これは特別交付税が約2,000万円の減少となったためである。

国庫支出金は20億9,545万円となっており、全体の13.8%を占め、昨年度より約2億3,900万円の減少となった。これは平成28年度に65歳以上の高齢者等に3万円を支給した臨時福祉給付金給付事業費補助金が約1億2,600万円、わかたけ保育園や西方寺保育園の改築・改修に対する保育所等整備交付金が約1億2,300万円あったための減少である。

県支出金は13億3,572万円となっており、全体の8.8%を占め、昨年度より約1億4,100万円の増加となった。これは明水園の個室化にかかる明水園施設整備事業費補助金が約1億3,300万円の増加となったためである。

繰入金は4億4,543万円となっており、全体の2.9%を占め、昨年度より約1億2,600万円の増加となっている。これは財源不足を補う財政調整基金からの繰入金が1億円の増加となったためである。

繰越金は3億2,961万円となっており、全体の2.2%を占め、昨年度より約2億3,500万円の減少となった。これは翌年度に繰り越して行う繰越事業に充てるための繰越金が約1億4,500万円、決算に伴う余剰金である純繰越金が約8,800万円の減少となっているためである。

市債は15億1,624万円となっており、全体の10.0%を占め、昨年度より約2億2,500万円の減少となった。これは防災行政無線の更新がおおむね平成28年度に完了したため、その財源として借り入れた緊急防災・減災事業債が約3億5,600万円の減少となったための減少である。

歳入全体では、昨年度より2.3%、約3億4,922万円の減少となっている。

次に、歳出のうち、義務的経費については、歳出全体の48.0%を占め、前年度と比べ、4.6%、3億1,684万円増加した。これは人件費で、非常勤職員等の賃金を物件費から人件費へ組み換えたこと等により、前年度比で5.4%、1億1,216万円が増加、扶助費で、低所得者に1万5,000円を給付する臨時福祉給付金事業等により、前年度比で2.5%、8,812万円が増加、公債費で水俣芦北広域行政事務組合の庁舎の建替えにかかる起債の償還が始まったこと等により、前年度比で8.4%、1億1,657万円が増加したことが主な要因である。

次に、投資的経費は、歳出全体の14.6%を占め、前年度と比べ、4.0%、9,123万円減少した。これは普通建設事業費ではさほど増減はなかったが、災害復旧事業費で、前年度は熊本地震の庁舎移転費用がかかっており、その分で、前年度比28.5%、9,480万円減少したことが主な要因である。

次に、各種団体に対する助成金や、一部事務組合への負担金などのその他の経費は、歳出全体の37.4%を占め、前年度と比べ、3.5%、2億450万円減少した。これは物件費で、前年度のプレミアム飲食券発行事業等が、前年度比で11.5%、1億8,840万円減少したことなどが主な要因である。

歳出全体では、0.1%、2,112万円の増加となっている。

財政調整基金の、平成29年度末の現在高は、24億2,872万円の前年度から1億9,771万円の減となった。なお、出納整理期間中に財政調整基金へ5万円を積み立て、一般会計へ4億円を繰り入れているので、実質的な財政調整基金は20億2,877万円となる。

市債の年度末残高は148億5,891万円で、前年度に比べて1億2,336万円増加した。これは、主に明水園の個室化改修により、市債の発行が増加したことによるものである。

次に、決算額に基づいて算出する水俣市の財政力指数等について、財政力指数は、平成29年度の数値は、前年度に比べ0.001ポイント上昇し、0.374となった。

経常収支比率は、平成29年度の数値は98.0%で、前年度より1.2ポイント上昇、経常一般財源比率は、平成29年度の数値は102.9%で、前年度より1.5ポイント上昇している。

公債費負担比率は、平成29年度の数値は14.4%で、前年度より1.3ポイント上昇し、実質公債費比率は、12.4%で、前年度より1.0ポイント低下している。

人件費比率は、22.7%で、前年度より0.2ポイント上昇している。

一般会計の実質収支額は、1,827万円で、黒字となっているが、これから前年度実質収支1億8,066万円を差し引くと、単年度収支になり、平成29年度だけでみると1億6,239万円の赤字にな

る。さらに、黒字要素である基金積立金240万円を加え、赤字要素である基金取崩し額4億円を差し引いた実質単年度収支は5億6,006万円の赤字となる。

その他、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める指標については、実質赤字比率、連結実質赤字比率とともに赤字がなく、早期健全化基準等に該当するものはなかった。

また、将来負担比率は38.4%となっており、前年度より1.3%改善している。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的效果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、地方交付税が年々減少している要因についてただしたのに対し、地方交付税の基準財政需要額の算定の大きな基準となるのが、人口であり、人口減少は一つの要因である。さらに、全国的に景気状況が良くなっており、地方の税収が増えていることから、国が交付税として補填する割合が減っているため、総額が減少しているとの答弁がありました。

また、南九州西回り自動車道の工事において発掘された埋蔵文化財の今後の管理方法についてただしたのに対し、市が管理し、今後の展示・活用については検討していきたいとの答弁がありました。

また、深川小学校跡の利用状況についてただしたのに対し、利用状況が年間約5件である。目的外使用として、幼稚園・保育園の建て替えによる仮園舎としての利用が数年続いているとの答弁がありました。

また、農業人材力強化総合支援事業費補助金の事業内容についてただしたのに対し、新規就農者に対して、5年を上限として、単身で150万円、夫婦であれば追加で75万円を補助しているとの答弁がありました。なお、委員から5年経過後もサポートをお願いしたいとの意見がありました。

また、平成29年度に実施した戸建住宅リフォーム事業の、平成30年度の現状についてただしたのに対し、平成30年度は戸建住宅を対象とした事業は実施していないが、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）の開通に向け、魅力ある店舗を作ってもらうことを目的として、店舗を対象としたリフォーム事業を行っているとの答弁がありました。

また、水俣病関係資料デジタル化業務委託料の積算根拠についてただしたのに対し、委託先が所有している論文や写真、書籍などをデジタル化するためのものであり、積算基礎となる単価は、以前、国が同様の事業を委託していた際の単価をもとに契約しているとの答弁がありました。

また、消防団応援の店の現在の状況についてただしたのに対し、現在4店舗の申し込みがあり、今後、商工会議所や飲食業協会に相談しながら進めたいとの答弁がありました。

最後に、委員会としての意見・要望について申し上げます。

- 1 新庁舎の建設については、水俣市新庁舎建設基本構想に基づいて計画を遂行し、進捗状況については、市民への積極的な情報公開に努められたい。また、周辺の整備等については、関係機関と十分に協議をしたうえで、市民の利便性に寄与するよう総合的に検討されたい。
- 2 税の公平性の観点から丸島水路公害防止事業費事業者負担金や、その他の税の収入未済分についても、引き続き徴収に努められるとともに、できる限り不納欠損処理を行うことがないよう努められたい。法や条例改正等に伴う課税見直し等については、不適切な事務処理による市民への影響がないよう十分なチェック機能を果たされたい。
- 3 南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）の開通を契機として、水俣の農水産物及び加工品の積極的なPRと販路拡大を進めるとともに、新たなイベント事業等により、市内観光施設への誘客増を図られたい。
- 4 本市農業の存続に向けては、農地環境を整備し、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、新規就農者や営農者の支援育成、農地集積等による稼げる農業につなげるために農業委員会も含めて、積極的な施策を講じられたい。また、有害鳥獣駆除事業については、今後も対策を推進されたい。
- 5 若者が住み続けられる環境の整備として、教育の負担が軽く、子育てしやすい施策、空き家・空き地の活用による宅地確保の新たな施策等を検討されたい。また、地元で働ける雇用機会の創出に向けて、国・県の動向を注視し、官民連携による地場企業の育成支援、起業家の支援、企業誘致にさらに努力されたい。
- 6 自然災害に備え、災害時要援護者の個別避難計画の具体化と、福祉避難所の拡充を進め、市民の安全確保に努められたい。
- 7 市内の遺跡や文化財の適切な保護・管理のため、引き続き専門の学芸員の確保や歴史民俗資料館の設置を検討されたい。
- 8 本市の財政状況が厳しい中では、市が所有する遊休財産の利活用や売却を進めるとともに、市が発注する委託料全般について、継続及び新規事業にかかわらず、その積算根拠の透明性と金額の適正化に努められたい。特に随意契約の際は、市場価格と比較して疑義が生じないように留意されたい。
- 9 今後の新たな事業及び市保有施設の老朽化対策の必要性から、技術職員のスキルアップに向けた行政面のサポートを図られたい。また、新卒及び中途採用により、人員確保に努められたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、数値化するなど具体的に対処されるよう要請をいたします。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべき

ものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年10月18日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第83号	平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決	全員賛成
議第89号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年10月5日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第82号	平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決	全員賛成
議第86号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第87号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第88号	平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年10月25日

一般会計決算特別委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第85号	平成29年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全員賛成

○議長（福田 齊君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（福田 齊君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第82号平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、議第83号平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、以上2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも認定及び可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（福田 齊君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり認定及び可決することに決定しました。

○議長（福田 齊君） 次に、議第85号平成29年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第89号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（福田 齊君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（福田 齊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明12月1日から12月10日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月11日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月4日正午まで、議案質疑の通告は12月11日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時42分 散会

平成30年12月11日

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月11日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時38分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 17人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総務部財政課長（梅 下 俊 克 君）
教育委員会事務局教育総務課長（岩 井 浩 昭 君）	教育委員会事務局生涯学習課長（島 田 竜 守 君）
教育委員会事務局スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）	

○議事日程 第2号

平成30年12月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-----------|--|
| 1 岩村 龍男 君 | 1 水俣川河口臨海部振興構想事業計画について |
| | 2 水俣市文化会館空調設備改修工事について |
| | 3 廃棄物処理行政について |
| | 4 水俣市立水俣第三中学校跡地について |
| 2 藤本 壽子 君 | 1 第3次水俣市男女共同参画計画について |
| | 2 水俣市長崎地内太陽光発電所設置計画について |
| | 3 11月21日に行われた「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」の市民説明会について |
| | 4 グリーンスポーツみなまたの今後について |
| 3 谷口 明弘 君 | 1 9月議会で否決された水俣市文化会館空調設備改修に関する工事請負契約の締結について |
| | 2 水俣川河口臨海部振興構想について |
| | 3 仮庁舎とみなくるバスのバス停のアクセスの悪さについて |
| | 4 インフルエンザ予防接種の助成制度について |
| 4 高岡 朱美 君 | 1 生活保護基準引き下げの影響と低所得者対策について |
| | 2 高校生までの医療費無料化について |
| | 3 水俣市のエネルギー政策について |
| | 4 廃プラスチック低減に向けた新たな取り組みについて |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、岩村龍男議員に許します。

(岩村龍男君登壇)

○岩村龍男君 改めまして、おはようございます。政進クラブの岩村です。どうぞよろしくお願いたします。

我々政進クラブでは、11月中旬、愛知県岡崎市、豊橋市、静岡県浜松市の3件の行政視察研修を行いました。岡崎市役所では、ビジネスサポートセンターへの取り組み、豊橋市役所では、多文化共生事業及び在住外国人支援について、静岡県浜松市役所では、三遠南信地域連携ビジョンについて、それぞれ特徴ある事業に取り組み、さまざまな課題についても教えていただきました。

特に豊橋市の多文化共生事業及び在住外国人支援については、現在の国の取り組みの一步先を行くような政策で、平成18年に平和・交流共生都市宣言を行い、平成21年に豊橋多文化共生推進計画を策定され、基本理念は、国籍や文化を認め合い、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくりで、外国人の方たちが集住する地域を多文化共生モデル地区として指定し、地域の情報や通訳等の支援、交流イベントの開催など、住民との交流を最大限に努力され、外国人の就労支援を行い、安定した生活基盤の確保により、地域で活躍できる環境を整える推進計画に邁進されているとのことでした。しかしながら、生活習慣の違いや、市税の徴収や組費の理解などの問題は山積みにあるが頑張りますと、担当の方の笑顔が印象的でした。

今回の視察で、静岡県浜松市の県境を越えた行政の連携や、愛知県豊橋市の外国人労働者の方たちへの支援の対応などは、今後、水俣市としてもこれからの課題だと改めて感じました。

さて、12月も前半も終わり、ことしも残すところあと20日となりました。高岡市長におかれましては、水俣市第6次計画の最終段階の協議等、また日々の市長職については激務のこととお察しいたします。お体には十分留意していただき、水俣市第6次総合計画については、安心・安全に生活ができ、魅力ある水俣・笑顔あふれる水俣になるよう期待しています。

また、教育長におかれましては、水俣市スポーツキッズサポーター基金の運営等については、賛同いただく企業の開拓や投資先など大変かと思いますが、子どもたちのために頑張ってくださいと思います。

また、教育・文化施設の管理運営、特に小・中学校の空調設備の設置やブロック塀の対策は、国からの補正としてブロック・冷房設備対応交付金が近いうちに決定すると思いますので、いち早く申請できるような体制を整えておかれるようお願いいたします。

それでは通告に従い質問いたします。

大項目 1、水俣川河口臨海部振興構想事業について

(1)この事業の説明会が11月21日、開催された際、計画当初と現在の計画の内容が変更されると質問があったが、工事の内容・予算等はどのように変更されているのか。

(2)事業の目的は地域経済の活性化です。これからの水俣の柱となる事業計画になると思われます。事業の完成予定は2023年度の予定であるが、事業計画のロードマップはどのようになっているのか。

大項目 2、水俣市文化会館空調設備改修工事について

(1)9月議会で、工事請負契約が否決されたが、その後の状況はどうなっているのか。

(2)関連する工事については、どのように対応されたのか。

大項目 3、廃棄物処理行政について

(1)2017年に事業系ごみ適正処理について取り組まれたが、その結果はどうだったのか。

(2)2002年、可燃ごみの処理を水俣芦北広域事務組合に移管され15年が経過しているが、溶融炉の処理能力は移管当初と変わりはないのか。また、溶融スラグのリサイクル率はどれくらいか。

(3)地域で分別した、資源ごみについてどのような取り扱いをされているのか。

(4)環境モデル都市としてのこれからの構想、計画はどのように考えておられるのか。

大項目 4、水俣市立水俣第三中学校跡地について

(1)現在の体育館、グラウンドの利用状況はどれくらいあるのか。

(2)校舎についてはどのように考えておられるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩村議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣川河口臨海部振興構想事業計画については私から、水俣市文化会館空調設備改修工事について及び水俣市立水俣第三中学校跡地については教育長から、廃棄物処理行政については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣川河口臨海部振興構想事業計画について順次お答えします。

まず、この事業の説明会が11月21日開催された際、計画当初と現在では計画の内容が変更されると質問があったが、工事の内容、予算等はどのように変更になっているのかとの御質問にお答えします。

当初の計画では、現在の臨海部の市道を拡幅し、丸島漁港及び産業団地のアクセスの向上を図ることで、水産業と産業団地を中心とした産業の振興を図る計画でした。その後、国土交通省か

ら南九州西回り自動車道の建設に伴う建設発生土を水俣市のほうで受け入れできないかという申し入れがあり、市で検討する中で、産業団地の土地にあきがなく、新たな企業の誘致ができない状況にあったことから、この建設発生土を活用し、新たな土地の造成を行うことと計画を変更したところです。

なお、予算については、埋め立ての設計を行う前の段階での概算で20億円程度と見込んでおりましたが、その後、漁協との協議の中で、将来の水産業の振興のための施設の整備をしてほしいとの要望を受け干潟の造成を追加したこと、また企業誘致用の土地の高さを現在の産業団地の高さに合わせるといった変更などにより、約34億円と見込んでいるところです。

次に、事業の目的は地域経済の活性化で、これからの水俣の柱となる事業計画になると思われます。完成予定は2032年度の予定であるが、計画のロードマップはどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

水俣川河口臨海部振興構想事業は、大きく臨海部、河口部、現道部の三つのエリアで構成されていますが、このうち臨海部は、現在、埋立免許申請書の作成を行っているところです。臨海部、河口部は今年度工事の予算について議会の承認を得ておりますので、河口部の護岸構造物補修工事を今年度内に発注予定です。臨海部は、埋立免許取得後、おおむね2019年の春ごろに工事を発注したいと考えております。

今後の事業計画について、臨海部は工事の手順としましては、水俣川河口部から丸島漁港側に向けて鋼矢板の設置を先行して進め、背後地の埋め立て、護岸構造物築造、被覆石設置を追って進めます。2019年夏ごろから工事に着手し、鋼矢板の設置をおおむね2021年度ごろまでに、その後、干潟ゾーンの護岸構造物築造、被覆石設置をおおむね2025年度までに整備したいと考えています。

護岸整備を進めながら、2022年度ごろから干潟沖の防波堤の設計に着手し、その後、防波堤築造、臨海部道路の新設工事を進め、2030年度までに整備予定です。河口部は、今年度内に水俣川下流側から上流に向かって護岸構造物の補修工事を始め、臨海部同様、おおむね2025年度までに整備し、その後、道路拡幅に着手する予定です。現道部は、臨海部の護岸、河口部の護岸構造物補修工事完了後の2026年度以降に着手する予定で、2032年度までに整備したいと考えています。

○議長（福田 斉君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

当所の計画は丸島漁港・産業団地のアクセス向上を図り、水産業と産業団地の振興を図る計画で、予算は概算で約20億円だったと。現在の計画では、南九州西回り自動車道の建設に伴う建設廃土を受け入れて、新たな土地の造成を計画し企業誘致を行う。また、漁協の方たちとの協議にて水産業の振興の整備として干潟の造成等、計画を追加され、約34億円の予算ということです

が、工事の内容の計画変更は企業誘致用の土地・水産業の振興のための干潟の造成等で、予算は約14億円増になっています。

そこで質問ですが、国土交通省・漁協の方たちとの検討、協議が調った時点での市民への周知等は何らかの形であったのか、予算についてはどのように対応されたのか、2点。

次に、水俣川河口臨海部振興構想事業のロードマップについて、三つのエリアで構成され、2019年に工事の発注が予定されているということです。2032年度の整備完了に向けてスタートしていくとの答弁でしたが、この事業の目的は地域経済の活性化ですので、整備完了時の企業誘致、水産業、産業団地の振興はもとよりですが、事業の工事関係については、地元の企業が参入できるようなシステムをつくっていただくことが、地域経済の活性化につながると思います。現段階で、地元企業の工事へのかかわりはどのように考えられているのか、計3点質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

3点あったかと思いますがけれども、まず1点目の協議の調整が調った時点で、市民の方々への周知等は、何らかの形であったのかという御質問だったかと思いますがけれども、今回の事業については、国土交通省、それから漁協との検討、それから協議が調った時点での市民の方々への周知というのは行っておりません。

それから2点目の予算の増額、こういったものに対してどのように対応してきたのかという御質問かと思いますがけれども、この事業内容の変更によりまして、予算の増額となったわけでありましてけれども、国や県の補助額の増額の要請を行っておりますほか、起債額の増額により対応しているところであります。また、現在、補助の対象となっていない部分につきましても、国の補助が活用できないかどうか、引き続き、情報収集を行っていきたいというふうに考えております。

それから、工事の段階でも、できた将来的には経済の活性化、そういったもの、企業誘致とか、そういったものに当然寄与するものかというふうな御質問であったかと思いますが。そして、その前の段階、工事の段階でも、地元企業等にそういった部分での経済的な波及効果がないのかという御質問かというふうに思いますけれども、この事業における工事につきましても、大変大規模な工事でありまして、かつ海上からの施工など、専門的な技術が必要となるわけでありましてけれども、できましたら、可能な限り、地元の企業が受注をできるように、私どもとしても配慮をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

西回り自動車道の建設の際に、地元企業がほとんど入れなかったというふうな状況でしたので、ぜひこの件は検討していただきたいと思います。

工事の計画の変更については、市民への周知等を行っていないということですので、今後については工事エリアも大きく三つの区分になるということですので、節目ごとに説明会を実施していただけたらどうか、検討をいただきたいという御質問、また事業の期間が長期になることから、人事異動等での担当が変わることは、事業の継続性や目標達成の観点から望ましくないと考えますが、新たな専門の部署の新設を検討する考えはないのか、計2点御質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩村議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

まず、今後、事業の節目ごとに市民の皆さんへの説明を行ったらどうかということでございますけれども、今後、公有水面埋立の免許取得の後に、工事に着手する際には、工事を行う箇所の近隣住民の方々に対しまして、工事説明会を開催したいというふうには考えております。また、工事の進捗状況を、例えば市のホームページなどを活用いたしまして、広く市民の皆様にお知らせしていくことを検討していきたいというふうに考えております。

それから2点目の、人事異動等で長いスパンでの工事になる事業でありますので、人事異動等でそういったところでのそごがないようにという御質問かというふうに思いますが、この事業は現在、事業の実施におきましては、産業振興、そして水産振興、建設に係る各事業の関係する部署がそれぞれ連携をして行っているところではありますけれども、事業期間も長く、円滑な事業進捗のためには、各関係部署間の情報の共有化や連携の持続性が必要であるというふうには認識をしております。今後、事業推進におきましても、経済や産業、社会情勢の変化等に対応いたしまして、情報の共有を図りながら、円滑に進めていく必要があると考えております。

これまで取り組んでまいりましたプロジェクトチーム的な業務スタイルの課題を検討いたしまして、より効率的かつ効果的に目的を達成するために、必要な組織のあり方を今後模索してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市文化会館空調設備改修工事について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、水俣市文化会館空調設備改修工事について、順次お答えします。

まず、9月議会で、工事請負契約が否決されたが、その後の状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

さきの9月議会に上程した水俣市文化会館空調設備改修工事における機械設備部分の工事請負契約締結についての議案につきましては、水俣市政治倫理条例に抵触するおそれがあるとのことで賛成少数により否決されましたため、当該工事の本契約には至らず、契約の効力は生じておりません。

これに伴い、改めて契約事務を行う必要が生じましたが、市民に対して御迷惑となる期間を最小限に抑え、かつ早期に文化会館空調設備のふぐあい解消に努めるため、日程の調整の中で可能な限り契約のために必要な期間の短縮を行い、今議会へ改めて工事請負契約の締結についての議案を上程させていただきたいと考えております。

また、再度の入札に際しましては、工事期間等の変更により工事に伴う閉館期間を変更する必要がありましたが、8カ月の工事期間は短縮できませんので、今議会で可決いただければ、当初予定しておりました来年2月から5月までの閉館期間を8月まで3カ月間延長し、来年9月には開館して、イベントの開催等、市民の皆様への提供を開始したいと考えております。

なお、文化会館は毎年定例的な行事で利用されている団体がおられ、文化会館の利用の予約は1年前から承っております。

既に閉館延長の対象となる期間に御予約をいただいていた団体もありました。

各団体には事情を説明しましたところ、既に準備に取りかかっておられる団体もあり、大変御迷惑をおかけいたしました。御厚意の中、御理解いただき、予約の変更や行事日程の調整などの対応をおとりいただいております。また、来年度に迎える市制施行70周年の関連行事につきましても、文化会館の利用が予定されておりますが、関係機関等と協議し、再度、日程調整が進められております。

なお、本工事におきましては、旧庁舎で使用していた空調設備の一部を再利用する予定であります。そのため、現在進められている旧庁舎の解体スケジュールとの調整が必要であり、関係課内で協議を進めておりますが、旧庁舎の本館・別館解体工事に係る実施設計の中で、若干事業費が増加している状況にあります。

また、改めて契約事務を行うに当たり、物価の変動に伴う工事単価の見直しを要し、契約に係る予定価格を139万2,120円増額しております。加えて、今回の機械設備工事本契約後に工期の確定を行う中で、既に契約を終えている建築及び電気設備事業者との協議を行っており、工事単価の見直しに係る契約金額の変更や、工期延長に係る必要経費の算定、追加措置など工事延期に係る追加費用の発生が見込まれます。

次に、関連する工事についてはどのように対応されたのかとの御質問にお答えします。

この空調設備改修工事におきましては、建築、電気設備及び機械設備の3つの工事に分けて入札を行い、事業者を決定するものであり、建築及び電気設備につきましては、9月21日に業者と

の契約を締結しております。

今回、機械設備工事の契約が成立しなかったことにより、既に契約済みの2事業者に対し意見を聴取した結果、契約の解除は望まず、契約期間の変更により対応してもらいたいとの意向を確認いたしました。

そのため、現在は関連する工事を一時中止の状態にしておりましたが、改めて機械設備工事に係る契約が調い次第、工事を再開する予定としております。

○議長（福田 斉君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

9月議会で否決された水俣市文化会館空調設備改修工事における機械設備部分の工事については、改めて入札を行い、契約締結承認案を12月今議会へ上程されるとの答弁ですが、入札の状況はどうなっているのか。

また、工事期間の短縮はできないとのことで、来年9月開館予定を目指すということですが、3カ月の延長で利用できなくなった団体はどれくらいあったのか。答弁によれば予約の変更や行事日程の調整に御理解いただいたとのことですので、キャンセルされた団体等はなかったのか。

次に、関連する建築及び電気設備工事2件については、聴取の結果、期間延長の変更で対応してもらいたいとの意向で、機械設備工事の契約が調い次第、工事再開の予定とのことだが、工期延長に係る措置はどのように考えておられるのか、以上3点質問いたします。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、入札の状況につきましては、12月6日に入札会を行い、飯塚・興南建設工事共同企業体が落札しました。なお、12月7日付で請負金額1億5,044万4,000円で仮契約を締結いたしました。

次に、団体等への影響につきましては、3カ月の延長で利用できなくなった団体が6月に2団体、7月に1団体の計3団体でございました。また、文化会館を日ごろ御利用する団体から、複数電話による問い合わせがあっているところがございます。加えて、市制施行70周年に係る関連行事や、教育委員会で開催を予定している自主文化事業がこの期間に予定されていたため、日程や内容の変更を含め、関係機関等との協議を行い、再度調整を進めているところです。

なお、御予約いただいていた3団体は、演奏会や演劇公演など大きな催しでの御利用でしたが、いずれの団体も利用日程の変更により御対応いただいております、利用そのものをキャンセルされた団体はございませんでした。

次に、建築及び電気設備工事の工期延長に係る措置として、機械設備工事の契約締結後に業者と工期の延長に必要となる金額についての協議をお願いし、その後、契約金額の増額や工期の延長に係る変更契約を締結することを検討しております。

○議長（福田 斉君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

文化会館の利用を予定されておられた団体の皆さんへの対応は、これからも誠心誠意お願いしたいと思います。

また、建築、電気設備工事については、行政の仕事を受けて、あからさまに損失だったとならないように、必要経費等は十分検討していただくことをお願いいたします。

最後に1点、水俣市文化会館空調設備改修工事における機械設備部分については、入札は12月6日に行われ、飯塚興南建設・工事共同企業体が落札され、仮契約を締結との答弁をいただきましたが、前回、落札された共同企業体のようですが、12月議会へ上程されることになると思われるが、9月議会で否決になった問題点は大丈夫なのか、1点質問いたします。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず9月議会で提案しておりました議第79号工事請負契約の締結についての議案に関しての反対意見につきましては、議員の配偶者が建設工事共同企業体の代表者となっており、水俣市政治倫理条例の目的を定めた第1条や第5条第1項の規定に抵触するおそれがあるとの御指摘があったと認識をしております。

今議会へ改めて工事請負契約の締結についての議案を上程させていただきたいと考えておりますが、契約の相手方となるJVの構成員である企業の中に、議員または議員の配偶者もしくは二親等以内の親族が役員をしている企業は存在しておらず、条例に抵触するおそれはないと認識しております。

○議長（福田 斉君） 次に、廃棄物処理行政について、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、廃棄物処理行政について順次お答えいたします。

まず、2017年に事業系ごみ適正処理に取り組まれたが、その効果はどうだったのかとの御質問にお答えいたします。

本市では、平成28年に事業系ごみについて実態調査を行ったところ、市内事業所から出される可燃ごみが適正に分別されないまま搬入され、可燃ごみの量がふえていることが判明いたしました。

そこで、平成29年1月に市内事業所を対象として、事業系ごみの適正分別についての説明会を開催して、適正なごみ分別・処理をお願いするとともに、その後、クリーンセンターのプラットホームにおいて抜き打ちで搬出されたごみの展開検査を行い、事業所ごみの分別の徹底を図って

きたところであります。

その効果としまして、可燃ごみ量が平成28年度は前年度と比較して418トン、平成29年度は28年度と比較して545トン可燃ごみが減少しました。

次に、2002年、可燃ごみ処理を水俣芦北広域行政事務組合に移管され、15年が経過しているが、溶融炉の処理能力は移管当初と変わりはないのか。また、溶融スラグのリサイクル率はどれぐらいかとの御質問にお答えします。

溶融炉の処理能力については、炉の処理能力1日43トンに対し、稼働当初の年から5年間の平均年間稼働日数が313日、1日の平均処理量が28.6トン、直近3年間の平均稼働日数が302日、1日の平均処理量が30.3トンと、稼働日数及びごみ処理量の大きな変化はなく、処理能力の低下は見られませんでした。また、稼働から現在までの間に、毎年定期的な補修を行っており、溶融炉の処理能力を維持しているところであります。

溶融スラグについては、平成29年度の実績で申し上げますと、溶融処理した後の排出物の合計832トンのうち、489.5トンが溶融スラグ及び溶融メタルとしてリサイクル利用され、残りの飛灰処理物342.5トンは、岡山最終処分場に埋立処分しております。したがって、リサイクル率は約59%となります。

なお、溶融スラグは道路の路盤材として、溶融メタルは金属類として再利用されています。

次に、地域で分別した資源ごみについてどのような取り扱いをされているのかとの御質問にお答えいたします。

本市では、現在20種類のごみ分別を行っておりますが、そのうち15種類の資源ごみは有価物として、種類ごとに市内のリサイクル業者へ売却しており、その他の生ごみ、乾電池や蛍光灯などの有害ごみ、プラスチック製容器包装については、委託料を支払って処理を委託しているところであります。

次に、環境モデル都市としての、これからの構想、計画はどのように考えられているのかとの御質問にお答えいたします。

本市では、平成23年度から15年間の期間で、水俣市一般廃棄物処理基本計画を策定しております。また、この基本計画に基づく一般廃棄物処理実施計画を毎年度策定しております。

これらの計画に基づいて、環境モデル都市にふさわしい廃棄物処理行政に取り組み、3Rの推進やごみの減量化・資源化を図りながら、今後もゼロ・ウェイストのまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（福田 齊君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございます。

事業系ごみの適正処理については、担当課の実態調査や、抜き打ちでの展開検査を行い指導さ

れた行動、事業所への適正分別の説明会など環境モデル都市としての責務をしっかりと認識された対応の事業だと思えます。また、可燃ごみについては、年間の処理量の激減はかなり効果が証明されているので、事業系のごみについては、一般廃棄物、産業廃棄物の区分を認識してもらうことが必要だと思えます。そこで、今後についての指導はどのように考えておられるのか。

次に、溶融スラグについては年間約800トン排出、リサイクル率は59%、約480トンがリサイクルされ約320トンが岡山最終処分場へ埋立処分との答弁ですが、岡山最終処分場は、あと残余は何年使用できるのか。また、現在の溶融炉は何年ぐらい稼働する予定なのか。

次に、資源ごみについて15種類については有価物として売却しているとのことですが、地域へのリサイクル還元金はどれくらいあるのか。

また、還元金とは別に、地域でごみステーションの整備費用の要請があれば助成する考えはないのか。

最後に、資源ごみの売却について、指名願等の申請書の提出が必要でないのはなぜか。業者選定はどのようにされているのか。以上、7点質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 岩村議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。7点ございました。

1点目が事業系ごみの適正処理に今後の指導はどのように考えているのかという御質問でございました。事業所から排出されますごみの適正処理につきましては、産業廃棄物の処理を管轄しております県とも連携をしながら、今後も引き続き事業所ごみが適正に処理されますよう、必要な啓発・指導を行っていきたいと考えております。

2点目が、岡山不燃物埋立処分場はあと何年使用できるのかという御質問でございました。岡山不燃物埋立処分場の残余年数につきましては、平成29年度に調査を実施した結果、現在の埋存量年間約500トンを維持すれば、約40年との結果が出ております。

次に現在の溶融炉は何年ぐらい稼働する予定かという御質問でございました。現在の溶融炉につきましては、施設の延命化を図りながら、あと10年程度は使用する予定と聞いております。

次に地域へのリサイクル還元金は幾らぐらいかということでございました。本市の平成29年度の実績で、資源物の売却益は2,303万円となっております。そのうち1,060万円を水俣市リサイクル推進事業助成金としまして、各地域に還元しております。

それと、還元金とは別に地域でごみステーションの整備費用の要請があれば助成する考えはないのかという御質問でございました。ステーションの整備費用につきましては、水俣市廃棄物処理実施計画において、ごみステーションの設置及び管理運営の主体は自治会と定めております。また、水俣市リサイクル推進事業助成金交付要綱第4条で、助成条件の1つにごみの資源化及び

リサイクル活動と定めてあり、ごみのステーションの整備も、この条件に含まれるため、交付している助成金の中から、ステーションの整備費に充てていただくようお願いしております。

それと、指名願い等の申請書の提出が必要でないのはなぜかという御質問でございました。資源ごみの売り払いにつきましては、予定価格が30万円を超えないため、地方自治法施行令及び水俣市財務規則により、指名競争入札でなく随意契約しております。なお、売払品目の市場価格の変動が著しく、短期間で分割しなければ、適正な市場価格での契約が困難なため、1回限りの契約締結としております。

最後に、業者選定はどのようにしているのかという御質問でございました。業者の選定につきましては、市内業者の中から過去の実績を参考に選定を行っております。

○議長（福田 齊君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございます。

事業系のごみの適正処理については、環境モデル都市としての指導事例になるよう、引き続き指導をお願いしたいと思います。また、岡山最終処分場の残余年数については、年間、500トンで40年と想定されているのであれば、次の処分場の検討は今の段階では必要はないかと思いますが、近年、災害等の廃棄物が発生する可能性がありますので、対応策などは視野に入れて、維持管理をお願いしたいと思います。

次に、溶融炉については、あと10年程度は使用する計画との答弁でしたが、次期、可燃物ごみ処理施設の計画はあるのか。計画があれば、どのように進めていくのか、処理方式等は検討されているのか、2点。

次に、地域への還元金については、最大限頑張ってください、地域のごみステーション等が充実したものになるようお願いしたいと思います。

また、資源ごみの売り払いについては水俣市民の協力のもと売り払いにつながっていると思いますので、業者においても水俣市内の業者の選定をお願いし、できることであれば、一般廃棄物の運搬・処理の許可業者に見積もり合わせへの参加の意向を聞く考えはないのか、3点質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 岩村議員の3回目の御質問にお答えいたします。3点ということでした。

次期可燃ごみ処理施設の計画はあるのか。計画があればどのように進めていくのかというのが1点でございました。次期可燃ごみ処理の施設計画についてでございますが、平成29年9月、水俣芦北広域行政事務組合の中に、構成市町の関係者による新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会が設置され、年3回から4回程度のペースで検討を進められております。その中で、さらに検

討してまいりたいと思います。

次に、処理方式等は検討されているのかという御質問でございました。整備予定の施設の処理方法を含めたシステム、事業方式等について検討を行って、2019年度末までには整備基本計画を策定する予定と伺っております。

最後に、一般廃棄物の運搬処理許可業者に見積もり合わせへの参加の意向を聞く考えはないのかという御質問でございました。現在、見積もり合わせを依頼していない市内の許可業者につきましては、来年度、参加の意向を伺ってみたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市立水俣第三中学校跡地について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、水俣市立水俣第三中学校跡地について順次お答えします。

まず、現在の体育館、グラウンドの利用状況はどれくらいかとの御質問にお答えします。

旧水俣第三中学校の体育館とグラウンドは、中学校の部活動と登録団体によって主に利用されており、年間の利用者は延べ人数で約2万5,000人であります。なお、種目といたしましては、体育館がバスケットボールやバレーボール、ビーチボールバレーなどで、グラウンドでは野球やサッカー、グラウンドゴルフなどが行われています。

次に、校舎についてはどのように考えられているのかとの御質問にお答えします。

校舎については、防災・防犯等の安全対策の面から考慮しますと、速やかに解体することが望ましいと考えておりますが、本市の財政状況及び財源の確保などの課題があり、実現には至っておりません。

校舎を含めた旧水俣第三中学校跡地については、平成27年1月に関係課長を委員とした水俣第三中学校跡施設活用方針検討会議を設置し、地域の課題や特性を踏まえ、市全体の視点から望ましい利活用について、これまでも会議が行われております。

今後、検討会議を経て、活用方針が決定されるとともに財源が確保できた際には、速やかに解体したいと考えております。

○議長（福田 斉君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

校舎については、答弁いただいたように、防災・防犯等の安全対策の面からも、速やかに解体することが望ましいが、財政状況、財源の確保が課題であり、実現には至らないとの答弁ですが、このまま放置し続ければ、自然に崩壊する危険性があり、そうなった場合の解体費用については、建っている校舎を解体するより、崩壊した校舎を解体するほうが費用については倍以上に

なる可能性があります。

そこで質問ですが、水俣第三中学校跡施設活用方針検討会議が設置されているのであれば、現時点での検討された内容はどのようなものがあるのか。また、地域の方や利用者からの要望・御意見はないのか、2点質問いたします。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えします。

2点ございました。まず1点目の、会議の中で検討された内容はどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。会議の中で提案された内容としましては、現在までに4つの案に分類分けされており、その1つ目は、歴史・文化資料などの保存と発信の場となる多目的複合施設、2つ目は、現在活用されている用途を変えずに機能を拡充した社会体育施設、3つ目は、スポーツ合宿や研修等の誘致を図るための宿泊施設、4つ目は、交流人口の増加を図るための新たな専門学校誘致などとなっております。

しかしながら、いずれの案も既存施設の解体費用や、施設設置に多大な費用が発生すること、アクセス道路の整備が必要となるなどの大きな共通する課題がありますので、引き続き検討が必要と考えております。

次に2点目の地域の方や利用者からの要望・意見はないのかとの御質問にお答えします。

これまで地域の方や利用者から早期に校舎を解体してほしいなどといった要望や意見を正式に文書等でいただいたことはございませんけども、口頭でお話を伺ったことはございます。以上です。

○議長（福田 斉君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 ありがとうございます。3回目の質問は要望で終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

検討会議での内容としては、跡地利用については、多目的複合施設、社会体育施設、合宿施設、専門学校の誘致などが提案・検討されているが、現状の問題点としては校舎の解体費用や、検討されている施設設置にかかる費用やアクセス道路の整備等が課題との答弁をいただきました。

財源の確保ができれば、校舎の解体、跡地の利用施設については前へ進むということですが、現段階で取り組まなければいけないことは、防災・防犯等の安全対策、また月日がたてば解体費用も増加していきます。解体費用については、当初、平成21年ごろの見積もりでは約8,000万ぐらいたと調べたところお伺いしたんですが、現段階では解体前のさまざまな調査が必要になり、1億円を超える費用と推測されるということです。アスベスト等についても、校舎の自然崩壊が始まればタイベック等の専用作業服を着用し作業するようになります。

また、近隣住民や体育館利用者への健康被害の対策で、校舎の囲い込みの足場などの設置な

ど、いろいろな面で対応しなくてはならないと想定されます。

早い段階で校舎の解体に着手することが責務ではないかと思います。校舎を解体し、更地に戻しグラウンドとして利用しながら、その経過の中で水俣市第三中学校跡施設活用方針検討会議で活用方針を検討していただくことが、いい流れになるかと考えます。

水俣市第6次総合計画の最終段階で大変な時期かと思いますが、三中跡地については、早急な校舎解体事業の計画・予算の確保を要望し、今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福田 斉君） 以上で岩村龍男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。無限21の藤本壽子です。

12月に入り、記録的な暖かさが続いていたかと思えば、急に厳しい寒さとなってきました。寒いのは苦手ではありますが、地球温暖化による災害の多発などを思うと、当たり前冬という季節がやってきてくれることに感謝したい思いがあります。

そんな中、世界を見渡すとCO₂削減に後ろ向きな国がふえている。アメリカを初め水俣市からも世界の環境会議に出向いたブラジルなどが、自国の経済発展を優先する姿勢をとり始めています。

日本においては、これもまた十分な検討もないまま、日本の経済を支えるための外国人出入国管理法が改正されました。その他成立した法案の中でも、これでいいのかと頭をかしげたくなることに、改正水道法が成立。民間による水道の運営が現実味を帯びてきています。社会活動の変化や、地球温暖化を迎える時代だからこそ、私は公的に水を守ることが大切であると思います。水は命の根源であると思うからです。

以下、質問に入ります。

今夏、東京医科大学などが入試で女子受験生に対し不平等な扱いをいたしました。女性に対する差別、社会的差別は根強いものがあることを改めて感じました。水俣市の現状を改めて質問いたしたいと思います。

大きな1番です。第3次水俣市男女共同参画計画について。

①、平成26年5月に行われた水俣市男女共同参画まちづくり市民意識調査によると、仕事と家庭を両立させる上での問題点を、主にどのようなことであると答えているか。

②、水俣市の婦人相談員への相談の内容は、どのようなことが一番多いのか。

③、審議会、委員会などの女性の登用率はどのようになっているか。

④、市役所内の女性の管理職は増加しているのか。

⑤、学校現場における男女混合名簿についての現状は、どのようになっているか。

次、大きな2番です。水俣市長崎地区太陽光発電所設置計画について。

①、太陽光発電所設置に当たっての経過と、その計画内容はどのようになっているか。

②、去る11月11日に湯出の温泉保健センターで説明会があったが、どのような質問、意見があったのか。

③、水俣市民が水源地であり産業廃棄物処分場建設に反対した土地と重なっているか。

次、大きな3番目です。11月に行われた「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」の市民説明会についてお尋ねします。

①、説明会において、資料配付がなかったのはなぜか。

②、市長、副市長が、説明会に出席されなかったのはなぜか。

③、説明会では、主にどのような質問、意見が出たのか。

④、資料を提示した上で、再度説明会をするべきであるという意見が出ていたが、どのように思うか。

最後は、グリーンスポーツみなまたの今後についてです。

①、現在の使用状況を把握しているか。

②、グリーンスポーツみなまたは、市民にとってどのような場所であると考えているか。

③、昨年6月議会での一般質問において、教育長は、どのように管理、使用していただけるかを市役所関係者と話し合う、また地元、あるいは地域の方々とも話し合うという答弁であったが、その後どのようなようになったのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、第3次水俣市男女共同参画計画については私から、水俣市長崎地内太陽光発電所設置計画については副市長から、11月21日に行われた水俣川河口臨海部振興構想事業計画の市民説明会については産業建設部長から、グリーンスポーツみなまたの今後については教育長から、それぞれ

れお答えします。

初めに、第3次水俣市男女共同参画計画について、順次お答えします。

まず、平成26年5月に行われた水俣市男女共同参画まちづくり市民意識調査によると、仕事と家庭を両立させる上での問題点を、主にどのようなことであると答えているかとの御質問にお答えします。

本調査は、平成26年5月1日現在で、20歳から69歳までの市内在住の男女1,000人を対象に、郵送によるアンケートを行い、428人から有効回答をいただいております。

その中で、仕事と家庭を両立する上での問題点を尋ねた質問において、回答が多かったものを3項目お答えいたしますと、家事、育児、介護などの負担が女性に偏っているが60.5%、次に、事業所内に家庭のことで休みをとりにくい雰囲気があるが57.2%、次に、労働時間が長い、残業が多いが40%という結果になっています。

次に、水俣市の婦人相談員への相談の内容はどのようなことが一番多いのかとの御質問にお答えします。

婦人相談員への相談内容につきましては、昨年度の延べ相談件数926件のうち、DV相談が191件で最も多く、約21%となっております。

次に、審議会、委員会などの女性の登用率はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

本市が地方自治法第202条の3に基づき、地方公共団体の執行機関の附属機関として設置している審議会等は、平成30年3月31日現在で24機関あり、委員数は270人となっております。そのうち女性委員のいる審議会等は23機関、女性委員数は62人であり、女性の割合は23%となっております。

次に、市役所内の女性管理職は増加しているかとの御質問にお答えします。

平成29年度の課長級以上の女性管理職は、国保水俣市立総合医療センターの事務部長を含め4人でしたが、退職により、平成30年度は2人に減少しております。

次に、学校現場における男女混合名簿についての現状はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

学校現場で取り扱う主な名簿として、学級名簿、出席簿、指導要録等があります。学級名簿、出席簿、指導要録についての現状としましては、小学校では7校中7校、中学校では4校中2校が、男女混合名簿を使用しています。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

平成11年ですけれども、国は男女共同参画推進法を成立いたしました。その後、平成17年に水

侯市男女共同参画推進計画を策定、また同年11月には、水侯市男女共同参画まちづくり条例を施行しております。この10年間を経まして、第3次水侯市男女共同参画計画が、平成27年度から平成31年度にかけて行うということがこの内容であったと思っています。

そこで質問に入りたいと思うんですが、この計画に当たって大変有意義であったと思いますけれども、市民意識調査をされています。その中で、答弁にもございましたが、家事、育児、介護などの負担が女性に偏っている。事業所内で家庭のことでの休みがとりにくい、労働時間が長い、残業が多いなどが市民の声として挙がっておりました。特に、私の周りでは、教職につく先生方が悲鳴を上げておられますし、また、医療関係の看護師さんなどからも、親御さんからも、もう本当に大変なんだという声をずっと聞いてまいりました。

この質問をするに当たりまして、大きな事業所の方などからと思いましたが、あるところの組合の関係の方にお話を聞き、今、現状はどうかというふうにお聞きしますと、割と私どものところは上司にも声を上げることができて、改善をそのたびにしてもらっているというようなことをお聞きしたところもございました。

そこで、心配なのは、やはりどうしても中小・零細の会社なんですけれども、そちらのほうへの市からの指導というのはどのようになっているのか、それを質問の1番としたいと思います。

次に、水侯市全体の男女共同参画推進ということで、私も前、オブザーバーで参加したことがございましたけれども、水侯市男女共同推進懇話会というような、ちょっと名前が違ったかもしれませんが、そのようなものが設置されておりましたけれども、市民も団体も参加できる、そのようなものでしたが、現在はそれがどのようになっているのか、それを2番目の質問にします。

次に、婦人相談員の松本先生、本当に大変活躍していただいています。私も二、三度お話を聞きに行ったことがございましたけれども、先生が市役所においでになるということだけでも大変女性にとっては心強いことだというふうに捉えております。

それで、例えば話の中でございました自立支援だとか、そういうことについては、具体的な指導ということができるかとも思うんですけれども、家庭の中におけるDVですね、この問題、大変重要な問題、大変心配な問題というふうには捉えていまして、配偶者への暴力というのは、やはり子どもへの虐待にもつながっている。

ここに1つの資料があるんですけれども、配偶者暴力禁止法に関連しての調査結果ですが、平成21年度には7万2,792件であった相談件数が、平成27年には11万1,630件に増加している、これは全国ですね。それから、警察における対応、これも少し驚きました。2万8,158件から平成27年には6万3,141件、配偶者によるこのような事件が起こってしまして、配偶者による殺害、殺人というのは横ばいであるんですけれども、傷害、暴行というのが約3倍ほどに増加しているということが、この中でわかりました。つまり、子どもたちはこのような状況の中にある家庭で

成長するということと言えるわけですね。これは夫婦の問題だけでは済まない、子どもの成長に大きな影響を与えます。

そこでお尋ねしたいと思います。このことでの水俣市が取り組んでいることが、もしあるのであれば、そのことを第3の質問にしたいと思います。

次に、4番目ですけれども、この議会を見渡しても、執行部の方の中に女性は誰もおられません。前までは二人の方がおいでになりました。課長級ということでの捉え方だけではないと思うんですけれども、やはり、見た目だけでもこれでいいのかなということ、私は常々感じておりました。今後、市長にお伺いしたいんですけれども、女性管理職の登用というのを積極的に考えていただけないかということをお尋ねしたいと思います。これが4番目です。

そして最後に、男女混合名簿のことなんですが、御存じのとおり、従前の考え方としては、男子が先ということが慣習的に行われていたわけなんですけれども、男女共同参画のこの取り組みが進んできまして、混合名簿のことが大変前に進みつつあります。

一昨日、県のほうに、担当のほうにお聞きしましたところ、小学校では9割が、それから中学校では6割以上が混合名簿を使用しているということが実施状況というのがわかりました。ほぼ水俣の先ほどの答弁にありましたように、実施状況と同じなのかというふうに思いますけれども、今、教育長が一番御存じと思うんですけれども、少しずつ変わりつつある中に、熊本県の中でも、県北のほうで混合名簿を使っているところが多いというふうに聞いておまして、そちらからの先生方の異動、1回実施されたところにおられるということも、かなりこちらのほうに影響をしているというふうにお聞きしております。

例えば宮崎県では、県のほうでもかなり推進がありまして、その発端となりましたのが、保護者が署名を集めたりする動きになったんですけれども、その署名の集めた発端の方というのが、熊本県で実施されていたところに住んでいらっしゃった保護者だったんですね。宮崎に移り住んだときに、おかしいな、これはというふうに思われて、そこから宮崎でも混合名簿を進めてもらえないかという動きになったということをお聞きしております。

もう、機が熟しているのかと思いますし、男女平等のやはり入り口のところが学校教育に一番大事なことだというふうに思いますので、水俣市のほうもぜひ達成されていないところは、今後また検討していただいて、少しでも進めていただけないかというふうに思っています。この質問で、2回目の質問は、4番目の質問を終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 4点ですね。

○藤本壽子君 4点です。

○議長（福田 斉君） 5番目は要望ですか。

○藤本壽子君 訂正いたします。5番目が混合名簿でした。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、藤本議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

全部で5点ということで、まず、1点目が市民意識調査の結果を踏まえて、中小企業に対しての指導・改善等が市からできないのかという御質問かと思えますけれども、市としましては、市内中小企業への直接的な改善指導ということは行うことはできませんけれども、市民への男女共同参画の意識啓発を目的といたしまして、毎年、水俣パートナーシップ事業講演会というものを実施をしております。

それから、2点目の、男女共同参画を推進するための会議、こういったものを開催しているのかどうかという御質問だったと思います。行政と市民が話し合う場といたしまして、以前は、男女共同参画の形成を促進するための啓発や広報活動を行うために、水俣市男女共同参画推進会議というのが組織されておりましたけれども、この組織自体は現在活動をしておりません。

また、市民の意見をお聞きする場としましては、市民男女共同参画審議会というのがございまして、市民などを委員としますこの審議会が、これまでの男女共同参画計画の策定時におきまして、会議を開催して意見を伺っているところであります。来年度は第4次計画を策定する予定でありますので、その際には、審議会を開催して、計画内容の審議、それから御意見等を伺ってきたいというふうに思っております。

それから3番目の御質問、DVについてということで、何かそういった対策は行っているのかという御質問でありますけれども、このDVの防止におきましては、市の広報紙等を通じまして、現在も啓発活動に努めておるところでございます。また、早期対応及び相談体制の充実を図るために、婦人相談員の設置や、資質向上及び処遇改善に取り組んでおりますほか、市仮庁舎におきましても、2カ月に1回、無料の法律相談の実施や、警察等の関係機関との連携による適切な対応に現在も努めているところであります。

それから、4番目の御質問の市職員幹部職員の女性登用についてどう考えるかということですが、これに関しましては、私は別に男女を問わず、能力のある方はどんどん登用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の2回目の御質問のうち、5番目の質問にお答えをいたします。

男女混合名簿についての私の考えについてですが、先ほど市長が答弁をいたしましたけれども、本市の小・中学校においては、おおむね男女混合名簿を使用しております。使用していなかった中学校では、男女別に行う健康診断等において、男女別のほうが使用しやすいという考えがあったようです。名簿作成につきまして、文部科学省は、学校の実態に応じて校長が決定するよう示しており、当教育委員会でも同様の判断をしてきたところでございます。

今後とも導入に当たっては各学校における議論を重ねていただくようお願いしてまいります。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をします。

一番、この質問の中で心配をしていますのは、先ほども述べましたDVの問題なんですけれども、これは市長も答弁いただきましたけれども、やはり小さいうちからパートナーシップというのを学校の中でなど、ちゃんと教えていく必要があるのかなというふうに思いまして、この計画の内容をずっと見ておりまして、ここのところを充実していけば、きちんと市民の中でそういう男女のパートナーシップというのが醸成されていくのではないかとというふうに思いまして、少し、1つだけ質問をしたいと思うんですが、この計画の中にあります早期対応、相談体制の充実ということも必須でありますけれども、ワーク・ライフ・バランスというのが国も言っておりますが、施策として挙げられておりまして、その2に仕事と家庭の両立支援のうち、男性、女性にとっての男女共同参画の推進、小・中学校への教育など、幼いときから女性、男性へのパートナーシップのあり方を教えていく、特にどんなことがあっても暴力による相手への行動をしないということを教える必要があるかと思うんですね。それで、中にありましたワーク・ライフ・バランスの中にあるいろいろな取り組みを、できればきちんと教育の関係でも家庭への指導なり取り組んでいただけないかということで、質問を1つだけして終わりたいと思います。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問ということで、この男女共同参画の推進について、ワーク・ライフ・バランスの観点からも進めていけないかということかというふうに思いますが、このワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、今、藤本議員も申されたように、男女共同参画だけの視点ということではなくて、働き方改革であったり、そういったものも求められておるのではないかとというふうに理解をしております。男性の仕事優先意識とか、長時間労働などの働き方なんかも見直して、女性も男性も家庭や地域の中でバランスのとれた生活を実現をするために、仕事と家庭の両立を支援していき、また今後、私どもとしても推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市長崎地内太陽光発電所設置計画について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、水俣市長崎地内太陽光発電所設置計画について、順次お答えします。

まず、太陽光発電所設置に当たっての経過と、その計画の内容はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

市で把握している当該太陽光発電設備の経過ですが、平成30年1月26日に事業主体であるイー・トップ株式会社が市へ来庁され、初めて本事業に関する相談がありました。その後、同年11月2日に、事業者より住民説明会を開催するとの事前連絡があった上で、11月4日に長崎公民館、11月11日に湯の鶴温泉保健センターにて、説明会が開催されました。その後、現在までに水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づき、住民説明会開催に係る周知実施報告書と、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書が市に提出されております。また、本事業は、森林法に規定される1ヘクタールを超える森林を開発する行為であるため、林地開発許可制度の対象となり、現在、熊本県と協議中だとお聞きしております。

計画の内容としましては、住民説明会での説明によりますと、事業主体がイー・トップ株式会社、設置場所は長崎字馬尼田地区、最大発電出力は約2.3メガワット、事業区域面積は約11ヘクタール、発電設備面積は約4.8ヘクタールとのことです。また、今後の工事スケジュールは、平成31年4月に着工、9月に竣工、10月に売電開始とのことでした。

ただし、スケジュールについては、許認可等の進捗によるため、あくまで現時点での予定とのことでした。

次に、去る11月11日に湯の鶴温泉保健センターで説明会があったが、どのような質問、意見があったのかとの御質問にお答えします。

説明会では、初めに事業者から事業計画、防災対策等の説明があり、その後、質疑応答がなされました。

質疑については、工事着工が大雨の時期に重なることへの不安や、大雨時の太陽光発電設備からの排水に関する対策等についての質問があり、事業者からは着工時期については改めて県と市と相談しながら検討を行う、排水については関係法令等に基づき、適正な対策を行うといった回答がなされておりました。

次に、水俣市民が、水源地であり産業廃棄物処分場建設に反対した土地と重なっているかとの御質問にお答えします。

今回、長崎地区に設置計画がある太陽光発電所の土地については、設置業者から示された計画の区域と、かつて計画されていた産業廃棄物処分場の事業計画区域の一部が重複しております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をします。

馬尼田地区という名前が出てまいりましたけれども、私が産業廃棄物処分場の建設の反対ということで、いろんな方にお話を伺う機会がございましたが、そのときに、馬尼田地区というのは、水がすごく湧くところで、イノシシがそこで水浴びをするようなところだったということを知っていました。

工事設置者のイー・トップは、太陽光発電所、建材事業、不動産事業、建設設計、コンサルタント事業などを手がけている会社ということで、東京にあるということですね。もともと設置予定の土地は、熊本のユニオンネット社のもので、説明会のときに、ユニオンネット社から購入をされたんですか、借りておられるんですかというふうに私が質問しましたら、借りているのだということ言われました。ちょっと私は戸惑ったんですけども、ユニオンネット社の関係の方から、何年か前から産廃処分場の計画地となるその土地に、そこを譲ってもらって、福島の花見山公園のようなものをつくりたいという構想で、湯出地域でも説明会をされ、また、私も個人的に何度かお話を、お電話がかかってきましたので、こんなことをつくりたいというふうにおっしゃっておられたんですが、あつという間にもうユニオンネット社からイー・トップのほうに貸されたという経緯がございまして、ますます、ちょっとこの太陽光発電には心配になってきたんですが、やはり流れ出た流水、太陽光発電所をつくる時、それから設置後も、そういう土砂、流水が、鹿谷川から湯出川に、またイー・トップの説明会でも答えておられましたが、地下水となって流れていきますというふうに言われたんですけども、湯出川に流れるでしょう。

そこで、改めて質問をしたいと思うんですけども、この事業により何らかの支障が出た場合、責任は土地の所有者にあるのか、いわゆるユニオンネットですね、そここのところの見解を、市のほうとしてはどんなふうに考えておられるか、見解を聞かせていただきたいと思います。これが質問の1番です。

そして、10年ほど前に大森のある住民が、この方は説明会に出席しておられましたけれども、IWD東亜の会社が産業廃棄物処分場の計画をしましたときに、何か所かボーリングをしたんです。8カ所だったと思いますが、そのボーリングをしたときに、家の水が白く濁った。そのようなことが今回もあっては困ると言われまして、イー・トップの方には、御自宅の近くまで案内されて、とにかくそのようなことがないようにしてほしいということを訴えておられましたけれども、改めて、質問の2番目なんですけど、工事の初め、それからもちろん工事中も、調整池からのあふれ出た汚水が川を汚す可能性がありますね。また、地下水にも影響を及ぼす可能性があるかと

思うんですけれども、それについて、市としてはどのように思われるか。これが2番目の質問です。

そして、大森のある方は、除草剤についての心配をされていました。説明会の折には、除草剤は使用しないという答えでしたけれども、このことも大森の住民の人たちは心配をされておりますので、確認をきちんとする必要があると思います。

そして3番目の最後の質問になりますが、水俣市は、この間、水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインというのをつくっていただいております。これは、1つ、よかったのではないかなというふうに私は思っているんですけれども、発電設備の設置に伴う災害の防止ということで、5つ挙げられているんですね。その中で、土砂災害の流出防止対策、計画を事前に出してほしいという内容なんですけれども、これについて、具体的に提出されているかどうかをお尋ねしたいと思います。質問は3つです。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問についてお答えします。

まず、当該太陽光発電事業で、何らかの支障が発生した場合の責任の所在はどうなっているのかという御質問だったかと思います。市としましては、当該太陽光発電設備でトラブル等が発生した場合には、ガイドラインの規定に基づき、太陽光発電事業者に対し対応・対策を要請することになります。

2点目の太陽光発電設備の調整池が、地下水や近隣の鹿谷川に及ぼす影響について、市はどう考えるのかとの御質問にお答えします。

さきの住民説明会では、調整池は浸透式を採用予定であり、雨水は太陽光パネルを伝わって地表に落ち、側溝から沈砂池へ流れ込み、泥を落として調整池にたまり、地下へ浸透していくこととなりますが、その過程で何らかの異物が混入しない限り、地下水への影響はないとの説明がありました。

近隣河川への影響については、調整池があふれた場合に、泥水が流出する可能性が考えられますが、さきの説明会では、関係法令に基づく適正な調整池の容量等の設計を行うと説明があつているところです。しかしながら、調整池があふれた場合に備え、河川への放流計画についても検討していただくよう事業者に対して要請をしております。

市としましては、これらに関して、今後、県が行う林地開発許可制度の中で、市の意見を求められますので、改めて要請をしたいと考えております。

3点目の土砂災害防止対策について、事業者から計画の提出がされたのかということでございますけれども、本ガイドラインでは、事業者への注意喚起として、完成後だけでなく、造成中の土砂流出防止対策を事前に計画化してくださいという旨の記載をしておりますが、当該計画の提

出までは求めておりません。そのため、事業者から市に土砂流出防止対策の計画は提出されてお
りません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

いろんな意味で心配でございます。御存じのとおり、この計画地は、市民挙げて、全力で水俣
の飲み水を守るということで頑張ったところだったというふうに思っております。そして、その
当時の議会の中で、いろんな意見が出ましたけれども、今後もこの水源地については、守ってい
かなければならないのではないかとということで、水俣市は水源保護条例をつくったという経過が
ございました。そしてまた、質問する中で、水俣市の方とお話をして、ここは水源の保護地域で
あるということを確認をいたしました。

そこで質問をしたいんですけども、計画されている土地についてですが、市が制定している
水道水源保護条例の保護地域として、何らかもっと上乘せの規制ができないのかということをお
尋ねしたいのです。質問は1つですが、もう少し踏み込んで言いますと、この条例の2条2項の
中の対象地域ということで、いろんなところに対象になりますよということで、一般廃棄物の処
分場だとか、子どもが運動しました産業廃棄物処分場だとか、採石場など規制の対象となるとこ
ろがあって、それにはひっかからないよなというふうに思いましたけれども、ただ、1つ、森林
を伐採するんですね。そうしますと、地下水の減少が起こります。この地下水の減少というこ
とも水道水源保護条例で規制のかかるところの地域として考えられるということがありますので、
ぜひもう一度きちっと調べていただくとか、きちっと精査していただくということで、この
水道水源保護条例を生かしていただけないかというふうに提案したいと思えます。

もう少しだけ中身を申し上げたいと思えますが、熊本県の森林保全課の林地開発の担当の方と
お話をしました。確かに水源の流出量というのは多くなるけれども、流れ出るものですね、それ
は多くなるけれども、地下水自体は減少するだろうということを意見として言われていました。
さらに県のほうとしても、水俣市民が力を合わせて水源地として守った場所であるということも
あり、業者に対しては、地下水の対策などをきちんと対処していただくようにということで思っ
ておりますということも言われていました。また、ゴルフ場のことでの大きな経験もあるので、
そのことも県の担当の方はおっしゃっておられました。

そこで改めて質問をいたします。水道水源保護条例での規制ですね、これについてどのように
思われるか、1つ質問をいたします。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問についてお答えします。

計画されている土地について、市が制定している水道水源保護条例により規制はできないのかというお尋ねだったと思います。

本条例は、水道の水質を保全し、安定的な水の供給を確保することや、現在及び将来にわたって市民の生命及び生活環境を守ることを目的として、水源保護地域を指定しております。当該地域は、この水源保護地域に当たり、条例では対象となる事業場を設置しようとするものに対し、立入検査や改善勧告、施設の使用または排水の一時停止勧告、水道水源保護協定の締結などの規定を定めております。条例に規定する対象となる事業場とは、産業廃棄物最終処分場などのほか、その他の事業場として設置後も継続して汚水を排出し、水源の水質を汚染、汚濁させるおそれのある事業場、または水量に影響を及ぼすおそれがある事業場を指しております。

今回の太陽光発電所につきましては、さきの説明会において、関係法令等に基づいて適正な調整池の設計がなされるというふうに聞いております。また水源の水を利用し、水量に影響を与える施設ではないことから、対象となる事業場には該当しないと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、11月21日に行われた水俣川河口臨海部振興構想事業計画の市民説明会について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、11月21日に行われた水俣川河口臨海部振興構想事業計画の市民説明会について、順次お答えします。

まず、説明会において資料配付がなかったのはなぜかとの御質問にお答えします。

説明会当日に使用しました資料につきましては、スクリーンに投影する形で説明したところですが、一部に著作権のある写真を、投影のみとの条件で一時的に許可をいただいて使用しました関係で、配付は控えさせていただいたところです。

次に、市長、副市長が説明会に出席されなかったのはなぜかとの御質問にお答えします。今回開催しました市民説明会につきましては、事業内容についての説明を行うこととしておりましたので、担当部局のほうで説明させていただいたということでございます。

次に、説明会では、主にどのような質問、意見が出たのかとの御質問にお答えします。今回の事業を進めることで、どれだけの効果が見込まれるのか、環境影響調査の結果はどのようなものだったのか。南九州西周り自動車道の建設発生土の受け入れについての話の議事録があるのかどうか、チツソ・JNCに対し費用負担を要請される考えがあるのか、環境影響評価を実施した事業者はどこか、いま一度、市民説明会を開催してほしいといった御質問、御意見がございました。

次に、資料を提示した上で、再度説明会をするべきであるという意見が出ていたが、どのよう

に思うかとの御質問にお答えします。

今回の市民説明会の参加者数は行政関係者、報道機関36人を含め60人であったことから、改めて本事業について広く市民に知っていただくため、人数が限られている説明会という形式にはとられず、広く市民の皆様にも周知できるホームページや広報みなまた等の媒体を通じ、事業概要を周知したいと考えているところでございます。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

本当に長い間、市民説明会を待っておりました。私は、計画が起こってから、いつ市民説明会をされるのかということで、担当課のほうに、またその前の部長にもお聞きしておりましたが、環境影響評価が終わらないと説明会はできないのですということを、ずっとお聞きして、やっと説明会があったということを確認しております。

その中で、どのような説明会になるのかなと思いましたが、まず資料はありませんでした。目が悪いものですから、ここにスクリーンが出ましたけれども、余りよく見えない、私個人の問題ではありますけれども、よく余り見えないという状況でした。

市民の方たちに一体よくわかったのだろうかというのは、本当に疑問に思ったところがありました。出せない資料というのはあるかもしれませんが、やはりきちんと資料を出すべきではないかというふうに思いますので、これを1番目の質問にいたしたいと思います。

そしてまた、市長、副市長が欠席ということで、正直言いまして、ちょっと歯の抜けたような感じで、あれ、このままで説明会をしていいのだろうかというふうに、私個人は見ておりましたけれども、工事期間が10年以上であり、総事業費も34億円という大事業であります。確かに西田市長のときからの政策でございましたけれども、その後を引き継いでやっておられるのは高岡市長でございます。そのことをきちんと捉えていただきたいということがまずありますけれども、河口部の埋め立てという環境や水産業にも影響が起こる可能性のある事業でありますので、担当の関係課の代表だけの説明会参加というのは、市民に対して責任のある態度だったのかなというふうに私は思いますので、改めて市長に答弁を求めたいと思います。それが2番目の質問です。

3番目は、この事業の環境への影響だけではなくて、今後見込まれる市の負債について、事業のいわゆる費用対効果ということでも言えると思うんですが、教えてほしいという切実な質問があったかと思いますが、それについては工事終了後でないと、具体的に動けないということでありました。市民にとっては20億円という負債を抱えることになるかもしれない事業です。あともう一步踏み込んで、市としての政策の中身を示すべきではなかったのかというふうに思います。これが3番目の質問です。

そして、説明会終了後に、市民の方から、この水俣川河口臨海部事業について要望があっ

るようではけれども、その内容についてはどのようなことか、4つ質問をいたしたいと思えます。お願いします。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 4点御質問がございました。その中で、市長のお答えが1つありましたと思いますので、私のほうから3点答弁させていただきます。

まず1つ目の、説明会におきまして提示できる資料は出すべきではなかったかという御質問でございます。先ほどの御質問でもお答えしましたけれども、一部に著作権のある写真を使用している関係で資料の配付を控えさせていただきました。今後は、市民の皆様には広報みなまた、市ホームページなどで概要、事業概要についてお示しできるものにつきましてはお示ししていきたいと考えております。

次に、3つ目なんですけれども、説明会の中で事業の費用対効果についてもう一步踏み込んで中身を説明すべきではなかったかとの御質問だったと思います。本事業につきましては、その事業完了が10年以上先の事業でございます。現時点において、その経済効果等を見込むには、将来の社会情勢、不確定要素が非常に多く、より詳細にその効果を金額で算出してお示しすることはできておりません。

先日の市民説明会で御説明しましたことを含め、例えば企業誘致及びそれに伴う雇用の創出により、進展する人口減少の鈍化、これによる住民税や法人市民税、固定資産税の税収の増加等が見込まれております。また、それに加え、市内消費の維持、増加などのほか、水産業においても干潟や藻場における稚魚の生育向上による漁獲量の増加などの効果が見込まれるものと考えております。

続きまして、4点目でございますけれども、先日、説明会に対して市民から要請書が出されましたと報道にあったということでございます。その内容はどのようなものであったのかという御質問であったと思いますが、先日12月4日に水俣病被害者・支援者連絡会から要請書の提出を受けました。その内容につきましては、本事業の拙速な事業推進を行わず、環境影響評価報告等を含め、地区ごとの市民説明会を開催して、広く市民の声を集約し、公表するとともに、市民総意のもと事業計画を見直すことという内容でございました。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の2回目の御質問ということで、私が市長という立場で説明会に出席をすべきじゃなかったかという御質問だったと思います。この事業につきましては、昨年、平成29年8月に、前市長が実施された市長と語る地域懇談会などにおきまして、市内各地、各場所を回られ、市民の皆様に対してその構想についてきちんと説明されておられます。今回開催をいたしました市民説明会につきましては、事業内容についての説明会ということで行わせていた

いただきましたので、今回は担当部局のほうで説明をさせていただいたということでございます。

なお、本事業におきましては、前市長の時代から議会においても議論をされ、予算等につきましても承認をいただいているものでありまして、継続事業として産業建設部長へ一任をしたものでございます。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

西田市長のときから、確かにこの政策は始まっておりまして、市民への説明会、市民と語る会ですか、そこで市長は多分少しの説明はされたかと思えます。それで地域懇談会ですか、市長との語る会ですか、そこにいられた方にお聞きして、この計画のことについてどのような説明があったのか覚えていらっしゃいますかというふうに、二、三、お聞きしましたところ、臨海事業というのがあるということは言われたと思うけれども、中身についてはほとんど話はなかったというようなことをお聞きしております。

私は、そのことは1つ置いておきまして、前から懸念していることがございます。それを質問の1にしたいんですけども、水俣川河口臨海事業についての協議があった折、重ねて言っていたのは、とにかく八幡残渣プールを抱える場所であるため、市民の要望としては、まず護岸の補強、強化が優先して行われるべきであるということですね。漁業へのリスクが考えられる埋め立てには、私個人は承知できないというふうに西田市政のときからも申し上げてまいりました。

そこで、改めてお伺いしたいんですが、いつ日奈久断層が大きく動くというような事態になるかもしれないのですが、埋立予定地前の護岸の強化というのは、いつ行う予定なのか、そのことを質問の1にします。

次に、説明会のことでの答弁についてですが、人数が限られる説明会という形式では今後行わないということでございますけれども、少なくとも多くの意見、質問が出されているわけですね。そのことにまず答えなければいけない。そのためにも資料をきちんと出して、そして、出ている疑問に答えられるように準備をして、再度、説明会をするべきであるというふうに私は思います。そのことについてどう思われるか、これが2番目の質問です。

最後に、水俣病の被害者団体の方々の総意で、このような要望書が出されたということを新聞報道でお聞きしました。水俣川河口臨海部振興構想事業の拙速な事業推進を改め、地区ごとの市民説明会を開催し、広く市民の声を集約することを求める要請書ということで提出されたというふうにお聞きしております。新聞にも大きく報道されまして、市民が改めてこのことを問題として考えたということがあったかと思うんですけども、拙速な事業の推進は行わないという被害者団体や市民の声に、どのように応えられるつもりかということ、最後に市長にお尋ねしたいと

思います。質問は3つです。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 護岸の強化をどのように進めるのかという第1の質問であったと思います。

本事業に着手するに当たりまして、市道築地・丸島町線、いわゆる臨海道路でございます。この道路構造物としての護岸の健全度を調査しております。その結果において、すぐに護岸が崩壊する危険性は少ないんですけれども、護岸の損傷及び劣化の状況を総合的に判断して、部分的な補修ではなく、全面的な対策が必要という結論に至っております。このため河口部においては既存護岸の前面に新たな護岸を築造する方法で補修を行い、道路構造物としての機能を確保していく計画です。臨海部につきましては、公有水面埋め立てによる海岸護岸として、護岸背後地の高さによって、コンクリート形式や鋼矢板形式の護岸構造を採用して、波浪等に対する安全性を確保していく計画でございます。

続きまして、3番目でございます。2番目は市長へ答弁をお願いします。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩して打ち合わせしてください。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） では、2番目の御質問にお答えします。

今回実施しました説明会につきましては、事業内容についての説明でございますことから、担当部局により実施をしたということでございます。先ほども市長が答弁されましたが、本事業は前市長時代から引き継いだ事業でございます。その必要性を認め、継続して実施するものでございます。

前市長は、短期、中期、長期と取り組むべき事業を平成29年8月に行った地域懇談会で説明し、特に反対意見もお受けしておりませんでした。そのため、事業スケジュールに従い、実施設計等を行った結果を、市民の皆様に御報告するため、先日、市民説明会を開催しております。今後は、説明会という形式にはとらわれず、ホームページや広報みなまた等を通じ、広く周知してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問ということで、この事業についての要請書に対してどう思うかということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、この事業

に関しましては、前市長の時代から時間をかけて検討してきた事業でございます。また、国の補助を受けるに当たりましては、事業スケジュール等をきちっとお示しをして採択をいただいたところでありまして、仮に今後事業内容等を根本的に見直すということになった場合には、補助事業の採択そのものが取り消される可能性も高く、また見直した後の事業が補助の対象となるかどうか不透明でありまして、最悪の場合は補助の対象とならない場合もございます。またこの事業期間を延伸することによりまして、現在、仮置きしている土砂の取り扱い等につきましても、仮置き期間の制限などもありまして、その移動の費用、新たな費用が加わってまいりますので、事業費がさらに膨らむものというふうに考えられます。

本事業につきましては、市議会においても議論をしまして、工事費などの事業予算につきましては、本年6月議会で承認されておりますほか、水俣漁協が提出をされました本事業の早期実現の陳情につきましても、平成29年の3月議会で採択をされておりますので、計画しているスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、グリーンスポーツみなまたの今後について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、グリーンスポーツみなまたの今後について、順次お答えします。

まず、現在の使用状況を把握しているかとの御質問にお答えします。現在の使用状況につきましては、団体での使用のみを把握しております。本年度の使用は、11月末現在で、遠足等の日帰りの使用が381人、キャンプ等による宿泊の使用が174人となっております。

次に、グリーンスポーツみなまたは、市民にとってどのような場所であるかとの御質問にお答えします。

グリーンスポーツみなまたは、市民の健康増進及び体力向上並びに心身ともに健全な青少年の育成を図るため、昭和56年に開設され、開設当初は多くの市民に利用されてきました。しかし、開設から40年近くが経過した今では、施設全体が老朽化し、市民の利用がほとんどない状況です。グリーンスポーツみなまたは、市民にとって自然に親しむことができる場所であると思いますが、活用されていない状況が続いているというのが現状です。

次に、昨年6月議会での一般質問において教育長は、どのように管理・使用していただけるかを市役所関係者と話し合う、また地元あるいは地域の方々とも話し合うという答弁であったが、その後どのようなになったのかとの御質問にお答えします。

グリーンスポーツみなまたは、指定管理者による管理・使用が十分に機能せず、施設全体が荒廃して、今のような状況になっております。現在は市の直接管理になっておりますので、今後の使

用面で欠かせない水道の配管等について、水道局と調査を行っております。調査結果としましては、止水バルブの取りかえと新たな配水管の布設工事が必要とのことでした。また浄化槽についても調査を行ったところ、漏電箇所があり、一部の使用を中止しております。

地元や地域の方々との話し合いとしましては、グリーンスポーツみなまたの活用に興味を持たれている不知火やからたちなどの方から御意見をいただいております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をします。

袋地域を歩いていますとよく言われます。グリーンスポーツはどうなっているのとたびたび私に話をかけられます。グリーンスポーツというのは、以前にも述べましたけれども、まず公的な場であります。林野庁から指定のもと、3つの保安林があります。九州森林局から指定を受けています。その説明の中には、人と森との触れ合いの場を提供するための、四季折々の自然の美しさを楽しむことができる、自然休養林や野外スポーツ地域などのレクリエーションの森を設定し、森林との触れ合いの環境を整備している。普通の公園とは異なる場所だというふうに、以前にも述べています。また、九州大学大学院共生社会学の飯嶋先生、鹿児島大学の理学部の地球環境学科の佐藤正典教授は、ここをフィールドに学生との研究を進めてまいられました。指定管理者がなくなるというときに、先生方は願いを込めて陳情を水俣市にされておられます。

また、市民の多くが、グリーンスポーツのほかにはない価値、子どもたちへのかけがえのない情操教育の場として、学校、保育園、学童の子どもたちが森の中で遊びました。私も学童の子どもたちを何回も連れていったことがあります。ボーイスカウトの皆さんは、ここで火をおこすことも覚えました。まずは関係者が集まって、今後どのように存続させていけるかを、今年度中の早い時期に開催していただくように、これを質問の1番としたいと思います。

次に、質問の2です。

さらに指定管理者の廃止以後、使用者が減少しているわけなんですけれども、最後のほうでたしか、3,000人から4,000人の方が年間訪れていらっしやいましたけれども、本当に今は5分の1ほどに減っているということになってはいますが、これは管理者がいなくなったことにも原因があるのではないかと思います。それについての見解を第2質問にしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、2点ございましたけれども、1点目は、話し合いの場を今年度中につくってもらいたいという御質問だったと思います。グリーンスポーツみなまたの方向性について検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

2点目ですけれども、2点目につきましても、指定管理者制度も含めて、今後の方向性について

検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

グリーンスポーツは普通の公園施設とは違うというふうに私は思っています。そのことをいつも私に問いかけてくれました指定管理者だった三村賢一さんでした。三村さんは、水俣病の起こった地域にある森であり、海であるからこそ、水俣の持つもともと持っていた豊かさを再現でき、そして、命の豊かさ、大切さを伝えることができる場所である。そして、何より手つかずの自然海岸が残っており、その流れ出た湧水は不知火海の豊かな海へとつながっている。世界に日本に誇れる場所なのだということを、いつもいつも教えてくれました。

残念ながら11月24日病で他界されました。グリーンスポーツの今後を心配する仲間たちそれぞれが、三村さんの思いを遺言として聞いております。ぜひ、まず話し合いを軌道に乗せていただくようお願いしたい。また今後、ここを積極的に管理できるような仕組みをつくっていただきたいというふうに思いまして、最後に市長に今後の管理を積極的に行っていただくようにということで、答弁をいただきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） グリーンスポーツに関しての藤本議員の3回目の御質問にお答えしたいと思います。積極的にということの御質問でございますが、先ほどから教育長も申し上げておりますとおり、現在、非常に老朽化も進んでおり、利用する人が減っております。一時期は指定管理者にも指定で管理をしていただいたところですけども、その指定管理が不十分であって、非常に施設等が乱れていたという状況もあって、今、現在、市の管理になっているというふうに私は理解しております。

そういった中にありまして、今後、このグリーンスポーツの活用に関しましても、今言われた指定管理者の制度等も含めまして、今後の方向性については、検討する必要があるというふうに考えておりますので、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時41分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

(谷口明弘君登壇)

○谷口明弘君 皆さん、こんにちは。真志会の谷口明弘です。

ちょっと昼飯完食したら胸がつかえていますので、ボタンを一つはずさせていただきます。平成最後の何々という表現がはやっておりますが、私も平成最後の12月議会の一般質問をさせていただきます。

第二次世界大戦の敗戦と奇跡と言われた戦後復興や高度成長をなし遂げた昭和の時代から、天地、内外ともに平和が達成されるようにとの意味合いを込めて制定された平成という元号ですが、振り返ってみますと、阪神・淡路大震災、東日本大震災という二度にわたる大災害に見舞われ、熊本地震や各地で毎年のように発生する豪雨災害、水俣市でも平成15年に発生した土石流災害など、記憶にも記録にも残る大災害を抜きには語れない、そんな平成の時代であったと思います。

たび重なる災害の報に今上天皇陛下の御心痛はいかばかりであったか、被災地を見舞われる両陛下のお姿に、被災者を初め国民はその思いにどれほど癒されたかは、はかり知れません。私はつくづく日本人でよかったと思ったものでした。豊かな海づくり大会で両陛下を新水俣駅で間近でお迎えした経験は、私の一生の宝です。

自衛隊に対する国民の見方が大きく変わったのも、平成の時代でした。被災地で救助作業、捜索活動、復旧活動に献身的に取り組む姿を目の当たりにして、多くの国民が自衛隊に信頼を寄せようになりました。

また、地方自治体の運営は少子高齢化、過疎化によって厳しさを増すばかり、消滅可能性自治体なる言葉まで登場しました。現在、水俣市の人口は11月末時点で2万4,729人、全国792市ある中で740番目あたりにあり、今も人口減少に歯どめがかからない状況が続いています。全国の地方自治体が生き残りをかけて知恵を絞り、汗をかいて努力している中、水俣市もほかの自治体に負けないように、行政と議会と市民が知恵を出し合い、汗をかいて、平成の次の時代にもしっかりと存続できるように努力していきたい、その一翼を担いたいという思いから、以下質問します。

大項目1、9月議会で否決された水俣市文化会館空調設備改修に関する工事請負契約の締結について

①、9月議会で工事請負契約が否決されたことによって生じた影響についてお尋ねします。

②、本公共工事請負契約の受注者である飯塚・興南建設工事共同企業体の代表者について水俣市政政治倫理条例第1条や第5条第1項、議員の配偶者が役員をしている企業に該当し、本件公共工事請負契約を辞退すべき場合に該当するか否かについて、水俣市の見解はいかがか。

大項目2、水俣川河口臨海部振興構想について

①、本構想の策定経緯をお尋ねします。

- ②、水俣市漁業協同組合及び企業からは本事業についてどのような反応か。
- ③、水俣市には企業誘致に適する工業団地や市が管理する用地はあるのか。
- ④、地方公共団体の実施する事業で個人や企業から負担金を徴収する場合はどのような法令等の根拠に基づいているか。
- ⑤、JNCの敷地に西回り自動車道の排土を仮置きするに至った経緯をお尋ねします。

大項目3、仮庁舎とみなくるバスのバス停のアクセスの悪さについて

①、市民から、仮庁舎とみなくるバスとのアクセスについて、バス停が遠過ぎる、近くにバス停を設けてほしいとの相談を受けた。水俣市に同様の相談はないか。

②、旧庁舎の解体から新庁舎完成までの期間、現在旧庁舎に設置してあるバス停はどうなるのか。

大項目4、インフルエンザ予防接種の助成制度について

①、本市のインフルエンザ予防接種を受ける市民の状況はどのようになっているか。

②、自治体によって助成額が異なるようだが本市と近隣自治体の助成額の比較及び自己負担額の状況はいかがか。

③、今後、近隣自治体並みに助成額や助成枠を拡大する考えはないか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えします。

まず、9月議会で否決された水俣市文化会館空調設備改修に関する工事請負契約の締結について及びインフルエンザ予防接種の助成制度については私から、水俣川河口臨海部振興構想については産業建設部長から、仮庁舎とみなくるバスのバス停のアクセスの悪さについては総務部長から、それぞれお答えします。

初めに、9月議会で否決された水俣市文化会館空調設備改修に関する工事請負契約の締結について、順次お答えします。

まず、9月議会で工事請負契約が否決されたことによって生じた影響についてとの御質問にお答えいたします。

1点目の影響として、機械設備工事に係る予定価格の増額がございます。これは再入札に当たり、物価の変動に伴う工事単価の見直しを行う必要が生じたことにより、契約に係る予定価格を139万2,120円増額しております。

2点目として、既に契約済みの建築及び電気設備工事に対する影響がございます。現在、契約

済みの建築及び電気設備につきましては、工事業者との協議を行い、関連する工事の実施を一時中止している状態であります。

なお、機械設備工事の契約をもって、工事全体が再開いたしますので、契約期間の変更を改めて行うこととなりますが、工事単価の見直しに係る契約金額の変更や、工期延長に係る必要経費の算定、追加措置など工事延期に係る追加費用の発生が今後見込まれております。

このため、工事業者と工期の延長に必要となる金額についての協議をお願いする必要があるがございます。

3点目として、文化会館を御利用いただいている団体への影響がございます。

今議会へ改めて工事請負契約の締結についての議案を上程させていただきたいと考えており、可決いただければ、工事に伴う文化会館の閉館期間を当初予定していた来年2月から5月までの期間から3カ月延長し、閉館期間を8月までとしたいと考えております。

さきの岩村議員の御質問にもお答えしましたが、文化会館は利用の1年前から予約を受け付けております。新たに閉館する期間に、既に予約をいただいている団体や定期的な行事で例年決まった時期に文化会館を利用される団体もおられましたため、閉館期間の延長によりこれらの団体に行事日程の変更等をお願いする必要が発生をいたしました。

既に予約されており、3カ月の閉館期間の延長で利用できなくなった団体が6月に2団体、7月に1団体の計3団体でございました。また、文化会館を日ごろ利用する団体から、複数電話による問い合わせがっております。準備に取りかかっておられる団体もあり、大変御迷惑をおかけし、厳しい御意見を頂戴することもございましたが、これらの団体には御厚意の中に御理解をいただき、予約の変更や行事日程の調整などの対応をおとりいただいているところでございます。

4点目として、来年度迎える市制施行70周年の関係行事などの市の実施する事業に対する影響がございます。

来年度迎える市制施行70周年の関係行事や、教育委員会で開催を予定している自主文化事業を文化会館で行う予定となっておりますので、行事の開催候補日や内容の変更を含め、関係機関等と協議を行い、再度調整を進めているところです。

5点目として、新庁舎建設工事に対する影響がございます。文化会館の空調設備工事において、旧庁舎の空調設備の一部の再利用を予定しておりますため、改めて関係課内で協議を行っておりますが、旧庁舎の本館・別館解体工事に係る実施設計の中で、若干事業費が増加している状況にあります。

以上主に5点の影響が生じているところでございます。

次に、本工事請負契約の受注者である飯塚・興南建設工事共同企業体の代表について、水俣市政政治倫理条例第1条や第5条第1項、議員の配偶者が役員をしている企業に該当し、本件公共工

事請負契約を辞退すべき場合に該当するか否かについて、水俣市の見解はいかがかとの御質問にお答えします。

水俣市政治倫理条例第1条において、議員、市長及び副市長が職務の遂行の公正性及び高潔性を実証するため、必要な措置を定め、市民の市政に対する正しい認識と自覚のもとに清浄で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として定めており、具体的には第5条において、公共工事等に関する遵守事項が規定されており、同条第1項で、議員または議員の配偶者もしくは二親等以内の親族が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は、市民の疑惑の念を生じさせないため、市が行う公共工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならないと定められております。

9月議会で提案いたしておりました「議第79号工事請負契約の締結について」の議案に関しての反対意見につきましては、議員の配偶者が建設工事共同企業体の代表者となっており、条例の目的を定めた第1条や第5条第1項の規定に抵触するおそれがあるとの御指摘があったと認識しております。

建設工事共同企業体、いわゆるジョイントベンチャーの法的性格につきましては、判例や行政実例等によりますと、民法第667条に規定する組合として取り扱われるものであり、JVは法人格が与えられておらず、対外的な法律行為は原則として、構成員全員の名義を表示する必要があります。よってJVの構成員全員が連名で契約の相手方となるものであります。

また、条例第5条第1項に、議員または議員の配偶者もしくは二親等以内の親族が役員をしている企業という文言がありますが、この役員につきましては、会社法第329条に役員は取締役、会計参与及び監査役をいうとの規定がございます。一般的には執行役員を含め、もう少し広く解釈されることも多いと考えられますが、役員は単なる従業員は含まれず、会社の経営に関する者を示すものであると解されます。

9月議会で提案した議案につきましては、JVの構成員である飯塚電機工業株式会社の登記簿及び会社案内によりますと、水俣営業所長は、取締役、会計参与、監査役及び執行役員の役員には該当しないことが確認できています。

以上のことから市としましては、契約の相手方となるJVの構成員である企業の中に、議員または議員の配偶者もしくは二親等以内の親族が役員をしている企業は存在しておらず、条例に抵触するおそれはないと認識しておりますので、公共工事請負契約を辞退すべき場合には該当しないものと考えます。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ただいまの答弁で水俣市としましては、水俣市政治倫理条例に抵触するおそれはなく、工事請負契約を辞退する場合に該当しないとの見解を明確に示されました。私も同じ考え

です。

水俣市政治倫理条例第5条第1項、議員または議員の配偶者が役員をしている企業という条文の中の役員と、工事請負契約書に記載された代表者が同義と捉えていらっしゃる議員さんたちは反対の立場をとっておられますが、そもそも会社法第329条に役員とは取締役、会計参与及び監査役をいうと規定されているように、会社や組織の経営にかかわる者を示すものであると解釈するのが妥当です。つまり、代表者だからといって役員とみなすことにはならない。私も、弁護士に本件を聞いてみましたが、問題ないとの見解でした。また、共産党の野中議員が9月議会の反対討論で、執行部は法律の専門家などと相談して、今回の契約が法律的に問題ないかどうか厳密にチェックされたのかと問うています。

既に水俣市の顧問弁護士とも相談されたと思いますが、本件に関して弁護士の見解はいかがかお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の2回目の御質問でございますけれども、市のほうとしても、顧問弁護士に対して尋ねたかどうかということのお尋ねかと思えます。顧問弁護士の見解をいたしましては、水俣営業所長は飯塚電機工業株式会社の役員には該当しない、JVにおいても役員に当たらず、商法に基づいた営業に関する代理権が与えられた単なる代理人にすぎないとの見解でありました。

以上です。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今の答弁では、水俣市の顧問弁護士は、水俣営業所長は、飯塚電機工業株式会社の役員には該当せず、ジョイントベンチャー企業においても役員に当たらず、商法に基づいた営業に関する代理権が与えられた単なる代理人にすぎないとの見解を得たとのことでした。

私が確認した弁護士も、中央建設業審議会が共同企業体のあり方について定めた共同企業体運用準則の中身と照らし合わせた結果及び国土交通省土地・建設産業局建設業課へのヒアリング調査結果から、この件のジョイントベンチャー企業の代表者は、個人ではなく、飯塚電機工業株式会社である。よって政治倫理条例第5条第1項の議員の配偶者が役員をしている企業には該当しない、したがって本件ジョイントベンチャーが今回の工事請負契約を辞退すべき場合には該当しないとの理由とともに条例違反に該当しないと結論づけられました。

しかしながら、共産党の野中議員が相談された弁護士は、政治倫理条例第5条に抵触すると言われたと、9月の反対討論で述べられております。相談する弁護士によって見解に相違があるというのであれば、そもそも条例に不備があると考えべきです。同じような案件がその時々の議員の構成で是非を決められたのでは、執行部はたまったものではありませんし、企業や市民の皆

様に再び同じような御迷惑をおかけすることは厳に避けなければなりません。

したがって、私はこの問題を通じて、水俣市政治倫理条例にはその条文に大いに問題があるということを指摘して、今後、議会はその見直しをみずから行う必要があると御提案申し上げたいと思います。

また、今回の件に反対をされた議員の方々は、9月議会後に法律家に相談するなり何か調査などされたのでしょうか。中には個人的に発行された議会報告で、何の根拠にも基づかない持論を一方的に拡散されている議員が見受けられますが、それはどうかと思います。個人名を書かれた文書をばらまかれた当事者の精神的な苦痛はいかばかりかとお察しします。名前を無断で掲載された私の確認する限りでは、田中議員や谷口眞次議員、岩坂議員、皆さんはその名前を指摘するということに対して、大変慎重な取り扱いをするべきだろうと思います。私のように、今ここで個人の名前を挙げられて不快な思いをされたかもしれませんが、同じ思いを当事者もされているとは思っております。政治家として個人の考えを伝えることは自由ですし、大いにやるべきですが、個人名の取り扱いについては、一定の配慮はすべきではないかと苦言を申し上げ、この質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について、順次お答えします。

まず、本構想の策定経緯をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

本事業の経緯につきましては、平成22年度に設置されたみなまた環境まちづくり研究会のエネルギー・産業分科会において再生可能エネルギーを活用したカーボンフリーの産業団地の構想について話し合われる中で、産業団地において木質バイオマス発電を実施する方向で検討していくこととなりました。その中で、将来的にバイオマス発電を産業団地において実施するには、産業団地入り口が狭く、発電に使用する木材を運搬する車両の通行に支障があるといった課題が判明いたしました。

また、かねてより産業団地に立地する企業などから産業団地入り口については、大型車両が入りにくいといった課題が寄せられていたこと、また本市水産業の中心である丸島漁港へのアクセス道路が丸島町の住宅街を通る道路のみであり、かつ道幅が狭く危険であるといった課題もあり、水産振興についても支障があったことから、丸島漁港及び産業団地への新たなアクセス道路としての市道の拡幅を行う計画としたものであります。

その後、平成27年12月に国土交通省からの南九州西回り自動車道の建設発生土の受け入れについての申し入れがあり、この発生土を活用して新たに土地を造成することで、企業誘致の用地と

して活用することができ、新たな雇用の創出、産業の振興につながることから、埋め立てによる土地の造成と、その土地に丸島漁港及び産業団地へのアクセス道路を整備することとしたということでございます。

次に、水俣市漁業協同組合及び企業からは本事業についてどのような反応かとの御質問にお答えします。

まず、水俣市漁業協同組合についてお答えします。

本事業の実施に当たりましては、海域の漁業権抹消の承認が必要であったことから、平成28年から事業説明会及び組合員との先進地視察等を随時実施してきたところであります。当初は、埋立計画区域内にヒジキ等が収穫されており、また遠浅の漁場が減少するなどの観点から反対の意見も一部ありました。しかしながら、藻場や干潟を造成して豊かな海に寄与することや丸島漁港の振興につながる事業であることから事業に賛同され、平成28年12月6日に水産業振興事業の要望書及び漁業権内埋め立ての同意書が市長へ提出されました。

平成29年1月16日に漁業権抹消についての臨時総会が開催され、正組合員66名のうち61名の同意があり、漁業権抹消が承認されたところであります。

これは今の若い漁業従事者及び水俣市の子どもたちが海に親しむための財産を残そうという組合員の強い気持ちや意見があったことによるものと伺っております。

次に、企業からの反応についてですが、最終的な計画について、産業団地の企業の方々に御説明いたしましたところ、水俣大橋側から大型トラックが産業団地に進入するには、入り口が鋭角で入りづらく不便であり、かつ近接の交差点との距離が近過ぎて信号が設置できず、通行する歩行者、特に近くに第二中学校があり、通学路であることから事故の不安が大きいこと、また現在の産業団地は入り口が1カ所しかなく、万が一災害などでそのルートが使用できなくなった場合、産業団地に立地する企業の多くが事業休止となってしまうおそれがあることなどから、新たな産業団地へのルート確保につながるこの事業は、早期に進めてほしいとの御意見をいただいております。

また、今回新たにできる土地に進出を検討したいといった具体的な申し出はまだございませんが、これまでに工場用地を探している企業の情報などが熊本県を通じて寄せられていることもあり、今後も関係機関と連携しながら、企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、水俣市には企業誘致に適する工業団地や市が管理する用地はあるのかとの御質問にお答えします。

まず、本市の工業団地としましては産業団地がございしますが、ほぼ売却済みであり、また残った土地も企業に賃貸しており、いずれも事業活動が行われ、企業誘致に活用できる土地は残っていない状況にあります。

また、その他市が管理する土地につきましても、ある程度の規模の広さの土地となりますと旧第三中学校の廃校跡地などがございますが、校舎の取り壊しが必要であったり、社会体育施設として活用されているなど、現時点において工場等の企業誘致に活用できる土地はない状況です。

次に、地方公共団体の実施する事業で個人や企業から負担金を徴収する場合はどのような法令等の根拠に基づいているかとの御質問にお答えします。

地方公共団体の実施する事業で個人や企業から負担金を徴収する場合には、受益者負担金、原因者負担金、損傷負担金の3種類があります。受益者負担金は、地方自治法第224条によるもので、特に利益を受ける者から受益の限度において徴収する負担金で地方自治法第228条により、条例で規定する必要がありますし、不特定多数人または普通地方公共団体の全体を利する場合には、徴収できないものとされています。原因者負担金は、その事業を必要ならしめた原因をなした者に対して課する負担金で、ほかの工事またはほかの行為により必要を生じた工事や維持の費用を負担させるもので、道路法第58条、河川法第67条等に基づくものです。損傷負担金は、その事業の施設を損傷した者に、その行為に対して課するもので、下水道法第18条等に基づくものです。

次に、JNCの敷地に西回り自動車道の排土を仮置きするに至った経緯をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

平成27年12月に国土交通省より南九州西回り自動車道の建設工事に伴う建設発生土の受け入れについての申し入れがありました。

本市では、水俣川河口臨海部振興構想を策定していた時期でもあり、土砂を埋め立て等に有効利用する方針で、平成28年3月に受け入れを決定いたしました。また、あわせて埋め立てまでの間、土砂の仮置きを行う必要があるため、計画地に隣接する土地の所有者であるJNCへ本市より打診を行い、平成28年7月に国土交通省、JNC、当市の3者にて覚書を締結し、無償で仮置きをさせていただいております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今の答弁を要約しますと、本構想の策定経緯については、平成22年度ということは、宮本市長時代に、産業団地で木質バイオマス発電を実施する計画が持ち上がり、検討を重ねていくうちに、産業団地入り口の道路幅が狭く大型車の進入に難があるということや、水産業の中心である丸島漁港及び丸島町の住宅地へのアクセス道路も道幅が狭く危険であるという課題が持ち上がった。

その後、バイオマス発電事業は頓挫したが、国土交通省から西回り自動車道の建設工事に伴う残土の受け入れの申し入れがあり、前西田市長のときにその残土を使って沿岸部を埋め立て、企業誘致の用地を確保し、あわせて丸島漁港の振興や丸島町の住民のアクセス道路の整備を進める

ことが決定した。

本構想に対する産業界の反応については、平成29年2月に水俣市漁業協同組合から、水俣川河口臨海部振興構想事業の早期実現と水産業振興促進事業に関する支援を求める陳情が議会に提出され、一人を除く圧倒的多数で可決されたのを私もよく覚えておりますが、多くの漁業従事者が海に親しむための財産を次の世代に残そうという強い気持ちのあらわれであり、また産業団地の企業からも産業団地への新たな進入口の確保につながるとして早期に進めてほしいとの意見が出ている。市民意識調査でも明らかなように、経済の活性化や雇用の確保を望む声が多い中、企業誘致に活用できる土地を持たない水俣市としては、今回新たにできる土地を有効に活用して企業誘致を進めたい。

JNCの敷地に西回り自動車道の残土を仮置きするに至った経緯は、これも西田前市長が平成28年3月に国交省の要望を受け入れることを決断し、埋め立て予定地に隣接するJNCの敷地に土砂の仮置きを打診し、同年7月に国交省、JNC、水俣市の3者で覚書を締結し、無償で仮置きさせてもらって現在に至るということであったと思います。

先日は、平成28年3月に残土の受け入れを決定してから2年半が経過して、初めて開催された市民説明会、私も参加しましたが、参加者はおよそ60名程度、しかしその顔ぶれは、行政職員や我々が知った顔など、報道関係者も合わせると30名近くいらっしまったので、一般の市民の方は20数名程度ではないかという私の印象でした。

中には厳しい意見を言われる方もいらっしまった。その中の質問に、チッソ、JNCに対して費用負担を要請する考えはあるのかという質問が出ておりました。執行部は本事業は水産振興、産業振興のための公共事業であることから、チッソに負担を求めることは考えていないと、その場で答弁されました。また、議会でも同様の趣旨の質問をされた議員がいましたが、執行部は前市長のときから一貫して水産振興、産業振興のための公共事業であり、JNCに費用負担を求めることはないと答弁されていました。

ところで、一次質問の答弁で、公共事業に民間から負担金を徴収する場合には、三つの法的な方法があるということがわかりました。そこで質問ですが、それらの法的根拠を踏まえた上で、この水俣川河口臨海部振興構想事業でJNCからその事業費に要する費用の一部について負担金を徴収することは法的に可能かということをお尋ねします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 先ほどお答えいたしましたように、地方自治体が負担金を徴収する場合には、受益者負担金、原因者負担金、損傷負担金の3種類があります。まず、受益者負担金を徴収する場合を考えると、本事業のように水産業と産業団地を中心とした産業振興の

ために道路を整備したり、新たな企業誘致のために土地の造成を行う場合は、不特定多数、または普通地方公共団体の全体を利する場合に該当するため、負担金は徴収できません。

次に、原因者負担金を徴収する場合を考えてみますと、JNCが行った工事や、行為により道路を整備したり、維持が必要になったということはありませんから、同じく負担金は徴収できません。

次に、損傷負担金を徴収する場合を考えてみますと、JNCが道路を損傷したりしたということとはございませんので、同じく負担金は徴収できません。

以上のことからJNCから水俣川河口臨海部振興構想事業に係る負担金を徴収することはできないと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 高岡市長は、ことし2月に就任されて間もなく道の駅・海の駅整備事業をゼロベースで見直すと表明されました。財源の乏しい本市の状況を熟慮されての難しい決断であったと私は評価いたします。

一方で、水俣川河口臨海部振興構想事業は、総事業費が34億と桁違いの大事業であります。平成22年、宮本元市長のときに構想が持ち上がり、平成28年、西田前市長が事業に着手し、現在の高岡市長に引き継がれてわずか9カ月、足かけ8年、3人の市長の手によって進められてきた本事業の継続を決断されました。

その背景には、水産振興と産業振興を望む市民の声、西回り自動車道の工事への影響など、引き継いだときには既に後戻りのできないところまで来ていたのだろうと私は推察いたします。最後に、本事業に対する市長の率直なお考えをお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の3回目の質問ということで、この臨海部振興構想事業についてどう考えるかという御質問であったというふうに思っております。

この水俣川河口臨海部振興構想事業につきましては、先ほど谷口明弘議員もおっしゃられたとおり、水産業、それから産業団地を中心とした産業の振興、並びに新たに造成する土地への企業誘致による新たな雇用の創出など、本市の経済の活性化のために重要な事業であると認識をしており、私も市会議員時代、野党議員ではおりましたけれども、環境影響評価や実施設計等に関する予算については、その時代から賛成をしてきておりますので、将来の水俣市のために引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、仮庁舎とみなくるバスのバス停のアクセスの悪さについて、答弁を求めます。

関総務部長。

(総務部長 関洋一君登壇)

○総務部長(関 洋一君) 次に、仮庁舎とみなくるバスのバス停のアクセスの悪さについて、順次お答えいたします。

まず、市民から仮庁舎とみなくるバスのアクセスについて、バス停が遠過ぎる、近くにバス停を設けてほしいとの相談を受けた。水俣市に同様の相談はないかとの御質問にお答えします。

旧庁舎から仮庁舎まで400メートルほどあり、仮庁舎に移転する際にバス停の移設についても産交バスと協議したところですが、仮庁舎周辺では転回場所として十分なスペースが確保できないこと、延伸に係る年間の運行経費が420万円増加することなどの理由により、移設を断念した経緯がございます。

仮庁舎に移転した当初は、窓口に来られた市民の方から、手続の中の会話の中で、遠くなったという声があっておりました。

次に、旧庁舎の解体から新庁舎完成までの期間、現在旧庁舎に設置してあるバス停はどうなるのかとの御質問にお答えします。

平成31年4月から旧庁舎の解体が予定されておりますが、工事開始に伴い、旧庁舎敷地内にバスの乗り入れができなくなるため、現在旧庁舎前に設置しております水俣市役所バス停は、平成31年3月31日の運行をもって休止させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、仮庁舎周辺への移設は困難ですが、4月1日からは陣内郵便局前の産交バス市役所前バス停と同じ場所に、みなくるバスのバス停を新設する予定といたしております。

○議長(福田 斉君) 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 市役所に見えられた市民の方が、手続中に会話の中で、遠くなったという声があるころはあったという答弁でしたけれども、私の耳には、つい最近でも、足の悪い方が旧庁舎のところでバス停を降り、その後、タクシーを呼んで仮庁舎まで来ている事例であるとか、雨の日などは特に苦勞しているといったお話を私に直接寄せていただいております。

さらに来年4月1日からは、旧庁舎前のバス停すら廃止されるということですが、陣内の今ある郵便局前のバス停に後退するという答弁であるんですけども、では、質問ですけど、その状態が何年ほど続くのかというのが第1番目の質問です。

また、先ほどバス停を仮庁舎まで延伸した場合は、420万円の負担増になるということでしたけれども、では、バス停が1つ減るわけですから、減った場合は、負担は減るというふうに考えるのが道理ですけども、幾らぐらい経費が削減できるのか、以上2点お尋ねします。

○議長(福田 斉君) 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 2回目の御質問にお答えします。

まず、何年くらい水俣市役所バス停の休止状態が続くのかにお答えします。新庁舎の建設予定スケジュールでは、平成33年10月に新庁舎の建設が完了し、仮庁舎からの機能移転が11月の予定となっておりますので、水俣市役所バス停の休止期間も同様の期間を予定しております。

また、バスが旧庁舎に停止しなくなることで、運行経費が幾らか抑えられるんじゃないかという御質問につきましては、水俣市役所のバス停が休止した際には、当然、運行距離のほうも短縮されますので、概算ではございますが、年間約100万円ほどの経費を抑えられる見込みでございます。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 現在は仮庁舎とはいえ、市役所庁舎の最寄りのバス停が全くないという状況は、市民に身近な市役所庁舎とはとても言えません。それに今現在もバス停、身近にないわけですから、今の答弁を聞きますと、3年ほど市民の皆さんに御不便をかけたままという状況になるというふうに判断します。このまま放置するわけにはいかないと私は考えますが、ぜひとも浮いた運行経費なども活用して、私のアイデアとしましては、市役所と医療センターを結ぶシャトルバスを定期的に運行するであるとか、民間のタクシー事業者と何らかの協力体制を構築するなどの手を打ってほしいと思いますが、仮庁舎へのアクセス改善の手だてを市としても考えていただけないかお尋ねします。

○議長（福田 齊君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 3回目の御質問にお答えします。

仮庁舎等へのアクセス改善の手だてにつきましては、みなくるバスを利用して市役所仮庁舎へ来られる方の人数とか、あるいは利用状況とかを早速調査いたしまして、仮庁舎への送迎手法については検討したいと思っております。

○議長（福田 齊君） 次に、インフルエンザ予防接種の助成制度について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、インフルエンザ予防接種の助成制度について、順次お答えします。

まず、本市のインフルエンザ予防接種を受ける市民の状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

インフルエンザ予防接種の状況について、平成29年度時点で65歳以上の定期接種対象者9,370人のうち、接種者が5,674人となっております。中学3年生までの任意接種の接種状況は、対象者3,045人のうち接種者が1,896人となっております。このほか高校生以上、64歳未満の任意接種率については、市への報告の必要がないため、把握しておりません。

次に、自治体によって助成額が異なるようだが、本市と近隣自治体の助成額の比較及び自己負担額の状況はいかがかとの御質問にお答えいたします。

本市の助成内容は、水俣市芦北郡医師会が定めるインフルエンザワクチンの接種料金4,500円のうち、65歳以上、60歳以上65歳未満の身体障害者手帳1級（内臓疾患）に相当する方である定期接種、及び中学3年生以下の任意接種者を対象に3,500円の助成を行っているため、助成対象者の自己負担は1,000円となります。

近隣市町の状況としましては、芦北町が高校3年生までを対象に全額助成しております。また、60歳以上は3,200円の助成を行っているため、自己負担額は1,300円となっております。津奈木町は、全年齢を助成対象としており、60歳以上及び中学3年生までを対象に3,000円の助成を行っているため、自己負担額は1,500円となっております。また、高校1年生から59歳までを対象に2,000円の助成を行っているため、自己負担額は2,500円となっております。出水市は、出水郡医師会が定期接種費のみを定めており、接種費3,500円のうち2,300円の助成を行っているため、自己負担額は1,200円となっております。任意接種については、出水市内の各医療機関が独自に接種費を定めております。

次に、今後、近隣自治体並みに助成額や助成枠を拡大する考えはないかとの御質問にお答えします。

季節性インフルエンザの流行時期が受験シーズンと重なることから、任意接種の助成対象者を中学3年生から高校3年生まで拡充するとともに、高校3年生までの接種費を全額助成することを検討しております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今回この問題を取り上げるきっかけも市民の声でした。水俣市のインフルエンザ予防接種の料金は高いから、出水の病院に予防接種を受けに行ってきたとか、津奈木町は全世帯員にわたって助成を受けられるんだってとか、インフルエンザが心配になるこの季節、時々耳にしたまちの声に、何で水俣市は自己負担が高いんだろうと疑問が湧いて、先日、担当課に話を聞きにいったところです。

すると担当者から、ちょうど市長のマニフェストにある子育て支援に合致する施策として、対象年齢を拡大することはできないか課内で検討しているところですよとの説明がありました。まさに機を見て敏なる担当課の動きに私はうれしく思いました。

一方で、議員としての立場では、それに伴う予算の増加や財源確保は大丈夫だろうかというふうに心配もいたしました。まさに来年度予算の査定の真っ最中であり、大事な時期であります。私としてはぜひとも後押ししたいと思っております。

そこで質問ですが、任意接種の助成対象者を中学3年生までの現在の状況から、高校3年生ま

で拡充するとともに、接種費を全額助成するということを検討しているとの答弁ですが、これを実施した場合、どの程度の予算の増加が見込まれるのか、1点お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

任意接種の対象者を中学3年から高校3年まで拡充したときに、予算がどの程度ふえるのかという御質問だったかと思えます。この高校3年生までのインフルエンザワクチン接種費用全額助成とした場合に、自己負担がなくなりますことから、接種率が上昇することも想定しております。そういう中で、助成額を試算した結果、年間に約600万円の増額が見込まれると試算しております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今のやりとりを聞いてもらえばおわかりのとおり、これまで水俣市のインフルエンザ予防接種の助成は、金額や対象年齢について近隣自治体と比べて見劣りするものでした。しかし、担当課は近隣自治体とのバランス及び市長のマニフェストに掲げた子育て支援にも合致する事業であるという思いから、高校生までの助成枠及び助成額の拡大を真剣に検討してくれております。

そこで最後の質問ですが、助成制度の拡充に伴う助成額の増額について、来年度の当初予算に反映してはどうかと思うが、市長の率直なお考えはどうかお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

来年度当初予算にその予算を計上してはどうかということをございました。子育て支援の拡充、まさに私がマニフェストで出しているところをございまして、現在、策定中であります水俣市の第6次総合計画との整合性、これも必要であるかというふうに考えております。そういった中で、先ほど申されたように、未来を担う子どもたちをやはり大事にするという観点から、そういったものも踏まえまして、当初予算へ反映することについて、現在、検討をしております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時21分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

(高岡朱美君登壇)

○高岡朱美君 こんにちは。日本共産党の高岡朱美です。

臨時国会が閉会をいたしました。とても言論の府とは言いがたい数任せの強行採決が繰り返されました。命の源である水の問題、人権に大きくかかわる問題、共有財産の問題、どれも国が何より責任を持って守らなければならないものですが、まともな資料、まともな審議なしで決まっていって、寒気すら覚えます。

憲法や法律にはこれまでの失敗から学んだ知恵が詰まっている。これらに謙虚に向き合い、大切にしていけるのが本来の保守であるということ、ある保守の論客を自称される方が言われていました。議会変革を積み重ね、野党とも会話する姿勢を大切にしてきた先輩方の知恵を軽視する姿勢は厳に慎むべきです。振り返って議会に身を置く者の一人として、常に謙虚に学ぶことを言い聞かせ、以下質問に入ります。

大項目 1、生活保護基準引き下げの影響と低所得者対策について

①、本年10月から生活保護基準が引き下げられた。本市の対象世帯にはどのような影響があったか。

②、保護基準は2013年に続く引き下げとなっている。その理由をどのように聞いているか。

③、市営住宅の家賃減免が要綱どおり行われていないことについて不服申し立てがあったと聞く。水俣市営住宅条例第15条第1項第1号の低収入者に対する減免規定をどのように実施するお考えか。

大項目 2、高校生までの医療費無料化について

①、できるだけ早く始めたいとの答弁があったが、いつから始められるか。

②、県の助成引き上げの要望はどのような場で伝えているか。

大項目 3、水俣市のエネルギー政策について

①、平成29年2月から行われている J F E エンジニアリング株式会社及び J N C 株式会社からの電力を市役所に供給する実証試験の経過はどのようになっているか。

②、これまで得られている実証試験データは、導入前と比較しどのような効果が期待できるものか。

③、市長は、本市のエネルギー政策についてどのようなビジョンをお持ちか。

大項目 4、廃プラスチック低減に向けた新たな取り組みについて

①、本市のプラスチックごみ回収量の推移はどのようになっているか。また、回収後はどのように処理されているか。

②、学校給食の牛乳が全て紙パックで供給されるようになったが、使用済みパックなどはどのように処分されているか。

③、マイボトル給水サービス協力店は、現在何カ所あるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えします。

まず、生活保護基準引き下げの影響と低所得者対策については副市長から、高校生までの医療費無料化について及び廃プラスチック低減に向けた新たな取り組みについては福祉環境部長から、水俣市のエネルギー政策については私から、それぞれお答えします。

○議長（福田 斉君） 生活保護基準引き下げの影響と低所得者対策について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 初めに、生活保護基準引き下げの影響と低所得者対策について、順次お答えします。

まず、本年10月から生活保護基準が引き下げられた。本市の対象世帯にはどのような影響があったかとの御質問にお答えします。

2013年以来5年ぶりとなる生活保護基準の改定が、本年10月に実施されました。この基準が引き下げられたことによる影響を、本市の生活保護受給世帯の一例で見ますと、40代のひとり親と10代の子の二人世帯では、生活扶助費が3,250円上がりました。一方、50代のひとり親と10代、20代の子3人の4人世帯では2,430円下がっております。また夫婦二人、子ども3人の5人世帯では、子の年齢が高い世帯は2,170円下がりましたが、子の年齢が低い世帯は1,620円上がっております。

このように世帯を構成する人数、年齢等により生活保護受給世帯への影響はさまざまですが、減額となる世帯に対しては生活の影響を考慮し、減額の割合が最大でもマイナス5%以下となるよう国の制度の中で調整がなされます。

なお、本市においては今回の基準改定により生活保護を廃止になった世帯はありませんでした。

次に、保護基準は2013年に続く引き下げとなっている。その理由をどのように聞いているかとの御質問にお答えします。

今回の改定に当たっては、国の諮問機関である社会保障審議会生活保護基準部会において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、生活保護受給世帯と一般の低所得世帯の消費実態を比較するなどの検討を重ね、作成された報告書をもとに、見直しが行われたと聞いております。

次に、市営住宅の家賃減免が要綱どおり行われていないことについて不服申し立てがあったと

聞く。水俣市営住宅条例第15条第1項第1号の低収入者に対する減免規定をどのように実施する
お考えかとの御質問にお答えします。

御質問の内容のとおり、入居者から提出された減免申請を受け、不承認とした行政処分に対
し、今年7月に代理人を通して行政不服審査法に基づく審査請求がっております。

水俣市営住宅条例第15条第1項第1号の低収入者に対する減免規定の実施につきましては、さ
きの6月議会で高岡朱美議員の御質問に答弁したとおり、現在は家賃の減免は行っておりませ
んが、本市では平成23年度から水俣市営住宅条例第14条第4項に基づき、入居者の収入申告により
収入の認定額を更正した上で家賃を決定し、収入が減少した世帯につきましては、その収入に応
じて家賃の引き下げを実施しておりますので、今後も同様の対応をとってまいりたいと考えてお
ります。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をいたします。

生活保護基準の引き下げの理由について、国は全国消費実態調査のデータ等を用いて、生活保
護受給世帯と一般の低所得世帯の消費実態を比較して決定したとのことでした。

今回初めて知りましたが、生活保護基準の決め方は、戦後4回見直されています。現在使われ
ている水準均衡方式というのは、一般家庭の消費水準の伸びと均衡を図るというもので、1984年
から採用されていますが、2007年以降、その使い方が変化してきているようです。どう変化して
いるかといいますと、一般家庭は一般家庭でも、最下位10%の世帯の消費水準との均衡を見て
いるのです。ちなみに最下位10%内の人の年収は、2008年が132万円、現在は116万円にまで減っ
ています。これだけ低い年収ですと、本来なら生活保護受給の要件に当てはまる人がかなり含まれ
ているはずですが、この水準を健康で文化的な最低限度の生活として生活保護基準にしようと
しています。

5年ごとに行われる基準見直しで、2013年から2015年に最大10%の引き下げが行われました。
これに続き、今回は最大5%引き下げられます。全体として160億円の予算が削減されること
になりました。この見直しを専門的・客観的立場で評価・検証しているのは、厚労省が設置した社
会保障審議会生活保護基準部会です。読売新聞のコラムで、2013年、基準が10%引き下げられ
た際の部会で、多くの委員が生活扶助費の引き下げに慎重であり、このような意見があったと紹介
しています。

下位10%の低所得者層と比較をするのは、従来の基準改定と異なる手法だ。以前は、平均的世
帯の消費水準や、下位20%、下位40%の層の消費水準を参照しながら決めていた。また、下位
10%の低所得者層は、保護基準より低い収入なのに保護を受けていない世帯を大量に含んで
おり、比較するには適当ではない。そういう比べ方をしたら、際限のない引き下げにつながる。

厚労省はこのような専門家の意見を無視して、削減ありきで進めています。その狙いは、生活保護だけでなく、広い範囲の社会保障費を削減することにあります。というのも、生活保護基準は、ほかのさまざまな支援制度と連動しているからです。国会の答弁では、38分野にわたる制度に使われていました。例えば最低賃金法です。最低賃金法では、労働者が文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするという規定があり、生活保護基準が下がれば最低賃金は上がりにくくなります。ほかにも住民税非課税限度額の基準、国民健康保険、社会保険の保険料の算定、就学援助金制度、大学が授業料免除や徴収猶予の基準を決める際にも使われています。つまり、生活保護基準が下がれば、さまざまな支援制度の対象者がぐっと狭まることになります。

今回の基準引き下げで、水俣市では実際どのような影響があったか、具体的にお答えいただきました。今回はどちらかというと都市部での影響が大きかったと聞いておりましたが、そのような中でも3人から4人家族の生活扶助費が3,000円前後の幅で増額や減額があったとのことでした。

そこで2回目の1点目の質問をいたします。非常に気になるのが就学援助金制度への影響です。現在水俣市は、就学援助金支給対象者を生活保護基準の1.3倍程度の所得水準というふうにしています。基準引き下げによって対象から外れる人が出てくるのではないのでしょうか。お伺いします。

2点目です。就学援助金制度の対象は市の裁量で広げることが可能な制度です。もし対象から外れる人が出てきた場合、市はどのように対応するお考えでしょうか。

御紹介したように、今回の保護基準が下位10%層の消費実態に合わせて引き下げられたということは、裏を返せば、下位10%層の消費実態がどんどん悪くなっていることを示しているのではないのでしょうか。その上、今、物価が上がり始めており、来年10月からは消費税の増税が追い打ちをかけます。収入は減っているのに出ていくものはふえ、ますます生活の質が悪くなります。

現政権の社会保障削減路線は、現場の生活実態が全く見えていないと感じます。そんなときに住民の福祉を守るとりでの役目を地方自治体にはぜひ果たしてほしいと願います。

家賃の減免はその有効な手だてと考えます。6月議会で指摘しましたが、市営住宅の家賃は、条例第15条で、著しく低収入であるなど特別の事情がある場合には減免できるとなっています。これに必要な事項を定めた要綱もつくられていて、まさに生活保護基準以下の所得の方を対象に、段階に応じて2割減、3割減、5割減としています。ところが、ことし6月、その制度を利用したいという住民からの申し出を却下し、現在行政不服審査請求が行われているということです。

御答弁では、家賃の減免を行わない理由について、条例第14条第4項で対応しているというふうに述べられました。しかし、第14条4項というのは、そもそも国の公営住宅法で決められた通

常の行為あり、問題にしているのは第15条のほうです。

平成23年以降はこの規定を使っていないとのことですが、それならば、この条例及び要綱は平成23年時点で破棄の手続がとられているはずですが、その形跡はありません。つまり、まだ生きています。条例に沿って住民にサービスするのが行政の仕事ですから、現にある条例を一方的に使わないのは不作為に当たります。市民の生活が困窮している状況を見れば、今こそのサービスを生かすべきではないでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

以上3点です。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡朱美議員の2回目の御質問、就学支援金についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の就学援助金制度について、生活保護基準の引き下げにより、対象から外れる人が出てくるのではないかの御質問についてでございます。

現在、本市では小・中学校児童生徒のいる家庭で、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する必要な援助、いわゆる就学援助を実施しているところです。この中で、準要保護児童生徒の支給対象者については、生計をともにする家庭の収入状況により、生活保護基準の1.3倍程度の認定水準としており、認定に当たっては、生活保護法による保護基準額を準用し、算定した世帯の需要額を用いて行っております。需要額の算定方法が個々のケースで細かく異なることから、詳細な調査は行っておりませんが、今回の基準引き下げにより、対象から外れる方が出てくる可能性は否定できません。

なお、今年度の認定については、引き続き改定前の基準を用いて行っているところです。

次に、2点目の就学援助金制度の対象は、市の裁量で広げることが可能な制度であるが、対象から外れる人が出てきた場合、どのように対応するのかとの御質問です。

今回の基準引き下げにより、地方単独事業の一つとして行っている準要保護児童生徒への就学援助についても、国からはできる限り影響が及ばないよう理解を求める説明や周知が行われているところです。本市といたしましても、経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する援助の必要性を十分に認識しており、今後の対応について検討しているところでございます。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の2回目の御質問でございますけれども、市営住宅の家賃減免について、要綱が定めているのにそれを使わないのはなぜかという、これを生かすべきじゃないかということで、どうなんだということなんですけれども、公営住宅法に基づきます家賃の決定は、公営住宅法施行令第1条第3号の規定によりまして、入居者及び同居者の過去1年間における所得金額をもとに収入を算定しまして、定めることになっておりますけれども、入居者の

中には離職等が原因によりまして、年度途中で収入が著しく低下する方もおられます。本市といたしましては、こういった方々に配慮すべく、水俣市営住宅条例第14条第4項の規定を活用いたしまして、収入の減少に応じて家賃の引き下げを随時実施するなど対応をしてきたところでございます。

さきの6月議会で高岡朱美議員の御質問にも答弁いたしましたとおり、本市の市営住宅で最も安価な家賃は月額400円、最も高い家賃が月額2万7,900円、平均月額が約1万1,400円と、民間借家に比べ安価な設定となっております。また、最低賃金額からさらに家賃を引き下げようような減免措置を実施しているのは、県下14市の中で熊本市のみでありました。一方、家賃で得られた収入は市営住宅の管理費や市債の返済にも充てられておりまして、不足する金額は市の単独費で賄うなど、市民の皆様にも御負担をいただいている状況でございます。本市の大変厳しい財政状況の中、最低家賃以下への減免措置は大変難しいと考えております。

また、高岡朱美議員御指摘のとおり、平成23年度以降は家賃の減免を行っておりませんし、この要綱につきましては、この時点で速やかに廃止すべきであったというふうと考えており、現在、廃止する方向で内容を精査し、検討しているところでございます。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 3回目の質問をいたします。

まず就学援助については、今年度中は据え置くけれども、来年度については検討しているということでした。前回2013年の基準引き下げのときには、多くの自治体が以前の基準を据え置くという措置をとった中、71の市町村が連動して支給対象を狭めたということがありました。収入がふえたわけでもないのに、突然、給食費や制服代などの大きな出費が加われば、ボーダーラインにある御家庭は大変な負担になります。今回も国から影響が出ないようにとの通達があったとのこと。ならば、国が生保の基準を下げなければいいと言いたいところですが、どうか本市におきましても、将来的には支援の対象を広げることはあっても、狭めることのないようにお願いしておきたいと思っております。この点、1つお伺いします。

次に、市営住宅の家賃減免のことですけれども、最近私がかかわって生活保護につながったひとり暮らしの女性は、若いときはとてもとてもよく働いておられました。今も1カ月の生活費をきちんと管理して節約、節約を重ねておられますけれども、この年金ではどうしても暮らせないということで相談に来られました。これまで納税義務もきちんと果たされていた方です。ところが働けなくなった途端にお金に困る状態です。何のために長年納税義務を果たしてこられたんでしょうか。これは御本人のせいではなく、社会保障の長期的な制度設計や管理がずさんだったからじゃないでしょうか。

この方は、生活保護の制度について正しい知識を持っておられたのでよかったのですが、日本

では生活保護を受けることは恥という先入観が植えつけられているために、捕捉率が2割程度だということは以前にも述べました。今も本当は大変なのかもしれないけど、制度を利用しないという人はたくさんおられると思います。現に、6月議会で減免の対象となる可能性があるのは263世帯にも上ると御答弁がっております。

年金支給額がますます減っていく中で、固定支出である家賃が抑えられるというのは、どんなに助かるかわかりません。民間アパートと比較して低廉だということを言われましたが、公営住宅はもともと福祉増進の目的でつくられるもので、公にしかできない役割を持っています。だからこそ国も法律で周辺の住宅よりも安い家賃で提供しなさい、特別な事情がある場合にはさらに家賃を減免してもいいですよと言っているのではないのでしょうか。

熊本市の話が出ましたが、熊本市は減免をする場合にも8,000円という最低家賃額を決めています。水俣市で、用途廃止が決まっている最低家賃400円の住宅、あるいは老朽化のため既に低廉になっているところをさらに下げる必要はないと思います。問題なのは、これまで例えば1万6,000円の家賃が払えていたんだけど、年金の減少と支出がふえたために支払いが困難になってきたというケースのことです。他の市町村がやっている、やっていないを判断材料にするのではなく、今日の前の実態を見て、必要か必要でないかを判断する必要があるのではないのでしょうか。

要綱の破棄を検討しているとのことですが、その前に、これまでの市の不作為の責任が市長にはあるのではありませんか。また可能な範囲での対応を考えて、せめて要綱を改めるという検討はできないのでしょうか。この点お伺いしたいと思います。3点です。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の3回目の就学支援金の対象範囲についての御質問でございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、本市としましても、経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する援助の必要性を十分に認識しております。前回の基準引き下げ時にも、当時の改定前の基準を参考に据え置いて認定を行った経緯がございます。このようなことを踏まえて、今後の対応についても、他の自治体の状況や市の財源等を考慮しながら検討して判断していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

先ほども本市市営住宅の家賃額は、民間借家よりも安価な設定となっていると申し上げたところでございますけれども、市営住宅の平均家賃額を県下14市の中で比較いたしましても、下から5番目という安価な設定となっております。これまでも入居希望者から御相談があれば、入居の際には間取りや場所、希望する家賃額等を入居者の方からお聞きをした上で、幾つかの団地を御

紹介して、できる限り希望する団地へ入居をいただいております。既に入居されている方に対しましては、収入額の変更があった場合には、その都度、収入の認定額を更正した上で、家賃を引き下げたり、他の市営住宅への移転を御紹介するなど、それぞれの事情に応じて対応させていただいております。

お尋ねの要綱につきましては、実施しなくなった時点で速やかに廃止すべきであったというふうに考えておりますので、先ほども申し上げましたとおり、今後、廃止する方向で内容を精査し、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、高校生までの医療費無料化について、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、高校生までの医療費無料化について、順次お答えいたします。

まず、いつから始めるのかとの御質問にお答えいたします。

高校生までの医療費無料化については、6月議会で塩崎議員、9月議会で牧下議員より御質問をいただいております。実施時期につきましては、平成31年4月から助成対象者を高校3年生まで拡充することを検討しております。

次に、県の助成引き上げの要望はどのような場で伝えているのかとの御質問にお答えいたします。

熊本県都市財政課長会議で、子ども医療費助成事業に関する助成対象の拡大について提案しております。この会議を経て、市長会へ提案され、県への要望となります。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をいたします。

来年4月という具体的な御答弁をいただきました。子育て中の方には朗報です。ぜひその予定で進めていただきたいというふうに思います。

県へも熊本県都市財政課長会議で提案をしていただいたとのこと。以前、御紹介しましたけれども、子ども医療費助成を、入院、通院ともに4歳未満までしかしていないのは、平成30年4月現在、熊本県ただ1県です。進んでいるところでは、既に高校生までを福島県と鳥取県が助成しています。中学生まで取り組んでいるところも、秋田、群馬、東京、静岡、京都、兵庫、奈良、徳島と8県にふえました。

私は所属しております新日本婦人の会という女性団体で、子ども医療費無料化の運動を長年やってまいりました。潮谷知事のときに3万筆、蒲島知事には7万筆の署名を添えて助成拡充を

要望した経験があります。水俣・津奈木・芦北の各保育園、幼稚園、医師会にも署名活動に御協力をいただいております。議会から意見書を上げていただくこともしました。恐らく市長会でも随分前から要望は上がっていたと思います。それでもいまだに県は実施しようとせず、とうとう文字どおり全国ワースト1位となっております。

私たちはそのころ、言葉では子育て支援をうたう知事に対し、もし熊本県がせめて就学前まで助成してくれたら、市町村はその分の浮いた財源でさらに子育て支援を強化できますということをお話しておりました。

そこで参考までにお聞きしますが、もし県の助成が就学前まで拡充された場合、どれくらい本市の負担が軽減されることになるのでしょうか。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 高岡朱美議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

県の助成対象が就学前まで引き上げられた場合、どの程度の補助の増額が見込まれるかという御質問でございました。

現在、県の助成対象は4歳未満の医療費及び多子世帯の4歳から就学前までの入院費のみとなっております。県の助成対象が就学前まで引き上げられた場合、平成29年度時点で4歳から6歳、就学前までの年間医療費の実績をもとに試算した結果、約300万円の県補助の増額が見込まれます。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 県が就学前まで助成すれば、市の負担が300万円負担軽減になるというお話でした。かねてより県議会で共産党の議員がこの問題を取り上げておられて、就学前まで無料にした場合幾らかかるかを聞いております。県は6億円と答えております。県の年間の予算額は8,000億円です。そのわずか0.075%なんです。一方、水俣市は150億の年間予算で8,400万円の助成予算を組んでおります。その割合は0.55%です。県はもっと応援するべきだということを、ぜひ他市の首長さんたちと一緒に声を大にして言っていただきたいと思います。引き続き市長にはこの件について頑張ってくださいということをお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市のエネルギー政策について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣市のエネルギー政策について、順次お答えします。

まず、平成29年2月から行われているJFEエンジニアリング株式会社及びJNC株式会社からの電力を市役所に供給する実証試験の経過はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

平成29年2月に、水俣市、J F Eエンジニアリング株式会社及びJ N C株式会社の3者で、再生可能エネルギーを中心とした電源による水俣市の施設への電力供給実証試験に関する覚書を締結しました。

この実証試験は、J F Eエンジニアリング株式会社の再生可能エネルギーを中心とした電力及びJ N C株式会社の水力発電による電力を、J F Eエンジニアリング株式会社の子会社であるアーバンエナジー株式会社を通じて本市の施設に供給することにより、電力供給の安定性、再生可能エネルギー比率の向上及び電力料金の低減の可能性を実証するものであります。

平成29年6月から、市役所仮庁舎においてJ F Eエンジニアリング株式会社の再生可能エネルギーを中心とした電力の供給が開始され、さらに、ことし2月からはJ N C株式会社の水力発電による電力の供給が開始されています。

本試験の実証期間は、平成31年3月初めまでとなっており、その結果を踏まえて今後の方向性を検討していきたいと考えております。

次に、これまで得られている実証試験データは、導入前と比較してどのような効果が期待できるものかとの御質問にお答えします。

現在実施中の実証試験では、先ほど述べました電力供給安定性、再生可能エネルギー比率の向上及び電力料金の低減の3点について検証を行っているところです。

電力供給安定性につきましては、これまで問題なく仮庁舎への供給ができております。再生可能エネルギー比率の向上につきましては、水力発電、その他の再生可能エネルギーによる電力の供給を受けていますので、十分達成できております。電力料金の低減につきましては、平成29年6月から平成30年5月まで1年間のデータを見ますと、試験開始前と比べ6.3%の削減となっています。

今後、電力供給の対象を仮庁舎だけでなく、市の他の公共施設に広げていくことで、再生可能エネルギーの活用によるCO₂削減効果と電気料金削減効果はさらに高まると考えております。

次に、私が本市のエネルギー政策についてどのようなビジョンを持っているかとの御質問にお答えします。

本市は、平成20年に政府によって環境モデル都市に認定され、市全体のCO₂排出量を、基準年度の平成17年度から45年間で50%削減し、低炭素社会の実現につなげていくというビジョンを掲げています。

平成27年度の実績によると、産業・運輸・業務・家庭部門などを合計したCO₂の排出量は、基準年度から10年間で約27%の削減を達成しています。これは公共施設だけでなく、市民生活においても高効率・省エネ機器への転換を進めていただいたり、再生可能エネルギーの導入を進めていただいた一つ一つの積み重ねの結果であると考えています。

今後もさらなるCO₂削減、エネルギーの地産地消を進めていくため、市の保有する施設への再生可能エネルギーによる電力導入や、地域新電力会社の設立に向けた検討も行ってまいります。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をいたします。

格差と貧困、人口減少、地球温暖化の影響、TPP、FTAなど地方経済を苦しめる話ばかりがある中で、エネルギー分野の大転換は、地方が元気になるチャンスではないでしょうか。もはや原発に将来性はなく、電力を数社が独占する時代は終わります。再生可能エネルギー技術は飛躍的に向上し、コストはどんどん下がっています。そして地方は再生可能エネルギーの宝庫であり、北海道地震で起きた一斉停電は、分散型エネルギーが防災・減災を担保するということを示しました。さらに世界中の国が自国でエネルギーをつくれるようになれば、石油や天然ガスをめぐる争いはなくなり、戦争が起きる心配もなくなるかもしれません。

実証試験期間は来年3月までとのことですが、これまでの感触を報告していただきました。JFEエンジニアリング株式会社の電力は今年の6月から、少しおくれてことし2月からJNC株式会社の電力が供給され、これまでのところ安定性、経済性、CO₂削減目標、いずれも順調にクリアしているとのことでした。

市長の今後のビジョンを聞かせていただきました。CO₂削減目標達成に向けてエネルギーの地産地消を進め、新会社設立も検討していくということでした。

そこで、この事業に大きな夢を持っている者の一人として、事業が最大限地域の経済振興に資するよう準備、検討をしていただきたいということ、質問を交えながら述べさせていただきたいと思います。

ある環境活動家の方が、地域にお金が回るようにしたかったら、まずは底に栓をしなさいと言われていました。なるほどと思いました。そこでお伺いします。水俣市は2011年に環境省による地域経済環境分析を行い、その結果、86億円分のエネルギー代金が域外に流出していたことがわかりました。その主な内訳をお答えください。

2点目に、水俣市は家庭部門の低炭素化事業にも力を入れてきました。導入時から現在までの普及状況はどうなっているのでしょうか。

3点目に、水俣には環境復元と地域再生のための特別な補助金「環境首都」水俣・芦北地域創造補助金が来ています。その補助金を利用して、昨年環境アカデミアが水俣の再生エネルギーの可能性に関するパネルディスカッションを行っていますが、どのような内容だったのでしょうか。

まず3点お聞きいたします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、域外に流出している86億円分のエネルギーの代金、この主な内訳ということですが、平成23年度に実施いたしました水俣環境まちづくり推進事業におきまして、地域経済循環分析を行いました。その分析結果によりますと、域外に流出したとされるエネルギー代金として、電気に係るものが約32億円、熱に係るものが約22億円、運輸に係るものが約32億円となっております。

次に、家庭版の低炭素事業、こういったものを導入から現在までの普及状況はどうかという御質問でございますが、本市におきましては、平成21年度から平成27年度まで太陽エネルギー利用システム導入補助事業として、太陽光発電システムに対しまして415件、太陽熱利用システムに対しまして220件の補助を行っております。また、平成23年度から平成27年度まで水俣市エコ住宅建築促進支援事業として、新築、増築、建て売り住宅を合わせて101件の補助を行いました。平成28年度からは家庭部門低炭素総合事業補助金として、平成29年度までの2カ年で、住宅建築に係る市産材の利用に対して39件、高断熱浴槽に対して57件、節水型便器に対して29件、節湯水洗いに対して19件、LED照明器具に対して39件、高効率給湯器に対して96件、太陽光発電システムに対して12件、太陽熱利用システムに対して18件、薪ストーブ、ペレットストーブに対して4件の補助を行っております。

次に、環境アカデミアが水俣の再生エネルギーの可能性に関するパネルディスカッションを行ったということですが、その内容はどうかということですが、平成29年9月30日に、水俣環境アカデミアにおきまして、平成29年度水俣環境アカデミアシンポジウム「気候変動について水俣から考える」を開催いたしました。第1部の基調講演では、ドイツ連邦共和国大使館、経済・通商政策担当上級専門官の大石式部氏により、ドイツにおけるエネルギーシフトをテーマとして講演を行っていただいたところです。その後、第2部では、「持続可能な地域社会づくりに求められること」をテーマに、パネルディスカッションが実施をされました。各パネリストから、日本の環境首都としての水俣市、北九州市における持続可能な開発目標SDGsの取り組み、熊本での持続可能な開発に係る教育への活動支援について話題提供がありました。

その後の質疑応答の中で、ドイツではエネルギー事業を民間ではなく自治体が行うことや、北九州市ではSDGsの具体的取り組みとして再生可能エネルギーに取り組んでいるという説明がっております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御答弁いただきました。3回目の質問をいたします。

域外に出ていっているエネルギー代金は、電気が32億円、熱が22億円、運輸が32億円、このお金がどこに行っているかというところ、ほとんどが海外に行っております。日本のエネルギー自給率は2016年の数字でたった8.3%しかありません。石油、石炭、天然ガスなど莫大なエネルギー資

源の代金が海外に流出しています。

その上、国内で加工される過程では、電気に関していえば、販売、送電を1社が独占し、しかも電気代は総括原価方式という、コストに3%上乗せして請求できる仕組みになっていることから、効率化よりも、よりコストの高い設備に依存する傾向が強まり、日本の電気代はアメリカの3倍、スウェーデンの7倍といったふうに世界一高い商品に仕上がっています。メディアでは表立って批判する人はいませんが、こうした仕組みが日本経済全体の足を引っ張ってきたと指摘する人もいます。

しかし、今ようやくこの縛りから脱却できる条件が整ってきました。

九州の再エネの潜在能力は100%以上とされています。水力、太陽熱、風力、波力、地熱、バイオマスなどさまざまな自然の力をエネルギーに変える技術は飛躍的に向上しており、コストも下がっています。最近では蓄電技術も向上し、太陽光パネルだけでオフグリッド、つまり送電線を使わずに完全に自前の電気だけで暮らす人も出始めています。

昨年度の6月議会で紹介しました福岡県みやま市が設立をしたみやまスマートエネルギー株式会社は、その先駆者として全国的に有名になっています。

御紹介したときは、まだ1年目で、総売り上げ7億6,000万円、電力販売件数は1,500件で、単年度収支は赤字でした。2017年度は総売り上げ18億円、電力販売件数は2,931件で、最終利益は106万とわずかでしたが黒字になっています。電力部門は黒字でしたが、レストラン業務や生活支援サービス事業の経営が足を引っ張っているようです。

このみやまスマートエネルギー株式会社の社長は、現在、日本シュタットベルケネットワークの理事になっています。シュタットベルケというのはドイツ語ですが、日本で言う公社の意味に当たるそうです。電力部門を主力にして、そこで得た利益を上下水道や地方交通網などの赤字部門に回し、地域の公共サービスに資する事業を担っています。このドイツの手法を学んで地域が抱えるさまざまな課題が解決できないかということで設立をされたのが、日本シュタットベルケネットワークで、現在31の自治体が加盟しているということです。

この手法は、水俣の現状を見たときにも非常に参考になる話だと思います。86億円というただ出ていくだけのお金を自分たちが得て、赤字部門である福祉バスや、今後赤字化が予想される水道会計に回せたら、こんなよいことはありません。

もう一つ参考にしたいのは、みやまスマートエネルギー株式会社が2017年度の決算報告に関して、目標どおりにいかなかった原因の一つに市民の理解不足を挙げていたことです。これは非常に大事な点だと思います。電気はわざわざ面倒な手続をしなくてもこれまでどおり使えます。手続をしてもらうには、やはり地球環境の現状や地域にもたらすメリットを訴えて、消費者としても生産者としても行動を起こしてもらわなければなりません。自分たちが安心して住める環境を

つくるために協力しようという市民の機運が必要です。

そういう点でいうと、水俣市は環境アカデミアという知の集積拠点を持ち、環境に関するさまざまな事業を市民向けに展開することができています。昨年度の事業では、私自身が参加できなくて非常に残念だったんですが、ドイツのエネルギーシフトの事例紹介をもとに、再生可能エネルギーについてパネルディスカッションが行われたということでした。しかも、こうした事業が水俣市だけ特別に交付される「環境首都」創造事業補助金によって賄われているということはとても有利な条件を持っているということです。

また、これまで水俣市は低炭素化事業に力を入れており、先ほど御答弁いただきましたけども、太陽光パネルの設置補助件数が平成21年からの累積で842件、補助を受けていない方も入れればもっと多くなると思います。それ以外にも太陽熱温水器が230件とか、最近は薪ストーブやペレットストーブの導入に補助を使われる方がいるというのは初めて知りました。

先ほど紹介したみやま市では太陽光パネルを利用している御家庭は1,000軒くらいと聞いています。人口規模からいえば水俣市のほうが利用している人の割合は多いのではないかと思います。これは再エネに関心があり、積極的に行動を起こしてくれる可能性のある基礎数が多いと考えてよいのではないのでしょうか。

エネルギーは、地産地消されて初めて地域に利益がもたらされます。試験終了後には、ぜひ市内にチームをつくって、どのような形で進めることが市に最大の利益をもたらすのか、十分に費用と時間をとって研究していただきたいということ、そして同時に多数の市民が参加をして知恵が出せる場、機運が盛り上がる場をたくさんつくってほしいというふうに思います。これについて市長の見解を伺って、この質問は終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

先ほどみやま市の事例を御紹介いただきました。このみやま市等が出資をして設立されましたみやまスマートエネルギー株式会社は、事業収益の一部を地域の公共サービスに還元するということとしておりますが、今おっしゃられたように、累積赤字を抱えておるなど経営上の問題も抱えており、本市の抱える地域課題を解決する手法として参考とするのは難しいと考えております。

しかし、今後、本市ではエネルギー政策も含めまして、持続可能な開発目標でありますSDGsについて、今後調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、廃プラスチック低減に向けた新たな取り組みについて、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、廃プラスチック低減に向けた新たな取り組みについて、順次お答えいたします。

まず、本市のプラスチックごみ回収量の推移はどのようになっているのか。また、回収後はどのように処理されているのかとの御質問にお答えします。

プラスチックごみのうち、プラスチック製容器包装は、平成27年度145.8トン、平成28年度132.9トン、平成29年度157.7トンとなっています。またペットボトルは、平成27年度54.6トン、平成28年度54.7トン、平成29年度61.5トンとなっています。

回収後の処理につきましては、プラスチック製容器包装は、国からの指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が委託した、熊本市にある株式会社エコポート九州で中間処理され、ハンガーやペール缶、輪どめなどのプラスチック製品としてリサイクルされています。

また、回収後のペットボトルは、社会福祉法人水俣市社会福祉事業団が運営する障害福祉サービス事業所わくワークみなまたで中間処理され、その後は和水町にある工場で、フルーツや卵のパックにリサイクルされています。

なお、硬質のプラスチックについては、水俣市の施設では処理が困難なため、焼却処分としています。

次に、学校給食の牛乳が全て紙パックで供給されるようになったが、使用済みのパックなどはどのように処分されているのかとの御質問にお答えします。

学校給食の牛乳につきましては、平成29年度から小・中学校とも紙パックでの提供となっております。

飲用後の紙パックは、配送業者が各学校から回収し、それを製造業者である球磨酪農農業協同組合が自社で裁断・洗浄し、県外の製紙会社で紙製品にリサイクルされております。

なお、紙パックについているストローとストロー袋については、各学校で処分してもらっておりますが、ほとんどの学校でストローは燃やすごみ、ストロー袋は廃プラスチックとして処分しております。

次に、マイボトル給水サービス協力店は、現在何カ所あるのかとの御質問にお答えします。

ペットボトルごみの発生抑制及びみなまた茶を味わっていただくため、茶のみ場として御協力いただいている店舗は、古賀町の水俣市ふれあいセンター、久木野地区の愛林館、湯の鶴地区のかしわざの3カ所でございます。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をいたします。

ことしの6月、海洋中のプラスチックごみ、マイクロプラスチックの問題が大きな注目を浴びました。その後も次々恐ろしい事実が出てきています。東京湾の魚で採取したカタクチイワシの

8割からマイクロプラスチックが検出されたという報道、世界13カ国の水道水や食塩からも検出。さらに日本を含む8カ国の人の便からも一人当たり最大9種類ものプラスチックが見つかったとのこと。プラスチックは、環境中の有害物質を吸着する性質があり、取り込んだプラスチックを通じて体内に吸収されている可能性があるといえます。事態は非常に深刻で、世界中の国が対策に動き出しました。

プラスチックは大変便利なため、その使用量と廃棄量は世界中でふえ続けてきました。その一方で、リサイクルされているのはたった9%にすぎず、12%は焼却、79%は埋め立てられるか、あるいは海洋に投棄されているものもあるそうです。

使用割合で最も多い容器包装用のプラスチックで、その廃棄量が一番多いのはアメリカ、次いで2番目に多いのが日本です。では、日本がリサイクルを積極的にやっているかと思いきや、総排出量900万トンのうち100万トンは海外に輸出していました。残りも製品としてリサイクルされるのはわずかで、ほとんどが燃料になっています。

そのような中、ことしの1月に中国がプラスチックごみの輸入を全面禁止しました。プラごみを中国に輸出していた先進諸国は、あふれかえるプラごみの処理に大変苦慮しており、待ったなしの対策が求められています。

そこで、今回は国としても対策に乗り出すでしょうが、環境モデル都市である水俣市でもさらに進んだ取り組みができないかということで、この問題を取り上げてみました。

まず、本市のプラスチックごみの回収量の推移と回収後の処理はどうなっているのか。そして、学校給食で毎日出される牛乳パックの処理方法をお答えいただきました。いろいろ調べておりましたら、プラスチックが再製品化されるには原料がきれいであればならず、飲み残しのペット飲料がまじる店頭ごみなどは、海外輸出の対象だったようです。水俣のプラごみは品質が大変よく、お答えではハンガーですとか、ペットボトルやフルーツや卵のパックということでしたけれども、再製品化されているとのこと。です。

もう一つ、学校給食の牛乳ですが、以前は中学校で使われていた使用済みパックは焼却処分されてきました。今は事業者の責任でリサイクルされている。一方で、附属してくるストローは焼却処分に、またストローの袋は廃プラごみになっているとのこと。私が議員になって1年目でしたが、全て瓶にするべきではないかと提案したことがありました。瓶は石油由来のものではなく、原料は国内で調達でき、洗って何度も使えるため、環境負荷が非常に少ないすぐれものです。紙パックを使うのは環境モデル都市にふさわしくないというふうに主張したのですけれども、その後、瓶を使用していた小学校までが紙パックになってしまいました。非常に残念な思いをしております。これはどのような理由だったのでしょうか。まずこれを1点目、お聞きしたいと思います。

それから水俣市はごみ排出量を限りなく削減し、または再資源化することを目標に、平成21年にゼロ・ウェイストのまちづくり宣言を行いました。プラスチックについては回収、リサイクルを徹底し、発生抑制策としてマイバッグキャンペーンやトレー廃止に向けたごみ減量女性連絡会議の運動がありました。ペットボトル抑制にはゼロ・ウェイスト円卓会議が中心となって茶飲み場を設置し、マイボトル運動を呼びかけてきました。現在3カ所で給水サービスをしていただいているとのことでした。

ところが、水俣市の取り組みは全国トップレベルのはずなのですが、先ほど数字をお答えいただいたように、直近のデータでは廃プラ、ペットボトル双方とも排出量がふえてしまっています。これをどう分析されているでしょうか。これが2点目の質問です。

そして、3点目に、直面している地球規模の廃プラ汚染の問題を考えたときに、今後、本市の廃プラ抑制対策には何が有効とお考えでしょうか。

2回目の質問は3点です。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 高岡朱美議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、小学校の瓶牛乳までが紙パックになったのはなぜかという御質問であったと思います。

小学校の瓶牛乳が紙パックに変更となった理由につきましては、県南エリアに学校給食用牛乳を供給しております球磨酪農農業協同組合の200ミリリットル瓶充填ラインが老朽化し、修理が困難となったため、紙パック牛乳製造に切りかえられたためとお聞きしております。

それと2点目、直近のデータでプラ製容器、ペットボトル双方の排出量がふえている。これをどう分析するのか。それと、今直面している環境規模の廃プラ汚染問題、そういう本市の廃プラ抑制対策に何が有効だと考えているのかという2点だったと思います。

まず、排出量の分析でございます。プラ製容器包装及びペットボトル排出量の増加については、まずプラ製容器包装の排出量が増加した背景としまして、クリーンセンターへ搬入されます事業系一般廃棄物の適正分別の強化を行い、市内事業所から搬入されます可燃ごみの中のプラ製容器包装が適切に分別され始めたことと、平成29年度に分別品目の見直しを実施し、それまで可燃ごみとして分別しておりました発泡スチロールを容器包装プラとして分別していただくようになったことも要因の一つだと考えております。

ペットボトルの排出量につきましては、最初の答弁で申し上げましたが、平成29年は確かにふえておりますが、その前からの推移を見ますと、平成25年が62.1トン、平成26年度が56.8トン、平成27年度54.6トン、平成28年度54.7トンと減少傾向が続いていたことから、平成29年度に増加した要因は、全国的なペットボトル容器の製造量の増加も影響しているものと思われませんが、詳しい要因についてはわかっておりません。

次に、本市における今後のプラ製容器包装及びペットボトルの排出抑制に向けた対策としましては、昨今のレジ袋の有料化に伴いまして、これまで行っておりましたマイバッグ、マイボトルの使用をこれまで以上に推進し、茶のみ場の認知度の上昇に取り組むとともに、ごみ減量女性連絡会議や、市内事業所と連携し、官民一体となって、なお一層の取り組みの強化を図っていききたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 3回目の質問をいたします。

牛乳瓶がパツクになった理由については、球磨酪農さんの製造機器の老朽化と修理が不能だということでした。また、一旦減少傾向にあったプラスチックがまたふえた原因について、発泡スチロールの回収を始めたこと、事業者の分別回収を徹底したことで、回収率が上がったためというお答えでした。これは指導した職員の方も事業者の方も頑張られた結果ですので、高く評価したいというふうに思います。

一方で、ペットボトルの増加については、原因がよくわからないというふうに言われました。NHKの番組では、ペットボトルは80%回収されているけれども、それ以上に消費量が伸び続けているということを言っておりました。水俣の数字もやはりそういうことではないかなというふうに思います。

市としてはこれまでの取り組みを一層強化して減量に努めるということなのですが、それはそれで私もゼロ・ウェイスト会議のメンバーとしてももちろん協力をしたいというふうに思っておりますが、ただ、果たして今のままで廃プラの減量に効果が出るんだろうかという思いが、これ考えれば考えるほどそういう思いがしてくるんです。

今の容器包装リサイクルの仕組みは、一番お金のかかる回収業務を自治体が担っています。そして、そのコストについては、一切メーカーは責任を負いません。負うのはリサイクルにかかったコストのみです。

一方、ドイツではメーカーが容器包装を集めてリサイクルするまで一元的に責任を持ち、自治体を経費の4分の1を援助するそうです。また、フランスの場合は、ボトルだけが対象ですが、収集と保管は自治体が行い、リサイクルは事業者が行います。ただし、自治体が使った経費は後から事業者が払い戻す仕組みになっているそうです。

環境省の試算によりますと、日本の容器包装リサイクル法による費用負担は、自治体全体で年間約3,000億円、これに対して事業者がリサイクルにかけたお金はせいぜい400億円だそうです。これではごみ減量にしのぎを削る動機が起きるわけがありません。

それで、この期に及んでは、自治体が行うべきことは何だろうか、私が思いますのは、黙ってただごみを集めるばかりではなく、もっとメーカー側が責任を果たすよう声を上げるべきではな

いかということ。教育長には、ぜひ牛乳パックは、私、これは本当は瓶に戻してほしいと思っていますけれども、それができないのであるならば、ストローの必要のない容器、例えばヨーグルトのように本体とふただけという容器もありますので、そういう物に変更することができないかという要望をメーカーに伝えていただきたい。そして、市長からは、ぜひ市長会などで議題にさせていただいて、自治体の意見として国に強くメーカー側の責任について要望していただきたいというふうに思います。質問はこれだけです。市長と教育長にそれぞれ御答弁いただいて終わります。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。

牛乳パックのストローが要らないパックにしてはどうかとメーカーに働きかけてはどうかと聞いたことだったと思います。今のところ、メーカーへの働きかけは考えておりませんが、プラスチックごみが深刻な海洋汚染の原因となっていることが背景にあり、大手外食チェーンなどでは使い捨てのプラスチック製ストローの使用を廃止する動きが広がっております。こうした動きを契機に、今後、業界全体でストローが要らない紙パックについても改良が重ねられ、使い捨てプラスチック全体の削減につながっていくのではないかと期待しているところでございます。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の3回目の御質問です。

国のほうに要望をすべきということですが、私どもとしましても、今後、国の動向を見ながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時38分 散会

平成30年12月12日

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月12日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後3時34分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 17人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総務部財政課長（梅 下 俊 克 君）
教育委員会事務局教育総務課長（岩 井 浩 昭 君）	教育委員会事務局生涯学習課長（島 田 竜 守 君）
教育委員会事務局スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）	

○議事日程 第3号

平成30年12月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1 田中睦君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 観光振興について |
| | 3 TPPの水俣市農業に及ぼす影響と対策について |
| | 4 小学校運動部活動の社会体育への移行について |
| | 5 学校教育問題について |
| 2 桑原一知君 | 1 水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）の工事請負契約について |
| | 2 水俣市の地域公共交通について |
| | 3 健康増進とまちづくりについて |
| 3 牧下恭之君 | 1 ワンストップサービス（総合窓口）について |
| | 2 ウォータークーラー設置について |
| | (1) 公共施設について |
| | (2) 教育施設における熱中症対策について |
| | 3 高齢者肺炎球菌ワクチンについて |
| 4 小路貴紀君 | 1 水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）について |
| | 2 水俣川河口臨海部振興構想事業について |
| | 3 ドローンを活用した本市の活性化について |
| | 4 水道料金の支払い方法について |
| | 5 行政施策の進捗について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 おはようございます。無限21の田中睦です。

今月7日の熊日新聞に中教審、中央教育審議会が教員の残業時間についての指針案等答申素案を示したという記事が載りました。

その中で、変形労働制の導入が提言されています。簡単に言うと、残業時間を原則月45時間以内、忙しい時期でも100時間未満とし、夏休みに残業分を休みなさいというものです。

この記事の前にも10月に朝日新聞が明星大学の樋口教授の提言を載せています。ここでは、調整休暇制度というものを提案されています。

1つは、上限を月45時間に設定する。2つ目に、給特法（教職員給与に関する特別措置法）を見直して、時間外手当を支給する。ちなみに、現状で手当を支給すると、文科省の試算では9,000億円が必要というふうにされています。3つ目は、1カ月当たり20時間を超える部分を夏休み中、あるいは冬休み中に振りかえるというものです。

先ほど紹介した中教審の素案には、調整休暇制度の考え方は反映されているようですが、給特法の見直しや時間外手当の支給は入っていません。

以前、少しお話をしたと思いますが、給特法は今から46年前に施行されたもので、残業代を払わずに給料に4%を上乗せするというものです。4%というのは、残業代月にわずか8時間程度に当たるものです。

この給特法があることで、これまで学校現場での勤務時間を把握する意識が薄く、仕事ばかりがふえ、残業もふえるということを引き起こしてきていると、そういうふうにも言えます。

こういう国の制度や法の改正が必要だという前提に立って、後ほどこれに関係する部分については、質問をいたします。

では、以下通告に従って質問をいたします。

1、水俣病問題について。

1956年（昭和31年）年5月1日が水俣病の公式確認、それから12年たった1968年9月26日に国が水俣病の原因はチッソ工場から出されたメチル水銀であるとの見解を示しました。これが国の公害認定です。

この公害認定から50年が経過した現在も、水俣病の問題解決にはほど遠い状況にあると思いますが、市長の現状認識はどうかをお尋ねします。

2、観光振興について。

①、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ開通を見据えての海の駅構想がありました。市長が変わって海の駅構想が見直しとなりました。見直しとなりましたが、物産館の整備については積極的に検討すると所信の中で述べておられます。物産館の整備についてはどの程度検討されているのかをお尋ねします。

②、水俣の観光といえば、海の温泉、山の温泉、バラ園など、ほかにも多くの観光資源があると思います。今回は湯の児、湯の鶴に絞って質問をいたします。湯の児、湯の鶴への今後の誘客事業はどうなっているのかをお尋ねします。

3、TPPの水俣市農業に及ぼす影響と対策について。

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）が今年30日に発効します。TPPによる影響は第1次産業、医療、保険、金融など幅広い分野に及ぶと考えられています。今回は水俣市への影響が大きいと考えられる農業について質問をいたします。

関税撤廃により輸入品がふえ、農産物の価格低下が予想されますが、どのような影響があり、その対策をどう考えておられるのかをお尋ねします。

4、小学校運動部活動の社会体育への移行について。

来年4月の完全移行まで4カ月を切りました。そこで、現在の進捗状況がどうなっているのかをお尋ねします。

最後に、学校教育問題について。

①、去年の7月NHKで教員不足の報道がっております。年度当初の4月時点で定数を満たしていない実態が流されました。その要因として臨時的任用教員、いわゆる臨採の先生の不足があると報じています。病気や産休、育休などで生じた欠員の補充ができない状況にあるということです。少子化を見越して教員の採用を少なくしている。つまり正規採用の教員を抑えて非正規の臨採の割合を多くする傾向があるのですが、臨採のなり手が少ないことから、教員の定数を満たせない状況が生じているということです。

そこで①、本市では臨時的任用教員、いわゆる臨採の先生は足りているのでしょうか。

②、次に中学校の部活動についてお尋ねします。夏休み中の中学校部活動は県の指針どおりに行われているのか。

③、教員の超過勤務時間は減っているか。

④、ことしの6月から、勤務時間の客観的把握を目的にバーコードリーダーが各学校に導入されました。バーコードリーダーの導入は教員の超過勤務削減に役立っているのかをお尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については私から、観光振興については副市長から、T P Pの水俣市農業に及ぼす影響と対策については産業建設部長から、小学校運動部活動の社会体育への移行について及び学校教育問題については教育長から、それぞれお答えします。

まず、水俣病問題について、国の公害認定から50年が経過した現在も問題解決にはほど遠い状況にあると思うが、市長の現状認識はどうかとの御質問にお答えします。

国が水俣病を公害認定してから50年が経過いたしました。水俣市は、これまで水俣病問題を最大の課題と捉え、被害者救済はもちろんのこと、環境復元や地域振興、そしてチツソの存続等、それらの対策に全力で取り組んでまいりました。その結果、平成7年の政治解決による救済、平成21年の水俣病特別措置法による救済につながったと考えております。

しかし、一方で、現在でも新たに認定申請をされる方や司法の場に救済を求められている方がおられるという現状についても十分認識しており、水俣病問題が解決したとは言えない状況であると考えておりますので、引き続き国・県等においても水俣病問題の解決に向けて取り組んでいただくようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長(福田 齊君) 田中陸議員。

○田中 陸君 水俣病問題がいまだに解決をしていないというそういう認識は持っておられるということでありました。

そこで、引き続き国・県等をお願いをしていくということなのですが、国・県に解決に向けての取り組みをお願いするだけでは何ら進展はしないのではないかと、これまでがそうであったように、そういうふうを感じているわけです。被害の実態すらわかっていないので、救済しようがないというのが現状だと思います。

ですから、市民の代表である市長として、主体的にかつ具体的に被害の実態をつかみ、救済に役立てる意味からも、健康調査をぜひ実施すべきと考えます。これについての市長の見解を伺いたいと思います。これが1点。

先月、11月7日に日吉フミコさんが103歳で亡くなりました。新聞各紙、あるいはテレビ等で大きく報じられました。小学校教員時代に胎児性患者と出会い、それを起点に水俣市議として4期活動をされ、水俣病対策市民会議、現在の水俣病市民会議を立ち上げ、会長として水俣病第1次訴訟を支援されました。第1次訴訟判決後の補償協定締結に当たっては立会人を務めておられます。50年以上の長きにわたって患者支援運動を進めてこられました。まさに被害を受けた側、差別を受けた側に立った人生であったというふうに思います。

水俣病の公式確認から62年、公害認定から50年、市民会議発足からも50年が経過しました。この間、被害を受けた側が声を上げ続け、運動を続けてきております。今の被害者救済の道筋がそのことによってできたものと私は捉えています。

行政や企業の担当者はかわっていきます。問題の先送りができます。しかし、患者、被害者には時間が限られています。それゆえ、市長におかれては積極的に声を上げてほしいと願うところです。

質問を整理します。

私は、水俣病の歴史を見たときに、被害の側が声を上げ続けてきた結果、十分ではないけれども少しずつ改善されてきた部分があると思っています。逆に言うと、被害者側が運動をし、声を上げ続けなければ行政は動かないと言えるのではないかと。被害を受けた側が裁判にまで訴えなければならぬ状況は、私は理不尽だと思います。この点について市長はどう思われますか。これが2点目です。

6月議会で、見舞金契約を例にして市長は間違っても加害の側、差別の側には立たないという決意を聞かせてほしいと言いました。それに対して、どちら側ということではなく全ての市民のためにと答えておられます。ちょっとはぐらかされたような気がしておりますので、再度お尋ねをします。加害・被害、差別・被差別の関係にあつて、市長は加害の側、あるいは差別の側には立たないというふうに判断していいのでしょうか。

以上、3点質問をいたします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田中議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず最初に、健康被害の調査についてということだったかと思います。

これは今現在でも国のほうでそういう手法等も検討されております。そういったものを状況を見きわめながらこちらとしても対応していきたいというふうに考えております。

それから、2番目の被害者の方々が動かなければ救済、そういったものが動かなかつたのではないかというようなこの状況をどう思っているかという御質問かと思いますがけれども、私といたしましては、この水俣病の救済について、平成7年の政治決着や21年の特別措置法によって救済制度において被害者自身の行動が大きなきっかけであったというふうには思っております。けれども、行政も被害者救済には真摯に取り組んできた成果であるとも認識をしております。

今後もこの水俣病問題を解決するためには、被害を受けられた方々を含めまして多くの市民の声を聞きながら市民のための市政運営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

3点目といたしまして、どちら側につくかというような御質問かと思いますがけれども、私が市政を運営する中で水俣病問題は、先ほども申し上げましたように、本市といたしましても最重要

課題であるというふうに十分認識をしております。そういう中でこの水俣病問題は被害者救済はもちろんのこと、この破壊された環境の復元であるとか、破壊された地域のコミュニティーの再生、それから地域住民の生活を支える地域経済の活性化といったさまざまな問題点があるというふうに認識をしております。

議員御指摘の加害者側でなく、被害者側に寄り添うべきという点につきましては、これらの認識を踏まえまして、水俣病の被害者の救済という点では当事者である被害者の皆様の声にしっかりと耳を傾け、国・県等に救済が進むよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、市政運営の面では、被害者を含むさまざまな立場の市民の御意見を真摯に受けとめて、市民に軸足を置いた市政運営を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 市長は議員時代、特に一般質問での発言あたりを思い起こすと、大変攻めの姿勢が強く出ていたように思います。ぜひその市長の個性を生かしていただき、国や県に対して、積極的に働きかけをしていただきたいということを要望してこの件については終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、観光振興について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、観光振興について、順次お答えします。

まず、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ開通を見据えて、物産館の整備についてはどの程度検討されているのかとの御質問にお答えします。

物産館の整備については、平成30年度末のインターチェンジ供用開始予定を見据えて、道の駅みなまたのさらなる交流人口増加を促進するため、また、現在の道の駅に加え、海の駅及びみなとオアシスの登録も視野に入れ、整備を計画しておりましたが、内容を検討・精査した結果、ゼロベースで見直すことといたしました。その後、建設場所や事業費等について、国・県など関係機関との協議や他市の物産館を視察するなど、今後の事業推進に当たり、現在も慎重に検討を行っているところであり、平成31年度中には、ある程度の整備計画の内容を含めて、方向性を提示できるものと考えております。

次に、湯の児、湯の鶴への今後の誘客事業はどうなっているかとの御質問にお答えします。

当市では、これまで、海の湯の児温泉、山の湯の鶴温泉、エコパーク水俣を中心に観光客の誘致を行ってまいりました。湯の児では、和田岬公園、大崎鼻公園、湯の児公園の整備や海水浴場の整備、今年度は、観月橋の補修工事を実施しております。

湯の鶴では、湯の鶴観光物産館鶴の屋の建設、観光案内板や統一感のあるのれん、外路灯、観光トイレの設置、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯のリニューアル、足湯の新設、老朽化旅館

の解体、そして今年度は、解体後の公園整備等、意欲的に温泉街のハード整備を行ってまいりました。

また、ソフト面においても、湯の児では、みなまた春御前フェア、桜まつり、水俣花火大会を、湯の鶴では、鈴虫祭、紅葉祭など、みなまた観光物産協会が中心となり、地元自治会、各旅館等と連携しながら事業を実施してまいりました。

今後は、新たな取り組みとして観光アクティビティプロモーション事業を推進しております。これは、湯の児でのスキューバダイビングやアウトリガーカヌー、スタンドアップパドルボード、湯の鶴での七滝トレッキングや矢筈岳登山などのアクティビティに、水俣の温泉やグルメを合わせて、新たな旅行商品とし、福岡や熊本、鹿児島などの都市圏の若者層をターゲットにPR動画をSNSで発信、パンフレットの作成や予約サイトの開設、受け入れ体制づくりやPR活動など、みなまた観光物産協会を初めとする関係機関と連携しながら事業を推進していきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 前市長は水俣インター開通に合わせて海の駅をという構想を持っておられましたが、それがゼロベースでの見直しとなりました。海の駅構想にかわるようなものをどう考えておられるのか、それを1点、お尋ねします。

物産館の整備については、来年度中に方向性を提示するという御答弁でした。

水俣インター開通に合わせてというのは無理ですけれども、水俣インター開通の熱が冷めないうちにできるだけ早く新しい物産館の建設に着手されることを要望します。

次に、湯の児・湯の鶴への観光客誘致については、ハード面の整備を行い、また各種イベントの開催などを実施してきたと、これまでの取り組みを挙げられました。

今後については、観光アクティビティプロモーション事業の推進を挙げられました。この中で、湯の児のマリンスポーツ関係はたしか市報でも紹介されていたように思います。観月橋の補修工事も予算がつきました。湯の児のほうは目に見えてわかりやすい部分が多いというふうに感じています。ただ、湯の鶴のほうは湯の児に比べて取り組みが見えてこないような気が私にはしています。

湯の鶴について1点だけお尋ねします。

以前から七滝トレッキングが言われていましたが、トレッキングコースの整備状況がどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、構想の中心となっていた物産館についての対応を精査して、ゼロベースで見直すことに

なりましたので、残念ながら来年のインターチェンジ開通までには新しい物産館はできませんけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、平成31年度中にはその方向性について提示ができるものと考えております。

なお、開通予定日に合わせまして、みなまた観光物産協会と連携しながら、クーポン券の発行やスタンプラリーの開催など、開通キャンペーンを実施いたします。また、5月には、商工会議所等と連携して、開通イベントの実施を予定しており、道の駅みなまた内にある既存の観光物産館まつぼっくりやレストランたけんこを中心にインターチェンジから車で訪れる観光客の誘致に努めまして、インターチェンジ開通を盛り上げていきたいと思っております。

次に、湯の鶴の整備でございますけれども、湯の鶴の七滝トレッキングのコースの一部に急斜面で崩れやすい地盤がある箇所がありまして、たび重なる大雨や台風により、現在でも土砂が崩れて、歩きづらい箇所も見受けられております。

過去にも数回崩れた土砂の除去工事等を行っておりますけれども、大雨や台風でまたすぐ崩れるといった状況でありまして、対応に苦慮しているところでございます。

ただ、トレッキングコースに人工的な歩きやすいきれいな道を整備してしまうと、要は自然を感じるができない、おもしろみがないというふうなトレッキングコースになると考えておられる御意見等もありますものですから、それらのバランスを見ながら、現地ガイド等の意見を聞いて、安全面を考慮した整備や対策、また危険箇所を避けたコース設定等を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 湯の児にしても湯の鶴にしても、やはり観光客を呼ぶということは大事なことでしょうけれども、そこで環境汚染というのが起こっては意味がないというふうに思います。今お答えにあったように、湯の鶴の場合は確かに地形の問題等もあって、簡単に手をつけると逆に環境を壊してしまうということもありそうで、大変難しい問題があると思います。

湯の児にしてもスキューバダイビングあたりをPRするにしても、以前も言いましたが、タツノオトシゴの生息あたりが脅かされては、また何もならないというようなことで、今後もぜひ環境との兼ね合い、バランスを考えた上での対策というのを練っていただきたいということで、これも要望で終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、T P Pの水俣市農業に及ぼす影響と対策について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、T P Pの水俣市農業に及ぼす影響と対策について、輸入品

がふえ、農産物の価格低下が予想されるが、どのような影響があり、その対策をどう考えているのかとの御質問にお答えします。

TPP（環太平洋パートナーシップ）については、離脱した米国を除く11カ国のうち、発効に必要な6カ国の国内手続が終わり、本年12月30日に発効することになっております。このことに伴い、海外からの安価な製品の輸入の増加が見込まれ、農林水産物への影響が懸念されており、国や熊本県が影響の試算を行っております。それによりますと、熊本県は、国の試算を参考にした価格への影響に、県独自として生産量への影響や品目追加を上乗せして、影響額は55から94億円と試算しており、本市農業への影響も強く懸念されるところであります。

また、熊本県産農林水産物への影響について、品目ごとに予測しております。

まず、米については、外国産の国内流通量が増加することで、国産米、特に業務用途米での価格の下落が懸念されるとの予測を行っております。かんきつ類のうち、高品質なデコポンについては、外国産と競合せず影響は小さいものの、アマナツについては競合し、価格の下落が懸念されることとなっております。次に、タマネギは、極わせ・わせのサラダタマネギが中心で差別化が図られていること、輸入の80%以上が中国産であり、現行の関税も低いことから、影響は小さいのではないかと考えております。

市独自の試算は困難ではありますが、以上のことから品目による影響の大小はあるものの、農産物の価格低下と生産量の減少が懸念されます。具体的な影響について、現時点では予測が難しく、発効後の流通市場、国・県の動向を注視しながら、適切に情報を集めたいと考えております。

また、対策については、TPPの発効にかかわらず、農業所得の確保・向上のため、これまでさまざまな農業振興策に取り組んでおり、最近では、平成29年度に実施したサラたまちゃん選果場の選果施設の更新については、国のTPP対策の事業を活用し、整備したところです。

今後も農業所得の確保・向上のため、稼げる農業、農産物の有利販売につながる取り組みを農業者、関係機関と取り組むことを初め、持続可能な農業を推進するため、農業基盤の整備や生産体制の強化を図り、地域農業の振興を図ってまいります。

○議長（福田 齊君） 田中陸議員。

○田中 陸君 大変詳しい説明で私にはわかりやすいものでした。

答弁にあったように、TPPの影響については国の試算がありますが、熊本県では国の試算に加え、品目の追加、生産量の減少を見込んでいる点などが国との違いとして挙げられます。

品目の追加に関しては、水俣に関係があるタマネギが県の試算では追加してあります。ただ、タマネギについては影響は小さいだろうという答弁でした。TPPの発効にかかわらず、これまでと同様に地域の農業振興に取り組んでいくという答弁だったかというふうに思います。

1点だけ質問します。

農産物の価格低下と生産量の減少が懸念されるものの、現時点では予測が難しいということですが、何らかの準備はしておく必要があるというふうに考えます。JAなど第1次産業の関係者と検討を行う場をつくれればどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 田中議員の第2の質問にお答えいたします。

JAなどと検討を行う場などが必要じゃないかということでございました。

あしきた農業協同組合と市農林水産課におきまして、年に数回、意見交換会を行っております。

あしきた農業協同組合が市内で実施している営農座談会についても、市の職員も出席し、農業者との意見交換を行う場に参加しております。

TPPに関する問題につきましても、そのような場で検討を行い、関係機関、農業者と意見交換を行いながら対応していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 田中陸議員。

○田中 陸君 何か余り話題になっていないような気がしたものですから、今回質問をいたしました。マイナスの影響が出てから対策を考えても遅いというふうに思いますので、早目の準備で、もし不安があるとすれば、その不安の払拭に努めてほしいということで終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、答弁を求めます。
小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小学校運動部活動の社会体育への移行について、現在の進捗状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

市内7校の小学校に19の部活動がありますが、全ての小学校が来年度からの社会体育の活動方針を決定し、そのうちの7つの部活動は、既に社会体育に移行しております。また、種目団体が新たに設立するクラブとしまして、バレーボール協会が11月から活動を開始しております。今後、バスケットボール協会やソフトボール協会も新しいクラブを立ち上げる予定ですので、活動の受け皿は広がるものと考えております。社会体育への移行は順調に進捗しており、本定例会においても、必要となる補正予算を計上いたしております。

○議長（福田 斉君） 田中陸議員。

○田中 陸君 今の答弁で、新しい種目としてソフトボールクラブができるということがわかりました。バレーボール、バスケットボールについては、今の部活動でもやっているものと思いますが、ソフトボールというのは新しく入ったものというふうに理解をしました。

協会を初めとする関係者の努力、それから御協力については感謝をしたいし、敬意を表したい

というふうに思います。

前回6月の答弁の中で、指導者については35%確保できているということでした。現在の状況はどうでしょうか。

2点目は、子どもたちの活動時間帯です。

現在の部活動では、大体4時半ぐらいから活動が始められているというふうに思いますが、社会体育になった場合、指導者が勤務を終えてからの活動になると思いますので、活動時間が夜までずれ込むことも考えられます。例えば夜の7時から9時まで練習ということは生じないのかどうか、そういう心配もあります。この点についてが2点目です。

3つ目は、保護者への説明と保護者の納得状況についてお尋ねをします。

現在でも保護者からの疑問や要望が届いているのではないかと思います。完全移行まであと4カ月足らずの今、保護者への説明というのはほぼ終わって納得を得られていると考えていいのでしょうか、3点目の質問です。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。

3点ございました。

1点目ですけれども、指導者の確保は大丈夫なのかということですが、バスケットボール協会やバレーボール協会などの種目協会や保護者の皆様による御協力により、指導者につきましては確保ができております。

2点目ですけれども、社会体育に移行すれば活動時間が夜遅くなるようなことはないのかという御質問ですが、社会体育に移行して活動時間が夜遅くなるようなことはございません。なお、水俣っ子クラブの活動時間としましては、原則夜7時までとしております。

3点目です。部活動の社会体育移行に対して、保護者の理解は得られているのかという御質問ですが、社会体育移行の説明を学校にも出向いて行っておりますので、保護者の理解は得られていると思います。

今後も引き続き部活動と社会体育の違いを説明していきます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 指導者については、各種目協会の御協力が一番だというふうに思います。

指導者の方は全員種目協会に所属しておられる方々なんではないでしょうか。社会体育移行の狙いの中に地域の教育力の活用、地域で子どもたちを育むこともあったように思います。

ですから、種目協会に属さなくて、地域あるいは校区の方の中で、私がやってみましょうという声を上げてこられた指導者の方がおられるのかどうか、それが1点です。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の3回目の御質問にお答えします。

種目クラブに指導者が属しているのか、地域から来られているのかというような御質問だったかと思いますがけれども、それぞれの種目の指導者はライセンス資格の取得が必要になりますので、競技経験のない地域の方が指導者になることは現実的に難しいと思われまます。地域の方のかわりは、小学生の社会体育活動を広く支えていただくことだというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、学校教育について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校教育問題について、順次お答えします。

まず、臨時的任用教員は足りているのかとの御質問にお答えします。

今年度、本市内小中学校に配置予定の臨時的任用教員数は34人で、現在3人が未配置となっています。熊本県教育委員会とも連携を密にして、懸命に人材を探しているところでございます。

次に、夏休み中の中学校部活動は、県の指針どおりに行われているかとの御質問にお答えします。

県の指針では、練習時間について、土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は3時間以内を原則とするとうたっています。今年度は、全ての中学校において、夏休み中の部活動練習時間が3時間以内であり、県の指針どおり行われています。

次に、教員の超過勤務は減っているのかとの御質問にお答えします。

4月から10月までの7カ月間で超過勤務時間が月80時間を超えた教職員を比較すると、平成29年度は、割合で25.4%、延べ人数で322人でした。平成30年度は、割合で11.5%、延べ人数で143人でした。前年度との比較では、教員の超過勤務は、割合で13.9ポイント、延べ人数で179人減少しています。

続いて、バーコードリーダーの導入は超過勤務削減に役立っているかとの御質問にお答えします。

各小中学校では、バーコードリーダーによる客観的な勤務時間の把握を平成30年6月から実施しています。

バーコードリーダーの導入前の平成29年と導入後平成30年の6月から10月までの超過勤務時間が月80時間を超えた教職員の割合で比較しますと、導入前の平成29年は、22.6%であり、延べ205人いました。導入後の平成30年は、13.1%であり、延べ117人いました。このことから、バーコードリーダーによる客観的な勤務時間把握の取り組みが各教職員の働き方の意識に作用し、勤務時間削減につながってきていると考えています。

○議長（福田 齊君） 田中睦議員。

○田中 睦君 臨時的任用教員が残念ながら確保できていないということですが、未配置3人の内訳はどうなっているのでしょうか。小学校でまさか担任が不在という事態はないと思うのですが、その未配置3人の内訳について、お尋ねいたします。

2つ目は、このような臨採の不足という状況は最近の傾向なのでしょうか。これについてもお尋ねをします。

次に、夏休み中の中学校部活動について、1点質問します。

夏休み中の部活動は県の指針どおり3時間以内でやられているという答弁でした。しかし、組合で調べたアンケートや聞き取りの中で、次のようなことがわかっております。9月に開かれる中体連の陸上競技大会に向けて夏休み中に練習が行われていますが、その実態を言います。

ある学校では、朝7時50分から10時まで陸上の練習をする、その後、種目によっては10時半から2時間、また別の部活動は午後1時から3時までの2時間、また別の部活動では午後3時から2時間で陸上の練習と合わせると、どれも4時間程度になります。別の学校では、朝7時半から陸上とそれぞれの部活動合わせて4時間を超えるような活動をしているということもあると、そのような回答でした。もう1校も、午前中、合わせて4時間の練習ということでした。

4校しかないわけですが、1校だけが陸上競技の練習、それと自分の所属する部活動、合わせて3時間というところがありました。その学校では朝の7時半から9時まで陸上の練習をして、その後9時半から11時までが部活動、合わせて3時間ということです。

勤務開始前から先生方が仕事をしているということも問題ですが、ここでは子どもたちの活動時間について質問をします。

県の指針では、夏休みの部活動は長くとも3時間程度とされていますが、陸上競技の練習と部活動を合わせると、3時間を超えるわけです。この点については、教育委員会としては、どう認識しておられるのかをお尋ねをします。

次に、超過勤務に関する質問です。

超過勤務時間については、月80時間を超える人の割合が今年度は昨年度に比べて半分以下に減っているという答弁でした。大変好ましいことだというふうに思っています。

勤務時間の客観的把握のために、バーコードリーダーが6月に導入されました。これが勤務時

間削減につながっているとの答弁でした。

ところが、客観的把握にならないような読み取らせ方をしている例が報告されています。

具体的に言います。例えば、朝7時ごろ出勤しても機械を通さない、通すのは勤務開始時刻に近い8時ごろ。退勤も一度6時ごろに機械を通して、その後9時過ぎまで残って仕事をしていると、そういう実態があると。なぜそういう工作と申しますか、そういうことをしているのかといえば、超過勤務が月に80時間を超えると教育委員会からの指導があるので、それを避けるためにやっているということのようです。管理職に迷惑がかかるという回答もありました。

つまり、言い方は悪いですが、虚偽の報告がされているという実態があります。

超過勤務が月80時間超える人が減ってきているとの答弁でしたが、かなり割り引いて捉える必要があるというふうに思います。

バーコードリーダーを導入しても、こういう不適切な使い方をしていては超過勤務削減にはつながらないと思います。報告を正確にするような指導は現場にきちんとなされているのかを質問します。

○議長（福田 斉君） 休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目なんですけれども、臨時的任用職員が3名未配置となっているけれども、その内訳はどうなっているのかということなんですけれども、未配置の内訳は、小学校が1名、中学校が2名となっております。

先ほど言われたように、小学校の担任が不足というような状況は発生をしておりません。

2点目です。

臨時的任用教員の不足については、最近の傾向なのかということなんですけれども、過去2年間の傾向では、配置が必要な臨時的任用教員数が平成28年度に34人、平成29年度は33人で全て配置ができております。不足しているのは、本年度のみであります。

3点目と4点目の質問については、あわせてお答えしたいと思います。

夏休みの運動部活動について、陸上練習と部活動を合わせると3時間を超えると、このことについての認識ということでしたけれども、各中学校では各種目の部活動練習以外に郡市陸上中体連に向けた陸上競技の練習が行われております。その陸上練習の形態は、学校によりさまざま

あり、生徒が全員参加の陸上練習を行っている学校や一部の生徒の代表による選手のみで陸上練習を行っている学校があります。

生徒が全員参加で陸上練習を行う学校は、陸上練習の時間と部活動の時間を合わせて3時間以内で練習を行っております。一部の代表生徒による選手のみで陸上練習を行う学校は陸上練習と部活動の練習時間を合わせて3時間を超える場合があります。

県の運動部活動指針で示されている3時間以内というのは、部活動の練習時間を示したものであり、部活動の練習以外で行われる陸上練習については、この限りではありません。本市の運動部活動指針も同じ認識であります。

しかしながら、陸上練習と部活動の両方の練習を行っている生徒の過重負担が心配されるため、芦北水俣郡市中学校体育連盟と芦北管内校長会では、陸上練習と部活動を原則午前か午後のどちらかで行い、残り半日で休養が確実に取れるようにする申し合わせを行っております。

教育委員会としましては、芦北水俣郡市中学校体育連盟と芦北管内校長会の申し合わせを踏まえて、生徒の過重負担とならないよう注視してまいります。

5点目についてですけれども、超過勤務時間の報告では過少申告があっているのではないかなという御質問だったんですけれども、先ほど答弁をいたしましたけれども、バーコードリーダーの導入では、客観的な勤務時間の把握を目的としています。そのため、過少申告や不適切な記録が行われないよう校長会議や教頭等研修会、学校訪問等で機会があるごとに繰り返し指導をしてきているところでございます。

今後とも実態把握と指導を重ねるとともに、教員が生き生きと働くことができる環境整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（福田 齊君） 田中陸議員。

○田中 陸君 超過勤務を減らすには業務全体の見直し、あるいは教員の数をふやすということが必要だと考えます。

また、幾ら残業しても一律4%の調整額しか支給されない法律に縛られていることの問題がありますが、このことについては、また別の機会に訴えたいというふうに思います。

2つだけ質問をして、終わりにします。

県の部活動指針は子どもたちへの負担がないようにということで3時間程度の練習と定めているのではないのでしょうか。そう考えると夏休み中の運動部活動の練習時間は、陸上の練習も含めて3時間以内にすべきだと考えますが、その点についてはどうでしょうか。

中学校の先生方が一番負担に感じているのが部活動といういろんな調査からそういう結果が出ています。超過勤務を減らす、そして精神的な負担を減らす意味からも中学校の運動部活動を社

会体育に移行するという考え方があっていいのではないかというふうに思っています。

小学校の運動部活動は全国的に見ても、熊本は数少ない部活動を実施している県で、いわば特異な存在です。それで、県のほうも社会体育への移行をリードしてきたわけですが、中学校の場合は、まだ全国でも学校主体の部活動が盛んに行われています。

ですから、そういう現状の中で熊本県も小学校だけを社会体育に移行したというふうに捉えています。今言ったように、中学校の部活動の社会体育移行について考えてもいい時期に来ているのではないかと私は思っていますが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと、以上2点です。

○議長（福田 齊君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の3回目の御質問にお答えします。

2点ございました。

まず1点目ですけれども、夏休みの部活動については、陸上練習と部活動を合わせて3時間以内にはどうかという御質問ですけれども、今後とも陸上練習と部活動が子どもたちの過重負担にならないように引き続き注視してまいります。

2点目ですけれども、中学校部活動も社会体育移行を考えるべきではないかという御質問ですけれども、中学校部活動の社会体育移行につきましては、熊本県の教育委員会から方針などが示されておりませんので、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（福田 齊君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さんこんにちは。真志会の桑原一知です。

ことしもあと2週間ほどで終わりです。この1年、さまざまな出来事がありました。中でも私の住んでおります地区の緑東中学校2年生溝上加菜さんの活躍はすばらしいものがありました。10月に横浜で開催されましたジュニアオリンピック陸上競技大会1,500メートルで4位入賞、また先日行われました熊本甲佐10マイル公認ロードレース女子5キロでは実業団や高校生も走るなか10位というすばらしい結果でした。そして来年1月に開催されます全国都道府県対抗駅伝競走

大会で熊本県代表として選出されており、活躍を期待しております。

このように水俣の子どもたちが活躍することで、地域はもとより水俣市全体に元気を与えてくれます。未来ある子どもたちを応援することは、将来の水俣への投資であると思います。高岡市長が進めるスポーツキッズサポーター基金の寄附も順調に進んでおり、今後さらなる子どもたちへの支援が広がることを期待しています。

さて、私は余りテレビドラマは見ないのですが、下町ロケットは欠かさず見ております。2015年にスタートし、今回はトラクターなど農機具のトランスミッションの開発の話ですが、後編は準天頂衛星ヤタガラスと農業をコラボした話です。GPSを利用し、トラクターの自動走行を可能にするストーリーですが、この話は、実際の準天頂衛星みちびきのセンチメートル級測位補強サービスの信号を利用し、実用化に至っています。

このドラマは、日本農業が直面している問題の農業人口減少や高齢化、農地集約による経営の大規模化などもテーマになっており、多くの方に農業について広く理解してもらうきっかけになると感じています。

本市農業も大規模な農地の確保は難しいですが、清らかな水と寒暖差という強みがあり、おいしいお米ができます。また、農地集積により、安全で作業効率の高い圃場であれば、若手農業従事者が借りることもできます。合意形成や農地所有者の考え、相続など大変ではありますが、諦めることなく農地環境の整備を進めていくことやみなまたブランド米の確立は重要であると考えます。

ロケ地の1つ、新潟県燕市では、同市ブランド米飛燕米の米袋に「佃品質×燕品質」と記載しており、トラクターやコンバイン、ロケットのイラストをちりばめた下町ロケットパッケージで期間限定で販売されております。また、ふるさと納税の返礼品に採用するなど、販路拡大に力を入れておられます。本市も新たな取り組みに挑戦していただきたいと思います。期待しております。

今回の一般質問では農業関係は質問しておらず、担当課の方が心配されておられましたので、本壇で私の本市農業に対する想いを少し述べさせていただき、以下通告に従い質問に入ります。

1、水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）の工事請負契約について。

①、9月議会において、条例に抵触するおそれがあるということで否決されたが、契約手続において水俣市としての見解はどうか。

②、建設工事共同企業体協定書の第6条にある代表者とは、個人を指しているのか。

2、水俣市の地域公共交通について。

①、地域公共交通の現状と課題は何か。

②、高齢者の移動支援について現状はどのような取り組みを行っているか。

③、みなくるバス・乗合タクシー・スクールバス一般混乗の利用状況はどのようになっているか。

④、デマンド型交通の導入について、どのように考えているか。

3、健康増進とまちづくりについて。

①、水俣市の医療費の現状はどのようになっているか。

②、特定健診受診率の推移と向上に向けての取り組みはどのように行っているか。

③、健康増進のためにどのような取り組みを行っているか。

④、健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みはどのように進めていくのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）の工事請負契約については私から、水俣市の地域公共交通については総務部長から、健康増進とまちづくりについては福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）の工事請負契約について、順次、お答えします。

まず、9月議会において、条例に抵触するおそれがあるということで否決されたが、契約手続において水俣市としての見解はどうかとの御質問にお答えします。

水俣市政治倫理条例については、本市としましても、その目的や公共工事等に関する遵守事項等を深く認識しているところです。

先日の谷口明弘議員の御質問にもお答えしましたが、本工事の契約手続につきましては、議員または議員の配偶者もしくは二親等以内の親族が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は存在しておらず、条例に抵触するおそれはないとの認識のもとに契約手続を行ったものです。

次に、建設工事共同企業体協定書の第6条にある代表者とは、個人を指しているのかとの御質問にお答えします。

本工事の建設工事共同企業体協定書第6条における代表者は、共同企業体の構成員のうち、代表企業である飯塚電機工業株式会社を指しており、個人を指すものではありません。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 私は9月議会でのこの件について、何ら問題はないと賛成の立場で討論をしました。

常任委員会での担当課の説明も先ほどの答弁どおりであり、条例に照らし合わせて、問題はないとされ、今までも本市の公共工事を単独もしくは特定建設工事共同企業体で数多く契約されております。また反対された議員の方々も今までの工事請負契約は問題ないと断言されております。

水俣市政治倫理条例第5条では、議員または議員の配偶者もしくは二親等以内の親族が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は市民の疑惑の念を生じさせないため、市が行う公共工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならないとあります。

まず営業所長は議員の配偶者ではあるが会社の役員でもなければ、経営に携わっておられる方でもないので、何ら問題はないということを確認しておきます。

そして、この公共工事請負契約の受注者は2社の特定建設工事共同企業体いわゆる特定JVであり、建設工事共同企業体協定書第6条に代表者として、企業名と水俣営業所長として、議員の配偶者の方のお名前があります。

反対された議員の方々は、特定JVの代表者が議員の配偶者であるので、政治倫理条例に抵触するおそれがある。もしくは抵触すると断言されました。私どもは、この件について弁護士に調査していただき、国土交通省土地・建設産業局建設業課など問い合わせいただき、回答を含め説明を聞いたところです。

まず、この代表者ですが、協定書の第6条にある代表者とは、個人を指すのかという問いに先ほどの答弁でも、代表企業である飯塚電機工業株式会社を指すものであり、個人を指すものではないということでした。まさにそのとおりであります。

国土交通省に設置された諮問機関で中央建設業審議会があります。そこで、共同企業体のあり方についてが建議され、これにおいて、公共企業体運用準則が示されております。

この中に、代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。また代表者の出資比率は構成員中最大とすると定めてあります。共同企業体構成員の中から代表者を定めることとあります。ですから、構成員以外の法人や個人は代表者にはなれません。

ここで構成員とは誰を指すのか、この部分も共同企業体のあり方についての個別準則に定めてあります。特定建設工事共同企業体の③の構成員数という項目があります。そこには、2ないし3社とすると明記されております。2人、3人ではなく2社、3社です。要は、構成員とは個人ではなく会社自体であり、構成員の中から選ぶ代表者とは、会社自体を指しています。ですので、特定JVの代表者は会社自体であり、代表者の会社は議員の配偶者ではもちろんありませんので、水俣市政治倫理条例に違反または辞退すべき場合には該当しません。

この条例を曲解する誤った判断で、工事請負契約が否決されましたが、影響について1点お尋

ねします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

9月の議会で工事請負契約が否決されたことに対する影響はどうかという御質問であったかと思えます。

先日の谷口明弘議員の御質問にもお答えいたしましたが、工事請負契約の否決に伴う影響として主に5点ございます。

1点目の影響として、機械設備工事に係る予定価格の増額がございます。これは再入札に当たり、物価の変動に伴う工事単価の見直しを行う必要が生じたことにより、契約に係る予定価格を139万2,120円増額しております。

2点目として、既に契約済みの建築及び電気設備工事に対する影響がございます。現在、契約済みの建築及び電気設備につきましては、工事業者との協議を行い、関連する工事の実施を一時中止しているところでございます。

なお、機械設備工事の契約をもって工事全体が再開いたしますので、契約期間の変更を改めて行うこととなりますけれども、工事単価の見直しに係る契約金額の変更や工期延長に係る必要経費の算定、追加措置などの工事延期に係る追加費用の発生が今後見込まれております。

このため、工事業者と工期の延長に必要となる金額について、協議をお願いする必要がございます。

3点目として、文化会館を御利用いただいている団体への影響がございます。今議会へ改めて工事請負契約の締結についての議案を上程させていただきたいと考えておりますが、可決いただければ、工事に伴う文化会館の閉館期間を当初予定していた来年2月から5月までの期間、ここから3カ月延長し、閉館期間を8月までとしたいと考えています。

さきの岩村議員の御質問にもお答えいたしましたが、文化会館の利用は1年前から予約を受け付けております。新たに閉館する期間に既に予約されている団体や定例的な行事で例年決まった時期に文化会館を利用される団体もおられましたため、閉館期間の延長により、これらの団体に行事日程の変更等をお願いする必要が発生いたしました。既に予約されており、3カ月の閉館期間の延長で利用できなくなった団体が6月に2団体、7月に1団体、計3団体ございました。また、文化会館を日ごろ利用する団体の皆様から複数電話による問い合わせがっております。準備に取りかかっておられる団体もあり、大変御迷惑をおかけし、大変厳しい御意見を頂戴することもございましたが、これらの団体には御厚意の中に御理解をいただき、予約の変更や行事日程の調整などの対応をお取りいただいているところでございます。

4点目として、来年度迎える市制施行70周年の関係行事など市の実施する事業に対する影響が

ございます。来年度迎える市制施行70周年の関係行事や教育委員会が開催を予定しております自主文化事業を文化会館で行う予定となっておりますので、行事の開催候補日や内容の変更を含め、関係機関等と協議を行い、再度調整を進めているところです。

5点目として、新庁舎建設工事に対する影響がございます。文化会館の空調設備工事において、旧庁舎の空調設備の一部を再利用する予定をしておりますため、改めて関係課内で協議を行っておりますが、旧庁舎の本館・別館解体工事に係る実施設計の中で若干事業費が増加している状況にあります。

以上、主にこの5点に影響が生じているところでございます。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 主に5点影響があると答弁をいただきました。

機械設備工事にかかわる予定価格の増額、関連の建築及び電気設備工事に対する追加費用の発生、また文化会館を利用されている団体の予約変更や行事日の調整、市政70周年の関連行事への影響、旧庁舎の空調設備の再利用に係る新庁舎建設工事への影響と、市民への多大な御迷惑と無駄な追加費用の発生ということになります。

そもそもこの誤った判断で否決された議員の方々は、この特定J Vに関することを調べられたのでしょうか。調べられれば、条例に抵触しないということが明白にわかります。

9月議会での反対討論の中に、市長や執行部に対して、この特定J Vの組み方に問題がないかチェックされたのかと発言されておりますが、そもそもチェックとかの問題の以前に国のルールにのっとりて手続を実施されています。疑義を問われるのであれば、ルールを策定した国土交通省に言うべきだと私は思います。

私たち議員が採決するときの1票は、市民の立場に立った真剣でそして正しい1票でなければならぬといけないと思います。

そういうことを改めて強く感じ、この質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣市の地域公共交通について、答弁を求めます。

関総務部長。

（総務部長 関洋一君登壇）

○総務部長（関 洋一君） 次に、水俣市の地域公共交通について、順次お答えをいたします。

まず、地域公共交通の現状と課題は何かとの御質問にお答えします。

本市の公共交通の現状として、民間のバス会社が運行している路線バスが4路線、コミュニティバスのみなくるバスが7路線、その他みなくるバスが運行していない区間を補完するため、乗合タクシーが8路線、スクールバスの一般混乗が3路線で運行をしており、水俣市のほぼ全域をカバーしていると考えております。

課題といたしましては、利用者が減少傾向にあることや人件費や燃料費の高騰などによる運行経費の増加から、バス事業者への欠損補助額も年々増加していることが課題でございまして、運行内容等について検討していく必要があると考えております。

次に、高齢者の移動支援について現状はどのような取り組みを行っているかとの御質問にお答えします。

みなくるバスの利用者の多くは高齢者ですので、全ての路線が総合医療センター等の医療機関を通るようなルートを設定し、運行時刻についても、通院や買い物など高齢者の利用ニーズを考慮し設定しております。

また、高齢者の身体的負担を軽減するため、みなくるバス車両に低床バスを導入しているほか、中山間地域の交通空白地域には乗合タクシーを導入しております。そのほか、高齢者福祉分野におきましては、家庭において移送することが困難な要援護高齢者に対する在宅福祉の向上を図ることを目的とした移送サービス事業を実施しております。

介護保険分野におきましては、申請により要介護認定を受けた人が、介護保険を適用し利用できる訪問介護サービスとして、一般的に言う介護タクシーがあります。介護が必要な人が乗りおりにできる装備がついた車両で、担当ケアマネジャーと相談の上、利用することができます。

また、市の一般介護予防事業まちかど健康塾におきましては、公民館型のほか、遠方の方や歩いて通うことが難しい方などにも利用していただける送迎型を実施しております。

次に、みなくるバス、乗合タクシー、スクールバス一般混乗の利用状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

それぞれ、過去3カ年の年間利用者数を御説明いたしますと、みなくるバスと乗合タクシーの利用人数については、前年10月から当該年9月までの1年間の利用人数を集計しているものを御説明いたします。みなくるバスについては、平成28年は10万9,931人、平成29年は新路線の市街地循環線導入の影響もあり11万1,258人、平成30年は10万4,064人となっております。乗合タクシーについては、平成28年は4,625人、平成29年は3,914人、平成30年は3,585人となっております。スクールバスの一般混乗については、平成27年度は1,280人、平成28年度は1,170人、平成29年度は1,271人となっております。

次に、デマンド型交通の導入について、どのように考えているかとの御質問にお答えします。

デマンド型交通は、決まった時間に決まったルートを走る定時定路線とは異なり、利用者から事前に予約を受けて運行を行う形態を指します。予約に応じて運行を行うため、利用者が少ない路線の運行の効率化が図れる効果が期待できますが、予約受け付けを行うオペレーターの人件費や配車を行うデマンドシステムの導入費用、使用料等の新たな費用が発生いたします。また、予約状況に応じて乗り合わせを行うため、目的地まですぐに行けず、所要時間が長くなるなどのデ

メリットもございます。

現在の水俣市地域公共交通網形成計画が平成31年度までの計画であるため、次期計画に改める際には、水俣市の公共交通のあり方として、デマンド型交通を導入すべきかどうかも含めて検討してまいります。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより地域公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増しています。

このような中、本市でも水俣市地域公共交通網形成計画を策定されておられます。先ほど答弁いただきましたが、現状は路線バス、みなくるバス、乗合タクシー、スクールバス一般混乗の運行で水俣市のほぼ全域をカバーしているということでした。

また、課題では利用者の減少、人件費や燃料費の高騰による運航経費の増加に伴い、バス事業者への欠損補助額が増加しているということでした。

とは言え、みなくるバス、乗合タクシー、スクールバスの一般混乗の利用状況も減少はしているものの多くの市民の方が利用されております。日常生活にとって欠かせない地域公共交通ですので、維持経費がかかるにしても安易に廃線などはできませんので、非常に難しい問題ではありますが、市民の要望に沿った公共交通サービス網を構築することが重要であると考えます。

そこで、現在利用されているみなくるバスや乗合タクシー、スクールバス一般混乗で市民からどのような要望が出ているのかお尋ねします。

高齢者の移動支援ですが、みなくるバスの利用では全ての路線で医療センターなど医療機関を通るルートで運行時間帯も通院・買い物など利用ニーズを考慮されているということでした。ほかにも低床バスの導入や中山間地域の交通空白地域に乗合タクシーが利用できるということでした。

そのほか高齢者福祉分野では、要援護高齢者に対する移送サービス事業である介護タクシーを実施し、行政としても努力をされているというふうに感じております。

先日、水俣地区主任ケアマネジャー連合会と市議会議員数名とで意見交換会を行ったところです。その中の一つのテーマが過疎地域における高齢者の交通手段の課題でした。有意義な意見交換会であり、私も大変参考になったところです。

最近では高齢者の運転による高齢者死亡事故の比率が上昇傾向にあります。原因は運転操作の誤りが多いようですが、高齢者の免許返納件数は増加している一方、免許返納を考えたが5割近い方が返納後の代替交通手段に関する懸念から、実際に返納をされてないといったデータも出てきています。水俣市も同じような現状ではないかと考えております。

特に、市内まで距離がある山間部では不便であると感じておられる方が多いと思います。問題

は、免許返納後の交通手段のことや自宅からバス停が遠いという点です。

現状のみなくるバス、乗合タクシー、スクールバスなども要はバス停などに行かないと乗れません。バス停から500メートル以上を交通空白地域とされておりますが、500メートル以内でも歩くのが難しい高齢者もおられます。きのうの谷口明弘議員の話の中にも旧庁舎からこの仮庁舎に来るときにタクシーを使われるというようなことも言われていました。ですので、200メートル、300メートルでも歩くのが難しい方もおられるという点からも、このデマンド型交通は必要ではないかと考えております。

答弁でもありましたが、予約制の公共交通であり利用者の要求・希望に応じて車両を走らせるドア・ツー・ドアの乗合タクシーということです。交通空白地帯の解消、利便性の向上、また高齢者の外出を促す自立支援、あと公共交通の経費削減などの目的で現在導入されている自治体が数多くあります。

今後は水俣地域公共交通網形成計画の次期計画に改める際に導入について検討していくというふうなお話でしたけれども、ただ、デマンドシステムの導入費用、もしくは使用料など新たな費用が発生するという点であります。

2点目の質問は、概算はどのくらいになるのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 桑原議員の2回目の御質問にもお答えいたします。

まず、みなくるバス等への要望としましては、みなくるバスの運行ルートの延伸やバス停の新設、それから乗合タクシーが乗り入れていない区間への乗り入れ、運行時間の見直し等が要望として上がってきております。

現行のルートを変更しない範囲で対応できるものには対応しておりますが、大幅な見直しが必要な要望につきましては、平成31年度の水俣市地域公共交通網形成計画の改定に合わせてこれら状況を精査し、検討を行う予定としております。

それから、2点目としまして、デマンドシステムの費用等についてのお伺いにお答えします。

デマンドシステムの導入費用につきましては、概算にはなりますが、初期費用として予約受け付けを行う端末、それから車に取りつける端末、地図ライセンス料、水俣市のデマンドシステムの開発費などを含めましておおよそ750万円ほどになる見込みだと推察しております。

それから、毎月の使用料につきましてはデマンドシステム使用料や保守点検がかかってまいりますので、こちらは月14万円ほどかかる見込みとはじております。

また、そのほか予約を受けまして、配車をするオペレーターが2名以上必要だと考えておりますので、その人件費もプラス必要となります。

以上です。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 答弁ありがとうございました。

要望として、みなくるバスの運行ルートの件とか、バス停の新設など出ているというお話でした。私もお聞きした中で、この運行ルートがもう少し時間短縮にならないかということは、山間部ですので、特に久木野、大川から乗って、例えば、医療センターに行くにしても大体55分、約1時間ほどかかるんじゃないかなと思います。非常に時間に余裕のある方はいいかもしれませんが、やはり決められた時間内に行くところに行かないといけないとなるとやはりタクシーだとかそういったものを利用するしかないのかなというふうに考えております。

ですので、担当課の方にお聞きした際には、既存の路線バスとの絡みがあってということでしたけれども、そういうのも含めて今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

このデマンド交通導入の効果について、ドア・ツー・ドアのサービスの実現により、バス停まで歩く必要がないため、特に、高齢者等にとっては大きなサービス向上につながると思います。また、運行経路・目的地は、利用者のニーズに応じて自由に設定できると、目的地に直行することができます。高齢者だけではなくて、例えば来年度から始まります小学校の運動部活動、これは子どもたちの送迎というのは保護者が基本的に行うような形になると思うんですけれども、そういった社会体育に移行する場合、練習場所に出向くとき、保護者がどうしても送迎ができない日は、ドア・ツー・ドアで公共交通が利用できたら安心ではないかなというふうに考えています。

私は、路線バス、みなくるバス、乗合タクシー、スクールバス一般混乗との役割分担、通常のタクシーとのすみ分け、また福祉移送サービスとの整合、維持性を高めるための運賃設定や財政負担など議論を繰り返していただき、より地域の実情に合ったスタイルを構築していくことによって、このデマンド交通はより地域の期待に応えられるものになると期待しています。

今後の要望も含め、水保市地域公共交通網形成計画に反映していただくことをお願いし、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、健康増進とまちづくりについて答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、健康増進とまちづくりについて、順次お答えします。

まず、水保市の医療費の現状はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

平成29年度の水保市の医療費は国民健康保険が約35億5,357万円、後期高齢者医療保険が約52億7,859万円となっております。本市の医療費は県下でも高い水準となっております。その要因としては、本市は人口に対する病院の数が多く、病院等にかかりやすい環境であるため、医療費

が高額であることなどが挙げられております。

次に、特定健診受診率の推移と向上に向けての取り組みはどのように行っているかとの御質問にお答えします。

まず、平成25年度から平成29年度までの特定健診受診率は25年度が24%、26年度が28.8%、27年度が31%、28年度が31%、29年度が31.1%となっております。

受診率向上に向けた取り組みとしましては、集団健診の申し込みをしていない被保険者を対象に特定健診受診券を郵送し、受診の勧奨を行っております。

また、定期的に病院に通院している被保険者については、日ごろの検査結果を医療機関を通して市へ提供していただくことで、特定健診を受診したとみなす仕組みづくりを行い、受診率向上につなげております。

次に、健康増進のためにどのような取り組みを行っているかとの御質問にお答えします。

市民の健康増進につきましては、昨年度策定しました水俣市健康増進計画及び食育推進計画いきいき・みなまたヘルスプランに基づき、子どもから高齢者までのライフステージに応じた食生活や身体活動など健康づくりの啓発を行っております。

市民への健康づくりの啓発の機会としまして、毎年11月に健康まつりを開催しておりますが、今年度は医療・保健・福祉の関係機関等25団体の協力のもと、健康講話や健康相談、健康チェックコーナー等の催しと認知症地域支援フォーラムを同時開催し、多くの市民の方々に御来場いただきました。

また、生活習慣病の発症予防と重症化予防が本市の健康課題であることから、特定健診・がん検診の受診率向上を重点目標とした取り組み等を行っております。

さらに、健康なまちづくりを推進していくため、現在、水俣市健康づくり条例案の策定を進めているところであります。

次に、健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みはどのように進めていくのかとの御質問にお答えします。

インセンティブを提供する取り組みについては、庁内の各部署に関係することであることから、庁内関係各課での協議を始めたところであり、現在、各部署における健康づくり及びインセンティブ付与事業への取り組み調査を実施しています。

今後は、この調査をもとに実施に向けての協議を庁内関係各課で行っていく予定です。また、今年度は、芦北地域振興局において実施される健康づくりマイレージ検証モデル事業へ協力し、本市の取り組みへ反映させていく予定としております。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

厚生労働省では、毎年医療費の動向を把握するために調査を実施されています。平成29年度は前年と比べて2.3%増の総計42.2兆円となっております。平成30年の速報値でも、前年よりプラスで推移しております。水俣市の医療費も国民健康保険が約35億5,357万円、後期高齢者医療保険が、約52億7,859万円ということで、県下でも非常に高い水準だと思います。

また水俣市が策定しましたいきいきみなまたヘルスプランの中に平成27年度ではありますけれども医療費が記載されております。国民健康保険1人当たりの医療費が56万3,833円、熊本県の38万6,757円を大きく上回り県内1位です。ちなみに全国は34万9,697円です。ほとんどの被保険者の約5割が生活習慣病で受診されています。後期高齢者1人当たりの医療費は109万3,774円で熊本県が105万638円、ちなみに全国が94万9,070円ですので若干高くなっており、こちらも生活習慣病の高血圧や糖尿病の受診率が非常に高くなってきているということでした。

先ほど医療費がこのように上がっている理由として、本市は人口の割には病院が多いというところがかかりやすい環境であるということでした。確かに本市も医療センターがありますので、数を少なくするということはできませんけれども、何らかの措置をとらないといけないなというふうに実感したところです。

そこで、今後の医療費の伸びが見込まれる中、どのように推移していくのかお尋ねします。

次に、特定健診受診率と受診率向上ですが、平成25年から29年までの受診率を先ほど答弁いただきました。平成25年度が24%、平成29年度は31.1%ということで少しは改善しているものだと思いますが、県内45市町村の中で42位ということですのでもう後ろのほうです。ぜひ計画にあります受診率60%を目指していただきたいと思います。

私も企業の健保組合から任意継続を2年しまして、国民健康保険に加入をし直したんですけれども、今回初めて特定健診を受診しました。もちろん今は行動計画を立てて、熊本県の総合保健センターの方から毎月お電話をいただき、生活習慣の改善に取り組んでおります。同じ会派のある議員さんと頑張ろうと励まし合いながらやっておりますので、来年あたりは少しスマートな体でここに出ることだと思います。そういった細かい指導も一つの向上につながるのではないかとこのように思っております。

健康増進の取り組みでは、健康まつり、講話、健康相談、認知症地域支援フォーラム等さまざまなイベントを実施されておりますが、先ほどの特定健診も含めて、市民の方々に健康について関心を持っていただく、イベントに参加していただくなど、その後押しの一つになるのがこのインセンティブを提供する取り組みだと考えております。

医療費削減が国・地域の共通課題となった今、国民の健康寿命をいかに延ばすか、市民をいかに健康づくりに誘引するかが重要なテーマになっています。

しかし、運動・健康に無関心であったり、健康づくりの重要性は認知していても具体的なアク

ションを行っていなかったりという人も多いと思います。このような方々をいかに無理なく健康づくりに誘導するか。その方法として今、健康ポイントというものが注目されています。

これは、市民の健康づくりのための運動や健康診断の受診・健康イベントの参加などに対して、インセンティブ（健康ポイントを付与する）を設けることで、健康づくりにお得に・楽しく・無理せず取り組んでもらう仕組みだと思えます。水俣市でも、取り組み調査を実施されているということでした。

そこで、他市の健康づくりに向けたインセンティブの取り組み状況はどのようになっているか、お尋ねします。

また、先ほど答弁にありました芦北地域振興局において実施される健康づくりマイレージ検証モデル事業へ協力し、本市の取り組みに反映させていくということでしたけれども、この事業はどのような内容なのかをお尋ねします。

以上、3点です。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 桑原議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。3点ございました。

まず1点目が、医療費が伸びる中、本市の医療費は今後どのように推移していくのかという御質問でございました。

国民健康保険の医療費につきましては、被保険者数は減少していくものの、65歳から74歳までの前期高齢者の増加等により医療費は増加する見込みでございます。

2019年度以降は75歳を迎えた団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することで、前期高齢者は減少に転じますが、1人当たりの医療費の増加により、医療費は横ばいで推移すると考えられます。

また、後期高齢者医療制度の医療費についても、2019年度以降は団塊の世代が後期高齢者制度に移行することで、被保険者数の増加が見込まれるため、医療費が増加すると考えられます。

2点目の御質問が、他市の健康づくりに向けたインセンティブの取り組みの状況はどうかという御質問だったと思えます。

現在、健康ポイント事業等のインセンティブの取り組みについては、県下14市のうち6市が取り組んでいる状況でございます。

3点目が、芦北地域振興局において実施されます健康づくりマイレージ検証モデル事業はどういったものかという御質問でございました。

この事業は芦北地域振興局保健福祉環境部が事業主体となり、管内市町、商工団体、飲食店等の関係機関と実施するもので、働き盛り期の地域住民が楽しみながら健康づくりに取り組むこと

への支援を趣旨とされております。

健康づくりに関する項目をマイルに換算し、到達者に副賞を授与する事業で、今月から管内市町、関係機関との事業連携推進会議を開始し、来年4月から実施の予定と聞いております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 国民健康保険の医療費については、被保険者数は減少していくものの、65歳から74歳までの前期高齢者の増加などにより医療費は増加するというのと2019年以降は団塊世代が後期高齢者医療制度に移行してくるので、前期高齢者は減少に転じるが、1人当たりの医療費が増加することで、医療費は横ばいで推移するということでした。また、後期高齢者医療制度の医療費も増加するということでした。

先ほど、2番目の公共交通網の話で高齢者の方の足になるというお話をさせていただきましたけれども、私もできればそういったバス停とか少しは歩くことができる方はやはり歩いていただいて、健康になっていただくということも1つなんですけれども、そういった方は健康づくりのためにぜひ歩いていただきたいと思います。

現在、国は全ての保険者に対して、データヘルス計画を進めています。レセプトデータをもとに健康づくり、生活習慣病の早期発見、早期治療を促進、疾病の重症化の予防を目的として、この取り組みによって医療費を適正化、もしくは介護予防や健康寿命の延伸につなげることを目的とする計画です。

この計画の中で先進事例として紹介されていたのが、広島県呉市の取り組みです。ジェネリック医薬品の使用促進通知により年間約2億3,800万円の削減効果を上げたとありました。また、同じ疾病で複数の医療機関を重複して受診されている方や重複する服薬を処方された方に対して訪問指導を行うなど、医療費最適化の取り組みをされています。ここでも効果を上げられていると。

私もよく地域で高齢者の方とお会いするときに、買い物袋みたいにビニール袋にいっぱい薬を持たれている方もいらっしゃいます。そういった形で、日本の医療のメリットというのは保険証があれば、基本的にどこの医療機関でも一定の料金で医療サービスを受けることができます。ただし、患者自身が必要だと思えば、医療機関を何度も受診することができるので、医療費を増大させているという指摘もあります。その逆の問題もあります。自己判断で治療をやめてしまえば逆に重症化してしまい、医療費がかえって高額になる場合もあります。

保険は市民の皆さんの負担の上に成り立っています。医療サービスを受けることを萎縮する必要はないと思いますが、医療を受ける権利ばかり主張しては、制度自体を崩壊させてしまうかもしれません。そうならないためにも、今からの取り組みが重要であり、医療費の抑制のた

め、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、健康づくりマイレージ検証モデル事業ですけれども、行政と商工業者などと連携し、楽しみながら健康づくりに取り組むことを目的とし、協議を進められ、来年4月から実施ということでした。

他市のインセンティブの取り組みですけれども6市が今取り組んでおられるということでした。内容を見てみますと、対象者やポイントの対象事業、インセンティブ内容とその自治体でさまざまな違いがあります、予算規模も違います。例えば、玉名市では対象は18歳から39歳で要は若い方が中心です。その若い方が健診を受診されたり人間ドックを受診することで市内商店街で利用できるお買い物券が送られます。人吉市では、40歳から74歳の国保加入者が対象、対象事業は特定健診とウォーキング実施で、これも地域商店買い物券やカタログによる商品交換などです。人吉市には、きじ馬スタンプというのが、水俣で言うとフラワースタンプのようなものがありますので、それと絡めて人吉市のほうはされております。

このように、お得に・楽しく・無理せず継続ができるような健康づくりに加え、市内商店街の活性化などまちづくりにも期待できます。

また、フラワースタンプ利用の要望書も市のほうに出ているというふう聞いておりますので、他市で実施されておりますこの商店街のポイント事業と協働した取り組みですが、本市ではどのように取り組んでいく予定なのかお尋ねをいたします。

2点です。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 桑原議員の3回目の質問にお答えいたします。

まず、医療費抑制のため、今後の取り組みはどのように行うのかという御質問でございました。

医療費抑制のためには、先ほど議員が言われましたジェネリック医薬品の普及・促進に取り組むことや健康診断の受診率を高め、市民の健康意識の向上を図ることなどが医療費の抑制につながるものと考えております。

先ほど申し上げました特定健診受診率の向上に向けた取り組みも医療費抑制の一環となっております。

今後は市民の健康寿命を延ばすため、健康づくり及び個人に対するインセンティブ付与事業に取り組む中で、健康づくりの観点からより一層医療費の抑制を図ってまいります。

2点目が、他市では商店街のポイント事業と協働した取り組みをされていると。本市ではどのように取り組まれていく予定なのかという御質問でございました。

本市としましては、市民が健康で元気であることに喜び、生きがいを感じ、健康づくりだけではなく、介護予防、ボランティア活動、生涯学習などに取り組むことにインセンティブが働く仕

組みづくりについて検討しており、さきに述べましたとおり、庁内各部署への調査を実施し、関係各課での協議を始めたところでございます。

また、市内の商店街・飲食店等、多くの場所でポイントが利用でき、地域全体の活性化につながるような取り組みになるように検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時45分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは、公明党の牧下でございます。

それでは通告に従い、順次質問を行います。

初めに、ワンストップサービス（総合窓口）について。

水俣市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の中に、我が国は平均寿命の伸長と出生率の低下を大きな要因として、世界的に例を見ない速度で高齢化が進んでいます。

厚生労働省の推計でも、平成27年には高齢化率が25.2%に達し、4人に1人が高齢者という超高齢社会が出現すると予測されていました。

水俣市においては、平成11年3月の高齢化率は24.7%ですが、熊本県保健医療計画の人口推計では、平成16年には65歳以上の高齢者が8,945人に達し、高齢化率が27.8%になると予測されてもいました。

平成30年5月末現在では、水俣市では高齢者9,832名、高齢化率37.7%となっています。ちなみに、芦北町では、高齢者7,360名、42.06%の高齢化率であります。津奈木町では、高齢者1,870名で40.3%の高齢化率となっております。

平成12年12月議会より、今回で4回目の質問となりましたが、市民の利便性に向けて、ワンストップサービス（総合窓口）にどのように取り組んできたのか、今までの答弁の中で既に実施されているものがあるのかお尋ねいたします。

今後、新庁舎建設に合わせて、高齢化及び市民への真心のサービスを行うためにワンストップサービス（総合窓口）を実現できないかお尋ねいたします。

次に、ウォータークーラー設置について。

現在、真冬に向かっている状況ではありますが、夏の猛暑による熱中症による救急搬送のニュースが数多くありました。高校の体育祭練習中の熱中症による死亡事故や賠償問題も起きています。

熱中症予防対策として、小まめに水分補給が大切ですが、熱中症予防対策には最も適している水の温度があると検証実験で発表されています。

体内において、まず直腸を冷やすことが大切だそうであり、その最適の効果温度は5度から15度だそうであり、その効果温度を常時保って供給できる装置が冷水機、ウォータークーラーであります。

もやい館に設置してあり、議会中には利用させていただき、冷たくておいしい水で本議会中も緊張をほぐすために渴いたのどを潤すのに利用させていただいております。

ウォータークーラーは、タンク内の自動排水を行い、常に新鮮な水を供給できる衛生面でのメリットもあります。

最近では車いすの方も利用できるバリアフリータイプのものなど、さまざまな方が利用できるようにアイデアを凝らしたものが開発されており、公共施設において、この熱中症対策の観点からも大変有効な装置が至るところで利用できれば、市民にとってはとてもありがたいものになると考えます。

そこで、ウォータークーラーの認識と設置状況、さらに今後の設置に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

教育施設における熱中症対策について。

教育施設においては、特に中学生などの部活が活発であり、発汗量も多く、熱中症のリスクは高いと思います。

そこで、教育施設においても、なお一層の熱中症予防対策の有効手段の一つとしてウォータークーラーの設置が必要であると考えます。

現在の熱中症対策の現状とウォータークーラーに対しての認識、設置状況、今後の設置への取り組みについてお尋ねいたします。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについて。

肺炎は日本人の死因の第3位を占める重大な疾患です。肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、高齢化に伴い、年々死亡率も増加しております。

近年、ワクチンによる重症化予防が重要視され、医療費削減効果も高いことが証明されており、65歳以上の5歳刻みで100歳までと100歳以上を対象として、平成26年10月より肺炎球菌ワクチンの定期接種制度が開始されました。65歳以上全員の接種を目指し、平成26年から5年間を経過措置期間とされたことで、接種率を上げるチャンスにもなりました。今年度は経過措置期間の

最終年度であり、平成31年度以降は対象が65歳のみになる予定で、65歳以上の方は定期接種の対象から外れることになります。

定期接種化が始まった平成26年度から平成29年度までの本市の定期接種対象者数と接種者数、接種率はどうだったのか。本年度の対象者の接種状況と平成31年3月31日までの取り組みはどうするのか。一度も定期接種制度を利用されなかった、接種できなかった市民のための救済措置を設ける考えがないかお尋ねいたします。

肺炎で亡くなる方の97%は65歳以上の高齢者で、特に肺炎球菌による発症が最も多いとされており、65歳以上の肺炎による死亡者数について、過去3年間の推移はどうなっているのかお尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、ワンストップサービス（総合窓口）については私から、ウオータークーラー設置については副市長から、高齢者肺炎球菌ワクチンについては福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、ワンストップサービス（総合窓口）について、順次お答えします。

まず、市民の利便性に向け、ワンストップサービス（総合窓口）にどのように取り組んできたのか、過去の質問に対する答弁の中で、既に実施されているものがあるのかとの御質問にお答えします。

まず、熊本県下14市の窓口業務における総合窓口化にかかわる状況の調査を行いました。

調査の結果については、八代市、上天草市及び合志市の3市で総合窓口が運用されております。そのうち、八代市及び上天草市においては、ワンストップ型での対応がなされているとこのことですが、本市におきましては、このようなワンストップサービスに係る総合窓口の設置には至っておりません。

しかし、現在、仮庁舎での業務において関係課の配置を見直し、市民課、税務課が対面することで市民の皆様の移動については、改善が図られていると考えております。

なお、市民課におきましては、住民票、印鑑証明及び戸籍関係証明の請求書や転入・転出等の住民異動届出様式の一元化・簡素化に努めております。また、税務課におきましても、所得・課税・非課税証明、納税証明及び固定資産税関係証明の請求書を1枚に集約しております。そのほか、市民への窓口サービスの改善を図るために、市民課と税務課に関連する問い合わせ等があった際、市民の皆様の移動を伴わないような対応をするようにしております。

次に、今後新庁舎建設に合わせて、高齢化及び市民への真心のサービスを行うためにワンストップサービス（総合窓口）を実現できないかとの御質問にお答えします。

新庁舎におけるワンストップサービスについては、昨年8月に策定した水俣市新庁舎建設基本構想の中で具体的機能の一つとして、ワンストップサービスの導入の検討をお示ししており、現在、基本設計の中で検討を進めているところです。

その中で、職員の声を新庁舎建設の基本・実施設計に反映させるために水俣市新庁舎建設庁内検討会議を設置しておりますが、これまでワンストップサービス導入の検討に係る2回のグループディスカッションを開催し、総合窓口を含めたワンストップサービスの代表的な形態や先進自治体の事例紹介及び意見聴取等を行っております。

また、本年8月に新庁舎の建物配置等の方向性を決定した際には、市報等でもお伝えしましたとおり、2階フロアに申請、届け出、証明事務など、生活にかかわりが深く来庁者が多い窓口を配置し、主要な手続がワンフロアで完結するように計画の方針を示したところです。

2階フロアにおける執務室の具体的な計画については、各関係部署にヒアリングを実施しながら、建物配置・平面図（案）を作成しましたので、今後はこれをもとに、より具体的に本市の実情に即したワンストップサービスのあり方について検討をすることとしております。

このように、これからもソフト・ハードの両面から、市民の皆様へよりよいサービスを御提供できるよう努めてまいります。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 葬儀の後の市役所での手続は実に煩雑でありまして、個々の状況によって違いますが、最低でも5ないし7つ、多い場合は30以上の届け出に10以上の窓口を回ることもあります。

こうした手続を一括して手助けする窓口の開設が静かに広まっております。その先駆けは、大分県別府市で、2016年5月におくやみコーナーをスタートさせました。ことしに入り三重松阪市、愛媛松山市、兵庫三田市、神奈川大和市の各市が同様な窓口を開設しました。

別府市のコーナーでは、まずお客様シートに死亡者の氏名や生年月日などを書き込んでもらい、職員がデータを入力すると、必要な手続が導き出され、関係書類が一括して作成されます。

遺族は、どの課でどんな手続をするのかを記した一覧表をもとに説明を受け窓口へ、死亡者の情報を伝えられた各窓口では事前に準備、窓口では、お待ちしていましたと迎えられる。体の不自由な場合は、職員がコーナーに出向くこともあります。

これによって必要な時間は、3ないし5割は短くなったのではと担当者は語っています。

人口は約12万人、利用件数は今年度で1,500件、これを3人の専任者が担当、大がかりなシステム改修もなく、自前での書式作成と関係部署への徹底によって運用しています。市民の負担軽減への熱意と知恵が行政改革の源であることを改めて感じます。

本市水俣市においても、市民課の届け出様式の一元化・簡素化、税務課の各証明書を1枚に集約、市民の皆様の移動をさせないように職員が持ち回りで対応されている。また、新庁舎建設においては、2階フロアに主要な手続がワンフロアで完結できるように計画しているとのことでありました。市民の皆様に対して、安心して利用できる方向性に進んでいると感じました。

私は、先進事例として、岩手県宮古市、茨城県土浦市を紹介をいたしました。ワンストップサービスの代表的な形態や先進自治体の事例紹介を行ったとの答弁がありましたが、どんなものがあったのか。また、高齢化が進む水俣市にとって、ワンストップサービス（総合窓口）の必要性については、どう考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えいたします。

ワンストップサービスの先進的事例がどのようなものかということと、本市において、この必要性についてどう考えているかという御質問であったかと思えます。

これまで行いました庁内検討会議の窓口に関するグループディスカッションにおきましては、ワンストップサービスの代表的な形態として、関係課統合方式、それから後方職員のローテーション方式、ワンストップフロア方式、1人の職員が複数の処理を行う方式について、一般的な事例を紹介いたしました。

具体的には、関係課統合方式は、ワンフロアに窓口部署を集約することで、市民の庁舎内の移動距離と滞在時間が短縮できる方式でありまして、本市の仮庁舎1階窓口の現状がこの方式に類似しております。

後方職員ローテーション方式は、届け出窓口を一本化し、1つの窓口で複数の職員がローテーション対応することで、市民が着席した状態のまま複数の手続や申請等を行うことができる方式でございます。

ワンストップフロア方式は、届け出窓口を一本化し、市民が手続に応じてワンストップエリア内の担当窓口へ移動し、複数の手続や申請等を行うことができます方式です。

1人の職員が複数の処理を行う方式は、届け出窓口を一本化し、固定した職員が1つの窓口で複数の手続、申請等を行うことで窓口対応ができる方式です。

また、先進自治体事例として、薩摩川内市が採用している電算システムを活用したワンストップフロア方式について、視察・調査を行い、庁内検討会議での情報の共有を行ったところです。

次に、ワンストップサービス総合窓口の必要性についてでございますけれども、これからますます高齢化が進む本市にとってもワンストップサービスの必要性を含め、住民の方々にとって負担が少ない、そしてわかりやすい利便性の高い窓口サービスが提供できるよう新庁舎建設に向け、庁舎内におけるフロアの最適な利活用を今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ますます高齢化が進んでまいります。市民の皆様の負担が少なく、わかりやすい、職員の対応が気持ちよかったと言われる利便性の高い窓口サービスができるよう、新庁舎建設になることを期待しまして、この質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、ウオータークーラー設置について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、ウオータークーラー設置について、順次お答えします。

まず、公共施設のウオータークーラーについて、ウオータークーラーの認識と設置状況、さらに今後の設置に向けた取り組みはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

ウオータークーラーにつきましては、外出時や運動の後などに気軽に冷たい水を補給できる設備として、市民の皆様のお役に立っているものと考えております。本市の公共施設におけるウオータークーラーの設置状況について申し上げますと、総合体育館、もやい館など7つの施設に11台が設置されております。既に、体育施設を初め多くの方が利用されている施設に設置されていることから、現時点では新たな設置等は考えておりません。

次に、教育施設における熱中症対策について、熱中症対策の現状とウオータークーラーに対する認識、設置状況、今後の設置への取り組みはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

ウオータークーラーにつきましては、熱中症対策の一つとして、冷水を飲むることによって体温を下げる効果が期待できる設備であると認識しております。教育施設の中でも児童生徒が一日の大半を過ごす学校施設における熱中症対策につきましては、水筒の持参、小まめな水分補給及び登下校時を含む屋外での帽子の着用などの指導を初め、熱中症防止のための注意喚起や啓発を行っております。また、気温が高くなる時間帯等の屋外での活動を中止、延期するなどの配慮、健康観察などの健康管理の徹底及び規則正しい生活習慣の定着に向けた家庭との連携等の取り組みも行っておりますので、学校施設にウオータークーラーは設置しておりませんでした。

今後の設置への取り組みにつきましては、来年度、市内全小中学校にエアコンを設置する予定であり、学校施設における熱中症のリスクは軽減されるものと考えておりますので、現時点において設置は考えておりません。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 公共施設では、7つの施設に11台設置されており、新たな設置は考えていないとの答弁でありましたが、本市においては、平成33年度中に新庁舎建設が予定をされています。これまで市役所の庁舎においては、ウオータークーラーを設置されていませんが、熱中症予防の観点から、新庁舎には設置するべきと思います。特に、バリアフリータイプのウオータークーラーは

必要であると思います。この点についての市の考えをお尋ねいたします。

教育施設については、学校施設にはウオータークーラーの設置はしていない。熱中症予防対策をしている。来年エアコンを設置するので、ウオータークーラーの設置は考えていないとの答弁でありました。

今までに熱中症にかかった児童生徒はいなかったと理解していいのかお尋ねいたします。

他市では、熱中症による死亡事故や賠償問題となっております。それは部活中に発生しております。水筒を持参していない子ども、してこれない子どももいると思います。水筒が空になった児童生徒さんも補充できるというメリットもあります。

エアコン設置で本当にウオータークーラーの設置は必要ないと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、新庁舎には、バリアフリータイプのウオータークーラーの設置が必要であると思うがいかがかとお尋ねでした。

新庁舎の建設に際しては、バリアフリーの対応も含め、設置目的、必要性、維持管理の経費など、情報の収集に努め、今後の実施設計の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、これまでの熱中症にかかった児童生徒の有無及びエアコンを設置することで、ウオータークーラーの設置の必要性はとの御質問でございますけれども、昨年度以降、学校現場において、熱中症の疑いがあると思われ、医療機関を受診し、熱中症と診断されると把握されているものは、1名おりました。

ウオータークーラーの設置につきましては、エアコンを設置することにより教室内で熱中症になるリスクは軽減されると考えております。また、教室内外にかかわらず、引き続き現在取り組んでいる熱中症対策等を徹底することが第一であると考えておりますので、現時点での設置は考えておりません。

今後は、エアコン設置後の状況等を把握した上で、必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、順次お答えします。

まず定期接種化が始まった平成26年度から平成29年度までの本市の定期接種対象者数と接種者

数、接種率はどうだったのかとの御質問にお答えします。

平成26年度は、対象者数2,078人、接種者数756人、接種率は36.4%、平成27年度は、対象者数1,947人、接種者数734人、接種率は37.7%、平成28年度は、対象者数2,098人、接種者数818人、接種率は39%、平成29年度は、対象者数2,142人、接種者数855人、接種率は39.9%でした。

次に、本年度の対象者の接種状況と平成31年3月31日までの取り組みはどうするのかとの御質問にお答えします。

本年度の対象者数は2,188人で10月末現在の接種者は468人、現在の接種率は21.4%となっています。平成31年3月31日までの取り組みとしましては、今年度末で経過措置期間が終了し、平成31年度以降は定期接種の対象が65歳のみになる予定であることから、市広報紙やホームページを通して、今年度の対象者は早目に接種されるよう周知する予定です。またあわせて、市内医療機関へも同様の周知と医療機関からも市民の方々へ制度の説明及び対象者への接種勧奨をしていただくようお願いする予定です。

次に、一度も定期接種制度を利用されなかった、接種できなかった市民のための救済措置を設ける考えはないかとの御質問にお答えします。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会によりますと、国は65歳以上の5歳刻みの方を対象に接種機会を設けている経過措置の来年度以降の扱いは、接種率などを考慮し、年内に結論をまとめる方針としています。このような状況を踏まえ、本市における未接種者への救済措置については、国の方針を注視しながら対応していく予定です。

次に、65歳以上の肺炎による死亡者数について、過去3年間の推移はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市の65歳以上の肺炎による過去3年間の死亡者数の推移は、平成27年は68人、28年は57人、29年は72人となっております。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市の肺炎球菌ワクチン接種率は、平成26年度は36.4%、27年度は37.7%、28年度は39%、29年度は39.9%ということでありました。年々接種率が伸びている状況であり、担当課の頑張っている成果が出ていると思います。

ちなみに、県下14市の接種率を調査しました。平成26年度ですが、60%台が2市、50%台が4市、40%台が3市、30%台が水俣市とあと1市、20%台が3市でありました。この接種率の状況をどう評価されるかお尋ねいたします。

天草市が62.3%の接種率でありまして、個別通知を通して未接種者への再勧奨のはがきを送っています。個別通知で確実に12ポイント以上の結果が出ております。来年の3月31日までが最後の補助つき肺炎球菌ワクチン接種であります。本年度の対象者は2,188人で10月末においては468

人の接種者数であります。接種率は21.4%であります。1,720名の未接種の方がいます。

肺炎で亡くなる方は毎年66名前後で死亡総数の約15.5%になっております。接種率の高い市では、死亡総数の10%程度に収まっております。

健康長寿を目指す水俣としましては、この接種率を伸ばしていけるように個別通知を未接種者へ再勧奨のはがきを送るべきと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

未接種者への救済措置については、国の方針を見ながら対応するとのことでありましたが、平成26年度から始まった高齢者肺炎球菌の定期接種化は今年度で終了いたします。来年度からは65歳のみになります。これまでの5年間の対象者数は1万453名で、3,631名が接種をされ、6,822名の方が未接種であります。

肺炎で亡くなる方が水俣市の死亡総数の平均15.5%と申しましたが、15.5%を上回っていくことになると思います。

また、医療費に関してはワクチン投与によって肺炎の外来医療費、入院医療費が減ることにより、接種率100%の場合、1人当たり12万円から33万円削減することが示されております。

肺炎球菌ワクチンの接種を何らかの理由で接種時期を逃した方に対して市独自に公費負担はできないのか。また、支援策として救済される制度を設けるように国に対しても強く要望等をしていただきたいと思いますが、いかがかお考えか、お尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 4点ございまして、3点目と4点目は一緒に答えさせていただきます。

まず1点目の接種率の状況をどう評価するのかという御質問でございました。本市の接種率は、国の接種率と比較しますと、約10%高い状況にありますが、県下13市の接種率と比較しますと低い状況にあると認識しております。

次に、本年度の接種率を伸ばしていけるように未接種者へはがきによる個別通知で再勧奨をしたかどうかという御質問でございました。

高齢者の肺炎球菌は、平成26年10月の制度開始以前に任意接種として既に接種された方もおられました。その方々の接種履歴が把握できていない状況であり、接種間隔の間違いを防ぐために現在は対象者である年齢の方々への個別通知を行っておりませんでした。

しかしながら、本年度が5年間の経過措置の最後の年となることから、市広報紙等で特集を組みまして、未接種者へ再勧奨を行う予定としております。

また、来年度から接種履歴が把握できる65歳の対象者となりますので、個別通知による接種勧奨を行い、接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

それと、経過措置の間に接種時期を逃した方に対し、市独自に公費負担はできないのか、また

支援策として救済される制度を設けるように国に対して強く要望していただきたいと思うが、どうかという御質問でございました。

まず、経過措置の間に接種時期を逃された方に対しましては、県下13市へ状況をお尋ねをしましたところ、全ての市において国の方針に沿い、県からの情報を待っての対応を考えるとのことでもございました。本市におきましても、同様に国の方針に沿った対応を予定しております。

また、国に対しての要望につきましては、救済制度の支援策を設けていただくよう要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 本市の65歳以上の肺炎による死亡数は平成27年は68人、平成28年は57人、平成29年は72人です。高齢者肺炎球菌ワクチン接種で、守れる命があります。

私は予防対策に力を入れ、予防対策にお金を使うことが、市民の命を守ることになり、市民の安全・安心の水俣をつくることになると思います。また、治療費が大幅に減少することにもなります。

予防医療に最大限取り組んでいただきたいことを、強く要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時5分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、こんにちは。水進会の小路貴紀です。

平成30年もあっという間に過ぎようとしております。既に忘年会シーズンに入っておりますが、この1年を振り返りますと、忘れることを忘れるくらい時のたつのが速いことを実感しております。

年が明けますと、干支は亥で、年男になります。見た目からそうだろうと思われる方も少しはいらっしゃるかもしれませんが、十干十二支では己がついた60年に一度の己亥となります。前回は1959年（昭和34年）で、前年から始まった岩戸景気の中にあって高度経済成長の時代でした。この年を代表する出来事が当時の皇太子様と美智子様の御成婚です。60年前に御結婚された当時の皇太子様が60年後の2019年に天皇を退位されるというまさに新時代の幕あけとなる年が

2019年です。十二支で亥は最後の12番目に当たりますが、新元号では亥が元年になるのは間違いないことでしょう。猪突猛進で、目標に向かってまっしぐらに突進していく勢いも大事ですが、この場では困難を恐れず勇往邁進する所存です。

以下、通告に従い質問します。

1、水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）について。

①、9月議会において、工事請負契約が議員の賛成少数で否決された。行政執行や市民生活への影響は発生していないか、お尋ねいたします。

②、9月議会で提案された際の工事請負契約の受注者が、建設工事共同企業体協定書を締結している。この協定書でいう代表者とは何を指すのか、お尋ねします。

③、9月議会で工事請負契約が否決された主な理由として、水俣市政治倫理条例へ抵触するおそれがあるなどの反対意見が示された。市の見解はいかがか、お尋ねします。

2、水俣川河口臨海部振興構想事業について。

①、市民説明会を実施した目的は何か、お尋ねします。

②、産業用地を確保するための本事業については、いつ誰が判断したのか、お尋ねします。

③、平成28年12月以降に実施された水俣市民意識調査において、本市の経済や雇用状況などの結果はどのようになっているのか、お尋ねします。

④、本事業に対して、漁業従事者はどのように受けとめているか、お尋ねします。

3、ドローンを活用した本市の活性化について。

①、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）の開通を記念したイベントなどが計画されている。全国のドローン愛好家に訪れてもらい、自動車道路上から撮影できるような新たなイベントを開催することで本市のPRを含めた起爆剤にできればと思うがどうかお尋ねします。

②、ドローンが普及する一方で飛行や撮影に対する規制も多くなっている。観光入込客増の効果が期待できるドローン特区について、どのように考えているか、お尋ねします。

4、水道料金の支払い方法について。

①、政府は消費増税に合わせてキャッシュレス化を進めるとの情報がある。水道料金のクレジットカード支払いについての考えはいかがか、お尋ねします。

5、行政施策の進捗について。

①、スポーツキッズサポーター基金の寄附状況はいかがか、お尋ねします。

②、小中学校へのエアコン設置における財源確保の状況はいかがか、お尋ねします。

③、水俣市消防団応援の店について、登録店などの取り組み状況はいかがか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市文化会館空調設備改修工事(機械設備)については私から、水俣川河口臨海部振興構想事業については産業建設部長から、ドローンを活用した本市の活性化について及び行政施策の進捗については副市長から、水道料金の支払い方法については水道局長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣市文化会館空調設備改修工事(機械設備)について、順次、お答えいたします。

まず9月議会で、工事請負契約が議員の賛成少数で否決された。行政執行や市民生活等への影響は発生していないかとの御質問にお答えします。

まず、再入札に伴う費用の増額や関連工事の建築、電気設備の工事期間等の変更契約による費用の増額が見込まれております。また、来年度迎える市制施行70周年の関係行事が文化会館で行う予定となっておりますため、関係機関等と改めて協議し、日程調整を進めてまいります。そのほか、工事において旧庁舎の空調設備の一部の再利用を予定しており、旧庁舎解体スケジュールに文化会館の工事期間をすり合わせる必要があるため、改めて関係課内で協議を進めておりますが、旧庁舎の本館・別館解体工事に係る実施設計の中で、若干事業費が増加している状況にあります。

次に、市民生活等への影響につきましては、今議会で改めて工事請負契約締結についての議案を上程させていただきたいと考えております。可決いただければ、文化会館の閉館期間を8月まで延長したいと考えておりますが、既に予約を入れていただいた団体や定例的な行事で例年決まった時期に文化会館を利用される団体に対し、閉館期間の変更による行事日程の変更等をお願いする必要が発生しております。既に準備に取りかかっておられる団体もあり、大変御迷惑をおかけする中、大変厳しい御意見を頂戴することもございましたが、今回各団体の御厚意の中に御理解いただき、予約の変更や行事日程の調整などの対応を既にお取りいただいているところでございます。

次に、9月議会で提案された際の工事請負契約の受注者が建設工事共同企業体協定書を締結している。この協定書でいう代表者とは何を指すのかとの御質問にお答えします。

先ほどの桑原一知議員の御質問にもお答えしましたが、本工事の建設工事共同企業体協定書における代表者は、共同企業体の構成員のうち、代表企業である飯塚電機工業株式会社を指しており、個人を指すものではありません。

次に、9月議会で工事請負契約が否決された主な理由として、水俣市政治倫理条例へ抵触するおそれがある等の反対意見が示された。市の見解はいかがかとの御質問にお答えします。

先日の谷口明弘議員の御質問にもお答えしましたが、9月議会で提案しておりました議第79号工事請負契約の締結についての議案に関しての反対意見につきましては、議員の配偶者が建設工事共同企業体の代表者となっており、条例の目的を定めた第1条や第5条第1項の規定に抵触するおそれがあるとの御指摘であったと認識しております。

建設工事共同企業体、いわゆるジョイントベンチャーは民法上の組合として取り扱われ、法人格が与えられておらず、JVの代表者だけでなく、JVの構成員全員が連名で契約の相手方となること、また、JVの構成員である飯塚電機工業株式会社の登記簿等により、水俣営業所長は取締役、会計参与、監査役及び執行役員等の役員には該当しないこと。以上のことから、本市といたしましては、契約の相手方となるJVの構成員である企業の中に、議員または議員の配偶者もしくは二親等以内の親族が役員をしている企業は存在しておらず、条例に抵触するおそれはないと認識しております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 本件につきましては、谷口明弘議員及び桑原議員と重複する内容もありますが、事実をはっきりさせるためにも御容赦願いたいと思います。

文化会館の利用に際しては、市政70周年の関係行事及び市民・団体への日程変更などをお願いする事態が発生し、旧庁舎解体のスケジュールとのすり合わせが必要である。また、再入札に伴う費用の増額が見込まれ、恐らく職員の方々も時間と労力を費やされたと思う次第です。

工事を行う予定であった地元業者におかれても、契約成立後スムーズに工事に着手できるよう事前に労働者の確保や機材などの手配に関する準備も全てゼロベースで見直さざるを得ない状況になっております。あわせて、建築及び電気の工事請負契約者が工事に着手できない事態も発生しております。市民や地元業者を含めた多方面に対して、多岐にわたる多大な影響が既に発生していることがわかりました。議会の否決により費用の増額につながっていることなど、市民に負担を与えてしまっていることもわかりました。

今後費用増が発生することは、ゆゆしき問題であり、金額等については、後日示していただくよう要望します。

先ほどの答弁から、本工事における建設工事共同企業体協定者における代表者は代表企業である飯塚電機工業株式会社であり、個人を指すものでない。そして、JVの構成員である企業の中に、水俣市政治倫理条例第5条1項に係る役員に該当する者は存在していないため、条例に抵触するおそれはないことが明らかになりました。

9月議会で工事請負契約を否決された主な理由が、JV協定書の代表者が個人を指す営業所長であること、水俣市政治倫理条例に抵触するおそれがあるとのことでしたが、執行部の答弁からして、その考え方は根底から瓦解したことになります。

本件については、これ以上も以下の解釈もありませんので、9月議会における議第79号の否決は明らかに誤りであったことがこの一次質問のやりとりだけで証明されたわけです。

私は9月議会で議案への賛成意見として、条例に違反するおそれとか抵触するおそれというのは、あくまでも可能性や推察の域であり、行政や議会、そして私たち議員は法令や条例等を遵守することが第一義であり、もしも違反しているのであれば、具体的な事由をもって判断する見識が求められる。

仮に政治倫理条例に違反や抵触するおそれがあれば、議員みずから調査を行うことも必要である。単に抽象的で具体性に欠ける理由だけでは、議員としての役割と責任を果たしているとは言えず、行政の執行及び市民生活に多大な影響を及ぼすことは避けなければならないと発言いたしました。既述したように、多方面への影響が発生して、市民は負担を強いられているのです。

一方、議第79号への反対意見の中には、弁護士に聞いたと言われるのみで、弁護士の見解については一切明らかにされておらず、伏せられたままです。

私は、議第79号の否決に疑問を抱く議員とともに、みずから調査する目的で11月26日弁護士にお会いして、見解をお聞きしてきました。非常にわかりやすい説明をいただき、私自身、理解が深まりました。弁護士の見解を踏まえた結論は次のとおりです。

まず、本件JVの代表者は飯塚電機工業株式会社であり、水俣営業所長の個人ではない。弁護士は11月5日に国土交通省土地・建設産業局建設業課に電話で問い合わせをされ、建設工事共同企業体協定書第6条の代表者に関して照会されました。その際、先方からは、JV制度Q&A（改訂4版）大成出版社の該当箇所を参照とされたい旨の回答を得られ、同書籍にある共同企業体標準協定書の解説として第6条の代表者について記載がある。

その内容は、代表者は、共同企業体の構成員から選定する必要があります。民法上の組合においては、構成員以外の第三者に業務執行を委任することができるとされていますが、共同企業体の場合、全構成員による工事の共同施工を図る観点から、第三者を参加させることは認められません。なお、代表者とは代表となった企業そのものであり、代表会社の代表取締役などの個人を指すものではありませんとなっております。

この記載でも明らかなおおり、代表者とは代表となった企業そのものであって、代表取締役でもなく、まして企業の営業所長が代表者になることなどは理論的にあり得ないと具体的見解を示していただきました。

また、弁護士からは、国や県においてJVに関係する担当者にとって、代表者の解釈は企業であることが当然のこととして理解されており、今さら確認すべき重要事項にすらなっていないとのことでした。恐らく本市の職員も同様の見解で業務を遂行されたただけだと認識しております。このことを反対された議員は御存じなかったのでしょうか。

9月議会の厚生文教常任委員会において、議第79号に反対された議員からは、JV協定書に営業所長の個人名が記載されていることを指して、代表者イコール営業所長を前提とした質問を繰り返されておりましたが、そこに大きな誤りがあったわけです。JV協定書が意味する全体の位置づけをそれぞれの議員がみずからしっかりと調査されたのでしょうか。調査もせず、話し合いによって数の力を優先すれば、正当化できると考えられたのでしょうか、理解に苦しみます。

私は、弁護士から紹介された書籍を購入いたしました。反対された議員には、JV協定書の代表者に営業所長名が書かれている事実だけをもって、今でも正当化されたいと思われるかもしれませんが、それは無理です。書籍には共同企業体協定書の位置づけと性格についての記載があります。

それには、協定書の作成は、国土交通省から示されている標準協定書に準じられて行われることが一般的ですが、これはあくまでも標準的なものであるため、個々の工事の規模、性格などを勘案して必要な事項を付加することも可能ですと書かれております。要は、民間同士で結ばれるJV協定書ですので、それぞれの会社が営業所長や代表取締役をお互いに明確にするための意思表示もあるでしょうし、単に丁寧に記載されているだけです。標準的に記載されるべき項目が漏れているわけでもありませんので、JV協定書の代表者は企業であるという前提は揺るぎないものであるわけです。

次に、水俣市政治倫理条例に抵触するおそれがあるため、本件公共工事請負契約を辞退すべき場合に該当するか否かについては、辞退すべき場合に該当しないことが、結論となります。

本件JVの代表者は営業所長個人ではなく、企業である飯塚電機工業株式会社である。また、営業所長は役員ではなく、水俣市政治倫理条例第5条1項に抵触しないことが理由であるとの具体的見解が示されました。

以上、私からは相談いたしました弁護士の具体的見解とみずから調査した結果を合わせて述べさせていただきます。

議第79号への反対討論の中では、構成員の出資比率や利益金の配当割合、欠損金の負担割合等にも触れられております。これからはあり得ない話ですが、例をお示しして理解してもらう必要があると考えます。

9月議会時点では工事契約金額が1億4,904万円となっていました。JV協定書における代表者の出資割合は70%ですので、1億4,328,000円に相当します。代表者を営業所長個人とするならば、出資に必要な個人資産を保有しておくことが要求されます。また、工事の欠損金を個人で負担するとか、企業が得るべき利益金の配当を個人で勝手に取得できる権限を有すると解釈するには余りにも無理があり過ぎます。

仮に、JVにて10億円以上の工事を請け負う場合、単なる個人が出資比率に応じて数億円を負

担するような契約はあり得ません。

そこで質問いたします。

民間同士で結ばれる建設工事共同企業体協定書における構成員の出資の割合に関連して、営業所長などの個人の保有資産情報を提出させたり、あるいは行政側が調査したりすることはあるか、お尋ねします。

2つ目に、本市の顧問弁護士の見解について、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、今回の工事等に関しまして、その個人の資産等の情報なんかを提出したりすることがあるのかという御質問かと思えます。

建設工事共同企業体の資格審査につきましては、本市の運用基準に基づきまして、構成員全員の資格審査を行っております。建設工事共同企業体協定書に関して、営業所長など個人の保有資産の情報等の提出を求めることはございません。

それから、本市の顧問弁護士の見解はどうかという御質問でございます。

顧問弁護士の見解といたしまして、水俣営業所長は飯塚電機工業株式会社の役員には該当しないということで、JVにおいても役員に当たらず、商法に基づいた営業に関する代理権が与えられた単なる代理人にすぎないとの見解でありました。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 今の答弁からしても、JV協定書の代表者は個人を指すものではなく、企業そのものです。どう解釈しようとしても、企業を置き去りにした協定は成立し得ないことがわかります。

現在は、9月議会において議第79号が議会で否決された事実だけが存在します。この経緯を振り返りますと、9月議会での対応が非常に疑問に感じる次第です。

まず、議第79号は9月議会の初日に上程されております。議案に疑問を抱くことがあれば、議案質疑や一般質問で取り上げて、真意を明らかにする手段はあったと思われませんが、9月議会では一切ありませんでした。

私は、今議会の一般質問で取り上げましたが、執行部の見解を聞けば真意は明確に理解できたであろうと思いますが、残念ながらそういったチェック機能は果たされませんでした。

そして、厚生文教常任委員会において、降ってわいたように政治倫理条例に抵触するおそれを指摘され、委員会で議第79号は否決となり、その後の本会議においても賛成少数で否決となりました。

本会議では、常任委員会での政治倫理条例へ抵触するおそれだけではなく、JV協定書の代表者の解釈も関連づけた反対討論が示されました。

結果的に本会議最終日の議第79号に対する賛成及び反対討論が交わされただけで、執行部が見解を示す機会は与えられないまま、執行部不在で議会が否決するというおかしな結果だけが残ったわけです。

物事の捉え方には、性善説と性悪説があります。性善説に立てば、正しいかどうかの真意を明らかにするためにチェック機能を果たすと思われませんが、性悪説に立てば、悪い結果を当然のこととして追い求める傾向になりがちです。議会で否決された経緯と結果からすると、余りにも解せないところが多過ぎます。

つけ加えて申し上げますと、議第79号の反対討論で政治倫理条例の第1条及び第5条に違反する可能性を指摘されておりました。第1条には、市民の市政に対する正しい認識、第5条には、市民に疑惑の念を生じさせないことが明記されております。

議第79号の否決は、明らかに誤りであったことから、かえって市民の市政に対する正しい認識を阻害し、間違った解釈で市民に疑惑の念を生じさせてしまっているのは、議第79号を否決された議員の方々ではないでしょうか。市民からの議会に対する不信を早急に払拭しなければならない必要性が発生してしまいました。そして、議会と行政の信頼関係を修復しなければならない事態となりました。職員も被害をこうむってしまいました。そういった事態を議会が引き起こしてしまったことを猛省すべきではないでしょうか。

本件に関しては、議員個人の議会報告などを配布されておられます。営業所長の個人名も記載されております。中には、政治倫理条例に違反すると断定もされています。ちなみに、否決された理由をそれぞれの議員が記載されておりますが、営業所長個人をJV協定書の代表者と解釈されておりますので、法令や条例に照らすと————市民に向けて流——されています。議員の権利は守られておりますので、すぐに法的責任を問われることはないかもしれませんが、公表されている個人の方は公人でもなく一市民です。また、企業に関しても本件の契約で行政に対し何らかの不履行があったわけではありませんので、企業の信頼や信用を損なうようなことを議員が犯したり、脅かしたりすべきではないと思いますので、指摘をしておきます。

最後に質問いたします。

議会及び行政が法令や条例を遵守することは当然であり、それらが求める趣旨をねじ曲げて解釈すべきではないと考えます。9月議会における議第79号工事請負契約の締結に対する議会の否決は明らかに誤りであり、今後の行政執行において前例とすべきではないと考えますが、市の見解をお尋ねします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

今回の件で、行政として今後どう対応していくのかというか、私どもの見解をお尋ねになって

おられます。

市といたしましては、今後も法令、条例等に基づきまして、適正な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、順次お答えします。

まず、市民説明会を実施した目的は何かとの御質問にお答えします。

今回実施しました市民説明会につきましては、その実施が法律等において義務づけられているものではございませんが、今後長期にわたる事業であることから、広く市民にその目的、事業内容を知っていただくことを目的に実施いたしました。

次に、産業団地を確保するための本事業については、いつ、誰が、判断したのかとの御質問にお答えします。

本事業につきましては、当初道路を拡幅し、水産業と産業団地を中心とした産業の振興を図る目的で始められた事業であります。平成27年12月に国土交通省から南九州西回り自動車道の建設発生土の受け入れについての申し入れを受けたことから、その建設発生土を活用した企業誘致のための土地の造成を行う方針としたものであり、その判断した時期につきましては平成27年末で、最終的な判断を行ったのは当時の市長でございます。

次に、平成28年12月以降に実施された水俣市民意識調査において、本市の経済や雇用状況等の結果はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

まず、この水俣市民意識調査は、平成28年12月から平成29年1月にかけて、慶應義塾大学が実施したもので、水俣市の全戸1万1,891世帯に調査票を送付し、そのうちの36%に当たる4,222世帯から回収があったものです。

その中で、経済に関しましては、現在の水俣市周辺の経済の動きについて、どのような印象をお持ちですかとの質問に対し下向きである、非常に下向きであると答えた世帯が60.6%という結果でありました。また、雇用に関しましては、現在の水俣市周辺の雇用の状況について、どのような印象をお持ちですかとの質問に対し、雇用が不足している、雇用が非常に不足していると答えた世帯が68.1%という結果でありました。

次に、本事業に対して、漁業従事者はどのように受けとめているのかとの御質問にお答えします。

平成26年度の水俣川河口臨海部振興構想基礎調査において、丸島漁港周辺の振興策について漁

業従事者とワークショップを行ったところであります。そこでは、漁業従事者から本事業に関するいろいろなアイデアが出されましたが、いずれも漁業振興のさらなる進展を目指すものであります。先日の谷口明弘議員への答弁でも申し上げましたが、本事業の実施に当たりましては、海域の漁業権抹消の承認が必要であったことから、平成28年度から事業説明及び組合員との先進地視察等を随時実施してきたところであります。

当初は、埋め立て計画区域内にヒジキ等が収穫されており、また遠浅の漁場が減少するなどの観点から反対の意見も一部ありました。しかしながら、藻場や干潟を造成して豊かな海に寄与することや丸島漁港の振興につながる事業であることから事業に賛同され、平成28年12月6日に水産業振興事業の要望書及び漁業権内埋め立ての同意書が市長へ提出されました。平成29年1月16日に漁業権抹消についての臨時総会が開催され、正組合員66名のうち61名の同意のもとに漁業権抹消が承認されたところであります。これは、今の若い漁業従事者及び水俣市の子どもたちが海に親しむための財産を残そうという組合員の強い気持ちや意見があったことによるものと伺っております。

その後、平成29年2月16日に水俣川河口臨海部振興構想事業の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情書が市議会議長へ提出されました。

このようなことから、漁業従事者の方々は、本事業について水俣の豊かな海へ戻すために漁場藻場再生事業及び栽培漁業振興事業が見える効果としてあらわれることを期待されております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 本事業については、平成27年末に当時の市長が判断されたとの答弁がありました。当時となれば、西田前市長となります。議会は、その判断をもとに現在も継続されている事業であるとの事実を認識しておく必要があると考えます。

さかのぼること去る2月末からの市長選に際して、西田前市長は自身の市政報告誌の中で、今後水俣市における3つの重点事業の一つとして、この水俣川河口臨海部振興構想事業を挙げられておりました。————本事業の進め方等に関して否定的な意見を一切耳にすることはありませんでした。

そういった経緯を踏まえると、西田前市長が任期中に開催できなかった市民説明会を高岡市長は就任1年も満たない間に法的義務がないとはいえ実施されたわけであり、市民にとっては大きな前進になったと評価されるものと思うわけであります。

そういう意味からしても、市民説明会ではいろんな立場の方々から建設的な意見が交わされることを期待しておりましたが、質問や意見の発言者が一部の方々に偏ってしまったことは残念でした。漁業従事者の方も出席されておりました。

説明会終了後にお話をしたところ、質問をしたいと思ったけれども、とても発言できる雰囲気

ではなかったと嘆きながら会場を後にされていました。また、市民ではない方の参加が見受けられました。執行部が周知と参加者の把握をどう考えておられたのか、細かい点はわかりかねますが、指摘はしておきたいと思います。

そこで、まず1点質問します。

本事業を進めていくに当たって、今後の手続などについてお尋ねします。

水俣市民意識調査から見えるのは、本市の経済や雇用についての不安や不満が高い傾向にあることです。また、この意識調査では、水俣市に今後欲しい、あるいは拡大してほしい産業分野を問う設問がありまして、非常に欲しいと、欲しいと答えた世帯の上位は大型店舗が54%、観光業が53%、工業が50.5%となっています。平地が少ないことをわかっている市民が大型店舗や工業という新たな土地を必要とする産業を望んでいる事実がはっきりとわかります。

また、観光業についても観光入込客を集めるための大型観光施設をイメージされているのであれば、やはり新たな土地が必要になります。

本市議会においても、企業誘致の必要性やそのための産業用地確保に向けた課題がこれまでも取り上げられてきました。企業誘致が進展しない大きな理由として、新たな産業用地が本市にはないということは、周知の事実です。

本定例会の初日で報告がありましたように一般会計決算認定における議会からの要望事項に企業誘致の必要性を挙げております。私を知る限りでも、議員になってからの平成27年から同様の要望趣旨はずっと続いております。

本市の将来を見据えた上で、雇用の場を創出していくことは、地場企業の努力とあわせて企業誘致への可能性を探っていくことが必要であることは市民、議会ともに共通の認識になっているわけです。そのための産業振興策として水俣川河口に新たな用地を造成すること、そして水産業振興にもつなげていくことで、本事業の相乗効果を図るものであるはずで

す。答弁でありましたように、平成27年末に西田前市長が判断されて以降、漁業関係者からは平成28年12月に要望書や同意書が提出されて、本事業に賛同されております。

また、平成29年2月の早期実現と水産業振興促進事業の支援の陳情書は、議会にて圧倒的賛成多数で採択されております。市民の意識、漁業従事者の思い、議会での対応などの経緯を踏まえれば、本事業に関するベクトルは同じであります。

そこで、質問いたします。

本事業を進める背景として、市民の意識や漁業従事者の受けとめ方の実情が具体的にあることこそを市民説明会で説明すべきではなかったか。それにより本事業の目的をよく理解してくださる市民の方もいらっしゃるのではないかと思います。いかがかお尋ねします。

以上、2点です。

○議長（福田 齊君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の第2の御質問にお答えいたします。2つあったかと思
います。

まず第1は、本事業を進めていくに当たって今後の手続についてお尋ねしますという御質問で
した。

今後の手続につきましては、熊本県に対し、公有水面埋立申請を行い、県において内容の審査
が行われた後、関係住民への周知措置として3週間の公告縦覧が行われます。

また、あわせて地元市町への意見聴取と市議会での承認の議決を経た後、これらの意見等につ
いての評価を踏まえ、免許の取得となります。

2つ目の御質問でございます。

市民の意識や漁業従事者の受けとめ方の実情が具体的にあることを市民説明会で説明すべき
ではなかったかという質問でございました。

今回の市民説明会では、先ほど議員の御質問でお答えしましたような市民意識調査の結果や漁
業者の思いといったところにつきましては御紹介することはできませんでしたが、そのあたりの
背景も御紹介できれば、水産業と産業団地を中心とした産業の振興、企業誘致というこの事業の
目的をより御理解いただけたのではないかと考えたところでございます。

以上です。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 市民説明会では、事業の内容などを説明することも必要でしょうが、市民や漁業従
事者等の利害関係者の思いや意識を行政が把握されているわけですから、それらを市民に伝えて
いくことも必要ではなかったかと思いました。

本市において産業用地がない現状、それでも産業振興は必要な施策であること、そういった実
情を市民と共有しつつ、新たな事業に反映することの意味合いを丁寧に伝えることも説明会の目
的だろうと私は思いました。

最後に1点質問いたします。

本事業を進めていくに当たっては、法的手続に従い、これ以上計画がおくれないようにするこ
とが重要であると考えます。本市の振興に寄与するためにも国や県の理解を得ながら、連携して
いくことが大切であり、工期の短縮などを図ることで事業費を抑えていく努力も必要と考えませ
んが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

本事業を進めていくに当たって、法的手続に従い、これ以上計画がおくれないように国や県の

理解を進めながら連携していくことが大切であるが、いかがかお尋ねしますという御質問でございました。

本事業につきましては、市といたしましても産業振興や水産業の振興に寄与する重要な事業だと認識しております。今後も国や県に事業の推進に向け、陳情・要望を行い、理解を得ながら着実な事業進捗を図っていきたいと思います。

また、事業効果を早期に発現できるよう、効率的な工期の検討を行い、それに伴う安定した事業費の確保に努め、ひいては事業費の縮減も図っていきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、ドローンを活用した本市の活性化について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、ドローンを活用した本市の活性化について、順次お答えします。

まず、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通を記念したイベント等が計画されている。全国のドローン愛好家に訪れてもらい、自動車道路上から撮影できるような新たなイベントを開催することで本市のPRを含めた起爆剤にできればと思うがどうかとの御質問にお答えします。

本年度中に予定されている南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの供用開始に向けて、市では、開通前の自動車道を歩くウォーキングイベントの開催を予定しております。御提案のドローンを使ったイベントについては、自動車道の開通イベントとしてはこれまで実施されていないものと思われ、新しい取り組みであると思います。

ドローンについては、近年利用者の急増に伴い、航空法が改正され、飛行に関する基本的ルールが定められていましたが、落下事故等の発生から、さらに規制が厳しくなり、安全な飛行のためのガイドラインが定められ、飛行の安全に万全を期すことが求められております。

自動車道上のドローンの飛行について、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に確認したところ、自動車道の供用開始前であれば、ドローンの飛行については可能と思われるが、ドローンのイベントについては、法令等の規制、安全の確保、補償の問題等をクリアしている必要があるとの回答をいただきました。多くの人が集まるイベント会場の上空でドローンを飛行させるためには、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。開催を予定しているウォーキングイベントでのドローン飛行の承認を得るためには、ドローンの飛行範囲の下に立入禁止区域を設定し、飛行経路の下に人が立ち入らないように注意する補助員や区域内飛行状況等を監視する補助員を配置するなどの安全対策を講じる必要があります。なお、この承認に係る申請はドローンの操縦者が個々に行う必要があります。

このことから、ウォーキングイベントにドローン愛好家を集めて撮影を行うということは難し

いものと考えております。

なお、ウォーキングイベントと別にドローンでの撮影会を開催することについては、工事への影響を考慮すると、自動車道の供用開始までの短い期間の中で開催することは難しいものと思われます。

次に、ドローンが普及する一方で、飛行や撮影に対する規制も多くなっている。観光入込客増の効果が期待できるドローン特区について、どのように考えているかとの御質問にお答えします。

ドローンは、簡単に空からの撮影が可能であることから、被災状況調査、インフラの点検、土地の測量などさまざまな分野での利用が可能であり、社会的に大きな意義があるものと考えられておりますが、飛行や撮影に関しましてはさまざまな規制があります。

まず、ドローンの飛行に関しましては、空港等の周辺の上空、人口集中地区の上空及び150メートル以上の高さの空域を飛行させる場合は、国土交通大臣の許可が必要となっております。なお、ドローンを自由に飛行させることができる空域においても、夜間の飛行、人や物から30メートル以内に近寄る飛行、多数の人が集まるイベント上空で飛行させる場合などは、国土交通大臣の承認を受ける必要があり、安全上の理由から国の基準より厳しい飛行規制を条例で定めている自治体もあります。

また、ドローンの撮影に関しましては、ドローンを利用して被撮影者の同意なしに映像等を撮影し、インターネット上で公開することは、民事・刑事・行政上のリスクを負うことになるため、利活用による経済社会活動の発展とプライバシー等保護のバランスを保つことを目的としたガイドラインが国から出されております。小路議員御提案のドローン特区につきましては、ドローンの飛行に関するルールや関係法令等の遵守、飛行の安全の確保、第三者のプライバシーの保護等の条件が整えば、観光入込客の増加につながるようなドローンの活用について、市として取り組める可能性があるものと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 早口で失礼します。

南九州西回り自動車道のインターチェンジが各所で開通されるのは、これまでも四、五年に一度といった機会しかなく、それが本市で行われる機会が間近に迫っております。

また、平成31年は市制施行70周年を迎えることから水俣インターチェンジ（仮称）開通に際しては、本市活性化の起爆剤となるイベントの開催、また、これまでの開通式などで行われてこなかった新たなイベントの開催として、ドローンを活用できないかと思い、提案した次第です。

ドローンの飛行や撮影に関しては、法的な規制や手続などがあることは理解しました。開通前に自動車道を歩くウォーキングイベントの開催は、これまでも各所で行われてきたイベントだと思えます。市としても、水俣インターチェンジ（仮称）の開通を経済面、物流面、観光面などへ

つなげていきたいとの考えがあったと思います。

そこで、まず質問します。

ウォーキングイベントとは、各所で行われてきた内容と違いはあるのか。また、ドローン活用にかかわらず、他のイベントを計画されているのか、お尋ねします。

私は、ドローン愛好家のネットワークは、SNSなどの普及により相当広いと考えております。ドローン愛好家がいわゆる高速自動車道を撮影する機会はそう多くないと思う中、水俣インターチェンジ（仮称）の開通を絶好の機会にできるのではないかと思います。

補償の問題等については、ドローン保険への加入を絶対条件にすることでクリアにすることは可能です。自動車道の飛行や撮影が可能になれば、その前後の日程で水俣の観光施設や場所をドローン撮影ができるよう開放することで、遠方者の宿泊が期待できます。また、水俣を初めて訪れるドローン愛好家であれば、観光施設や場所をネットで検索すると思いますので、本市ホームページなどへのアクセス増が期待できます。

ドローン愛好家は、みずからの映像をSNSなどへアップすることでSNS上での評価や他者からの称賛を受けることにより、一定のステータスを得ておられると推察します。金銭的欲求は一部で、それらの方は職業とされているケースが多いと思われ、愛好家であれば、アマチュアが多数であろうと思います。

自動車道の撮影、水俣の観光施設や場所の撮影を水俣市主催でイベント的に開催することで、映像を自治体に無償提供してもらうことをお願いしてもいいのではないのでしょうか。本市がPR映像を作成する際に、無償提供を受けた映像を使用した場合、それを撮影した方にとっては、自分の映像が自治体PRの映像に採用されたことが、一つのステータスになると思います。本市は経費を抑えることもできます。

その結果、本市にもたらされる効果としては、1つ目にドローン愛好家という新しい層の入込客増につながられる。2つ目に、ドローン愛好家が本市の観光施設や場所をSNS上にアップしてくれる。3つ目に本市がPR映像を製作する際に、無償でドローン映像を使用できる可能性がある。その他にも、本市がドローン愛好家にとって魅力あるまちとして認知されれば、多少飛躍的かもしれませんが、ドローン活用による活性化などに関して国や県、関係団体との連携、農業分野での実証試験など、多方面での効果が今後期待できるのではないのでしょうか。

水俣インターチェンジ（仮称）開通に合わせて、ドローン愛好家に訪れてもらう機会が提供されることをぜひとも期待します。

そこで、質問します。

ドローンを活用した活性化を本市の新たな観光施策として取り組むためには、専門家などからアドバイスを受ける機会を設けることも必要と考えますが、いかががお尋ねします。

2点です。

○議長（福田 齊君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

まず第1点目のインターチェンジ開通に際しまして、他市で行われているものと何か違いがあるのかということをございますけれども、これにつきましては、大きな違いはございません。

それから、ほかのイベントにつきましてですけれども、供用開始の時期に市内の飲食店や宿泊施設で利用できるクーポン券の発行やスタンプラリーなどを実施する開通記念キャンペーンを実施いたします。

また、民間で組織されております南九州西回り自動車道早期実現期成会が主催し、商工会議所、水俣観光物産協会、飲食業同業組合などが共催する形で5月18、19日に開通記念イベントを予定されております。

イベントの内容としましては、沿線の地域の物産展、みなとフェスティバル、水俣物産展、花火大会のほか、新たな水俣の名物料理や特産物を利用した料理の販売、PRを予定されていると聞いております。

2つ目のドローン活用に向けて、専門家等からのアドバイスについてでございますけれども、ドローンを活用して本市の新たな観光施策として取り組めるかどうか、さまざまな法的な条件をクリアする必要がありますので、専門家等からのアドバイスを含め、その可能性を今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 ちなみに、私はドローンの飛行や撮影の経験はありません。ごくまれに懇親会などの宴席の場からドロンすることはあります。

先日、11月11日に湯の児で開催された「水俣SUPBAY！」関連でドローンの映像を拝見しましたが皆さんも見られたでしょうか。非常にきれいでした。写真だけよりも、ドローンの映像は魅力的で見るものを釘づけにします。

また、全国的にはドローンレースが開催されているとはいえ、開催数は多くありません。しかしながら、本市の宿泊施設で対応できる一定数の参加者は見込めます。横浜赤レンガ倉庫で行われた際は、2万8,000人の観戦者まで集まったそうです。飽和状態ではレースなどの誘致もできませんが、余地があるうちにイベントの起爆剤として取り組むことも一つの方策と考えます。

新たな観光施策に取り組むとなれば、時間や労力を必要とすることは承知しておりますが、現状よしで満足することなく、新たな取り組みにぜひ挑戦いただくようエールを送りまして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、水道料金の支払い方法について、答弁を求めます。

岩井水道局長。

（水道局長 岩井昭洋君登壇）

○水道局長（岩井昭洋君） 次に、水道料金の支払い方法について、政府は消費増税に合わせてキャッシュレス化を進めるとの報道がある。水道料金のクレジットカード支払いについての考えはいかがかとの御質問にお答えします。

水道局では水道料金と収納事務を受託している下水道料金について、口座振替による支払い方法と水道局窓口、コンビニエンスストア、金融機関での納付書による支払い方法があります。その中でお客様の手間がかからず、水道局としても経費負担の少ない口座振替による支払いを推奨しております。クレジットカードによる支払いのメリットは、お客様によるお支払い方法の選択が広がること、現金払いに比べ料金の支払いが明細書で管理しやすいこと、現金が出ていくタイミングが先送りできること等の利便性の向上や利用額に伴うポイント還元があることが考えられます。

しかし、クレジットカードによる支払いを行うためには、料金システムの改修費用が必要となり、クレジット会社に支払う手数料が口座振替払いや現金払いに比べて割高になることが想定されます。

また、水道料金の過去5年間の収納率は99.9%であることから、新たな経費をかけて導入することは、今後の水道料金の負担増につながることであり、必要性は低いと考えられます。

以上のことから、費用対効果を考慮し、現時点では導入は難しいと考えます。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 岩井局長は初めての答弁だったのではないかと思います。

特に深い意味はありませんが、日ごろより市民生活の基盤である水道事業の安全な管理・運営に対しまして感謝申し上げます。

政府が消費増税への対応として検討している中にキャッシュレス決済を対象としたポイント還元があります。国内におけるキャッシュレスでの決済手段はクレジットカードが約8割を占めると言われております。

そういった中、公共料金の電気やガス料金、それ以外でも携帯電話の料金などは既にクレジット決済ができますが、政府がキャッシュレス化を大いに語るのであれば、まずは公共料金である水道料金のクレジットカード決済を推し進めるようなことを打ち出さないのが個人的には疑問に思います。

そこで、2点質問いたします。

他の自治体や事業体において、クレジットカード支払いの現状についてどうなっているか、お

尋ねいたします。

2つ目に、過去5年間の収納率は99.9%とのことですが、納付期限を守らない延滞の状況はどうなっているか、お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 岩井水道局長。

○水道局長（岩井昭洋君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

まず、クレジットカードによる状況についてでした。

平成28年度末の水道統計によりますと、熊本県内で導入している自治体はございません。九州内では、福岡市、長崎市、長崎県波佐見町、それと福岡県宗像地区事務組合の4事業体で導入しております。

次に、納付期限内に支払いがなかったり、延滞はないかといった御質問だったかと思えます。

平成30年度の上半期実績の数値で見ますと、口座振替で1月約9,700件、納付書で1,600件の合計1万1,300件の水道料金の請求件数の中、約400件が納付期限内にお支払いがなかった件数で、うち200件が口座振替できなかった件数となっております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 督促や延滞の実情があることからすれば、クレジットカードの利用限度額にもよりますが、口座残高がないことでの口座振替ができず、一時的に延滞となる問題に対しては、クレジットカード決済で回避できる部分もあるのではないかと思います。

クレジットカード決済による手数料の問題もありますが、ポイント還元の実施次第では、クレジットカードの利用になれている方や抵抗のない方からは、公共料金なのになぜクレジットカード決済ができないのか、疑問を抱かれることが今後出てくるかもしれません。また、そのときでいろいろ私自身も動向を注視していきたいと思ひまして、以上で質問は終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、行政施策の進捗について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、行政施策の進捗について、順次お答えします。

まず、スポーツキッズサポーター基金の寄附状況はいかがかとの御質問にお答えします。

スポーツキッズサポーター基金につきましては、前回の市議会定例会において条例を認めていただきまことにありがとうございました。

寄附の状況ですが、条例を施行した10月から寄附金の受け付けを開始し、11月末日で39件、160万円余りの寄附が集まっております。寄附をいただいた39件の地元事業所の皆様に感謝いたしますとともに、今後も引き続き御支援をお願いしたいと考えております。

次に、小中学校へのエアコン設置における財源確保の状況はいかがかの御質問にお答えします。

平成30年11月7日に成立しました国の平成30年度第1次補正予算におきまして、児童生徒等の熱中症対策としての空調整備等に対し、新たな交付金が創設されたところでございます。これに先駆けて、全国の学校設置者に対し実施されました文部科学省の調査におきまして、本市は児童生徒が毎週授業で使用する教室等にエアコンを設置する計画を提出しました。今般、提出した計画をもとに、文部科学省から本交付金の内定通知が示されましたので、3月議会に補正予算を計上させていただくこととなります。

次に、水俣市消防団応援の店について、登録店等の取り組み状況はいかがかの御質問にお答えします。

水俣市消防団応援の店は、地域防災のかなめである消防団員の減少に歯どめをかけるため、市内の店舗等の協力を得て、消防団員に料金割引などのサービスを提供していただき、消防団を応援していただく店舗になります。

この事業は、平成29年度から行っておりますが、店舗の登録が伸び悩み、消防団員の利用につながらなかったことから、団本部会議で協議を行い、水俣市消防団応援の店の実施要綱の一部を改正するなど、事業の充実に向けて取り組んでいるところです。

現在の登録店の状況は、飲食店や小売店など5店舗となっておりますが、店舗には消防団応援の店表示証を掲示してもらい、消防団員には店舗等に提示する水俣市消防団員証を随時配布しております。

今後も引き続き、水俣商工会議所や水俣市飲食業同業組合等の協力を得ながら、積極的に店舗登録に向けた活動を行うとともに、広報みなまたや市ホームページに掲載するなど周知啓発に努めていくことで、水俣市消防団応援の店の事業拡大を図り、地域の安心・安全のために頑張る消防団員を支援してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 スポーツキッズサポーター基金については、市長公約として10月に条例が制定され、その後寄附の受け付けが始まったわけですが、2カ月ちょっとの期間で市民の皆様や企業などの団体から多くの協力が得られたことは、地域の宝である子どもたちを支援していく目的に大いに共感いただいた結果であろうと思いますし、担当課の尽力もあってのことと敬意を表します。

いただいた寄附による運営及び活動は平成31年度からとなりますが、継続した支援につながるよう寄附者となる市民や企業などの団体、スポーツ団体、行政が良好な関係づくりを構築されていかれるよう期待しております。

小中学校へのエアコン設置に係る設計業務は、平成30年度内の完了を目指して進められている

と認識しております。エアコン設置については、児童・生徒や保護者、学校関係者、そして孫のことを心配されるおじいちゃん、おばあちゃんからも理解をいただけたらと思います。費用を伴いますが、市長の思い切った決断で早急に進められることを期待しております。

水俣市消防団応援の店について、登録店の状況が5店舗という実情は少ないと感じます。いつもお世話になるかわからないお守り的な存在の消防団ですが、もっと地域で支えられる温かいまちにしていければと願う次第です。

行政視察に行った埼玉県三郷市では、積極的なサポート事業が進められ、県全体への取り組みにもつながっております。

本市の経済活性化は昼だけではなく、夜も大切です。タクシーの運転手などからは、夜は人が出ていないという声を聞くことも多くなりました。前市長に比べますと、高岡市長が顔を出してくれると好意的に飲食店経営者が話をしてくれます。高岡市長が飲んべえだと言っているわけではなく、お酒をたしなまれるかと思えます。この忘年会・新年会シーズンを好機と捉えて、市長の率先垂範と職員も一丸となって飲食店への営業活動を行ってもらい、それらの情報を危機管理防災課に集約するなどして、協力店舗の拡大につなげてほしいと考えます。私も微力ながら協力していきたいと考えます。

また、職員の方々が特に夜の飲食店を訪れる際、給料イコール税金だからという市民の目を気にされることも多少あるかもしれませんが、大いに地域活性化への一翼を担っているという自信を持ってほしいと思います。仮に市民の目を気にされることについては、市民側の意識を変えていくことも大切だと思います。その点についても微力ながら尽力していきたいと思います。

1点質問して終わります。

登録店舗の拡大に向けては、これからの忘年会や新年会の機会を利用して、市長を初めこの場にいらっしゃる管理職の方々、そして職員が一丸となって営業活動を行ってほしいと思いますが、市長の考えをお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

消防団応援の店をもっと広げていけばどうだという御質問だったと思います。

私もついこの間まで消防団員の一人として地域の皆様にお育ていただいた経緯がございます。そういった中で、これからもこの商業店舗と連携をした団員の確保などに向けまして、議員御指摘のとおり担当課のみならず市職員にも呼びかけまして、店舗拡大を図っていきたいというふうと考えております。私も適度に頑張ってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時34分 散会

平成30年12月13日

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成30年12月13日（木曜日）

午前9時29分 開議

午後2時57分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総務部財政課長（梅 下 俊 克 君）
教育委員会事務局生涯学習課長（島 田 竜 守 君）	教育委員会事務局スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）

○議事日程 第4号

平成30年12月13日 午前9時29分開議

第1 一般質問

- 1 野中重男君
 - 1 国民健康保険について
 - 2 水俣市の財政事情について
 - 3 水俣川河口臨海部振興構想について
- 2 塩崎達朗君
 - 1 「水俣川河口臨海部振興構想」について
 - 2 湯の児、湯の鶴の観光について
 - 3 防災について
 - 4 文化会館の改修工事について
- 3 岩阪雅文君
 - 1 これまでの施策に対する基本的な考え方と具体的対応について
 - 2 第六次水俣・芦北地域振興計画に対する具体的対応について
 - 3 第6次水俣市総合計画の策定と具体的対応について
 - 4 水俣市のスポーツ行政のあり方について

(付託委員会)

第2 議第91号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第5号) (総務産業)

第3 議第92号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第4 議第93号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第6号) (各委)

第5 議第94号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第6 議第95号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)

第7 議第96号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) (総務産業)

第8 議第97号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号) (総務産業)

第9 議第98号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第10 議第99号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第11 議第100号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (各委)

第12 議第101号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)

第13 議第102号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第14 議第103号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第15 議第104号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) (総務産業)

- 第16 議第105号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）（総務産業）
第17 議第106号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について（総務産業）
第18 議第107号 工事請負契約の締結について（厚生文教）
-

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件、補正予算6件及び議決案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆様、おはようございます。日本共産党の野中重男です。水俣市の市民を守る政策が一步でも二歩でも前進することを願って質問します。

さて、ことしのノーベル医学・生理学賞は、京都大学特別教授の本庶佑先生でした。免疫療法でガンを治療する研究で、既に治療薬が実用化されています。報道で、本庶先生の研究室の様子も伝わってきました。約20年間たくさんの先生方が数々の実験に取り組み、その失敗の事実を共有し、積み上げ、次に進んできた姿です。まさに事実の公表こそ次に進む原動力であったんだと改めて思いました。

一方、これとは対照的に日本の政治はどうでしょうか。法務省がつくった失踪外国人約3,000

人の調査票を野党の国会議員団が調べると、最賃未満は22人と公表されていたのに、実際は1,927人もいたことが判明し、うその答弁が発覚しました。森友問題では財務省が自殺者まで出して文書を改ざんしました。消費税の歴史では、導入から今月で30年。社会保障のためにといわれながら、この30年間で税収は372兆円、一方で法人3税の減税は291兆円。こんなことが毎日のようにニュースに出ます。政治に携わる者として、事実をもとに、法律や司法の最終判断をもとに活動を続けていきたいと思えます。

それでは質問に入ります。

1、国民健康保険について。

①水俣市の国保の加入者は何人か。また、19歳までは何人か。さらに全市民に占める割合は幾らか。

②水俣市の国保税の徴収は所得割、均等割、平等割で課税し、内訳では医療分、支援分、介護分に分かれる。それぞれはどのように課税されるか。

③現在の徴税区分で、ア、63歳1人世帯。総所得100万円の場合の国保税及び200万円の場合の国保税は幾らか。イ、2人世帯で夫63歳、妻63歳、妻の収入はゼロ。総所得100万円の世帯の国保税及び200万円の世帯の国保税は幾らか。ウ、4人世帯で夫45歳、妻45歳で収入ゼロ。高校生1人、中学生1人の場合、総所得200万円の世帯の国保税及び総所得300万円の世帯の国保税は幾らか。

④全国知事会は2014年、政府に対し国保について、1兆円の公費負担増の要望を出している。その詳細はどのようなものか。

2、水俣市の財政について。

①水俣川河口臨海部振興構想での起債年度と起債総額について。

②新庁舎建てかえ関係の起債年度と起債総額について。

③現在までに把握されている平成36年までの事業で、年度ごとの起債額と公債費及び起債残高はどのようになるか。

④平成31年からの実質公債費比率は、どのように推移するか。

3、水俣川河口臨海部開発構想について。

①先日、市民説明会が開かれた。参加者に配布する資料は何もなかった。なぜ資料は出さないのか。

②環境影響評価図書ができ上がってから説明会をすと言っておられた。図書ができて説明会を開いたのに、なぜその中身について説明しないのか、

③事業総額34億円、起債額24億円。こんな大きな事業なのになぜ市長や副市長が直接説明しようとししないのか。

④今後は説明会はしないとされた。これは市長の方針か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、国民健康保険については福祉環境部長から、水俣市の財政事情については総務部長から、水俣川河口臨海部振興構想については私から、それぞれお答えします。

○議長（福田 斉君） 国民健康保険について答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 初めに、国民健康保険について、順次お答えします。

まず、水俣市の国保の加入者は何人か。また、19歳までは何人か。さらに、全市民に占める国保加入者の割合は幾らかとの御質問にお答えします。

平成30年11月末現在の国保の加入者数は6,062人です。19歳までの加入者数は352人です。全市民に占める国保加入者数の割合は、人口が2万4,729人ですので、24.5%となります。

次に、水俣市の国保税は、所得割、均等割、平等割で課税し、それは医療分、後期高齢者医療支援分、介護分として徴収されている。それぞれ、どのような方式で金額が決まるかとの御質問にお答えします。

国民健康保険税の所得割は、前年中の所得額から基礎控除額の33万円を引いた、課税標準所得額をもとに計算されます。均等割は、被保険者1人当たりに係る金額。平等割は、1世帯当たりに係る金額となります。国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者医療支援分、介護納付分として、それぞれに所得割、均等割、平等割の税率を掛けて計算されます。

本市の平成30年度国民健康保険税の税率は、医療給付分の所得割6.1%、均等割1万6,200円、平等割1万6,400円。後期高齢者医療支援分の所得割2.6%、均等割7,000円、平等割7,000円。介護納付分の所得割1.0%、均等割5,400円、平等割3,100円となっております。医療給付分、後期高齢者医療支援分、介護納付分には、それぞれ限度額があり、医療給付分58万円、後期高齢者医療支援分19万円、介護納付分16万円となっております。

また、低所得者世帯には、世帯主及び被保険者の所得額の合計額と、被保険者数に応じて均等割及び平等割について軽減措置がございます。例えば、被保険者1人世帯の場合、所得額の合計額が33万円以下であれば7割、33万を超え60万5,000円以下であれば5割、60万5,000円を超え83万円以下であれば2割が軽減されます。

次に、現在の徴税区分で、63歳1人世帯で、総所得100万円の場合の国保税及び200万円の場合の国保税は幾らかとの御質問にお答えします。

63歳1人世帯で、総所得100万円の場合の国保税は12万円、200万円の場合の国保税は21万7,000円となります。

次に、2人世帯で夫63歳、妻は63歳で収入はゼロ。総所得100万円の世帯の国保税及び200万円の世帯の国保税は幾らかとの御質問にお答えします。

2人世帯で夫63歳、妻は63歳で収入はゼロ。総所得100万円の世帯の国保税は2割軽減に該当し、13万1,900円となります。200万円の世帯の国保税は、24万5,600円となります。

次に、4人世帯で夫45歳、妻は45歳で収入ゼロ。高校生1人、中学生1人の場合。総所得200万円の世帯の国保税及び総所得300万円の世帯の国保税は幾らかとの御質問にお答えします。

4人世帯で夫45歳、妻は45歳で収入ゼロ。高校生1人、中学生1人の場合。総所得200万円の世帯の国保税は2割軽減に該当し、26万6,000円となります。総所得300万円の世帯の国保税は、38万9,000円となります。

次に、全国知事会は、2014年政府に対し国保について1兆円の公費負担増の要望を出している。その詳細はどのようなものかとの御質問にお答えします。

国民健康保険中央会が発行している国保新聞によりますと、平成26年7月、自民党の社会保障制度に関する特命委員会の医療に関するプロジェクトチームの会合の中で、全国知事会の社会保障常任委員長が国民の保険料負担の公平性と将来にわたる国保財政の基盤強化の観点から、協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げるには約1兆円が必要との試算があると述べたとのことであります。

○議長（福田 斉君） 野中議員。

○野中重男君 今答弁いただいたように、全国知事会も要望書を出してるといふ、政府に対して、あるいは自民党に対して要望を出していると紹介がありました。そして、課税が所得割、均等割、平等割で課税されてるといふのも確認しました。

ところで、2回目の質問しますが、日本医師会はどのように言っているか。国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。

今あったように全国知事会、市長会、町村長会もこのように言ってます。加入者の所得が低い国保が、他の医療保険より保険料が高く、負担が限界に来ている。これは国保の構造問題だとして、国保を持続可能にするために、被用者保険との格差を縮小するよう、抜本的な財政基盤強化が必要と言ってます。この趣旨で公費の1兆円の負担を政府に求めているという中身なんです。

被用者保険というのはどういうことかということ、政府管掌の協会けんぽだとかを想定してもらうといいと思います。中小企業だとかの従業員の方たちが加入されてる保険を総称で被用者保険

と言ってます。あるいは共済組合だとか、大きな企業で組合健保だとかありますけども、こういうのと比較するというのも後で述べたいと思います。

ところで、水俣で国保税を納められずに、短期保険証になってる世帯が139世帯あります。そのうち、保険税は払えずに保険証を市役所の窓口に残している世帯が72世帯あります。これを窓口留置と言いますが、保険証が市民の手元にはないということです。この人たちには病気は発生しないのでしょうか。それはあり得ないと思います。ではどうしているのか。じっと我慢されているのではないのでしょうか、あるいは10割負担をされているのではないのでしょうか、これらの措置は水俣市の職員の皆さんに責任は全くありません。決められた業務を誠実に実行されてるだけの話でありまして、これらはまさに政治の責任だというふうに私は思います。

それで、水俣市の滞納になってる139世帯の方たちの所得の統計はとられてるかというお尋ねをしたら、これは資料をとってないということです、これは使いませんが、それで全国の別の資料に当たりました。この25年間に国保加入者の平均所得は276万円から138万円に半減しています。その一方、国保税は全国平均では、この25年間に1人当たり6.5万円から9.4万円に増加しています。水俣も含めこれらの事実が高い国保税に多くの市民が苦しみ、滞納や短期保険証、保険証の留置を引き起こしてるのではないのでしょうか。

これらの原因を引き起こした根本原因は1984年にあります。1984年に何があったのか。自民党政権は国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに国庫負担を抑制してきました。これが根源的な原因というふうに言われております。

そこで幾つか質問します。

1点目は市長に御答弁いただきたいと思います。

滞納者が発生してる。短期保険証が発行されている。保険証を留置し、保険証を持って病院にかかれない市民がいる。そして、国保加入者は保険税に悩んでいる。これらの実態を聞いて、どのように思われますか。国保の問題が構造的なものであると思いませんか。

以上、2点です。

2つ目の質問です。

中小企業などが加入する政府管掌の被用者保険ではどのような保険料の計算をしているか、また均等割や平等割制度はあるか。

③所得が少ない人は、均等割や平等割は一定の減額措置があると答弁されましたけども、ゼロになるわけではないということだと思いますけれども、その判断で間違いはないかどうか。あるいは、19歳までの国保加入者は352人、今答弁がありました。この世代はゼロ歳からおおむね高校生までです。働けない、あるいは働いていない世代の人も均等割において医療給付分や75歳以上の後期高齢者医療支援分を支払っているというふうに思うんですけども、これに間違いはないか。

⑤水俣、津奈木、芦北は県内でも国民健康保険税が安い地域です。それは、水俣病関連で特別調整交付金が厚生労働省予算で来てるからです。水俣市においては、平成29年度で2億3,000万円です。ところで、国と県が支払うと約束した金額が、まだ全額交付されていません。現在の交付割合は幾らか。約束どおり交付されるとしたら、あとどれくらい来るのか。

以上、5点について質問します。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1点目は私からということで、この短期保険証が発行され、また留置して保険証を役所で預かってる、これに対してどう思うかという御質問が1つ目だと思います。国の制度等の絡みもございまして、その件はちょっと私のほうから差し控えたいと思っております。

もう一点の、構造的な問題があるのではないかということですが、国保税などの滞納が発生している理由はさまざまであると思っております。どうしても支払えない状況にある方々につきましては、福祉を初めとした諸制度で、現在も救済をしておりますので、ぜひそういう方がおられましたらば、窓口のほうへ御相談に来ていただければというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、国民健康保険には加入者1人当たりの所得が低い一方、1人当たりの医療費が高いという構造的な問題もございまして、それに見合う国の制度上のフォローが必要であるというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 2点目、3点目、4点目は私からお答えさせていただきます。

まず、政府管掌の被用者保険では、均等割や平等割制度はあるのかという御質問につきましては、この政府管掌の被用者保険は、標準報酬月額に応じて保険料が算定され、その保険料の半分は事業主が負担するようになっております。また、被用者保険や健康保険組合には平等割や均等割の制度はございません。

次の3点目ですが、所得が少ない人は均等割や平等割はゼロになるということかという御質問だったと思っております。低所得世帯への均等割、平等割の軽減措置は、税額の軽減でありまして、ゼロになるわけではございません。

それから、4点目ですが、働けない、また働いていない年代の人も均等割において支払っていると思うが、これで間違いはないかという御質問だったと思っております。国民健康保険税は世帯単位で計算されております。医療給付分や後期高齢者医療支援分の均等割は、被保険者数によって計算されてありまして、年齢制限はありません。その支払い義務はその世帯主となっております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 私、5点目の質問につきまして、水俣、津奈木、芦北は県内でも国民健康保険税が安い地域である。それは水俣病関連で特別調整交付金が厚生労働省から予算で来ている。国と県が約束した現在の交付割合は幾らか。約束どおり交付されるとしたらあと幾ら来るのかという御質問でございました。現在の交付割合は、国が15分の9、県が15分の3でございます。未交付額は5,971万9,000円でございます。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中議員。

○野中重男君 答弁いただいたように、国保が抱える問題点が少しずつ浮き彫りになってきたというふうに思います。市長の答弁ですけれども、制度的な課題があるというのは今おっしゃいました。市長会でも同じことを言ってるわけですから、そのとおりなんだろうと思うんですけど、ただ、最初の質問で、国保税払えない、あるいは保険証を留置している、こういう人たちに対する市長としての、同じ市民ですから、この人たちの痛みを理解するという姿勢は私は必要なんだろうというふうに思います。ここは指摘しておきます。

それで、きょうはいっぱい伺うことありますので、次行きますけれども、3回目の質問をします。

第1は、今答弁あったように、被用者保険では均等割とか平等割という課税はないんですね。被保険者制度と国保との比較をちょっとしてみたいと思います。これは、水俣市内では比較できませんでしたので、全国統計からとりました。東京23区に住む給与年収400万円の4人世帯が協会けんぽに加入した場合、保険料の本人負担は19.8万円です。同じ年収、家族構成の世帯が国保加入だと保険料が42.6万円になります。実に2倍以上の保険料の差があります。また、大企業の労働者が加入する組合健保との比較では、政府試算でも1.7倍高い。

2つ目に紹介します。水俣市の国保では、こういう比較をしました。所得200万円の世帯で、世帯の人数です。1人世帯の場合は、200万円で21万7,000円というのはさっき答弁ありました。4人世帯では幾らなのかというと、26万6,000円です。年間所得200万円で、国保税、4人世帯だと27万円払うんです。こういう実態ですよ。こういう実態なんです、そこで質問します。

既に東北の仙台市、東京の清瀬市、北海道旭川市では、ゼロ歳から徴収しているこの均等割の課税の軽減を始めています。この均等割は、かつて薩摩藩が奄美地方に課税してた人頭税なんです。と同じなんです。ローマ時代にも人頭税というのがかかってましたけれども、今この人頭税方式をとってる国は、世界ではほとんどありません。日本の国保ではこれが残ってるんです。だから、地方税法でこれは徴収するとなっておりますから、完全撤廃するには地方税の改正が要るんですけれども、その中でも可能なのは何かといたら、減税することです。市町村の判断でせめて軽減措置はできる。だから、仙台、清瀬、旭川だとかはこういう措置をとってるんです。水俣市

でもこういう選択をされるべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。これが1点目です。

それから、水俣病に関する特別調整交付金ですけれども、厚生労働省から支給されてるのは80%というような答弁がありました。市長は厚生労働省に、東京に行かれる機会あるでしょうか、直接行って、100%出すように交渉して、その結果はどうだったのか、議会に報告されるようにしたらどうかと思いますけどいかがでしょうか。私は政府交渉のときは、厚生労働省の保険局の担当者に来てもらって、私ども日本共産党の国会議員と同時にそういう要請もしました。そういう経験もあります。やろうと思えばできることですから、これやられたらどうでしょうか。

③全国知事会や全国市長会、町村会長も政府に要望してる、いわゆる公費負担の増額ですけども、結局、全国知事会だとか、何の分が高くなってから減額しようと言ってるかという、均等割、平等割に見合う1兆円を政府が出してくださいと言ってるんです。市長も参加されてる市長会が言ってるんですから、そういう立場で政府に対して迫るべきじゃないでしょうか。

以上、3点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、軽減措置等は可能ではないのかということの御質問かと思えますけれども、現在本市で行っております国民健康保険税の減免は、国の通知に基づきまして災害等について規則に定めた場合のみでありまして、市独自の減免は現在行っておりません。

また、低所得者世帯の負担軽減のため、国民健康保険法施行令に基づきまして軽減措置を行っております。制度改正の中で年々その拡充が進められている状況にあります。18歳未満の被保険者のいる世帯だけ、市独自の判断で一律に減免を行うということは、国民健康保険制度が加入者に一定の費用負担を求めるものであることを踏まえまして適当ではないのかなというふうに考えております。

次に、厚労省に交渉に行ったらどうかということでございます。水俣病にかかわる特別調整交付金の全額交付につきましては、平成26年に議会のほうから自治体に負担が生じないような財政措置を求める意見書を国のほうにも提出していただいております。市としましても機会があるごとに今後も要望をしていきたいというふうに思っています。

3つ目の、国の負担をふやすように要望するべきだという御質問ですが、低所得者や病院にかかる機会の多い前期高齢者が多いという、この構造上の問題を抱える国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となりました。桑原議員の御質問でもお答えしましたとおり、この先人口減少で税収は減るのに、医療費は横ばいで推移するという見込みであるために、財政状況は厳しくなるものと思われまます。市としましても国民皆保険を維持していくのであれば、国

からさらなる補助は必要であると考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市の財政事情について答弁を求めます。

関総務部長。

（総務部長 関洋一君登壇）

○総務部長（関 洋一君） 次に、水俣市の財政事情について順次お答えします。

まず、水俣川河口臨海部振興構想での毎年の起債額と起債総額についてお答えします。

毎年の起債額を年度ごとに順次申し上げますと、平成29年度が1,000万円、平成30年度が2億9,420万円、平成31年度から平成33年度までが毎年2億6,690万円、平成34年度が2億9,280万円、平成35年度が9,940万円、平成36年度が1億7,940万円、平成37年度が8,120万円、平成38年度から平成41年度までが毎年1億3,850万円、平成42年度が1億2,730万円となり、起債総額24億3,900万円が見込まれております。

次に、新庁舎建てかえ関係の毎年の起債額と起債総額は幾らかとの御質問にお答えします。

新庁舎建設のほか、仮庁舎プレハブリース料及び電算ネットワーク等を含め、毎年の起債額を年度ごとに順次申し上げますと、平成28年度が7,670万円、平成29年度が5,000万円、平成30年度が6,370万円、平成31年度が3億7,630万円、平成32年度が21億8,220万円、平成33年度が14億1,280万円、平成34年度が3,180万円となり、起債総額41億9,350万円が見込まれております。

次に、現在までに把握できている平成36年度までの事業で、年度ごとの起債額と公債費及び起債残高はどのようになるかとの御質問にお答えします。

年度ごとの起債額を順次申し上げますと、平成31年度が18億8,600万円、平成32年度が36億3,700万円、平成33年度が26億3,400万円、平成34年度が12億3,100万円、平成35年度が10億2,600万円、平成36年度が10億100万円と推移していくことが見込まれます。

年度ごとの公債費を順次申し上げますと、平成31年度が16億4,800万円、平成32年度が17億1,200万円、平成33年度が20億700万円、平成34年度が22億5,200万円、平成35年度が22億9,700万円、平成36年度が22億9,400万円を推移していくことが見込まれます。

これらに基づく年度ごとの起債残高を順次申し上げますと、平成31年度が166億4,000万円、平成32年度が186億5,100万円、平成33年度が193億5,400万円、平成34年度が183億9,900万円、平成35年度が171億8,700万円、平成36年度が159億5,300万円と推移していくことが見込まれます。

次に、平成31年度からの実質公債費比率は、おおよそどのようになるかとの御質問にお答えします。

平成29年度の実質公債費比率は12.4%でしたが、平成31年度が11.4%、平成32年度が12.1%、平成33年度が13.2%、平成34年度が14.3%、平成35年度が15.4%、平成36年度が16.1%と推移して

いくことが見込まれております。

○議長（福田 斉君） 野中議員。

○野中重男君 今答弁ありましたように、河口臨海部については30年、2億9,000、31年、2億6,000、32年、2億6,000、33年、2億6,000、34年、2億9,000、1億とか1億7,000万だとか、1億3,000万だとか、こういう数字がほぼ42年まで続くんです。庁舎建設についての焦点は、平成32年の21億8,000万、33年に14億という数字が出ました。それで、公債費の支払いですけれども、2017年は15億でした。ところが31年、32年、33年、34年、16億、17億、20億、22億、22億、あるいは23億というふうにならずと平成31年からふえていきます。公債費比率も12.4%だったものが、32年に12.1、33年に13.2、34年に14.3、35年に15.4、36年に16.1というふうになってきます。

それで、2回目の質問をします。

財政調整基金という、いわゆる貯金をそれぞれ自治体持ってますけれども、水俣市の現在残高は幾らか。取り崩しはいつごろから始まるか。

②新庁舎建てかえや水俣川河口臨海部構想による起債で、財源が厳しくなり、財政調整基金も枯渇することも考えられるが、それはいつごろになるか。

③2020年までは、退職者が高水準で推移するというふうに言われています。財政調整基金が枯渇すれば新しい政策を打ち出せないばかりか、緊急の支出も抑制しなければならない事態になる可能性があります。これについてどう考えるか。

④一、二年後には財源がなくて、現時点で廃止や縮小を考えている事業はあるのか。

⑤実質公債費比率は、27年、13.0、28年、13.4、29年、12.4と推移してきました。この実質公債費比率は、県内の市では最も高い水準だと思います。公債費比率が18%を超えたらどのような事態になるのか。

以上、5点答弁求めます。

○議長（福田 斉君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 野中議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目が財政調整基金は現在幾らで、取り崩しはいつごろから始まるかという御質問であったと思います。

財政調整基金の29年度末の残高は、約20億2,800万円です。一般財源不足を補うため、当初予算から財政調整基金からの繰り入れを、毎年予算化している状況でございまして、20年度から平成29年度までの10年間で、22年度を除いては、毎年1億円から4億円を取り崩しております。

なお、平成30年度の予算の財源として12月補正までに10億6,400万円の繰り入れを計上しておりますので、それを差し引きまして、なおかつ29年度決算に伴う歳計剰余金処分による積み立ての1,000万円を加えまして、現時点での財政調整基金残高を算出しますと、約9億7,400万円とな

ります。

それから、2番目の御質問は、財政調整基金も枯渇することも考えられるが、それはいつごろかというのと、3番目、財政調整基金が枯渇すれば緊急の支出も抑制しなければならない事態になる可能性がある。どう考えるかという2番目の御質問と3番目の御質問は、合わせて答えさせていたいただきたいと思います。

財政状況は依然として厳しい状況にございますが、住民の生命や財産を守らなければならないような災害復旧事業費等の緊急の支出は、いかなる状況においても行っていかなければならないと思っております。歳入と歳出の均衡を図り、さらなる歳出削減や事業の見直しを図りまして、財源不足を生じないような財政運営を行っていきたいと考えております。

それから、4番目の御質問が、一、二年後には財源がなく、現時点で廃止や縮小を考えている事業はあるのかという御質問だったと思います。

現在、平成31年度の予算編成を行っているところでございます。予算要求に当たりましては、担当課においても事業の必要性や効果など、必要な見直しを行ってから予算要求をするよう指示を出しております。このように必要な見直しを終えた事業が担当課から現在予算要求がなされている状態でございます。まだ、予算担当者によるヒアリングを行っている状況でございます。また、予算査定を進める中で、事業の効果に疑問が残るようなそういった事業は廃止・縮小を行ってまいり予定でございます。

それから、5番目の御質問で、実質公債費比率が18%以上になるとどのような事態が考えられるかという御質問だったと思います。

この実質公債費比率が18%以上になりますと、地方債の発行の際に県知事の許可が必要となります。また、実質公債費比率の適正化を図るための計画である、公債費負担適正化計画の策定が必須となってまいります。その計画におきましては、原則7年以内に公債費の負担が18%未満となるような対応策を盛り込まなければなりません。

なお、実質公債費比率が25%以上で、一般単独事業債の一部の地方債を発行することができなくなります。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 野中議員。

○野中重男君 今答弁のように、どんどん絞り込んでいかないと行き詰まってしまうというような、公債費比率が上がってますので、というのは私も理解できました。わかったと思います。

それで、3回目なんですけれども、平成34年以降について、先ほど答弁あったんですけれども、2022年ですよね、平成34年。起債額が12億3,000万、35年は10億、36年は10億となつてまして、起債額がずっと絞られてるんですよね。これは、どういうことなのかということが1点目です。

2点目です。30年度予算を見ると起債は、例えば、30年度予算では、保育料負担軽減事業だとか、あるいは子ども医療費助成事業だとか、水道会計負担金だとか、茂道漁港整備だとか、市内一円道路整備、公共施設適正管理事業、市内一円浸水対策事業、市民生活に直結する部分についても起債で使ってます。これを、市民生活に直結するところで起債金額だけを合計すると17億8,900万くらいになるんです。そのほかに、臨時財政対策債とか、商工費で水俣川河口臨海部のところで2億6,000万だとか、合計すると22億1,900万円発行することになってるんですけども。これらは、今、紹介したのは新しい事業もあれば、継続事業もあるんだろうと思いますけども、これらが市民生活を守るところについても、災害については優先してしなきゃいけないということは今答弁ありましたけれども。こういう市民生活に直結するところについても起債が使えなくなると政策がとまるということなのか、そこはどう考えればいいのか、これが2点目であります。

3点目、実質公債費比率が上がっている状況は、水俣市が経験したことのない危機的な状況を生じることが考えられます。最小限に防ぐために起債はできるだけ少なくする必要があるんじゃないかというふうに思っているけども、この辺の見解をお尋ねしたいと思います。

以上、3点。

○議長（福田 齊君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 野中議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目が平成34年度以降は起債額が抑えられている。これはなぜかということですけど、平成34年度以降の起債額が抑えられてる、減っているのは、新庁舎建設の主な工事が平成33年度までとなっていること。また、牧ノ内市営住宅の建てかえ事業が平成34年度で事業期間の終了を迎えるなど、大型の建設事業がひと段落するためでございます。それに、水俣川河口臨海部振興構想事業を含め、現時点で見込まれている事業はこの起債額の中にも可能な限り見込んで、上げております。

それから2点目として、市民生活に必要な、そういった起債を使っている事業がほぼとまるということではないかということですが、平成30年度予算で、起債を使って行っている事業がほぼとまるというわけではございませんで、こちら、文化会館の空調整備工事、広域クリーンセンターの（中央監視制御システム）DCS更新工事、それから、そういった工事は平成30年度予算のみの事業ですし、芦北消防署の建てかえ工事などは、平成31年度までに終了する予定でございますので、係る起債は減少いたします。それ以降の起債見込額の算出に当たっても、市道の維持など、毎年度必要となる事業、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などのほか、水俣川河口臨海部振興構想事業など、可能な限り必要な額を見込んだ上で算出しております。

それから3つ目、最後の質問ですけど、危機的な状況を最小限に防ぐためには、起債はできるだけ少なくする必要があるのではないかと御質問だったと思います。

野中議員のおっしゃるとおり、起債はできるだけ少なくする必要があると考えております。しかしながら、住民の生命や財産を守る上で、真に必要な事業であって、またかつ一度に多額の費用を要するような事業は、起債を財源としないと実施することができません。後の世代に過度な負担とならないように起債残高や公債費の額に目を光らせながら、真に必要な事業を選択して実施していく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について順次お答えします。

まず、先日、市民説明会が開かれた。参加者に配布する資料は何もなかった。なぜ資料は出さないのかとの御質問にお答えします。

先日の藤本議員の質問でもお答えしましたが、説明会当日に使用しました資料につきましては、スクリーンに投影する形で説明したところですが、一部に著作権のある写真を投影のみとの条件で一時的に許可をいただいて使用しました関係で配布は控えさせていただいたところです。

次に、環境影響評価図書ができ上がってから説明会をすと言っておられた。図書ができて、説明会を開いたのに、なぜその中身について説明しないのかとの御質問にお答えします。

本事業の臨海部は、現在の護岸沖の公有水面埋め立てを行う計画ですが、埋め立ての規模から環境影響評価法の環境アセスメントの対象事業ではなく、公有水面埋立法に基づく埋立免許を取得する際の環境保全に関し講じる措置を記載した図書作成に基づく環境影響評価を行っております。この環境保全図書は、埋め立てを行うことで起こる環境の変化に対し、埋め立て箇所現状調査を行い、埋め立てに伴い生じる影響について予測し、環境保全対策を検討し、事業に反映させるもので、調査項目は、大気質、騒音、振動、水象、水質、底質、海域に生息する動物、海域に生息する植物、生態系、景観、人と自然の触れ合い活動の場などです。

調査及び評価に関しては、業務委託を行い、その結果、土地または工作物を築造し、供用開始することによる環境への影響、工事における環境への影響については、極めて軽微なものと報告されており、本市としては現在の計画で事業を進めることに問題はないと判断しています。

環境保全図書の内容は、調査項目が多岐にわたりますので、今回の説明会では保全図書に上がっている環境保全に必要とされた水質汚濁、粉じん、騒音、振動に対する防止対策を行っていくことを説明し、保全図書の詳細な内容につきましては、今後予定されている埋立免許申請に伴う公告縦覧で閲覧する方向で考えています。

次に、事業総額34億、起債額24億、こんな大きな事業なのになぜ市長や副市長は直接説明しよ

うとしないのかとの御質問にお答えします。

こちらの御質問につきましても、先日の藤本議員の質問でもお答えしましたが、今回、開催しました市民説明会につきましては、事業内容についての説明を行うこととしておりましたので、担当部局のほうで説明をさせていただいたということでございます。

次に、今後は説明会はしないと言われた。これは市長の方針かとの御質問にお答えします。

今回の説明会に関しては、事業内容についての説明会として担当部局で行うこととしておりましたので、その判断につきましては、担当部局の長である産業建設部長に一任したところでございます。

○議長（福田 齊君） 野中議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、1点目の質問をします。

それこそ全くないんですよ。その事業の中身の説明をしたデータが何もないという。今幾つか答弁されたでしょ。生態系だとか、いろんな植物だとか、こういうのを調査したけれども軽微であったというのが口頭で言われたんですけども、何でそういうのがペーパーで出てこないんですか。その理由がわからない、いっぱいあったからということですけど、いっぱいあったら要約すればいいじゃないですか、出さない理由がわからないんです。何で出さないのか、改めて答弁を求めたいと思います。

それから、答弁の中で、資料の配付について著作権があるから云々かんぬんと言われた。全てが著作権があるんでしょうか、そうじゃないでしょう。著作権があるところを省けばいいじゃないですか、ペーパーの中から。それも出さない、出していいものも出さない、どういう姿勢なのかと思いますよ、私は。何か出すことに不都合でもあるんですか、これが2点目です。

3点目、総工費34億円、市民の借金24億円。市民が24億円も自分たちが借金すると思えば、何にどのように使うのか、心配になって事情を聞きたい、知りたいと思うのは当然じゃないでしょうか。

きのう、高岡市長は、計画は前の市長が昨年8月に全市を回って説明しているというふうに言われました。高岡市長が前西田市長の説明会に行かれたとかはわかりませんが、それを確認した上でそういうふうに言われたのかわかりませんが、去年は、事業の大まかなものは出たんです。パワーポイントで出たんです。だけれども、どのような工事で、お金はどれぐらいになるのか、出てなかったんです。私ども議員にも初めて説明したのはことしの6月議会じゃないですか。あなたが提案された6月議会ですよ。6月議会の予算説明書を見てください。それに商工費の中で出てきますよ。もう一回家で確認しました。ですから、こういう具体的な事実が出てきたにもかかわらず、去年、前西田市長が説明してるから、私はそれに行かなかったというのは成り立たないでしょう。市民がわかったと言うまで説明すべきじゃないかと私は思います。主

人公は市民だからですよ。借金を負うのは市民なんです。市長でもなければ議会でもない。借金を負う主体は市民なんです。自分たちが、その借金が具体的に何に使われるのか、心配して、興味を持って、その執行する人たちに説明してくれというのは当然のことなんです。なぜこれができないのでしょうか、これが3点目です。

4点目、この八幡プールというところはどういうところか、何回も行ってきました。最高裁判決でチッソの社長と工場長が業務上過失致死罪で有罪になった。そういう原因のところでありませぬ。判決には、道路がつくられたとは書いていません。道路部分を含めて埋立地の一部であるというふうに判決は書いてます。最高裁判決を確認すればいい、刑事事件判決を、そうなってますから。平成26年には、市はこの部分の調査をしておりますけど、そのときは土壌の水銀調査はしていません。この間の答弁を聞いていると、単なる土木工事のように聞こえてきます。鋼矢板を打って、大きな振動がかかり、沈殿している水銀などがあれば、それが拡散する可能性があるのに、実際土壌の中に水銀ないのかあるのか、それも確認しないで工事に突っ込むということなんですか。これ4点目です。

5点目、環境影響評価図書の作成では、八幡プール周辺の海底の土壌、生物などの水銀の調査はされてるのでしょうか。

以上、5点です。わからないところがあつたら、もう一度説明します。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2回目の御質問にお答えします。

資料が全く出なかった。なぜ出さなかったのかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、これは一部著作権等も入ったということもございまして、今回は資料を提出しないということでございます。

それから、前市長のときに具体的な説明はなかったという話がしてありますけれども、昨年8月、市民と語る懇談会の中でそういった、短期、中期、長期ということで、その中の長期の事業としてこの臨海構想の説明はされております。そういった事業の中で説明もされておりますし、そういったところでの説明会で聞いておられる方々も当然いらっしゃいますので、そういったものは十分理解されてるといふふうに思っております。

この事業に関して、護岸、それからその隣接地にある八幡プール等の件に関して調査をということだったかと思っておりますけれども。この事業につきましては、水産振興、それから、いつも申し上げておりますように地域経済の活性化というのが主たる目的でありまして、本事業に着手するに当たっては、市道の構造物としての護岸の健全度を調査しておりまして、護岸の損傷及び劣化の状況を総合的に判断して、全面的な対策が必要だといふような結論には至っております。護岸の前面に埋立地を造成することが結果として構造物などの護岸の補強につながるものといふふう

に認識しております。

それから、水銀等の調査につきましてはということなんですけども、河口、それから臨海部に
関しましては、県のほうでも毎年、水質、底質の調査を行っております。そういった中で何ら異
常、問題等はありませんので、そういったものを参考にしております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中議員。

○野中重男君 著作権がついてない部分もあるんでしょう。その部分は・・・なぜ、こんなに少ない
んですか

○議長（福田 斉君） ちょっと時計とめて。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 著作権がない部分も出さなかったのかということなんですけども、その部分に
関しましても、今回の説明会では口頭で説明すべきものとして保全に必要とされる水質や粉じ
ん、騒音、振動、そういったものに対しての防止対策についてはきちっと説明をしておりますの
で、そういったもの以外のことに関して非常に膨大な資料等もございます。そういったものに関
しては縦覧と、それからホームページ、そういったもので説明をするということで御説明をさせ
ていただいております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中議員。

○野中重男君 答弁がかみ合ってなくてですね、聞いたことがきちっと返ってこないんですけ
ど。それがあなたの姿勢だということで評価したいと思います。

それで、3回目の質問行きます。

生物等の調査もされてるとおっしゃいましたので、今、市長の手元には生物などの調査の、ど
ういう調査をして、値がどうだったのか。多分、手元にないでしょうからそれを今出せとは言
いません。後でいいですから、それ議会に出してもらうことで議長確認していただいてもいい
ですか。生物等の調査をされたということですから。それ今出してほしいんですけども、今出
ないでしょうから、後で議会に報告してもらおうという措置をとっていただいてもいい
ですか。

○議長（福田 斉君） 県が出している調査の結果を出せということですか。

○野中重男君 生物等の調査もしてるとおっしゃったじゃないですか、だから生物等の調査をした

と、僕は記憶にないから。

○議長（福田 斉君） 時計とめとってくださいね。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

野中議員。

○野中重男君 じゃあ、それはそのようにお願いしたいと思います。

3回目の質問ですけれども、水産業の振興ということとか、あるいは産業の活性化だとか、こういうことを計画していると、ぜひそうあってほしい。私どもも産業活性化してほしいと思いますよ。水産業をもっと従事者がふえて、漁獲高が上がって、漁民の人がそれで生活できる。あるいは、市民の方たちも地元の魚、食べられるようになればそれにこしたことはないんです。それを否定するつもりはないんです。だけれども、地に足をつけてもうちょっと考えたらどうですかということ言ってるんです。

例えば、最初の質問をします。平成26年の水俣市の調査で、現在の道路面から構造物の支持層まで、いわゆる強固な地盤、27.5メートルあるというふうに答弁されてるんです。現在の計画では、現在の道路面よりもさらに高く土を盛り土するようになってましたよね。そうすると、支持層まで30メートル近くになるんじゃないか。ということになると、くい打ちをしないと大きな構造物はつくれないし、長いくい打ちをすると費用が膨らみます。支えるくいがない建物は長期化すると水平が保てなくなります。どのような企業誘致をするんですか、これが1点目です。

2点目、そこに工場なり事務所なり何かできたとする。人は水を飲まなきゃいけない、お手洗いも必要になります。水道工事だとか公共下水道をさらに布設しなきゃいけない、そういうことも想定して事業は考えられてるんですか。これが2点目です。

3点目、国勢調査で幾つか調べてみました。水俣市の産業別大分類の就業者別では、製造業では平成7年には3,350人が働いていました。平成27年には1,844人です。1,500人減ってます。市民は人口減少を心配してます。かつてのチッソの全盛期のような状況を想定しています。市長はJNCに敷地があいてないかどうかを尋ねて、産業誘致と就業者の増加を要請されたらどうですか。

4番目、全て調査をし、水銀などが出ればチッソにも負担を要請するべきではないかと思えますけど、いかがですか。

以上、4点。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の御質問にお答えします。

埋め立てをした場所、そこにどのような企業を誘致するのか。そして、そういったくい打ちなどはしないのかという御質問かと思えますけれども。これから8年、10年ぐらいかけてのスパンでやっていく事業でございますけれども、今からそういったものの企業誘致に関しまして動いていかなければいけない。既にそういった準備もしておるところでございます。そういった中でいろんな、県あたりからの問い合わせ等も来ておりますけれども、皆さんも御存じのように、今は本市にはそういう誘致をできる企業、敷地がないということもありまして、そういったことで前市長時代からのそういう事業であるということも含めて誘致をしていかなければいけない。どのような企業ということに関しましては、それはいろいろ、今後詰めていかなきゃいけない部分もございまして。そして、企業が来た場合には当然、そういった企業に対してくい打ち等の工事、そういったものもやって、地盤の強化等もしていかなければいけないというふうに考えております。

2番目の上下水道、そういったものの整備はどうするのだという御質問ですけれども、当然、そういう企業が来るときには、そういったものもあわせて整備をしなければいけないというふうに考えております。

3番目のJNCのあいてる敷地なんかを活用したらどうかという御質問ですけれども、これは相手の企業さんのお考え等もございまして、そういった御相談には行きたいというふうに考えております。

それから、全ての調査をしてということですが、それをどの範囲までということはちょっとわかりかねますけれども、今回の事業に関しましては、水産振興、経済の活性化、そういったものを含めた、それが主たる事業でございますので、そういったもの、全ての調査ということに関しては現在考えておりません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で、野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎達朗議員に許します。

(塩崎達朗君登壇)

○塩崎達朗君 皆さん、こんにちは。真志会の塩崎達朗です。ことしも余すところ20日を切りました。毎年、災害のない平穏な1年であってほしいと思いますが、平成30年も大規模災害が発生し、大勢の方々が被害を受けました。そんな暗い話ばかりの中に、我がまちの水俣高校生が、2つも明るい話題を提供してくれました。

1つは、県内の工業系高校などで学ぶ生徒による研究発表会で優秀賞を受けました。これは、二酸化炭素を排出しない電動のミニバイクを製作し、実用性やアイデアなどで評価されました。

もう一つは、高校生ビジネスプラングランプリです。これは若い世代の創業マインドを育てるために全国の高等学校からビジネスプランを募集し、コンテストを実施するもので、毎年全国数百の高校からたくさんのプランがエントリーされるそうです。そして、水俣高校の3年生の生徒グループもこのコンテストに挑戦し、応募総数4,300件から、はえあるファイナリスト10組に入りました。水俣高校生が応募した、小径丸太廃材を活用した教材キットの開発・販売プランがファイナリストとしてノミネートされました。来年、1月13日に東京大学で最終選考会があるそうですが、ぜひ最優秀賞を勝ち取ってもらいたいと思います。

地元高校の目覚ましい活躍は地域にとってもとても明るい話題です。こんな地元の水俣高校生をこれからも応援していきたいと思っています。

それでは、通告に従い質問いたします。

大項目1、水俣川河口臨海部振興構想について。

この事業は、丸島漁港を中心とした、水産業の振興と産業団地における環境関連産業育成や、新事業の創出、必要なアクセス道路の整備と改善、施設整備計画と活用策を一体的に検討することで、同地域への産業集積を図り、地域経済の活性化を目指す事業で、全体工事が完成するまでには、約14年間ぐらいの年数が必要となります。

また、この事業については、昨年9月議会でも一般質問をさせていただきました。そのときに、公有水面埋め立てに伴う漁業権の抹消について、水俣市漁協の臨時総会で承認をいただいたこと。護岸の構造についての協議を行い、専門有識者を含めた渚造成検討委員会を設立し、数回にわたり護岸構造や漁場藻場再生方法や参考となる先進地の視察などを行ったということでした。水俣漁協とも十分に協議を重ね、承諾を得たと前市長も答弁されています。

そこで、①この事業を推進することで、水俣市へのメリットなどはどのようなものが予想されるのか。

②本格的な工事に着手するのはいつからか。また、今後の事業計画はどのようなになっているのか。

③整備される埋立地は、企業誘致のために活用するのか。

大項目2、湯の児、湯の鶴の観光について。

水俣市の観光事業といえば、やはり湯の児、湯の鶴温泉を抜きにしては語れないと思いますので、現在の湯の児、湯の鶴温泉の現況について伺います。

- ①湯の児温泉、湯の鶴温泉の入り込み客数の推移はどのようになっているのか。
- ②旧山海館について、何か進展はあっているのか。
- ③湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の利用客の推移はどのようになっているのか。
- ④交流人口をふやすための施策として、今後どのようなことが考えられると思うか。

大項目3、防災について。

本年度中に避難した人が家族の安否確認などをするとき利用する災害時特設電話が設置されます。水俣市とNTT西日本熊本支店が、災害時に無料で優先的につながる特設公衆電話を市内の指定避難所7カ所に設置するものです。特徴として、携帯電話などよりつながりやすいとのことです。そこで、災害時のことで質問いたします。

- ①市が管理する避難所開設時の担当職員配置はどのように決めているのか。また、地域が管理する避難所はどのようなときに誰が開設するのか。
- ②本市では、避難勧告の明確な発令基準を設けているのか。
- ③災害時に避難所で活躍するマンホールトイレを導入する考えはないか。

大項目4、文化会館の改修工事について。

①9月議会で議案否決されたが、その後どのようになっているのか。また、市や市民への影響は何か出ているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣川河口臨海部振興構想については私から、湯の児、湯の鶴の観光については産業建設部長から、防災については総合政策部長から、文化会館の改修工事については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣川河口臨海部振興構想について順次お答えします。

まず、この事業を推進することでの水俣市へのメリットはどのようなものが予想されるのかとの御質問にお答えします。

本事業のメリットといたしましては、まず、丸島新港から産業団地周辺を走る市道築地・丸島線等の改良により、丸島新港及び産業団地へのアクセスが改善されます。また、臨海部において

は、南九州西回り自動車道の建設発生土を有効活用し、新たな土地を造成できること。その土地を産業団地と一体とすることで企業誘致や産業の活性化を図り、新たな雇用の創出が見込まれます。さらに、埋立地の護岸部を生態系に配慮した護岸構造とすることで、海藻などの育つ藻場を形成し、また、丸島漁港側に干潟を造成することで、水俣市漁業協同組合が実施しているヒラメやクルマエビ、ガザミなどの稚魚を育てる養浜施設としての活用を行うことにより、水産業の活性化が見込まれます。

次に、本格的な工事に着手するのはいつからか、また、今後の事業計画はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

先日の岩村議員の御質問にお答えしましたが、水俣川河口臨海部振興構想事業は、大きく臨海部、河口部、現道部の3つのエリアで構成されますが、このうち、臨海部は現在、埋立免許申請書の作成を行っているところです。臨海部、河口部は、今年度工事の予算について議会の承認を得ておりますので、河口部の護岸構造部補修工事を今年度内に発注予定です。臨海部は埋立免許取得後、おおむね2019年の春ごろに工事を発注したいと考えています。

今後の事業計画について、臨海部は工事の手順としましては、水俣川河口部から丸島漁港側に向け鋼矢板の設置を先行して進め、背後地の埋め立て、護岸構造物築造、被覆石設置を追って進めます。2019年夏ごろから工事に着手し、鋼矢板の設置をおおむね2021年度ごろまでに、その後、干潟ゾーンの護岸構造物築造、被覆石設置をおおむね2025年度までに整備したいと考えています。護岸整備を進めながら、2022年度ごろから干潟沖の防波堤の設計に着手し、その後、防波堤築造、臨海部道路の新設工事を進め、2030年度までに整備予定です。

河口部は、今年度内に水俣川下流側から上流に向かって護岸構造物の補修工事を始め、臨海部同様おおむね2025年度までに整備し、その後、道路拡幅に着手する予定です。

現道部は、臨海部の護岸、河口部の護岸構造補修工事完了後の2026年度以降に着手する予定で、2032年度までに整備したいと考えています。

次に、整備される埋立地は企業誘致のために活用するのかとの御質問にお答えします。

本事業においては、南九州西回り自動車道から建設発生土を活用し、約4.5ヘクタールの埋立地が造成されます。埋め立てた土地のうち、約3ヘクタールは産業団地と一体的に造成し、企業誘致のための土地として活用する計画です。

○議長（福田 齊君） 塩崎議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問をいたします。

この事業は、水俣市の将来にとって有意義に働くと思っております。事業費については、長期の事業になるので、各事業を進めていく過程でさまざまな補助金を模索できるのではないかと思います。そして、水俣市の経済活性化の一つの起爆剤になると思っております。

以前、企業誘致に関して一般質問をしたとき、前市長は企業誘致をする土地がありませんと答弁されました。企業を呼び込む土地がないのに企業が入ってくるわけではありません。この三、四年で水俣市の企業誘致はベンチャー企業の3社だったとっております。今回、臨海部を埋め立てた土地のうち、約3ヘクタールは産業団地と一体的に造成し、企業誘致のための土地として活用する計画とのことですが、埋立地が完成するまで約七、八年の年月がかかると思います。世界的にいろいろな意味で注目されている水俣市ですので、県内外を問わず、海外も含め誘致できる企業がないかを、埋立地が完成する前から探すことも必要かなとっております。

そこで、1点質問いたします。

企業を誘致するため、水俣市としてどのようなアクションを起こしていこうと考えているのか。また、現在何か具体的な話は来ていないのか。この1点をお聞きいたします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 塩崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

企業誘致のために何かアクションを起こしていこうとする考えはないか。また、その具体的な何か話は来てないかという御質問かと思えます。

本事業における誘致活動につきましては、臨海部の完成を見据え、計画的、積極的に今から取り組んでまいりたいというふうに考えております。まず、全国的な企業の立地動向等に注視し、情報収集に努めた上で、その上で具体的な誘致活動につきましては、県企業立地課など、関係機関と連携して、適切な時期に開始したいと考えております。

また、現時点において水俣川河口臨海部振興構想事業に係る土地への具体的な話はございませんけれども、これまでも県企業立地課等を通じまして、企業が立地できる用地を探しており、水俣市に適地がないかといったお問い合わせ等については数件ながらあっているところでございます。

○議長（福田 斉君） 塩崎議員。

○塩崎達朗君 具体的な誘致活動は関係機関と連携し、適切な時期に開始したいということでした。現時点において、この事業に係る土地への誘致の話はないが、企業が立地できる用地や水俣市に適地がないかといった問い合わせは数件来ているということですので、少しは期待ができるのかなとっております。産業団地と一体的な造成をされるということですので、現在、産業団地内で操業している事業所の中にも、この埋立地の利用を考えているところもあるのではないかと思います。

この事業は昨年8月に前市長が、市長と語る地域懇談会における重点事業として市民の皆さんに発表されたわけです。そして、現在の高岡市長がこれを引き継いで事業化されています。完成までに長期の期間を要し、いろいろな問題も出てくるとは思いますけれども、水俣市の経済活性

化のためにぜひ頑張っていたきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、湯の児、湯の鶴の観光について答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、湯の児、湯の鶴の観光について順次お答えします。

まず、湯の児温泉、湯の鶴温泉の入り込み客数の推移はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

湯の児温泉の入り込み客数の推移は、平成25年が約12万7,000人、平成26年が約10万3,000人、平成27年が約11万5,000人、平成28年が約11万3,300人、平成29年が11万3,500人となっており、湯の鶴温泉の入り込み客数の推移は、平成25年が約3万8,000人、平成26年が約3万2,000人、平成27年が約3万8,200人、平成28年が約3万3,700人、平成29年が2万4,200人となっております。

次に、旧山海館について何か進展はあっているのかとの御質問にお答えします。

旧山海館につきましては、旅行スタイルの変化に伴う団体客減少による売り上げ減少などの理由で、平成27年に営業を停止しております。その後、債権管理人により跡地活用について協議がなされておりますが、具体化はしていないと聞いております。市といたしましても、今後、債権管理人と情報の共有を行ってまいりたいと考えております。

次に、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の利用客の推移はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の利用客の推移は、平成25年度が約3万300人、平成26年度は改修工事に伴い約半年間の休館期間があったため約1万4,200人となっており、リニューアル後の平成27年度は約3万9,000人、平成28年度が約3万5,200人、平成29年度が約3万9,700人となっております。

次に、交流人口をふやすための施策として、今後、どのようなことが考えられると思うかとの御質問にお答えします。

今後、湯の児、湯の鶴の交流人口をふやすための施策として、観光アクティビティープロモーション事業の推進が必要であると考えております。これは湯の児でのスキューバダイビングやアウトリガーカヌー、スタンドアップパドルボード、湯の鶴での七滝トレッキングや矢筈岳登山などのアクティビティーに、水俣の温泉やグルメをあわせて新たな旅行商品とし、福岡や熊本、鹿児島などの都市圏の若者層をターゲットにPR動画をSNSで発信、パンフレットの作成や予約サイトの開設、受け入れ態勢づくりやPR活動など、水俣観光物産協会等関係機関と連携しながら事業を推進していきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 塩崎議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問をいたします。

湯の児、湯の鶴温泉の入り込み客数の推移を見ると、最近は交通網の発達により修学旅行生も水俣を宿泊地ではなく、素通りされていることが多くなっていると思います。平成28年に熊本地震があったにもかかわらず、極端に入り込み客数が落ち込んでいるということはないので、これは各旅館が行った経営努力だと高く評価したいと、そういうふうに思います。

また、旧山海館については、湯の児温泉の入り口にあり、建物の老朽化が目立ち、湯の児温泉全体のイメージが悪くなっていると思います。今後どのようにするのか、債権管理人との情報共有を行う中で早急な対応をお願いすることも必要ではないかと思えます。

湯の鶴温泉保健センターほたるの湯に関しては、私もよく利用しますが、最近では地元市内ばかりではなく、市外からの来場者がふえていると思っております。そこで、よく耳にする言葉が、お湯は最高ですと、でももう少し湯舟が広がったらいいですねとか、サウナがあるともっと快適な温泉になるんですけどねという話をよくお聞きします。

また、交流人口をふやすための施策として、観光アクティビティープロモーション事業の推進を図っていく考えであるというお答えがありました。私も、大変すばらしいことだと思います。こないだの夏じゃないですね、11月ぐらいにSUPの競技大会が水俣市の湯の児で催しがあったわけですが、それに対するドローンの映像を、会派の議員さんからちょっと見せていただいて、物すごくきれいな映像が映し出されていて、SUPは私も知りませんでしたけれども、こういった競技だったんだということで、大変、湯の児には物すごく定着するような競技ではないかなと、そういうふうに思っております。ぜひ、水俣市でもこんなことが体験できると、多くの方に認知できることを願っております。

そこで質問します。

ほたるの湯の湯舟を広げることや、サウナをつくることはできないかお聞きします。

それと、湯の鶴での七滝トレッキングですが、きちんと整備してあった遊歩道が、近年の大雨や地震の影響で人が通れなくなっています。人の手だけで整備できる状態ではないと思いますが、再整備するつもりはないのか。また、新たな遊歩道のルートとかを考える気はないのか、お聞きいたします。

○議長（福田 齊君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 塩崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、ほたるの湯の湯舟を広げるとかサウナをつくることはできないかということでございます。

湯の鶴温泉保健センターほたるの湯につきましては、平成26年度にリニューアル工事を行って

おります。その際に、露天風呂やサウナの設置についても検討を行いました。全体の工事費の予算に限りがありましたことや、管理面において、サウナについては定期的にタオル交換とか清掃など、これまで以上に人手が必要になること。また、露天風呂につきましても、燃料等の経費の追加が見込まれること。泉源からの湯量や温度の問題などの理由から、露天風呂については設置を行いませんでした。また、入浴料につきましても、管理面の経費が増加した場合、現在の入浴料の増額改定が必要になることも考えられます。市といたしましては、できるだけ多くの地元の住民や観光客に温泉を御利用していただき、市民の健康増進と、湯の鶴地域の活性化につなげたいという思いから、現状の料金を維持することを考慮いたしております。

塩崎議員御要望の湯舟の拡大やサウナの設置につきましても、管理面の問題や、入浴料金の問題に加え、平成26年度のリニューアル工事費は、国や県が負担する環境首都、水俣・芦北地域創造事業の補助金を財源として実施しておりますので、改修工事を行ったばかりの箇所を再び改修するに当たりましては、補助金の返還につながりかねませんので、現時点では難しいと考えております。

2つ目の七滝トレッキングコースの再整備や、新たなルートを考える気はないかという御質問でございます。

湯の鶴の七滝トレッキングコースの一部に急斜面で崩れやすい地盤がありまして、たび重なる大雨や台風により、現在でも土砂が崩れて歩きづらい箇所も見受けられます。過去にも数回、崩れた土砂の除去工事を行っておりますが、大雨や台風でまたすぐ崩れるといった状況でございまして、対応に苦慮しているところです。ただ、トレッキングコースに人工的な歩きやすいきれいな道を整備してしまいますと、自然を感じるができないとか、おもしろみがないトレッキングコースになってしまうという意見もございまして、それらのバランスを見ながら、現地ガイド等の意見をお聞きして、安全面を考慮した整備や対策、または危険箇所を避けたコースを設定できないか考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎議員。

○塩崎達朗君 ありがとうございます。なかなか、ほたるの湯に関してはサウナとか湯舟を広げるとかというのはちょっと難しいような話だったんですけど。将来的に考えてみると、絶対やってほしい事業です。それをやることによってもっと入り込み客数もふえてくるのではないかと。湯の鶴はどうしても、温泉は本当に泉源自体は物すごくいい泉源をお持ちですので、これは口コミで湯の鶴のお湯はいいよというふうな感じで、県外の方々も立ち寄ってこられるというふうな形で思っております。サウナとかができて、また集客というか、来られるようになるとそこにある温泉施設の方、旅館の方々もやはりいろいろな面でプラスになってくるのではないかと、そう

いうふうに思いますので、ぜひ、その辺はちょっと将来的には考えていただきたいと思っております。

あとは、トレッキングに関してですけれども、私もちょっと七滝というふうな形で、本当に7つ滝があるのかみたいな感じで行って見たんですけれども、2つの滝が全然わかりませんでした。5つの滝はわかったんですけども、あと2つがちょっとわからずに、どこにあるんだというふうな感じがあったんですけれども。確かに今、大滝ですか、あそこを登るちょっと手前あたりとか、もう本当に歩けない状態で、車で行こうと思えば薄原のほうから、向こうのほうに車で行って、そこから横に入っていけるような道を整備したらもっと七滝を見学に来られる方とか、歩く方もやっぱりそういうふうな形で、安全面でも多少は違うのかなというふうな感じで思いますので、何か新しい散策コースとかを探していただければと思います。

今、県がいろいろやっておりますけれども、フットパスという、これは市街地を皆さんで歩いて原風景を楽しみながらというふうな感じのやつがあるんですけども、こういったやつもしその整備ができたとかしたとき、湯の児、湯の鶴、どちらもそうですけれども、集客の1つの事業として呼び込めるのではないかと、そういうふうな感じで思っておりますので、ぜひフットパスというのもちょうと頭に入れておいていただければなと思っております。

西回り自動車道開通、来年3月に予定されているわけですけれども、やはり水俣の自然というのを考えると、1回水俣に来ていただくと、水俣ってこんなに美しい、すばらしいところがいっぱいあるんだというのを感じていただけると思いますので、ぜひ、皆さんで協力して、何かいい事業というか、ありましたらぜひ、水俣観光物産協会と話をしながら進めていただきたいなと思っております。

湯の児は、湯の児島があります。観月橋も今度、改修工事が入っておりますけれども、湯の児島のほうの整備もある程度できてるということで、何かあそこに物語をつくったような形で湯の児島ってこういう話があるんですよというふうな感じで、あそこにも人が呼び込めたらいいなと。海岸で、砂場のところで遊んでおられた方が、じゃあ湯の児島でもちょっと回ってみようかというふうな感じの、湯の児島と海岸を一体としたような観光の取り組みというのも必要ではないかと思っております。

いろいろお願いすることばかりですけれども、これでこれについての質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、防災について答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、防災について順次お答えします。

まず、市が管理する避難所開設時の担当職員配置はどのように決めているのか、また、地域が

管理する避難所はどのようなときに誰が開設するのかとの御質問にお答えします。

市が管理する避難所開設時の担当職員配置については、各関係部署に担当避難所を割り当て、避難所開設の際には対応可能な職員を配置することとしております。地域が管理する避難所については、各自治会で組織する自主防災組織に管理運営をお願いしており、各自主防災組織の判断でそれぞれの避難所開設を行っております。

次に、本市では避難勧告等の明確な発令基準を設けているのかとの御質問にお答えします。

本市では、地域防災計画において、雨量や河川の水位等、避難勧告等の発令基準を設けています。なお、避難勧告等の発令においては避難勧告等の発令基準に加えて、熊本県や熊本地方気象台からのホットラインや気象情報等を総合的に判断し、迅速に発令するよう努めています。

次に、災害時に避難所で活躍するマンホールトイレを導入する考えはないのかとの御質問にお答えします。

マンホールトイレは、東日本大震災や熊本地震の際に使用され、悪臭がほとんどなく、衛生的で効果があった一方、九州北部豪雨といった浸水被害の場合や下水道管の寸断において使用できなかったという事例もあります。現在、本市では洋式トイレや簡易トイレにビニール袋を設置し、排せつ物を薬剤で固め、可燃ごみとして処理する、簡易トイレキットを備蓄し対応しているところです。今後、マンホールトイレの導入については情報収集を行い、内容の精査をしてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 塩崎議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問に入ります。

避難所開設時の担当職員配置については、各関係部署に担当避難所を割り当てて、それから対応可能な職員を配置するという事です。もし、対応することのできない職員は、これは断ることもできると解釈していいのかと思っております。

また、地域が管理する避難所については各自治会で組織する自主防災組織が責任を持って避難所の管理運営をし、各自主防災組織の判断で避難所の開設を行うということです。

1回目の質問ですけれども、市で管理する避難所を開設するとき、避難所担当職員の配置時間は、24時間連続の勤務なのか、それとも交代制勤務か。また、地域で管理する避難所は、場合によっては避難所が開設されないことがあると思ってよいのか1つです。

また、本市では避難勧告等の発令基準があり、避難勧告等の発令に関しては水俣川の水位や雨の強さなど目視で判断や、県、熊本地方気象台からのホットライン、気象情報等を総合的に判断して、迅速に発令するようにしているということですが、水俣市では雨量計は何カ所設置されているのか。また、設置場所はどこなのか。その設置場所は適正と思うか。この2点をお伺いいたします。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 塩崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。大きくは2つございました。

1つ目でございますけれども、市で管理する避難所、これにつきましては避難所担当職員が24時間連続の勤務なのか、交代制勤務なのか。また、地域で管理する避難所については場合によっては避難所が開設されないこともあるのかというようなことでございました。

まず、市で管理する避難所を開設するときは、避難所担当職員の配置時間は、各部署が職員の状況に応じて決めており、交代制勤務で対応しております。また、地域で管理する避難所につきましては、市から開設の依頼を行うこともありますが、地域の自主防災組織が自主的に避難所開設の判断を行いますので、避難所を開設しない場合もございます。

2つ目の御質問です。雨量計は何カ所あるのか。設置場所はどこで、その設置について適正と思うかという御質問でございます。

本市の雨量計の設置場所は、南福寺、深川、久木野、湯出、矢筈岳、宝川内、6カ所設置しております。市内全域をほぼ把握できておりますので、設置場所は適正と考えております。

○議長（福田 齊君） 塩崎議員。

○塩崎達朗君 地域避難所において、管理運営を自主防災組織が責任を持って行うということについては、どこまでの責任を負えるのかという問題が出てくるのかなと思っております。このことについてはもっと協議が必要ではないのかなと思います。

また、避難所に関して、市が管理する避難所を開設し、職員が勤務すると手当が支給されます。地域が管理する避難所を開設した際は、現在は手当などの支給はないと聞いています。地域避難所でも光熱費がかかったり、避難してきた方のお世話もするわけですから、何らかの手当を支給するのが望ましいのではないかと考えます。

また、マンホールトイレについては悪臭もなく衛生的である一方、問題点が多いようなお話でしたが、災害時の避難される方々のことを思うと、マンホールトイレがその場所にあるということだけでも安心の度合いが違うのではないかと考えております。今後、導入については前向きな御検討をお願いしておきます。

それと、参考ですけれども、私は先月、熊本市で開催されました防災フェスタに行ってみました。その中で、いろいろな防災関連商品が出店してあったのを見学してきましたけれども、その中にバイオ方式のトイレがありました。これは、水道も汚物のくみ取りも不要な、完全自己処理型の水洗トイレでありました。汚物は水と二酸化炭素に分解され、ほとんど残らないトイレで、電源は太陽光発電装置と蓄電池を備え、外部電源も不要なものでした。こういった災害に強いといったらおかしいですけど、災害に必要なトイレというのが今からはもっといいやつが出て

くるのかなと思っておりますので、マンホールトイレもそうですけれども、こういったトイレのことも頭の隅においていただいて、もし活用できるようでしたら水俣市での採用というのも考えていただければいいのかなと思っております。

そこで、最後に1つだけ質問いたします。

避難所開設に当たり問題点などはないのか。市民を守るため、的確に避難させるためにはどうしたら最適と思うか。1つだけお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 塩崎議員の3回目の御質問にお答えいたします。

避難所開設の問題点といたしましては、体育館などの避難所には畳やマットがなく、居住環境が悪く、ほとんどの避難所にはテレビなど気象情報も収集できないということで、避難者が生活しやすいよう、環境整備が必要と考えております。

また、大規模災害が発生した場合、災害対応業務に人員が不足するので、避難所運営は地域の自主防災組織と連携して行う体制づくりが必要と考えております。

最後に、市民の避難誘導に際し、どうしたら最適と思うかとの御質問でございますが、危険を見逃さず、空振りを恐れず、市民の皆様に迅速かつ的確に情報を提供することが最も大切であると考えております。

○議長（福田 齊君） 次に、文化会館の改修工事について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、文化会館の改修工事について、9月議会で議案否決されたが、その後どのようなになっているのか。また、市や市民への影響などは何か出ているのかとの御質問にお答えいたします。

関係機関等との調整を行った上で、再度の入札を行い、仮契約を締結したところです。今議会へ改めて工事請負契約の締結についての議案を上程させていただきたいと考えております。なお、工事期間につきましては、今議会で可決いただければ、当初、来年の2月から5月までの閉館期間を8月まで延長したいと考えております。

これに伴い、既に分離発注し契約済みの建築及び電気設備工事については業者との協議を改めて行い、契約期間の変更を今後行うものであります。

これらの変更に伴い、再入札時の基本単価の改定による予定価格の増額、契約済み工事における工事単価改定に伴う契約金額の変更や工期延長に係る必要経費の算定など工事延期に係る追加費用の発生が見込まれます。

また、来年度迎える市制施行70周年の関係行事を文化会館で行う予定としておりますため、関

係機関等と新たな日程調整が必要となったほか、工事においても旧庁舎の空調設備の一部を再利用するため、旧庁舎の解体工事に関する庁内及び業者との調整を行う必要性が生じ、現在、協議を進めておりますが、旧庁舎の本館・別館解体工事に係る実施設計の中で、若干事業費が増加している状況にあります。

次に、市民への影響ですが、今議会において御承認いただけましたら閉館期間を8月まで延長したいと考えておりますため、1年前から予約を受け付けている団体や定例的な行事で例年決まった時期に文化会館を利用される団体に対し、閉館期間の変更による行事の変更等をお願いする必要が生じました。

既に準備に取りかかっておられる団体もあり、大変御迷惑をおかけする中、今回、これら団体の御厚意により御理解いただき、予約の変更や行事日程の調整などの対応を既におとりいただいているところであります。

○議長（福田 斉君） 塩崎議員。

○塩崎達朗君 この質問に関しては、この12月議会一般質問者11名中5名の方がされましたのでもう短くまとめていきたいと思っております。

この議第79号水俣市文化会館改修請負契約については、9月議会の厚生文教常任委員会においてJVの代表者が飯塚電機工業株式会社の水俣営業所長で、松本議員の配偶者だったことについて、政治倫理条例に抵触するのではないか、また、違反するのではないかなど、極めて曖昧な表現で否決されたわけですがけれども、本議会でも賛成少数で否決されたわけです。

否決されたことで、今答弁いただきましたけれども、再入札するに当たり工事単価の見直しが必要となり、契約に係る予定価格を139万2,120円増額することになったり、その他、契約済みの建築及び電気設備工事に対する追加費用の発生、市制70周年の関係事業、旧庁舎の空調設備の一部を再利用するため新庁舎建てかえへの影響、閉館期間の3カ月間延長による文化会館を利用される市民、団体への行事などの変更、こういった5点の影響が出ているということでした。政治倫理条例第5条第1項で、議員又は議員の配偶者若しくは二親等以内の親族が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は、中略、市民に疑惑の念を生じさせないため、市が行う公共工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならないというふうな感じで政治倫理条例5条がうたっているわけですがけれども、反対された議員さんは代表イコール役員と決めつけられてしまったのでしょうか。

水俣市の顧問弁護士の見解として、水俣営業所長は飯塚電機株式会社の役員には該当しない。JVにおいても役員には当たらず、商法に基づいた営業に関する代理権が与えられた単なる代理人にすぎない、よって条例に抵触するおそれはないと認識している。辞退する場合には該当しないと言われております。名前まで挙げられた当事者の方や市民の皆様初め市担当職員に対し、御迷

惑、また不利益を与えてしまったことに、我々議員は襟を正さなければならないのかなと思っております。

最後に、この公共工事請負契約について、一つだけ、市長の見解をお聞かせいただいで終わりにしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 塩崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、9月議会で工事請負契約の締結が否決をされまして、その後、いろいろ私ども担当課のほうでも大変苦勞いたしまして、いろんな形で取り組んでまいりました。そういったことも含めまして、今回、先ほど教育長が申し上げましたように、今議会で上程をさせていただきたいというふうに思っております。速やかに御可決をいただきまして、できるだけ市民の皆様が、この改修工事が終わった後の、それぞれが使われる行事ですとか、施行70周年の記念行事や文化事業、そういったものを大変楽しみにしておられますので、そういった方々に極力御迷惑をかけることがないような形で対応させていただければというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で塩崎達朗議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時46分 休憩

午後1時27分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 政進クラブの岩阪雅文です。新市長のもと、公約の実現とともに第6次総合計画の策定も最終段階に入ったものと思います。最初の質問は、総合計画策定前にこれまで市長が議員時代に一般質問を通して質問してきた事柄について、明確になっていませんので、以下4点について質問します。

海の駅についてはゼロベースでの対応の旨を表明しています。市民の方々にも関心のある問題でもありますし、これまで予算を費やして推進してきた政策です。いわば積み残されている施策を含め関連する問題について、市長がかわることで政策が変更されるのはやむを得ないにしても、市民に対して、説明責任は果たさなくてはなりません。

そこで、以下具体的な取り組みについて質問します。

まず最初、初恋のまちづくり及び恋路島の活用について、2番目にウッドスタート事業について、3、水俣病犠牲者慰霊式について、4、木質バイオマス発電事業について。

2番目に、第六次水俣・芦北地域振興計画について質問します。

総合計画策定に当たっては、上位計画として国土計画、そして熊本県の計画、水俣市にあっては特別措置法に基づく、県が示した水俣・芦北地域振興計画があります。第六次計画は2016年から2020年、平成32年までの5年間をめぐり、方向性を示しています。大きな柱として、地方創生の動きに連動して、環境分野を中心に高付加価値の産業振興と雇用創出を掲げています。

平成31年度計画分について、先ごろ示されました。私は水俣市分野について着目をし、改定されている項目がありましたので、その部分について質問します。

①、さきに示された第六次水俣・芦北地域振興計画のうち平成31年度実施計画に対する基本的な考え方について。

②、事業内容が整備に係る各種調査検討とあるが、どのような内容でいつごろまでに示されるか。

3番目、第6次水俣市総合計画の策定と具体的対応について。

第5次総合計画の1年先伸ばしをし、第6次総合計画の策定について十分な時間と政策手法について熟慮されたものと思います。市民から成る検討委員会も4回のワークショップを終え、12月中旬ごろにはパブリックコメントを終え、来年3月定例会に提出の見込みです。人口減少、高齢社会等々10年後の水俣を占うかつてない重要な計画ではないかと思っております。

そこで、①、第6次総合計画の柱となる水俣市の将来の都市像及び基本方針、目標、人口をどう考えているか。

②、総合計画における地域別計画についてどう対応、検討し、対処したか。

③、村まるごと生活博物館はどのようなものか。また、現在の状況と課題についてどう対処しているか。

以上、質問します。

4番目、水俣市のスポーツ行政のあり方について。

近年では県民体育祭の成績も向上し、各種種目で少年・少女の活躍も目覚ましく、市民にとっても大いに期待される所です。また、来年4月から小学校運動部活動が社会体育に完全移行されます。国ではこれまでスポーツ庁の設置、4年後のオリンピック・パラリンピックなど注目を集めています。また生涯学習、福祉面においても健康予防、医療の面からリハビリ等多角的な取り組みが見られます。スポーツも大きく変容を遂げようとしています。

そこで、以下質問します。

①、第六次水俣・芦北地域振興計画の平成31年度実施計画に示された、スポーツで明るい豊か

なまちづくりと人づくり（次世代育成）の推進とあるが、基本的な考え方はどのようなものか。

②、水俣市スポーツ振興計画を策定する考えはないか。

③、エコパーク水俣にある陸上競技場を、公認の陸上競技場として認定を目指すべきと思うがいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩阪議員の御質問に順次お答えします。

まず、これまでの施策に対する基本的な考え方と具体的対応について及び第6次水俣市総合計画の策定と具体的対応については私から、第六次水俣・芦北地域振興計画に対する具体的対応については総合政策部長から、水俣市のスポーツ行政のあり方については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、これまでの施策に対する基本的な考え方と具体的対応について、順次、お答えします。

まず、初恋のまちづくり及び恋路島の利活用についての御質問にお答えします。

初恋のまちづくりにつきましては、本市が生んだシンガーソングライター、村下孝蔵さんの代表曲「初恋」にちなんだ地域振興策で、水俣の新たなイメージ発信を目的として平成27年度から平成29年度までの3年間実施し、現在は事業が完了しております。

恋路島の利活用につきましては、平成27年9月議会で、私は議員の立場で恋路島を観光振興の一つとして活用することについて言及しておりますが、今でもその思いに変わりはありません。

平成27年度から平成28年度にかけて、市内の関係団体と学識経験者等から成る委員会において、恋路島の利活用について検討がなされ、恋路島の価値を未来につなぐための提言がまとめられております。今後は、検討された内容も参考にしつつ、エコパーク水俣など、周辺の地域資源と結びつけながら、貴重な観光資源の一つとして効果的活用を図ってまいります。

次に、ウッドスタート事業についての御質問にお答えします。

御承知のとおり、この事業は新生児に地産地消の木製玩具を祝い品として贈呈する事業で、平成28年3月定例市議会に予算を提案しましたが、その後予算を取り下げ、事業を実施しておりませんので、お答えすることは困難です。

次に、水俣病犠牲者慰霊式についての御質問にお答えします。

水俣病犠牲者慰霊式については、水俣病の犠牲となり亡くなられた方への慰霊と、環境破壊に対する反省と環境再生への誓いを目的として平成4年から、毎年水俣病の公式確認の日である5月1日に、エコパーク親水護岸の水俣病慰霊碑の前において開催しております。私としましても

水俣病の犠牲となられた方への祈りをささげる大切な式典と考えております。これまで私も議員時代を含め12年慰霊式に参加しておりますが、慰霊式が始まってことしで27年、水俣病の公式確認から62年が経過し、参列される患者や遺族の皆様の高齢化が進んでいることは感じておりました。こういった状況を踏まえ、私が議員時代の平成28年3月議会の際に、見直しをすべき時期が来ているのではないかといた質問を当時させていただきました。私自身、5月1日の慰霊式のみならず、慰霊式を実施するために患者団体や市民団体の代表で構成された慰霊式実行委員会にも、顧問という立場で参加させていただいております。実行委員会の中でも、委員の皆様から高齢化が進む参列者への配慮や式典の見直し等についても意見が出されており、私もさまざまな立場の方の御意見を聞きながら、検討していく時期であると考えております。

次に、木質バイオマス発電事業についてお答えします。

木質系バイオマスにつきましては、水俣市内の温室効果ガス排出量の削減を目指すことを目的に、地産地消による再生可能エネルギーのビジネス化を行うプロジェクトとして、平成24年度からスタートしました。その後、平成26年度からは企業誘致という方向で取り組むことになったことから、事業主体となる企業の立地のサポートや地元関係者との調整を行ってまいりました。しかしながら、燃料調達等を取り巻く環境が大変厳しいことなどから、平成28年9月議会において、企業誘致として進めることは非常に困難であると答弁しており、事実上断念しておりますので、お答えすることは困難です。

○議長（福田 斉君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 今まで市長が議員時代に質問された最もある関心のように感じましたので、私拾い上げて、以下4点について質問をしたわけですが、まず、一応お話を聞きましたので、大体大まかな全容はつかみましたが、とりあえず質問を3点させていただきます。

まず、初恋のまちづくりですけれども、公約の中で基本計画のないまま3,300万円を使ったというふうなことも載ってましたし、市長としては、これで一応片をつけたという形にはなろうかと思いますが、これまでこれだけの多額の費用を費やして、商店街、それから恋人の聖地、あるいは恋路島の利活用というふうに結びつけて、連動して進めてきたわけですが、むしろ私はこれに上乘せして、高岡市長カラーをどのように出して新しく取り組まれるのかなというふうに期待をしたわけですが、一応これで、一応の締めくくりというふうに聞こえるわけですが、そうなりますと、素朴な質問もあるんですけども、まず1点目に、それではこれにかわる商店街振興はどういったものを考えていらっしゃるのか。

それから、イルミネーションは3号線の駅通りのところに、JNCさんが立派なのをつくられて、市民も楽しみに見ておられる方もいらっしゃいます。そういう中で、エコパークのイルミネーションも私は初恋のまちの一環だというふうに解釈をしてるんですけども、あれがことしで

終わったというふうにも聞いておりますが、それでは、市民の素朴な意見として、あのイルミネーションは今後どうなるんだろうと、使われるんだろうと、あるいは活用されるんだろうというふうなものもございます。

ですから、2点目は、このイルミネーションについてどのような活用方策を考えていらっしゃるのか、まずその2点について質問をします。

それから次、恋路島についてもいきます。

恋路島については、私もむしろ推進していただきたいという思いをします。市長も27年9月の定例会の中では、恋路島の活用については積極的な質問をされてますし、観光振興の一環として活用していただきたいというふうな発言がございましたので、ぜひこれについては取り組んでいただきたいというふうに思います。

私たちが親子競り舟体験で1年に1回はあそこへ競り舟で行くんですけども、皆楽しみに遊んでいる姿を見ますと、一日も早くこういう日が来ないのかなというふうな願いは思っております。

それから、3点目のウッドスタート事業なんですけど、これについても、さっき言われましたように28年3月の定例会の質問の中で、何かもうちょっと違った形での使い方はなかったのか、例えば実用的なおむつだとか、あるいはミルク券だとか、あるいは子どもに対して自由に使えるようなものについてどうなのか、中身についてもっと検討する余地はないのかというふうな質問であったかと思えます。そのことによって、場合によったら中止になったのかなと、ウッドスタート事業がとまったのかなという印象がないでもないんですが、そういう印象を持っておりますが、それについて今後どうかわるものを実施されるのか、あるいは市長が質問されたとおり実施されるのか、されないのか、それについても質問をしてみたいなと思っております。

それから、水俣病慰霊式についてですけども、答弁では、高齢化が進むと、参列者への配慮や見直しについて検討をしていくということなんですけど、確かに、平成28年3月定例議会で、4番目の質問として、西日本新聞記事に、熊本県が水俣病提訴を打診したという記事について、市長の対応について追及をされておりました。実は、私そういうふうには受け取ってたんなんですけど、その一方で、水俣病問題に対する市長の思いも感じたわけなんですけど、その中で、終盤のほうで水俣病犠牲者慰霊式に触れられまして、この60年を迎えるに当たって、今の犠牲者慰霊式のあり方というものをこのままの状態が続けていこうかと思っているのか、見直しをする時期に来てるんじゃないかと私は思っていますけど、そこをどう考えているのかというふうに質問をしています。私はこの流れからすると、慰霊式のあり方というのをこのままの状態が続けていこうというのと見直しの時期に来てるというのは、私は単なる式典の見直しとか、そういうことではないようなふうには受け取ったわけですけども、そういうことからしますと、慰霊式そのものへの受けとめ方というのか、そういうのを質問をしてみたいと、どういうふうには受けとめていらっしゃるのか、本

当に慰霊式の内容についての質問だったのかどうか、そういうふうに解釈をするわけですが、その点について質問をしてみたいと思います。

まとめて4つになりましたが、よろしいでしょうか、あるいは1点ずつでも結構です。

以上です。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時45分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、岩阪議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

まず一つ目が初恋のまちづくり、これに関して、一旦めどがついたのかということで、じゃあ、その後、商店街の振興等についてどういうふうな考えを持っているかという御質問かと思えます。

私がマニフェストの中で、長く地域を支えてきた地元商工業とともに歩む水俣として、商店街・商業施設のにぎわいづくりというのを掲げております。今年度は、空き店舗や事業継承、これに関する問題の解消とか、やる気のある人や事業者がチャレンジしやすい環境づくりのために、商工会議所を初めとする関係機関と連携しながら、まちの活力となる魅力ある商店街づくりを行っていきたいと考えております。

商店街はその事業活動を通じまして、地域経済の活性化だけでなく、コミュニティーづくりや地域社会への貢献など、多面的な役割を果たしていますから、商店街の振興につきましては、今後も重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、それに関連しまして、エコパークのこのイルミネーション、これを今後どう活用していくかという御質問かと思えます。

議員御指摘のイルミネーションにつきましては、初恋のまちづくり事業の一環として整備されておりましたけれども、事業の完了に伴いまして、今年度は設置する予定はございません。しかしながら、市が保管しておりますこの再活用可能なイルミネーションの機材につきましては、費用対効果などを総合的に勘案しまして、必要とされるところに貸し出すなどして有効活用をすることで検討していきたいというふうに考えております。

それから、ウッドスタート事業に関してですけれども、私、先ほど議員もおっしゃられたように、議員時代に、木のおもちゃに限定することなく、紙おむつであったり、ミルク代であったり、そういった選択肢もあるんじゃないかというような質問をさせていただいた覚えがございます。そ

ういった中で、先ほど申し上げましたように、この事業自体が取り下げといいますか、事業になっておりませんので、この件に関してはお答えするという事は困難ですと先ほど申し上げましたけれども、ただ木育については、水俣市のこどもセンターで木育ひろばというものを開催をしておりますので、こういった形で取り組んで、現在は取り組んでいるところでございます。

それから、水俣病慰霊式のあり方についてということで、4つ目の御質問でございましたけれども、繰り返しにはなりますけれども、慰霊式は水俣病で犠牲になられた方々への祈りをささげる大切な式典の場であるというふうに考えております。今後も、慰霊式が平成4年に始まった当時の思いを尊重しながら、見直しについては、さまざまな立場の方の御意見を踏まえながら慰霊式を実施していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 木質はまたこの2番目でやりたいと思いますが、今3点についての答えをいただきましたけれども、ぜひ見解にとどまらず、議員時代に質問されたことについては、実現に近づけるように努力をしていただきたいと思います。

恋路島、初恋は、イルミネーションは有効活用を考えてらっしゃるようですので、これもぜひ実現させていただきたいと思います。

慰霊式については、私、受け取り方が違ったかもしれませんが、式典の内容というふうなことじゃなくて、やはり湯堂という地域に住みまして、非常に水俣病に関する思いというのはひとしお強いものがございます。公式認定から50年、発見から62年になるんですが、当時、水俣病の兆候といったものを子ども心に実は覚えてまして、私が小学校1年生か2年生、2年生ぐらいだったと思います。そういった小さいことは抜きにしますけれども、原田正純先生の「水俣の赤い海」という本にその辺の内容は詳しく載っております。まさにそういった兆候を感じていました。

それから、石牟礼道子氏の「苦海浄土」の冒頭に出てきます湯堂の状況が載ってます。その中に登場人物の方がいらっしゃるんですけど、それを読みますと、まさにそういった方々の思いというのが思い浮かべるわけですけども、大体想定をつくような、印象に残るような方が残っているということで、特に私は水俣病に対する思いというのは、また別の角度から非常に強いものを持っております。

そこで、この慰霊式について1点だけ質問をします。

来年の水俣病犠牲者慰霊式は、天皇陛下の即位式と重なるということで、5月から10月でしょうか、延びたと思いますけれども、関係者の鎮魂の思いというのははかり知れないものがあるというふうに思います。私はこの水俣病犠牲者慰霊式については、内容を充実させながらも、今後息長く続けていくべきというふうに願いますけれども、市長の思いはいかがでしょうか、その辺

について質問をします。

それから、木質バイオがちょっと抜けてましたので、第2質問に入れたいと思いますが、この木質バイオについては、平成10年3月に水俣新環境エネルギービジョン構想として、平成23年の実用化を目指して進めてきたわけですけども、言われたように断念をされたということでございます。

ただ、この問題については、9月議会で谷口眞次議員の答弁に断念をしたということは確認をしましたけども、この断念については、市長は平成27年の9月定例会だったと思うんですが、白紙撤回を迫っていますね。非常にこの問題は、ほかの議員さんも関心があって何度か質問は出ておりました。その中で、市長になられたわけですが、この白紙撤回を迫った上で、今回、断念に至ったとは思いませんけれども、要は市長が今執行部になられて、市長となられて、この白紙撤回にいった経緯についてどう思っているのか。

それと、執行部になられて白紙撤回したことは、大歓迎なのか、それとも残念なのか、私は相応な予算を使いながらもここまで来たわけですので、その思いについて、ちょっと考えについて質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩阪議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、慰霊式についての今後のあり方ということで、議員の息長くといいますが、そういう継続をしていくべきだろうというお考えでございます。どう思うのかと、慰霊式についてということでございます。

先ほども申し上げましたけれども、慰霊式はやはり亡くなられた方々に対する思いをきちっとあらわさなければいけないということではございます。そういった中で、参加者の方であったり、実行委員会の中から、やはり高齢化になったり、そういうことで中身に対しての見直し等も検討していかなければいけないというお考えもございます。そういった実行委員会の方々の意見等も尊重しながら、今後検討していきたいなというふうに思っております。

2番目の木質バイオに関しまして、私が議員時代に白紙撤回をしたことについて、その経緯はという御質問であったかと、それとそれに対する現在の感想といいますが、この2点かなというふうに思っております。

白紙撤回をという質問をさせていただいた中には、やはり当初、水俣市が経営主体となってやるという事業でスタートをしておりました。よく言われる第三セクターというような形の事業で、果たして本当にそれがうまくいくのか、採算がとれるのかという非常に疑問がその時点で私ございましたので、きちっとそういった数字、採算性がとれる数字等が積み上がってできている

のかということの問題、それから原料の調達なんかも、そういったことでやれるのかということの不安等がございましたので、一旦白紙に戻すべきじゃないかということでの提言をさせていただいたという記憶がございます。

今現在、それが平成28年の9月議会ですか、断念をしたということになりまして、今現在私が市長になってどうなんだと、そのことに対してよかったと思うのか、残念と思うのかということでございますけども、当時の状況を鑑みますと、あのときの私の白紙撤回という発言は間違っ
てはいなかったのではないかというふうに思っております。今の立場で、現在、じゃあ木質バイオマスに関してどうかといいますと、まだそういった状況が改善をされているかどうかというところも、今後しっかり検証しなければいけない部分もございますので、今よかった、悪かったということ
で申し上げますならば、今のところは、あのとき事業を進めていなくてよかったなという
思いでございます。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午後1時57分 休憩

午後1時57分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 慰霊式を今後続けていくのかどうかという御質問であったと思うんですけども、先ほどの2回目の答弁でも私答弁させていただいたと思うんですけども、この見直しにつきま
しては、さまざまな方々の立場、それから御意見を踏まえながら検討して慰霊式を実施していかなければいけ
ないと考えておるということです。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午後1時58分 休憩

午後1時58分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 中身の充実ということでございます。ですから、その中身の充実が、議員がおっ
しゃっている充実がどういう中身かというのを私は存じ上げませんが、私はだから、そういった見直し
の時期に来てるということは十分認識して、それは議員も認識しておられるというふう
に思っております。（「続けていきますか、一言で結構です」と発言する者あり）

私が答弁しております。慰霊式を実施していかなきゃいけないと考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、第六次水俣・芦北地域振興計画に対する具体的対応について答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、第六次水俣・芦北地域振興計画に対する具体的対応について、順次お答えします。

まず、さきに示された第六次水俣・芦北地域振興計画のうち平成31年度実施計画に対する基本的な考え方についてとの御質問にお答えします。

水俣・芦北地域振興計画は水俣病の発生により疲弊した水俣・芦北地域の活力・経済基盤の再生と振興を図るため、昭和53年6月20日の閣議了解に基づき、昭和54年度から国の支援のもと、熊本県が水俣市、芦北町及び津奈木町とともに策定しているものです。

第六次水俣・芦北地域振興計画に関しましては、平成28年度から平成32年度までを計画期間として策定されており、環境と経済の好循環を実現し、地域の活力と新しい豊かさを生み出す地域社会づくりを基本理念としております。

平成31年度実施計画におきましては、基本理念を実現するための四つの目標、高い付加価値を生む産業づくり、地域を担う人材づくり、地域で暮らす安心づくり、地域の活性化を支えるまちづくりに基づき、地域の実情に合わせた計画が策定されています。

次に、31ページの水俣再生の発信及び交流拠点の整備において、事業内容が、整備に係る各種調査検討とあるが、どのような内容でいつごろまでに示されるのかとの御質問にお答えします。

第六次水俣・芦北地域振興計画に記載されている、水俣再生の発信及び交流拠点の整備の項目については、道の駅みなまた内の物産館の整備等についての記載であり、当初は平成30年度末の水俣インターチェンジ供用開始予定を見据えて、道の駅みなまたのさらなる交流人口増加を促進するため、また、現在の道の駅に加え、海の駅及びみなとオアシスの登録も視野に入れ、整備を計画していたため、昨年度の水俣・芦北地域振興計画の事業内容欄には、具体的な整備内容等を記載しておりました。

しかし、高岡市長就任後、内容を検討・精査した結果、ゼロベースで見直すこととしたため、県と協議し、来年度の事業内容の記載を整備に係る各種調査に変更しております。現在、建設場所や事業費等について、国・県など関係機関との協議や他市の物産館等を視察するなど、今後の事業推進に当たり、慎重に検討を行っているところであり、平成31年度中には、ある程度の整備計画の内容を含めて、方向性を提示できるものと考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 答弁いただきました。まず、基本的なこの考え方のところなんですけども、私、

さっき言いましたように比較をしてみました。相当の違いがありましたので、もちろん終わった政策もありますし、削除された部分もあります。特に、この33ページの水俣再生の発信及び交流拠点の整備の項ですけれども、まず実施計画の基本的な考え方というのは、言われたとおり、水俣・芦北振興計画、あの水俣病の発生により疲弊した水俣・芦北地域の活力、経済基盤の再生を図るため、昭和53年6月の会議了解に基づき、昭和56年度から国の支援のもとに策定をされて、そういうことでした。

私があえて基本的な質問をといたしたのは、同じ項の⑥水俣再生のところなんです。ちょっと読んでみます。また、エコパーク水俣エリアは水俣病の歴史と教訓を学ぶことができる施設、交流及び健康づくりができる施設、豊かな自然を満喫できる憩いの空間等が整備されており、水俣再生の原点であり、環境首都水俣を象徴する場所である。この場所に新しい施設を交流拠点として整備し、水俣再生を発信することで、環境首都水俣の魅力（環境価値）を向上させていく。

この項目も削除されてるんですね、31年度は。先ほどの事業内容も削除されてます。これは次にしますが、なぜ削除されたのか、その理由について、まず質問をしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 30年度と31年度の実施計画編の中の削除されているのはなぜかというところですが、当初、物産館の整備等につきましては、「環境首都」水俣・芦北地域創造施設整備補助金の申請を視野に入れて整備を予定していたため、その趣旨を意識した内容での記載をしておりました。しかし、事業がゼロベースになったことから、「環境首都」水俣・芦北地域創造施設整備補助金についても、平成31年度は申請の予定がなくなったため、その部分の記載は削除をしております。

○議長（福田 斉君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 この事業内容にかかわるところは削除されております。水俣再生の発信及び交流拠点となる新たな施設の整備ということで28年度、基本計画、29年度、実施計画、30年度、施設の建設というふうになってるんですが、これはもうゼロベースにされたので、当然削除されたと思います。これは当然、市と県と協議された上での意向なのか1点、それからもう就任されて早々、この道の駅の見直しを言われたわけですが、これは県と協議の上なのか、それとも単独の判断なのかですね、これを1点お聞きします。

それから、さっき言いましたように、削除された分ですね、エコパークから下6行、エコパーク水俣エリア、これを私最初に質問したんですが、これについての答弁はありませんけども。

また、エコパーク水俣エリアは水俣病の歴史と教訓、この部分、私は参考資料を持ってきてく

ださいというふうにお伝えしたんですが、この振興計画をですね、なぜ削除されたのか、そこをまず一番目に私聞いたはずですよ。

削除した理由についてお聞きしたいと思います。これが実は一番肝心なんですよ。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午後2時08分 休憩

午後2時09分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 先ほど答弁した内容と繰り返しになるかもしれませんが、先ほど、岩阪議員のほうから御質問ありましたが、今回の物産館の整備については、環境首都事業の補助金の申請を視野に入れて整備をしておったと、その趣旨を意識した内容での記載、これであったと。しかしながら、今回事業がゼロベースになりましたので、31年度は申請の予定がなくなりました。そういうことで、その部分の記載は削除しておるといような状況でございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、第6次水俣市総合計画の策定と具体的対応について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、第6次水俣市総合計画の策定と具体的対応について、順次、お答えします。

まず、総合計画の柱となる水俣市の将来都市像及び基本目標、人口をどう考えているかとの御質問にお答えします。

第6次水俣市総合計画の策定については、これまでの市民ワークショップ、総合計画策定審議会、庁内組織による検討・協議会等を踏まえ、現在計画の素案を作成している段階で、近日中にパブリックコメントを実施する予定としております。

議員御質問の内容について、現段階の状況を申しますと、本市の将来都市像については、その前提となる、まちづくりの基本理念の中で、子どもから高齢者まで全ての世代が水俣に生まれてよかった、水俣で暮らしてよかったと感じられるまちを築いていくことをうたっております。この理念に基づいて、現時点での、第6次総合計画における本市の将来都市像を、みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣といたしました。

次に、基本目標について、まちづくりの基本理念として、目指す将来都市像の実現を目指し、政策分野ごとに六つの基本目標を設定することとします。

順に申しますと、基本目標1、地域に根差した強い産業基盤づくり、基本目標2、豊かな心で未来に挑戦する人づくり、基本目標3、住みなれた地域で生き生きと暮らせるまちづくり、基本目標4、次代へつなぐ環境づくり、基本目標5、安全で安心して暮らせる生活基盤づくり、基本目標6、持続可能な行財政基盤づくりとする予定です。

また、人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに、本計画期間終了時の2026年度における本市の人口を試算すると、2万1,700人程度になると想定されます。今回、総合計画に掲げる各施策を推進していくことで、人口減少の幅を約3%緩和させ、2026年度の人口を2万2,500人と設定することとしています。

次に、総合計画における地域別計画についてどう対応し、検討し、対処したかとの御質問にお答えします。

今回の総合計画の中では、地域別計画の策定は予定しておりませんが、3月議会で議決をいただき、第6次水俣市総合計画策定が終了した後、その内容を市民と共有し、協働によるまちづくりを進めていくための場を設けさせていただきたいと考えております。

具体的には、市内を幾つかの地区に分け、総合計画の説明会とあわせ、身近な地域では何が課題で、その課題解決のためには何が必要か、また自分たちで何ができるかなどについて、参加者同士で話し合ってもらくとともに、その後の住民主体の地域づくり活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、村丸ごと生活博物館はどのようなものか、また現在の状況と課題についてどう対処しているかとの御質問にお答えします。

村丸ごと生活博物館は、地区の自然・産業・生活文化を守り育てるとともに、昔ながらの農山漁村の生活を、見て・食べて・体験していただく屋外型の博物館です。当該地区をそのまま博物館として活用することから、村丸ごとと冠しているところです。村丸ごと生活博物館に指定された地区は、まち（都会に住む来訪者）と、村（地元住民）との交流により、来訪者は生活の旅を楽しみ、地元住民は来訪者の反応を通して、村の価値を再発見することで豊かな村づくりを推進していくこととなります。

現在の状況と課題についてどう対処しているかにつきましては、現在の状況として、平成14年8月に頭石地区、平成17年2月に大川地区と久木野地区、平成19年3月に越小場地区の4地区が指定されているところです。

訪問者数につきましては、最も多かった平成20年度は4地区で1,430人でしたが、直近3年間の訪問者数は、平成27年度が179人、平成28年度が197人、平成29年度が161人となっております。村丸ごと生活博物館の取り組みは、以前から当該地区に暮らしている住民の心境に変化をもたらし、地区住民を元気にする効果がありました。しかし、課題として、近年は、生活学芸員、生活

職人の高齢化や体調不良等の事情により、案内ができる人材が不足するとともに、地区によっては後継者の確保が困難となっています。このような現状から、今年度、各地区に今後の展望や新たな取り組みの有無等について聞き取りを行っており、今後の村丸ごと生活博物館のあり方について、地域とともに検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 ホームページを見たんですが、余りにもまだ全体像がつかめませんでしたので、質問したんですが、これまでの第3次総合計画、環境と健康と福祉を大切にする産業文化都市づくり、第4次がエコポリス水俣、それから人が行き交い、ぬくもりのある活力ある環境モデル都市でしたが、みんなが幸せを感じる笑顔あふれるまちづくりということで、全協もありますので、そこで説明があるとは思いますが、環境というネーミングがなくなったような気がしております。これがこれまでにない新市長の高岡市長のカラーではないかというふうにも一方では受けとめております。

人口2万2,500人ということで、約3%の緩和ということですが、やはりこれを見ますと、人口減というのは経済の衰退、あるいは活力の衰退につながらなければいいかというふうに心配するわけですが、今後この具体的な歯どめ策に努力していただきたいと思っております。

計画の将来像といいますのも、時代の変遷によって変わるものと思っておりますが、まず、計画の策定に当たっては、市長、それから市役所が水俣市の現状と将来展望をよく見ていただいて、そして計画とプロセスを持ってつくっていくのが最も重要だというふうに思っています。その上に、市民の生の声を聞いて、市長の公約と整合性を持たせながら、最終的には市民がつくった計画にしていかなければならないというふうに思っております。

2点質問します。

これまで培われてきました環境モデル都市というのは、今後も継続されていくか、それについて質問します。

2点目に、水俣市の就業人口のうち、医療・福祉の就業者が就業人口の23.3%を占めているというふうなことで基礎資料で見たんですが、この現状をどう受けとめているか、この2点について質問します。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の質問にお答えします。

環境モデル都市という、環境が抜けているということでございますけれども、今、日本もそうなんですけれども、世界も含めて、この環境というのを抜きにして考えられることはないというふうに考えております。今さら、その環境という言葉を変えて表に出すということじゃなく、先日の答弁でもお答えしました。今は、もう世界SDGsという分野で進んできております。今後、本市と

しても、そのSDGsの取り組みに積極的に取り組んでいくという方向でございますので、環境はさらに進化させた取り組みということで、私どもは考えております。

それから、医療分野に関しての部分も、当然それだけ生産性といいますか、それだけの就業人口が多いと、当然そこには医療圏の問題であったり、そういった福祉関係の仕事であったりといったところが、今後そういったものの分野に関しましても、経済分野とリンクして、いろいろ発展をさせていかなければいけない部分というふうに考えておりますので、そこも経済と結びつけた中で、そういった医療・福祉関係の分野も連携してやっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（福田 齊君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 将来の都市像ということで、私が基礎資料を見ましたところ、産業別分類のところの、先ほどの数字を言いましたけども、平成27年度国勢調査によりますと、水俣市の就業人口数というのが1万1,196人です。それに対して、医療・福祉部門の就業者数は2,618人です。就業者数の、先ほど言いましたように23.3%を占めている。全国平均が27年度でも8.6%です。それから熊本県が16.2%、これらを見ましても、いかに水俣市の医療・福祉部門の比重が大きいかわかることがわかります。

平成23年、2005年の国勢調査の医療従事者数が2,212人から、平成27年には406人増加をしております。全国平均が8.6%ですから、いかに水俣市における医療・福祉部門の比重が大きいかわかることがわかります。

ちなみに、製造業の就業者数が1,844人です。16.4%。平成5年が2,191人の17.1%、人数にすれば347人の減少です。それから卸売小売業、これが1,664人、14.8%ですが、これ27年の国勢調査ですね、平成5年が2,051人ですから、18%から14.8%に減少してます。これはやっぱり水俣市の産業構造の劇的な変化だというふうに思うわけですね。東京経済大学の准教授の尾崎寛直氏の小論文を見たんですが、水俣の再生に向けてと題して、水俣市の医療・福祉の就業人口について、「このようにかなりの人がケアを専門にする第3次産業、いわゆるサービス業で生計を立てているわけです。高齢化率がますます高まっている中で、この流れは続くと思われま。たとえ病気になっても、障害を持っても、要介護者になっても、ほかに出ていく必要なく地域に住み続ける医療・福祉のネットワークを構築することは、水俣の重要なセールスポイントになるのではないかと。それは、水俣病を経験したまちだからこそ、福祉先進都市づくりであります。」ということですので、これが1つでございます。

それからもう一つは、水俣病問題に尽力された前市長の吉井正澄氏は、最近の著書の中で水俣市だからできる斬新な、大胆な構想を打ち出す大切な時期を迎えていると推察するとして、福祉先進地水俣を提唱しています。中略しますけれども、水俣市は人口1人当たりの病院数、それか

ら医師数、全国の中で最も高い地域である。老健福祉施設なども建設が、そのほかの福祉施設も建設が進んでいる。これから福祉施設の増加が市の人口の壊滅的減少を防いでいるのではないか。その上で、若者の増加は極めて厳しい現状であるが、かわりに高齢者人口の増加を図って、市の人口減少を食いとめることは決して不可能なことではない。こういうふう提言をされています。

私は、これを見ても、水俣市の将来像のポイントの一つのヒントになるのではないかというふうに思うわけですが、その考え方について質問をします。いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩阪議員の3回目の質問にお答えします。

医療・福祉分野が非常にウエートを占めてくるので、今後それに対してどう考えているかという、大まかに言うとそういう御質問だったかというふうに思いますが、先ほどもありましたように、産業別の就職者数を見ますと、この医療・福祉分野というのが23.3%、これはやはりそれだけ雇用者所得もそれだけ大きいということを意味しております、市民生活に密接に関連した一大産業といって過言ではないというふうに考えております。

そういった中で、当然一つの原因としましても、やはりそういう少子・高齢化等によって、そういう現象も起こっているのかなというふうな思いもいたしますけれども、今後は行政の枠を超えた取り組みというのにも必要になってくるというふうに考えておりますし、これは市民や地域はもとより、企業も連携をして、誰もが住みなれた地域で生き生きと暮らせるまちづくりというのを今後考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市のスポーツ行政のあり方について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、水俣市のスポーツ行政のあり方について、順次お答えします。

まず、第六次水俣・芦北地域振興計画平成31年度実施計画に示されている、スポーツで明るい豊かなまちづくりと人づくり（次世代育成）の推進とあるが、基本的な考え方はどのようなものかとの御質問にお答えします。

スポーツで明るい豊かなまちづくりと人づくり（次世代育成）を推進するため、基本的には三つの柱を考えています。

1つ目が、スポーツキッズサポーター事業などの、子どものスポーツ活動を支える体制づくりです。2つ目が、子どもから高齢者まで誰もが参加できる大会などを行う市民協働によるスポーツ活動の推進です。3つ目が、体育施設の計画的な維持補修と更新を行うスポーツ環境の整備で

す。これらに取り組み、スポーツを通して元気な水俣づくりを行っていきたいと考えています。

次に、水俣市スポーツ振興計画を策定してはいかがかとの御質問にお答えします。

スポーツ振興計画策定につきましては、水俣市総合計画の中にスポーツに関する振興計画を位置づけていますので、今のところ個別の策定は考えておりません。

次に、エコパーク水俣にある陸上競技場を公認の陸上競技場として認定を目指すべきと思うがいかがかとの御質問にお答えします。

エコパーク水俣につきましては、陸上競技場も含めて熊本県の施設でありますので、公認を得るかどうかは、熊本県で決定されることとなります。

○議長（福田 齊君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 私は今までスポーツ振興のあり方とか何とか聞いてきたんですが、今回はスポーツ行政のあり方ということで、全般について聞いたわけですが、水俣・芦北地域振興計画に載ってましたように、スポーツで明るい豊かなまちづくりと人づくりということでございました。しかも、次世代というのが括弧して入ってますので、私も期待はしてますけども、水俣市の場合は、国体が開催をされました。その後、カヌーの活用によって、選手たちも大きく伸びをしておりますし、総合型地域スポーツも民間の力でできております。今後、スポーツ全般にわたっての変容というのが、変わってくるというふうに先ほど申し上げましたけれども、これについては、全般から取り組んでいただきたいというふうに思いますが、まずこのスポーツ振興計画についての②なんですが、お尋ねします。

私はこれまでスポーツ振興計画策定については、策定することはない、する思いはないということなんですが、まさに門前払いなんですが、平成13年の12月に定例会で実は質問をしております。以来17年たったわけですけども、そういう意味からしますと、さっき言いましたように、多角的な立場から取り組む時代が始まっているんですが、スポーツ振興法の第4条第3項に、都道府県及び市町村の教育委員会はスポーツ振興に関する計画を定めるものとしてます。そうして、17年もたってるんですが、いまだかつてさっき言ったように、策定するつもりはないと。当時の答弁では、策定に当たっては、市民のニーズをしっかりと把握し、市民と水俣市として特色ある計画づくりを進めたいというふうに答弁してるんですね、執行部は。それが、しかも今度、市長の場合はスポーツに精通された市長だと思わすけれども、先ほどのスポーツの次世代に続く、スポーツで明るい水俣をつくると言いながら、何か後退したような答弁で、全く門前払いで残念に思ってます。

そういう意味で、もう一度この辺、子どもたちに夢のある、しかも健康、福祉、医療の面からも、スポーツは今期待をされてますし、しかもさっき市長がスポーツをたけられていらっしゃいますので、もうちょっと検討するというぐらい答弁ぐらいほしかったわけですが、それもないと

ということだから、まさに高岡市長になって、ますます後退したなという印象を否めないんですよ。本当に策定する意思がないのかが1点、それをまず尋ねます。

それから、エコパークの陸上競技場の公認資格なんですが、これは早急にできると思ってませんし、地盤沈下もあったりして、難しいかもしれませんが、やっぱり将来の構想として、私は取り組んでもいいんじゃないかなというふうに思っております。

ここでちょっと御紹介をしたいんですけども、日本陸上競技連盟の公認の陸上競技場というのは、1種から4種まで区分があります。エコパークは土質ですので4種に該当します。以前は4種はしないというふうになってたんですが、現在は土質でも4種に該当します。これは加盟団体の大会、記録会が開催でき、記録が公認をされます。4種になればですね。ちなみに、第1種は日本選手権とか、国民体育大会、日本陸連が主催する全国規模、あるいは国際的な大会などです。第2種が加盟団体や陸上競技選手権大会及び地方大会における主要な大会。第3種が加盟団体対抗競技大会です。さっき言いましたように、4種は加盟団体の大会、記録会が開催できる。この資格を取ることによって、走る子どもたちの、あるいは選手たちの記録が公認されるわけですね。現在、水俣市は何でかという、市民広場的な陸上競技場ですね、それでも、現地で使ってますから、それはそれでいいんですが、せっかくですので、将来に向けてぜひ取り組んでいただきたいという思いもしますけれども、その点が2点目の質問として。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩阪議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目なんですけども、法もあって、スポーツ振興計画を策定してはいかがかということなんですけども、この法につきましては、義務ではなくて努力規定となっておりますので、先ほども答弁いたしましたけども、スポーツに関する振興計画につきましては、総合計画の中に位置づけていますので、今のところ、問題なく機能していると考えているところでございます。

2点目なんですけども、エコパークを公認の陸上競技場に整備してはいかがかということなんですけども、今のところ、エコパーク水俣の利用者の方などから公認の陸上競技場に整備してほしいとの要望はありませんので、今のところ考えていないところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 岩阪議員。

○岩阪雅文君 残念ですね、確かに観光振興基本構想とか何とかと一緒に努力義務であるんですけど、せっかくスポーツに精通した高岡市長がこれだけの目標を掲げられるわけですから、やってみてもいかがかと思うんですが、まことに残念でございます。いたし方ないでしょう。

次に、陸上競技場の公認なんですが、さっき言いましたように、地盤沈下等もあって、あるいは設備とか、いろんな意味での準備が要るわけですが、私は施設の関係者に聞いたんですけども、施設の利用状況等について、上期と下期として熊本県に報告をされて、話し合いがあるそうです。

そうしますと、そういった競技場に関する要望だとか、意見だとかは、そのときにちゃんと届け出られるそうですよ。だからちゃんとした話し合いの場はあるわけですね、県の関係者とか。これまでも、参考なんですけど、あそこの駐車場がいろんな意味で狭いんで広くしてほしいということであったり、今は物すごく広がってますね。そういうことで、県にこういった機会に申し上げてお願いをするなり、あるいは要望するなり、意見を聞くことというのは可能だと思うんですけど、それでもだめだというふうに言われるわけでしょうか。それについて質問したいと思えますけれども。

県との交渉機会というのはあるはずですが、それでも公認資格とか何とか、すぐできるとは思いませんけども、そのことについて話す機会あるわけですけど、それでももう県の施設であるから、県が決定することだというふうにお考えですか。それについて質問したいんですけど。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩阪議員の3回目の御質問にお答えいたします。

先ほどと繰り返しになりますけども、今、エコパーク水俣の利用者の方から公認の陸上競技場に整備してほしいとの要望はありませんので、今のところ県への働きかけも必要ないというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時44分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第91号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第91号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第92号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第92号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第93号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第93号平成30年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第94号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第94号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第95号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福田 斉君） 日程第6、議第95号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第96号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(福田 斉君) 日程第7、議第96号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第97号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(福田 斉君) 日程第8、議第97号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第98号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(福田 斉君) 日程第9、議第98号平成30年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第99号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第100号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

日程第12 議第101号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議第102号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議第103号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第15 議第104号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第16 議第105号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第17 議第106号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第18 議第107号 工事請負契約の締結について

○議長（福田 斉君） 日程第10、議第99号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第18、議第107号工事請負契約の締結についてまで、9件を一括して議題とします。

議第99号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成30年12月13日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「」以下「育児短時間勤務職員等」を「以下「育児短時間勤務職員等」」に改める。

第10条第1項第3号中「運賃」の次に「等」を加える。

第14条の2の表中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第14条の7第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の110）」の次に「、12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の42.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加え、同条第3項中「これ」を「扶養手当の月額並びにこれら」に改め、同条第4項中「と、「合計額」とあるのは「給料の月額」を削り、同条第5項中「次条において同じ。」から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第14条の7第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考（一） この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額」を「100分の110) を乗じて得た額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

第14条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」を「100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

（水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

第8条第2項を次のように改める。

2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の4第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

第4条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の4第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

（水俣市長等の給与に関する条例の一部改正）

第5条 水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

（水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第7条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（期末手当）

第5条 議員に期末手当を支給する。

2 議員の期末手当の支給については、水俣市一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年水俣市告示第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第14条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において規則で定めることとされている割合は、同条同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

第8条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

（水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第9条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第10条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正)

第11条 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例(平成11年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」の次に「、老人福祉法(昭和38年法律第133号)」を加え、「による面接、調査等現業を行う」を「に基づいて、現業に直接従事した」に、「その従事した1月につき3,500円を支給する。」を「その従事した1日につき200円を支給する。」に改める。

第7条中「その従事した1月につき3,000円を支給する。」を「その従事した1日につき150円を支給する。」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第11条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の一般職給与条例」という。)、第3条の規定による改正後の水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)、第5条の規定による改正後の水俣市長等の給与に関する条例(次条において「改正後の市長等給与条例」という。)、第7条の規定による改正後の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(次条において「改正後の議員報酬等条例」という。)及び第9条の規定による改正後の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(次条において「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の一般職給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の市長等給与条例、改正後の議員報酬等条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の水俣市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第1号。以下この条において「平成28年改正条例」という。)附則第3条の規定に基づいて支給された給与を含む。)、第3条の規定による改正前の水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の水俣市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職給与条例の規定による給与(平成28年改正条例附則第3条の規定による給与を含む。)、改正後の任期付職員条例、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の議員報酬等条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

平成30年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第100号

平成30年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

平成30年度水俣市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,138,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算」補正による。

平成30年12月13日提出

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
17 繰入金		1,117,210	4,850	1,122,060
	1 基金繰入金	1,115,574	4,850	1,120,424
19 諸収入		379,732	674	380,406
	4 雑入	253,396	674	254,070
補正されなかった款に係る額		14,635,886		14,635,886
歳入合計		16,132,828	5,524	16,138,352

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		156,238	543	156,781
	1 議会費	156,238	543	156,781
2 総務費		2,011,901	2,645	2,014,546
	1 総務管理費	1,666,875	1,723	1,668,598
	2 徴税費	198,171	422	198,593
	3 戸籍住民基本台帳費	77,217	297	77,514
	4 選挙費	21,663	59	21,722
	5 統計調査費	16,492	33	16,525
	6 監査委員費	31,483	111	31,594
3 民生費		5,437,353	△1,711	5,435,642
	1 社会福祉費	3,142,665	△2,121	3,140,544
	2 児童福祉費	1,741,889	244	1,742,133
	3 生活保護費	552,799	166	552,965
4 衛生費		2,208,344	688	2,209,032
	2 清掃費	940,923	222	941,145
	4 環境対策費	181,321	466	181,787
5 農林水産業費		504,862	809	505,671
	1 農業費	246,806	637	247,443
	2 林業費	103,976	139	104,115
	3 水産業費	154,080	33	154,113
6 商工費		678,210	430	678,640
	1 商工費	205,407	430	205,837
7 土木費		1,546,175	1,167	1,547,342
	2 道路橋りょう費	606,088	647	606,735
	5 都市計画費	616,906	520	617,426
9 教育費		1,266,295	953	1,267,248
	4 社会教育費	476,091	561	476,652
	5 保健体育費	267,158	392	267,550
補正されなかった款に係る額		2,323,450		2,323,450
歳出合計		16,132,828	5,524	16,138,352

議第101号

平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,571千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,886,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月13日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 繰入金		291,804	△1,571	290,233
	1 他会計繰入金	263,163	△1,571	261,592
補正されなかった款に係る額		3,596,154		3,596,154
歳入合計		3,887,958	△1,571	3,886,387

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		72,269	△1,571	70,698
	1 総務管理費	34,482	△1,783	32,699
	2 徴税費	31,904	212	32,116
補正されなかった款に係る額		3,815,689		3,815,689
歳出合計		3,887,958	△1,571	3,886,387

議第102号

平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ355千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月13日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		153,978	△355	153,623
	1 一般会計繰入金	153,978	△355	153,623
補正されなかった款に係る額		254,665		254,665

歳 入 合 計	408,643	△355	408,288
---------	---------	------	---------

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		407,862	△355	407,507
	1 総務管理費	21,970	381	22,351
	2 徴収費	11,378	△736	10,642
補正されなかった款に係る額		781		781
歳 出 合 計		408,643	△355	408,288

議第103号

平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成30年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ761千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,613,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月13日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 繰入金		524,289	△761	523,528
	1 一般会計繰入金	524,289	△761	523,528
補正されなかった款に係る額		3,089,646		3,089,646
歳 入 合 計		3,613,935	△761	3,613,174

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		80,939	△761	80,178
	1 総務管理費	40,386	△792	39,594
	2 徴収費	10,289	31	10,320
補正されなかった款に係る額		3,532,996		3,532,996
歳 出 合 計		3,613,935	△761	3,613,174

議第104号

平成30年度水俣市公共下水道事業特会計補正予算（第4号）

平成30年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,070,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳

入歳出予算補正」による。
平成30年12月13日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		532,634	284	532,918
	1 繰入金	532,634	284	532,918
補正されなかった款に係る額		537,750		537,750
歳入合計		1,070,384	284	1,070,668

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		381,758	284	382,042
	1 公共下水道事業費	381,758	284	382,042
2 公債費		687,626	0	687,626
	1 公債費	687,626	0	687,626
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,070,384	284	1,070,668

議第105号

平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成30年度水俣市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成30年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 水道事業費	408,706千円	1,414千円	410,120千円
第1項 営業費用	374,237千円	1,414千円	375,651千円
第2項 営業外費用	31,874千円	0千円	31,874千円
第3項 特別損失	1,595千円	0千円	1,595千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,505千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,555千円」に、「当年度分損益勘定留保資金87,004千円」を「当年度分損益勘定留保資金87,054千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	363,460千円	50千円	363,510千円
第1項 建設改良費	318,617千円	50千円	318,667千円
第2項 企業債償還金	43,843千円	0千円	43,843千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条第1号中、職員給与費「106,735千円」を「108,199千円」に改める。

平成30年12月13日提出

水俣市長 高岡利治

議第106号

水俣市過疎地域自立促進計画の変更について

水俣市過疎地域自立促進計画を次のように変更することとする。

平成30年12月13日提出

水俣市長 高岡利治

同計画第5章第3節の表中

「

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 児童福祉施設			
	保育所	市内保育所更新事業 市内保育所の老朽化に伴う建替・改修等	水俣市	

を

」

「

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 児童福祉施設			
	保育所	市内保育所更新事業 市内保育所の老朽化に伴う建替・改修等	水俣市	
	(4) 認定こども園			
		認定こども園整備事業 認定こども園の新設、保育所、幼稚園からの移行等	水俣市	

に

」

改める。

(提案理由)

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第107号

工事請負契約の締結について

水俣市文化会館空調設備改修工事(機械設備)について、次のように請負契約を締結することとする。

平成30年12月13日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工事名
水俣市文化会館空調設備改修工事(機械設備)
- 2 工事内容
水俣市文化会館空調設備改修工事(機械設備) 1式

建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、4階建、1棟
延床面積：3,715㎡
空調機器工事、空調配管工事、空調ダクト工事等

- 3 工事場所
水俣市牧ノ内8-1地内
- 4 工期
平成30年12月25日から平成31年8月31日まで
- 5 契約金額
150,444,000円
(うち消費税及び地方消費税額11,144,000円)
- 6 契約の相手方
住所 熊本県水俣市古賀町二丁目5番29号
商号又は名称 飯塚・興南建設工事共同企業体
代表者名 飯塚電機工業 株式会社 水俣営業所
 所長 松尾 知徳
- 7 契約の方法 条件付一般競争入札(事前審査型)

(提案理由)

水俣市文化会館空調設備改修工事(機械設備)請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長(福田 斉君) 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第99号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成30年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第100号平成30年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ552万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ161億3,835万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、給与改定に伴う人件費の調整等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第17款繰入金、第19款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第101号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ157万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ

れ38億8,638万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費の調整を計上いたしております。

この財源といたしましては、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第102号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ35万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億828万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費の調整を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第103号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ76万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,317万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費の調整を計上いたしております。

この財源といたしましては、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第104号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ28万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億7,066万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款公共下水道事業費に給与改定に伴う人件費の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第105号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成30年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を141万4,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億1,012万円に、第4条に定める資本的支出の額を5万円増額して、補正後の資本的支出の額を3億6,351万円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的支出及び資本的支出に、給与改定に伴う人件費の増額を計上しております。

次に、議第106号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項に

において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであります。

次に、議第107号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第99号から議第107号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時53分 休憩

午後2時53分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第99号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから議第107号工事請負契約の締結についてまで、本9件について質疑はありませんか。

（「なし」「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ただ今提案がありました議第107号工事請負契約の締結について、質問をいたします。

本議案は9月議会で議会が否決をいたしましたことに伴って、改めて提案された議案というふうに認識しております。改めて審議をする必要がありますので、確認をさせていただきたいと思っております。

一点目ですけれども、契約の方法について条件付一般競争入札とあります。この条件付について、改めて説明をしてください。二点目に代表者名として飯塚電機工業株式会社水俣営業所所長松尾知徳様とあります。この松尾知徳様は水俣市民でしょうか。以上二点、質問いたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） まず一点目、条件付一般競争入札ということなんですけど、入札をしまして、今回JV一社のみが手を挙げられまして、競争入札じゃなかったものですから、手を挙

げられたところと条件面についていろいろ協議した結果、提示されたやつで契約をした。つまり条件付きの一般競争入札ということでございます。

それから二点目、水俣営業所所長松尾知徳様につきましては、水俣市民ではございません。

○議長（福田 斉君） 補足答弁がありますか。

関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 先ほどの追加で説明させていただきたいと思います。今回JVによるやつですので、JVにつきましては条件を付けて募集をしたということになりますので、条件付という言葉をつけさせていただきました。

○議長（福田 斉君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第91号から議第107号まで議案17件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、20日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、19日正午までに通告願います。本日はこれで散会します。

午後2時57分 散会

平成30年12月20日

平成30年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成30年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成30年12月20日（木曜日）

午前10時10分 開議

午後0時3分 閉会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
参 事（前 垣 由 紀 君）	参	事（上 田 純 君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総 合 政 策 部 長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福 祉 環 境 部 長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総 合 政 策 部 次 長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 次 長（松 木 幸 蔵 君）
総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第5号

平成30年12月20日 午前10時開議

- 第1 議第91号 専決処分の報告及び承認について
 専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第2 議第92号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第93号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第4 議第94号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議第95号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第6 議第96号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第7 議第97号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議第98号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第9 議第99号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第100号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第11 議第101号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議第102号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議第103号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第14 議第104号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第15 議第105号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第16 議第106号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第17 議第107号 工事請負契約の締結について
- 第18 陳第2号 「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について
- 第19 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務産業委員会
- 1 陳第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について
- 1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 厚生文教委員会
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第20 議第108号 教育委員会委員の任命について

第21 議第109号 人権擁護委員候補者の推薦について

第22 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から平成30年10月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び財政援助団体の監査結果の報告があり、事務局に備え付けてありますから御閲覧願います。

次に、小路貴紀議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に係る被選挙人名簿を議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（福田 斉君） この際、お諮りします。

小路貴紀議員から、さる12月12日の本会議における発言の中で、不適當な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、小路貴紀議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

平成30年12月12日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成30年12月19日

水俣市議会議員 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 福 田 斉 様

- 日程第1 議第91号 専決処分の報告及び承認について
専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議第92号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第93号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議第94号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第95号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第96号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第97号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第98号 平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第99号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第100号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議第101号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第102号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第103号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議第104号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議第105号 平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第106号 水俣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第17 議第107号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 陳第2号 「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について

○議長（福田 斉君） 日程第1、議第91号専決処分の報告及び承認についてから、日程第18、陳第2号「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情についてまで、18件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長田口憲雄議員。

（総務産業委員長 田口憲雄君登壇）

○総務産業委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第91号平成30年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、平成30年9月30日の台風24号等に係る災害復旧等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ782万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ159億8,838万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費などを計上している。

その財源としては、第17款繰入金、第19款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、災害対策費の時間外勤務における災害調査の内容についてただしたのに対し、台風発生時等に倒木による道路への被害の確認や危険箇所の調査などを行っているとの答弁がありました。

また、倒木の処分方法についてただしたのに対し、中間処理業者に運搬、処分をお願いしているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第92号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、婦人相談員への国の補助基準が改正され、一定の研修を修了した相談員に対する基準が新設されたことに伴い、基準に基づいた婦人相談員の報酬及び同様の相談業務を行う家庭相談員の報酬額を新設するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、一定の研修や資格の内容についてただしたのに対し、婦人相談員については、国としては、全国婦人相談員心理判定員研究協議会や、地方自治体または全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とした研修と定めている。また、家庭相談員につい

ては、市としては、児童福祉司の任用資格取得、要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修を修了した者を想定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第93号平成30年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、市庁舎建替事業、第5款農林水産業費に、林業・木材産業生産性強化対策事業、第7款土木費に、特殊地下壕対策事業などを計上している。

なお、財源としては、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、袋インター関連道路改良事業ほか7件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、スクールバス運転手派遣手数料ほか18件の追加を計上している。

地方債の補正として、災害復旧事業ほか3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新館・秋葉会館設備単独工事の内容と市民への影響についてただしたのに対し、新庁舎建設に向けた給水管、排水管の移設工事と電気設備工事であり、来年2月から4月まで工事を予定しているが、通行や駐車場の利用について制限が出てくることから、利害関係者への説明や市報、ホームページ等で広く市民に周知する予定であるとの答弁がありました。

また、牧ノ内・大迫線道路改良事業の完成予定時期についてただしたのに対し、現在の予定では平成33年度中で進めているとの答弁がありました。

また、特殊地下壕埋戻し用注入口設置工事の特殊地下壕の内容についてただしたのに対し、特殊地下壕とは戦時中に、旧日本軍や自治体が設置した防空壕のことであり、基準を満たせば、国の補助対象となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ531万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億7,038万4,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、公課費を計上している。

これらの財源としては、第4款繰入金をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、公共下水道事業企業会計システム導入委託の追加を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、議第97号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成30年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を159万3,000円増額し、補正後の収益的支出の額を4億870万6,000円に、第4条に定める資本的収入の額を1,045万円増額し、補正後の資本的収入の額を1億5,495万5,000円にするものである。

補正の内容としては、収益的支出には平成29年度簡易水道施設撤去工事負担金の精算に伴う一般会計への返還金を増額、資本的収入には生活基盤施設耐震化等国庫補助金の増額を計上している。

また、債務負担行為として、水道事業会計システムリプレース業務委託事業を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成30年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第100号平成30年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定に伴う人件費の調整等を計上している。

なお、財源としては、第17款繰入金、第19款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第104号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ28万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億7,066万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款公共下水道事業費に給与改定に伴う人件費の増額を計上している。

この財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第105号平成30年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成30年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を141万4,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億1,012万円に、第4条に定める資本的支出の額を5万円増額して、補正後の資本的支出の額を3億6,351万円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出及び資本的支出に、給与改定に伴う人件費の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第106号水俣市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、認定こども園に移行された幼稚園と保育園の数についてただしたのに対し、現時点で移行された幼稚園は1園、保育園は4園であり、今後、幼稚園2園が移行予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、平成30年6月から継続審査となっておりました陳第2号「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について申し上げます。

本件については、市民説明会はすでに実施されており、今後も市のホームページ等で周知していくとのことであり、反対であるとの意見や、今後も説明会を実施してほしいが、本陳情は、1回目の説明会の実施について求められていることから、採択しなくてよいのではないかと意見があり、採決の結果、賛成者がなく、不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第93号平成30年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、保育対策総合支援事業、第9款教育費に、小学校運動部活動社会体育移行関係経費などを計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、小学校運動部活動社会体育移行関連経費を計上している。

債務負担行為の補正として、ふれあい拠点づくり事業ほか3件の追加を計上しているとの説明

を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣病資料館防水改修工事の予算については既決予算であったが、西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）の国道3号の古城交差点の改良工事に伴い、ひばりヶ丘に設置していた資料館の案内看板の撤去、移設をしなければならなくなったため、既設予算の工事費を先に執行したとの説明であった。この案内看板の撤去等について、国の負担はないのかとただしたのに対し、看板の設置場所が国道3号の敷地にあり、移設の必要が出てきた場合は、市の負担で行うことを条件に占用許可を受けており、市の予算で移設をするようになったとの答弁がありました。

また、要保護・準要保護児童就学援助費の予算増額の内容をただしたのに対し、昨年度は対象者が113名だったが、今年度は135名となり、22名の増加に伴う予算増であるとの答弁がありました。

また、近年、対象者は増える傾向にあるのかとただしたのに対し、小学校でいえば、平成28年度が105名、29年度が113名、平成30年度が135名となっており、近年、増加傾向にあるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第94号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,407万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億8,795万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款 保険給付費に一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費を計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ42万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,393万5,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費において、介護保険指定事業者等管理システム導入委託料などを計上している。

これらの財源としては、第6款繰入金をもって調整している。

このほか、債務負担行為として、介護保険指定事業者等管理システム使用料を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号平成30年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為として院内清掃業務委託のほか19件の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、債務負担行為については、業務委託、借入、購入。また、来年5月1日の元号変更に伴い、システムのプログラム改修のためのものとの説明であったが、通常使われるシステムの改修業務は、他の契約で入札が多い中、随意契約等もあるのかとただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第100号平成30年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定に伴う人件費の調整等を計上している。

なお、財源としては、第17款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ157万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億8,638万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費の調整を計上している。

この財源としては、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第102号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ35万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億828万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費の調整を計上している。

この財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第103号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ76万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,317万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に給与改定等に伴う人件費の調整を計上している。

この財源としては、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第107号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年12月14日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第91号	専決処分の報告及び承認について 専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	承認	全員賛成
議第92号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第93号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
議第96号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第97号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第99号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第100号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第104号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第105号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第106号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決	全員賛成
陳第2号	「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について	不採択	賛成なし

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年12月14日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第93号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
議第94号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第95号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第98号	平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第100号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第101号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第102号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第103号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第107号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第91号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第92号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第107号工事請負契約の締結についてまで、16件を一括して採決します。

本16件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本16件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本16件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(福田 斉君) 次に、陳第2号「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 陳第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のある方を求める陳情について

1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(福田 斉君) 日程第19、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年12月14日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年12月14日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年12月13日

議会運営委員長 野中 重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第20 議第108号 教育委員会委員の任命について

日程第21 議第109号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（福田 斉君） 日程第20、議第108号教育委員会委員の任命についてから、日程第21、議第109号人権擁護委員候補者の推薦についてまで、2件を一括して議題とします。

議第108号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成30年12月20日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市栄町一丁目1番19号

氏 名 平尾 雅述

生年月日 昭和30年11月25日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第109号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成30年12月20日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市陣内二丁目16番23号

氏 名 坂本 欣也

生年月日 昭和33年3月25日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

議第108号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市教育委員会の荒木由紀子委員の任期が平成30年12月19日をもって満了となりましたので、後任に平尾雅述氏を任命したく、御提案申し上げる次第です。

同氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

次に、議第109号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、田中孝典委員が平成31年3月31日をもって退任となりますが、後任として坂本欣也氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、これまでも教育現場において人権啓発活動など熱意をもって取り組まれており、人権擁護委員として適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第108号及び議第109号について、順次提案理由を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本2件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第108号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第109号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

日程第22 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長(福田 斉君) 日程第22、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第8条第1項の規定により、水俣市の市長及び議会議員のうちから1人を、本議会議員において選挙するもので、地方自治法第118条の規定に基づき実施するものです。

それでは、ただいまから選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(福田 斉君) ただいまの出席議員は16人です。

次に、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩村龍男議員及び桑原一知議員を指名します。

候補者となる被選挙人はお手元の名簿のとおり、市長及び本市議会議員の計17人です。

投票については、単記無記名とし、投票用紙には、必ず被選挙人1人のみの氏名を記入願います。

白紙及び被選挙人以外の者を記載したものは無効とします。

法定得票数は、公職選挙法の規定により、有効投票数を定数の1で除した数の4分の1以上とされています。

それでは、ただいまから投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(福田 斉君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)。

○議長(福田 斉君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(福田 斉君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は議席番号順に行います。

念のため、再度申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名1人のみを記載願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各議員投票)

○議長(福田 斉君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)。

○議長(福田 斉君) 投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(福田 斉君) 開票を行います。

立会人のお二人は、開票の立ち合いをお願いいたします。

(投票点検)

○議長(福田 斉君) 選挙の結果を報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

高岡市長 8票

牧下恭之議員 8票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

(「議長」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 来年選挙がありますので、私は辞退したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長(福田 斉君) 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、牧下恭之議員より辞退の申し出がございましたけども、当選前の辞退で当選人をまだ確定できておりません。

それでありますので、くじによる当選人の確定の手続きをただ今からとりたいと思います。

くじの手順について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決めますが、引いたくじの番号の若い順に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。

高岡市長、牧下恭之議員、前の方をお願いいたします。

立会人岩村龍男議員、桑原一知議員の登壇をお願いします。

（市長 高岡利治君、牧下恭之君登壇。くじを引く。）

○議長（福田 斉君） くじの順番は牧下議員からお願いします。

（牧下恭之君くじを引き、続いて市長 高岡利治君くじを引く。）

○議長（福田 斉君） くじの結果を御報告いたします。

牧下恭之議員が当選のくじを引かれました。

牧下議員。

○牧下恭之君 辞退したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（福田 斉君） ただいま、牧下議員の方から当選の辞退を宣言されましたので、再度、選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（福田 斉君） 改めて繰り返しになります。

ただいまの出席議員は16人です。

次に、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩村龍男議員及び桑原一知議員を指名いたします。

候補者となる被選挙人はお手元の名簿のとおり、市長及び本市議会議員の計17人です。

投票については、単記無記名とし、投票用紙には、必ず被選挙人1名のみの方名を記入願います。

白紙及び被選挙人以外の者を記載したものは無効といたします。

法定得票数は、公職選挙法の規定により、有効投票数を定数の1で除した数の4分の1以上とされています。

それでは、ただいまから投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(福田 斉君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)。

○議長(福田 斉君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱点検。

(投票箱点検)

○議長(福田 斉君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は議席番号順に行います。

(氏名点呼)

(各議員投票)

○議長(福田 斉君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)。

○議長(福田 斉君) 投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(福田 斉君) 開票を行います。

立会人のお二人は、前の方をお願いいたします。

(投票点検)

○議長(福田 斉君) 選挙の結果を報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 13票

無効投票 3票

有効投票中

高岡市長 8票

野中重男議員 5票

以上のとおりであります。

したがって高岡市長が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高岡市長が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の

規定により当選の告知をします。

高岡市長、告知承諾の御挨拶をお願いします。

(「議長」という者あり)

○議長(福田 斉君) 高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会の議員に御選出いただきました。

謹んで承諾いたします。

今後、後期高齢者医療広域連合の適正な運営に努めてまいります。

○議長(福田 斉君) これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

(平成30年12月20日実施選挙)

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員被選挙人名簿

(市町村長)

氏 名
高岡 利治

(議会議員)

氏 名
小路 貴紀
桑原 一知
塩崎 達朗
谷口 明弘
田口 憲雄
岩村 龍男
高岡 朱美
田中 睦
牧下 恭之
松本 和幸
福田 斉
藤本 壽子
中村 幸治
岩阪 雅文
谷口 眞次
野中 重男

※議員は議席番号順に記載

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了します。

これで平成30年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午後0時3分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 谷口 明弘

署名議員 中村 幸治

平成30年12月第4回水俣市議会定例会（11月30日～12月20日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第91号	専決処分の報告及び承認について 専第13号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	11月30日	総務産業	12月20日 承認	
議第92号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	11月30日	総務産業	12月20日 原案可決	
議第93号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	11月30日	各 委	12月20日 原案可決	
議第94号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	11月30日	厚生文教	12月20日 原案可決	
議第95号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	11月30日	厚生文教	12月20日 原案可決	
議第96号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	11月30日	総務産業	12月20日 原案可決	
議第97号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	11月30日	総務産業	12月20日 原案可決	
議第98号	平成30年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	11月30日	厚生文教	12月20日 原案可決	
議第99号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	12月13日	総務産業	12月20日 原案可決	
議第100号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	12月13日	各 委	12月20日 原案可決	
議第101号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	12月13日	厚生文教	12月20日 原案可決	
議第102号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	12月13日	厚生文教	12月20日 原案可決	
議第103号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	12月13日	厚生文教	12月20日 原案可決	
議第104号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	12月13日	総務産業	12月20日 原案可決	
議第105号	平成30年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	12月13日	総務産業	12月20日 原案可決	
議第106号	水俣市過疎地域自立促進計画の変更について	12月13日	総務産業	12月20日 原案可決	
議第107号	工事請負契約の締結について	12月13日	厚生文教	12月20日 原案可決	
議第108号	教育委員会委員の任命について （平尾雅述君）	12月20日	省 略	12月20日 同意	
議第109号	人権擁護委員候補者の推薦について （坂本欣也君）	12月20日	省 略	12月20日 適任	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第82号	平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月31日	厚生文教	11月30日 認定及び 原案可決	
議第83号	平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月31日	総務産業	11月30日 認定及び 原案可決	
議第85号	平成29年度水俣市一般会計決算認定について	9月13日	一般会計 決算特別	11月30日 認 定	
議第86号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月13日	厚生文教	11月30日 認 定	
議第87号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月13日	厚生文教	11月30日 認 定	
議第88号	平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月13日	厚生文教	11月30日 認 定	
議第89号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月13日	総務産業	11月30日 認 定	

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	12月20日	水俣市長 高岡 利治	投 票

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月20日	総務産業	12月20日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月20日	厚生文教	12月20日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月20日	議会運営	12月20日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について	水俣市浦上町 3-93 中山 徹	総務産業	6月13日	12月20日 継続審査

陳第2号	「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について	水俣市陣内 1-10-33 山下 善寛	総務産業	6月26日	12月20日 不採択
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市栄町1丁目 1-25 北園 正人	総務産業	平成29年 6月22日	12月20日 継続審査